

官報 号外

昭和六十二年九月十九日

○第百九回 参議院會議録第十三号(その一)

昭和六十二年九月十九日(土曜日)

午後零時三十分開議

○議事日程 第十三号

昭和六十二年九月十九日

午前十時三十分 本会議

第一 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方財政充実に関する請願外五十六件の請願

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(藤田正明君) これより会議を開きます。

日程第一 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長村

上正邦君。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十九日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみその一環として、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置の観点をも踏まえ、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置として、所得税について、税率を緩和し、配偶者特別控除を創設する等により中堅所得者層を中心として負担の軽減及び合理化を行い、少額貯蓄非課税制度等を老人等に対する利子非課税制度に改組しその他の利子所得を源泉分離課税とし、また、時限的措置として、所有期間二年以下の土地等を譲渡した場合の譲渡益に対する重課の特例の創設等土地税制の改正等を行うとともに、取引所得税及び有価証券取引税について税率を一部改めるほか、加算税の割合を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十二年度一兆五千四百億円の所得税減税実施(法的措置済み分を含む。)による租税の減収額(増・減収相殺後)は、約一兆三千五百億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、税制改革問題は、現在における最重要課題であることにかんがみ、最近における国際化の進展等社会・経済の著しい変化、高齢化社会の到来等将来の我が国経済・財政の展望を踏まえつつ、国民の理解と信頼に裏付けられた望ましい税制の早期実現のため、鋭意検討を行うこと。

一、利子所得に対する所得税の課税の在り方については、見直し規定の趣旨を踏まえ、今後、制度の施行状況、国民の納税意識の動向の把握に努め、見直しが必要とされる場合には、総合課税への移行問題を含め、遅滞なく対応できるよう努めること。

一、一般の勤労者財産形成貯蓄契約から非課税の対象とされる勤労者財産形成住宅貯蓄契約等への変更については、これが円滑に行われるよう、取扱金融機関及び事業主等に対して適切な指導を行うこと。

一、医療費の支出の実態や医療費控除制度の趣旨を踏まえ、医療費控除のあり方について、適宜適切に検討を行うこと。

一、有価証券譲渡益課税について、本人確認や課税資料の収集のための実効ある制度が不可欠の前提であることに留意しつつ、適正、公平な課税の実現を期し、一層の検討を行うこと。

一、都市中心部に端を発した地価高騰等、現下の土地問題に適切に対応するため、土地政策の総合的な検討の一環として、土地税制についても

適正な負担に留意しつつ引き続き検討を行うこと。

一、法人税については、今後の税制改革の一環として、税率及び受取配当益金不算入・賞与引当金制度等の見直しについて引き続き努力するとともに、外国税額控除制度について早急に所要の見直しを行うほか、特別償却・準備金・税額控除等の租税特別措置について一層の整理合理化を推進すること。

一、複雑、困難であり、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、処遇の改善、職場環境の充実及び要員の二層の確保等につき特段の努力を行うこと。

所得税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年九月三日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

所得税法等の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみ、その一環として、所得課

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法等の一部を改正する法律案

税の負担軽減及び合理化とその財源措置をも踏ま

え、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を講ずるため、所得税法等の一部を改正し、たばこ消費税法、取引税法、有価証券取引税法、租税特別措置法等の一部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、所得税の税率構造を見直しの妥当性、マル優等非課税貯蓄制度の見直しを本改正案に織り込んだ理由、マル優等の適用対象となる老人の範囲を六十五歳以上から六十歳以上に拡大することの必要性、原則として総合課税とされている利子所得を一律分離課税とすることの当否、有価証券のキャピタルゲインを原則課税化するための所得捕捉体制確立の必要性、土地税制改正による地価高騰抑制の効果等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

本法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る利子非課税制度の対象となる老人の範囲を拡大すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案は、予算を伴うものであり、政府としては賛成いたしかねる旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して鈴木和美委員より、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事より、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、修正案及び原案に反対、自由民主党を代表して大浜芳案理事より、修正案に反対、原案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わって、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

たしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。丸谷金保君。

「丸谷金保君登壇、拍手」

○丸谷金保君 私は、日本社会党 護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案と同法衆議院修正案に對しまして反対の立場から、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案の同法修正案に對しましては賛成の立場から討論を行うものであります。

御承知のように、昨年、同日選挙の際、総理は、大型間接税と称するものは導入しない、つまり増税はしない、中堅サラリーマン層の負担を軽減する、つまり減税はする、という甘い言葉で国民を喜ばし、通常国会で売上税とマル優で手痛いしっぺ返しを受けたのであります。

そこで、今度は手法を変えて、衆議院に設置された税制改革協議会における協議を見守るとしながら、協議継続中であり、いまだ最終的な結論を得るに至っていないにもかかわらず、マル優廃止等の法案を再度提案してきたのでございませう。法案の趣旨説明では、「国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみ」としてありますが、国税全般にわたる改革を明らかにしないで、その一環としてなせ今回の法案が出されてきたのか全く不明であります。

以下、政府案等に対する具体的な反対理由を申し上げます。

第一は、マル優の原則廃止。

そもそもマル優廃止等は、さきの国会で廃案になり、与野党の間で次の臨時国会には再提出しない旨の確約がされておりました。総理は、今回のマル優原則廃止は関連法案ではないとしばしば答

弁しておりますが、それならば、なぜ前国会で売上税等の法案の施行期日を関連法案であると称して一括して提案したのでありましょうか。大蔵大臣、前回は関連法案であり、今回は関連法案でないというふうな、こういう手品のようなことが果たしてこれでよろしいのでしょうか。前回は関連法案だから一括して六本施行期日とする、今回は関連法案でないのだからマル優は別途なんだ、こんな理屈は断じて承服することができません。

しかも、財源措置の必要性を理由に、所得税減税とセットで提案されておりますが、マル優の廃止は当面、財源措置として余り見込めず、セットで出してくる必要は全くなかったものであります。これは大蔵委員会ではしばしば指摘された具体的な数字によって明らかであります。マル優の廃止につきましても、税制改革協議会でも与野党の合意は形成されておらず、継続課題となっているではありませんか。

政府は、マル優を廃止する理由として、貯蓄優遇の必要性がなくなった、あるいは不正利用が多過ぎる、ということを挙げておりますが、そのどちらも全く理由にはなりません。貯蓄をする理由は、社会保障や教育に対する公的保障の不十分さに起因しております。高齢化社会の今後の進展を考えれば、若いうちから貯蓄をする必要性は高まりこそすれ、減じたなどということとは断じて言えないのであります。年金では食えない。若い人も将来のことを心配しております。

それから、不正利用。これだけコンピュータシステムが完備されてきたのでありますし、不正利用をチェックするため一億番番制などということを書かないでも、氏名、年齢、住所、性別とを明らかにすることで限りなく一〇〇％に近いチェックは可能であります。

先日ある保険会社へ出かけましたが、そこで聞いてきたのによりますと、一会社が八百万人の名寄せ、九九・九％こうした方法で実現しております。まして政府が、一億やそこらの国民をコン

ピューターに入れてできないはずがありません。一生懸命保険会社でも八百万人やっているのです。その十倍ぐらい政府ができないことはない。

さらにまた、一律分離課税は、資産性所得に対しても総合累進課税を適用していくという公平な課税の理念に逆行するものであります。総合課税にしておけば、所得のない者、少ない者は一たん利子税等で納めたものでも戻ってくる道が残されていることは、私が大蔵委員会でも具体的に金額を挙げて質問をいたしております。今回の分離課税はその道さえ閉ざしております。私どもが今回のマル優廃止が高額所得者を利用する不公平の拡大であると断じているのはこういう点からであります。

第二に、減税額が国民の期待から大きくかけ離れていること。

我々は、今年度最低二兆円の減税を主張しておりますが、一兆五千億円余りでは決定的に不十分であり、しかも、その額の根拠さえ不明確であります。扶養控除の引き上げを行うなど、中低所得者層の負担の軽減をもっと大胆に追求すべきではありませんか。

第三に、土地譲渡所得や有価証券譲渡益など、いわゆるキャピタルゲイン等に対する課税の強化が不十分であります。

法人税関係を初め不必要な特別措置、優遇措置が温存されたまま、不公平税制の徹底的な是正がなされていないのであります。キャピタルゲインに対する課税、これらは公平の立場からいってもぜひ早く手をつけなきゃならないのに、こういうところを残しておき、そして弱い者いじめのマル優廃止です。

第四に、勤労者財形貯蓄。

この非課税措置について、いわゆる一般財形を年金財形や住宅財形と区別し一律分離課税を実施しようとしておりますが、財形貯蓄の必要性は弱まっておらず、また、一般財形をのみ他の財形貯蓄から区別する合理性は全くないのであります。第五に、医療費控除。

足切りの引き上げは弱者いじめの典型です。この措置は、給与所得者にも実額控除制度を認めた政府税調答申よりもはるかに後退した特定支出控除とあわせて、源泉徴収を受ける者の申告への道を狭めたものであります。

第六に、たばこ消費税の特別措置。

こうした財源あさりの処置を二度と延期しないとなぜ約束できないのでありましょうか。全く無責任な態度と言わざるを得ません。

第七に、税制改革の全体像。

政府は、今後どのように税制の抜本改革を進めていくのか全く明らかにしていません。政府は、抜本改革については税制改革協議会の協議を見守ると言うだけで、税制改革の構想を示しておりません。それでいて、どうしてその一環として今回の法案が出されてきたのでありましょうか。高齢化社会と直間比率の問題のみ強調している政府の態度からすれば、変形売上税ないし新型間接税の導入以外念頭にないと言われても仕方がないのであります。

次に、我が党などが共同で提案しております修正要求についてであります。以上に若干申し述べました政府提案の所得税法等の一部改正案と本法の衆議院での修正案の欠陥を補うための必要最小限の措置であり、四項目の修正案はぜひとも成立させるべきものであることを申し上げ、私の討論を終ります。(拍手)

〇議長(藤田正明君) 梶原清君。

〔梶原清君登壇、拍手〕

〇梶原清君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております所得税法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

我が国の税制は、シャープ勧告に基づいて構築されてから既に三十七年を経過し、この間、社会経済情勢が大きく変化しているにもかかわらず、現行税制がそれに対応できず、所得税を初め直接税、間接税の全般にわたりますまざまやがみ、ひ

ずみが生じており、このため国民の間に税に対する不公平感、重税感が高まっております。

このような国民の声にこたえるため、我々は慎重な議論を重ね、その結果を踏まえて、さきの国会に公平、公正、簡素、選択等の理念に基づいた所得税、法人税の大減税と売上税の導入、マル優の改組と内容とする抜本的な税制改革案が提案されたところでありますが、改革内容が国民に十分理解されないままのよう経過をたどったことは、まことに遺憾と言わざるを得ません。

そして、税制改革は、衆議院議長のおっせんに基づいて設置された与野党の税制協議会の場に移され、十二回にわたって協議が行われました。この場において各党とも税制の抜本改革の必要性はひとしく認識するところとなり、中堅所得者層の負担軽減に配慮した減税の先行実施と、そのための恒久財源の確保の必要性について合意を見たものの、具体的内容については意見の一致を見ることはできなかつたところであります。

しかし、所得税減税の六十二年度実施は、国民的世論であると同時に国際的公約でもあります。そのため、今回の改正案では、抜本的改革の一環として、当面緊急を要する改革に限って提案がなされており、責任政党の立場からも時宜を得たものと高く評価するものであります。

また、税制改革が国民的最重要課題との認識のもとに、野党の主張にも真摯に耳を傾け、衆議院段階での修正により、所得税減税の規模を当初よりも二千四百億円積み増すことにより、総額一兆五千四百億円としており、さらに地方税の住民税減税をも加えますと、二兆円を超える減税となるものであります。我が国の財政状況を勘案すれば、政府・与党として最大限の努力を示し、国民の要望にこたえ得るものと確信するところであります。

そこで、改正案の具体的内容を見てみますと、第一は、所得税負担の軽減及び合理化についてであります。

すなわち、税率構造については、最低税率の適用対象所得の範囲を拡大し、税率適用区分を十五段階から十二段階として累進の緩和を図っており、中堅所得者層の負担増感の緩和を図るため、現在、現在の累進性の高い税率構造を改めて、その累進性を思い切つて緩和する必要がある、今回はその点では十分とは言えないものの、その方向へ第一歩を踏み出したものとして評価できるものと考えます。

また、新たに十六万五千円の配偶者特別控除を設けるとともに、給与所得者に対して特定支出控除の特例を創設することにより、申告納税の道を開くこととしておりますが、これは、いわゆる片稼ぎ夫婦と共稼ぎ夫婦との間の負担のバランス、あるいは給与所得者とその他の所得者との間の税負担の不均衡感の解消が求められていることなどから見て適切な措置と言えます。

第二は、利子課税制度の見直しであります。

現在、我が国の個人貯蓄残高は四百兆円を上回っておりますが、その七割は利子優待、郵便貯金等の非課税貯蓄であります。そのため、利子所得に対する課税が給与所得、事業所得など他の所得に對する課税と均衡を失したものとされており、また、非課税貯蓄制度は、過去においては貯蓄奨励政策として一定の意義を持っておりますが、我が国が世界一の資本輸出国となった現在、その必要性和合理性は薄れております。加えて、非課税貯蓄制度の不正利用も高額所得者層の悪用が大部分と言われております実態を考え、改正を行ったものであります。

すなわち、この制度を社会的弱者と言われる老人、母子家庭等に対する非課税制度として存置するとともに、その他の利子所得に対しては、税制の金融に対する中立性、国民にわかりやすい簡素という観点から一律二〇%の分離課税としたもので、実質的公平にかなったものと言えます。所得税本来のあり方からすれば、総合累進所得課税制度が望ましいではありますが、総合課税化のた

めの執行体制の整備には時間を要することや、金融商品間の中立性等から見て、当面の措置としては妥当と考えますが、なお利子課税のあり方については、衆議院において、必要に応じ五年経過後に見直しを行うことを盛り込んでいただいております。

第三は、土地税制と有価証券の譲渡益課税についてであります。

最近の都市中心部に端を発した地価の高騰等にかんがみ、キャピタルゲインに対する課税のあり方という点でも、土地の供給を促進する一方、土地投機等の仮需要を抑制するという点でも、土地税制の見直しは緊要であります。今回の法案では、所有期間二年以下の土地等の譲渡をした場合の譲渡益に対して重課の特例を設けるとともに、長・短区分の十年から五年への見直しが行われております。無論、税制が土地政策に対して果たす役割には一定の限界があることは否定できないところでありますが、今日の土地問題を考えますと、速やかな実施が望まれていたところであります。

また、有価証券譲渡益課税については、先物取引による所得をその課税対象に加えるとともに、政令改正によっていわゆるキャピタルゲイン課税の強化を図ることとしておりますが、これらは課税の公平確保の観点から妥当な措置と考えます。

以上、改正案の内容に賛成の立場から数回のポイントに限りて意見を述べましたが、今回の改正は抜本的改革へ向けての第一歩であり、まさに税制改革の道筋を立てたものと言えましょう。そして、今後とも税制改革の歩みは続いていくわけであり、基本的には所得、消費、資産といった課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系が組み立てられる必要があります。したがって、今回見送られた間接税の改革についても、公平、簡素、中立の観点からその見直しを進めることが必要ではないかと考えるものであります。

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法等の一部を改正する法律案

最後に、国民の理解と信頼に裏づけられた税制改革が今後とも進められることを切望して、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) 堀出啓典君。

〔堀出啓典君登壇、拍手〕

○堀出啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に反対討論を行うものであります。

本法案に反対する主な理由の第一は、本法案が国民の政治不信を大幅に増大させているからであります。

申すまでもなく、税制度は、一たび決定すれば、国民は命の次に大事だと言われるお金を税金として納めなければなりません。もし納めるべきものを納めなければ、脱税として罪になるのであります。それだけに、税制の改革は、税金を取る側の論理のみを優先させるのではなく、納税者たる国民の理解と協力を得つつ最大限の慎重さが必要であると思ひます。

ところが、本法案の提出は、さきの通常国会で示された売上税関連六法案に対する国民大半の反対の意思を無視し、また、与野党国会対策委員長会談の合意や、税制改革協議会の合意を踏みにじるものであり、国民の政治不信を増大させ、まさに歴史に残る一大汚点と言わなければなりません。

特に政治、自民党の提出した資料は、すべての階層が減税の恩恵を受けるというものであり、真実を国民に知らせようとしておりません。今回の改正は、長期的に見れば増減税はほぼ同額で、減税となる人たちがあれば、一方、増税になる人たちのいることは当然であります。例えば、六十歳で退職し六十五歳未満の人は減税の恩恵なく、一方、マル優廃止による増税があるのみであります。私は、このような人々への配慮を欠き、い点ばかりを宣伝し、悪いところを明らかにしないという姿勢は、納税者の心を無視したものであり、断じて賛成できません。

反対理由の第二は、所得税減税の規模がおよそ国民の期待するものから大きくかけ離れているとともに、減税内容が明らかに高額所得者優遇となつていふ点であります。

昭和五十年代に入つて所得税減税が行われたのは、五十二年と五十九年だけであります。この間の名目所得の伸びを上回る税負担の増加によつて、国民の重税感はずっと累積し、もはや負担の限界に達しております。また、このたびの所得減税は、国際経済摩擦の解消と内需拡大を目指す緊急経済対策の一環であり、その規模はかなり大きいものが求められておりました。本法案の減税規模はまことに少なく、一方、マル優廃止が無理やり押し込まれ、国民の期待を大きく裏切るものであります。

中曽根首相初め政府は、我が国の高額所得者の税金は世界で最も高い、このままでは高額所得者は意欲をなくし海外へ逃げてしまつたとたびたび言明しております。我が国の税制はそんなに高額所得者に高いのでしょうか。外国へ逃げる人がそんなにいるのでしょうか。税制は、ただ所得税の税率のみをもつて比較するのではなく、総合的に比較すべきであります。

我が国は、欧米主要国で行われている総合課税を行わず、安い税率の分離課税や、また、株式等のキャピタルゲイン原則非課税はそのままであります。このような事実を手に触れず、高額所得者の大幅減税のみを優先した本法案には、断固反対するものであります。

反対理由の第三は、マル優制度原則廃止は不公平税制是正という国民の声に逆行するものであるからであります。

本法案は、今まで無税であった少額貯蓄者の預貯金利子から二〇%もの税金を取り、今まで三五%の分離課税であった高額貯蓄者の利子に対する税率を二〇%に軽減しようとするものであり、これは明らかに金持ち優遇、不公平の助長であり、断じて賛成できません。

また、今日、財テクブームの中でキャピタルゲインに対する課税は依然として原則非課税のままです。このような国民の目から見て明らか不公平税制には、徴税の難しさを理由に全く努力せず、少額貯蓄の利子に課税し、医療費控除の足切り限度額の五万円を十万円へと引き上げるなど、税収増の意図のみが優先している本改正案は、断じて認めるわけにはまいりません。

最後に申し上げたいことは、最近自由民主党首脳が、各地において、間接税導入の必要性を述べているのを見聞きするわけにはまいりません。今回の本法案で示された、広く薄く課税し、高額所得者の税金を大幅に安くするという方向の延長にあるのが大型間接税の導入であります。不公平税制の是正に手をつける努力もせず、取りやすいところから取るという徴税側の倫理のみを優先させる大型間接税の導入をめぐむことは、まさに国民の声に背くことであり、断じてやるべきでないことを強く警告し、討論を終わります。

○議長(藤田正明君) 橋本敦君。

〔橋本敦君登壇、拍手〕

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案などに反対の討論を行います。

このマル優廃止法案は、国民の反対がますます広がっている重要な法案であるのに、参議院においては会期末を目前に十分の審議期間が保障されず、そのため廃案とされるべきことが明白であつたものであります。しかるに、九月四日、我が党の反対を押し切つて本会議で強行され、慎重審議を尽くすことなく、異例のスピードで成立させられようとしています。この事態に対し、まず私は断固として抗議するものであります。

そもそもマル優の廃止は、周知のように、中曽根総理の明白な公約違反であります。一国の総理が国民の前で「やらないと言つたらやしません。この顔がうそをつく顔に見えますか。」とまで大見えを切つてマル優廃止はしないと断言しておきながら、レーガン政権との約束やサミットでの発言を優先させ、国民との公約は平然と踏みにじつて省みないなどということは、総理としてまことに無責任きわまるものであります。そのため、このマル優廃止法案は、さきの一斉地方選挙で国民の厳しい審判を受け、前国会で売上税法案とともに廃案となつたのはけだし当然であります。

ところが、このように主権者である国民の審判により一たん廃案となつた悪法がまたぞろ息を吹き返すなどということは、およそ政治としてあり得べからざる異常なことと言わねばなりません。我が党は、このようなマル優廃止法案は断じて認めることができないのであります。

次に、具体的に反対理由を述べます。

まず第一は、政府の所得減税なるものとマル優の廃止は、庶民いじめ、資産家優遇以外の何物でもないこととあります。

大蔵省は、給与所得者の三七%にすぎない専業主婦控除適用世帯を例に挙げて、すべての階層で差し引き減税になるかのように描いています。しかし、ほとんどの共働き世帯や独身勤労者は増税になり、年収五百万円台の平均的な共働き世帯では二万数千円もの増税になることは、政府も認めたところであります。

そもそも、勤労国民の貯蓄額は平均で約七百万円、しかし一番多いのは約二百万円で、国民の大多数はマル優枠にすら遠く及ばないのであります。それにもかかわらず、政府は、目利し程度の減税と引きかえに、わずかばかりの利子にいきなり一律二〇%もの課税を強い、それこそ庶民が生活の切り詰めて老後や子供の教育などのために蓄

立させられようとしています。この事態に対し、まず私は断固として抗議するものであります。

三三〇

えた預貯金に対し、むごい増税をしようとするのであります。

他方、高額所得者の利子所得に対しては、本来なら総合課税にすべきであるにもかかわらず、逆に現行の三五％を二〇％に引き下げ、加えて所得税の最高税率も七〇％から六〇％へ大幅な減税を行おうとしています。これでは、税制の基本である応能負担や総合課税の原則に反するとともに、所得の再分配機能を破壊し、不公平税制を一層拡大するものと断ぜざるを得ません。

第二は、政府がマル優廃止の口実としている論拠がことごとく破綻したことであり、

中曽根首相は、マル優制度は貯蓄への国の補助金で外国には例がないと、こう言いましたが、フランスにもイギリスにも利子非課税制度が存在することが明らかになりました。また、今の円高や貿易黒字の原因は貯蓄が多過ぎるからだというアメリカなどの批判があるとの口実も、我が党の追及に対し宮澤蔵相自身が、貿易摩擦の解決になるかどうか、実証的にははっきりしませんが認めざるを得なかったものであります。

さらに、不正利用防止論についても、我が党が明らかにしたとおり、国税庁の事務管理センターにおけるコンピュータによる限度管理によって技術的に不正利用防止は可能であり、そのための費用の試算もなされているのであります。そもそも不正利用をしているのは一部悪質資産家であって、国税庁も認めているように、圧倒的多数の庶民は不正利用するだけの貯蓄などありません。

ところが、他方、総理が七月十五日の衆議院予算委員会において、「利子について二〇％払っていただければもう追及しません。今までは不正をやっていた人たちは恐怖心でやっていたでしょう。しかし、今度はもうそのことは正しいこととなるのです。」とまで答弁しているように、大資産家にとっては偽名や架空名義による預貯金は野放しになり、その結果、脱税や相続財産隠匿などを公然と容認しようとしていることも明らかになった

のであります。

第三は、マル優廃止以外にも勤労国民に対しては全く思いやりのない改悪を強行しながら、当然なすべき不公平税制の是正は放置していることであります。

すなわち、医療費控除の足切り限度額を五万円から十万円に引き上げ、このため大部分の世帯の所得から医療費控除を事実上適用外とし、これで百億円もの増収を図ろうとしています。また、政府の責任である最近の異常な地価の高騰は野放しにしながら、来年は固定資産評価額の引き上げがなされようとしている中で、登録免許税を一挙に五〇％も引き上げ、これで平年度二千億円もの増収を企てています。

一方、最近の財テクブームで株式や公社債取引が一兆円の一万倍、一京円にも達し、国民はキャピタルゲインの原則非課税制度を改めるように強く求めています。それにもかかわらず、政府はこれには積極的に取り組もうとせず、逆に有価証券取引税の税率を大部分引き下げようとしておられるのであります。また、三菱商事や日商岩井など七大大社は、外国税額控除によって一九八五年度法人税はゼロ、一九八六年度はわずかに百三十三億円にすぎませんが、この外国税額控除についてもメスを入れずに放置しているものであります。これは国民が納得できるはずがありません。

最後に指摘しなければならぬことは、このマル優廃止法案に続いて、政府・自民党は、税制改革協議会を最大限に利用して次の新大型間接税の導入を画策していることであります。

しかしながら、この税制改革協議会は、国会を構成する公党である我が党を不当に排除し、国政の重要問題である税制問題を非公明の密室協議で進めるなど国会の形骸化を深め、議会制民主主義をじゅうりんするものであります。さらに重大なことは、直間比率の見直しを目的とする議長あつせんを受け入れて、公約違反の新大型間接税に道を開くものであります。

事実、公約違反で既に国民的審判が下ったマル優廃止が、事あるうに浮上り成立させられようとしている最大の仕組みがこの税制改革協議会であつたことは、これまでの経過がはっきり示しているではありませんか。

我が党は、このような税制改革協議会を直ちに解散するよう強く要求するものであります。そして、マル優廃止の撤回をあくまで要求するとともに、大軍拡のために国民を犠牲にするいかなる大型間接税の導入にも断固反対するものであることを強く表明して、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(藤田正明君) 三治重信君。

〔三治重信君登壇 拍手〕

○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております所得税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

反対する第一の理由は、本案が抜本的改革には値しない小手先だけの改革にとどまっており、税理念の確立や将来へのビジョンが欠落している点であります。

本来の税制改革は、産業・就業構造の変化、経済取引の国際化など社会情勢の変化に即応した税体系をつくることであると思うのであります。所得税の税率は、現行十五段階から十二段階へと簡素化されることになっておりますが、生涯にわたって税負担を平準化するためには、この程度の税率緩和では不十分であります。将来的には六段階程度への改革が必要だと考えますが、何らその手順が盛り込まれていないのは遺憾であります。

反対する第二の理由は、減税の規模が小規模なものにとどまっているという点であります。勤労者の努力や企業の合理化などによって、我が国経済にはようやく回復の兆しが見え始めております。しかし、政府の無為無策によって引き起こされた円高不況の後遺症は、いまだ多くの産業に塗炭の苦しみを味わわせております。また、我

が国の貿易黒字は依然として巨額に達しており、米国を中心に世界じゅうで日本たたきのあらし吹き荒れているのであります。

我々民社党は、国際公約である内需拡大を推進するためにも、所得減税を先行させ、住宅や教育費の負担に苦しみ、重税にあえぐ中堅サラリーマンを救うために、少なくとも二兆円の所得減税を実施せよと主張してまいりました。このような我々の要求を退け、政府・自民党はわずか一兆五千四百億円の減税しかできないと突っぱねたのであります。

政府・自民党は財源がないから大幅減税はできないと反論しておりますが、これには納得できません。補正予算に回る分を差し引いても、昭和六十一年度決算剰余金は約一兆三千五百億円あります。また、NTT株の売却益は、国債整理基金への繰入額と補正予算に充てる額の両方を差し引いても、およそ二兆五千億円という額になります。これを合計すれば、実に三兆八千五百億円の減税財源を賄えるはずであります。にもかかわらず、国民の期待を裏切り、中途半端な減税しか行わない政府・自民党のやり方は断じて容認できないのであります。この程度の減税では、内需拡大に役立つことも、勤労者の生活を向上させることにもつながらないことは明らかであります。

反対する第三の理由は、マル優制度の廃止が行われる点であります。我々は、マル優制度の不正利用の是正も含め、不公平税制全体の論議を展開せよと強調してまいりました。しかし、中曽根内閣は不公平税制の是正に取り組みすることもなく、マル優制度だけを悪者にし、廃止を強行したのであります。これは安易に財源を確保しようとするずさんな方法と言わざるを得ません。私は、マル優制度は存続させるべきであり、廃止には断固反対いたします。

反対する第四の理由は、総合課税の道が開ざされた点であります。昭和二十四年、シャープ勧告という名の税制改

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 地方交付税法の一部を改正する法律案外一件

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十九日
地方行政委員長 谷川 寛三
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実を図る等のため昭和六十二年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行により、昭和六十二年地方交付税の総額は、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に計上された額九兆八千八百九十三億六千七百九十九万二千二百六十六円を減額し、昭和六十一年度精算額のうち五千七百六十六億円を加算した十兆二千三百九十三億六千七百九十九万二千二百六十六円となる。

附帯決議

政府は、左の事項について善処すべきである。
一、地方交付税総額の長期的安定確保のため、地方交付税法第六条の三第二項の主旨に鑑み、地方交付税の対象税目の拡大等を含め、一般財源の安定充実を図ること。また、財政基盤の脆弱な地方団体の公債負担比率の上昇に対処できるよう財源措置を充実すること。
二、国庫補助負担率の暫定措置が三年間であることに鑑み、補助負担率を更に変更しないこと。

また、国民健康保険事業等の健全化を図るため、国庫補助負担金の充実を図るとともに、地方財政への負担軽減は一切行わないこと。特に、退職者医療制度の見込み違い等による影響額は、国の責任において補てん措置を講ずること。

三、昭和六十二年地方財政対策については、地方財政運営に支障を来さないよう第二次補正予算等において的確な措置を講ずること。
なお、道府県民税利子割の実施時期が昭和六十三年四月一日からとなることに伴い、いわゆる財対臨特の本年度分について所要の措置を講ずること。

四、今後、補正予算による公共事業及び地方単独事業の追加に際しては、事業の確実な進捗を図るため、借入金が増大しないよう財政措置に留意すること。
なお、N T T株式売却収入の活用による無利子貸付に当たっては、一般の公共事業の場合と同様、地方公共団体の負担分に対する的確な財源措置を講ずること。

五、円高・構造不況による失業・雇用不安の拡大と地域経済社会の停滞を是正するため、不況地域における産業の振興と雇用の創出を確保し、地方公共団体の財政の安定化に資するよう財政措置の充実を図ること。

六、地方公営企業の健全化と経営基盤の確立を推進するため、経費負担区分を検討し、一般会計からの的確な繰入れに努めること。

七、地方公務員の週休二日制の推進を図るとともに、土曜閉庁の検討を進めること。また、事務事業の民間委託については、住民サービスの低下を招かないよう配慮すること。

右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

なくてはなりません。その上で、国民が切に求める不公平税制の是正を改革の出発点とすることであり。そのためには、有価証券、土地、利子に対する課税、法人の租税特別措置等について抜本的な見直しを行うことが必要であります。

また、新しい課税には沈黙を守って、選挙で勝ったからといってなし崩しの事を運ぶやり方は余りにも横暴と批判せざるを得ません。
また、税制は、二十一世紀を展望しつつ、包括的な体系を議論する壮大なテーマであります。したがって、国民各層の参加と合意を認めるもので

この上、さらに今度のマル優廃止による一律分離課税が追い打ちをかけ、総合課税を完全に骨抜きにすることになったのであります。これは資産所得を所得税から分離し、税の公平を損なうものであります。このように所得税は勤労所得のみで総合課税となり、資産所得は所得税体系から外されるという重大な不公平を生むことになり、絶対に認められるものではありません。
反対の第五の理由は、勤労所得における申告納税の本格的な改革が見送られた点であります。

我が党は、サラリーマンにも申告納税の道を開き、必要経費を認める制度をつくるよう強く主張してまいりましたが、本案に盛り込まれていない措置は、何ら実効性のない名目だけのものとなっております。申告納税を必要とするサラリーマンを失望させ、課税の公正を図るという意義が失われたのであります。

以上、反対理由を述べましたが、最後に、税制改革の段取りを意見として述べておきたいと思ひます。
新しい税制は、全国民にかかわる最重要課題でありますので、税制改革は、総選挙に際して公約としてその大綱が示された上で次期国会に提案されるのが筋だと考えます。選挙のときは減税のみ公約して、新しい課税には沈黙を守って、選挙で勝ったからといってなし崩しの事を運ぶやり方は余りにも横暴と批判せざるを得ません。

また、税制は、二十一世紀を展望しつつ、包括的な体系を議論する壮大なテーマであります。したがって、国民各層の参加と合意を認めるものでなくてはなりません。その上で、国民が切に求める不公平税制の是正を改革の出発点とすることであり。そのためには、有価証券、土地、利子に対する課税、法人の租税特別措置等について抜本的な見直しを行うことが必要であります。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

【賛成者起立】

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。
よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(藤田正明君) この際、日程を追加して、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長谷川寛三君。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長谷川寛三君。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年八月二十七日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十九日

地方行政委員長 谷川 寛三

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等に即応した税制全般にわたる改革の一環として住民負担の軽減及び合理化等を行うこととし、個人住民税について税率構造の緩和、基礎控除額の引上げ及び配偶者特別控除の創設を行うとともに、住民税における利子課税制度の合理化等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、地方税制の改革に当たつては、左の事項について早急に検討し、地方税源の拡充、社会的公平の是正、住民の税負担の軽減等の実現に努めるべきである。

一、高齢化社会に対応する行政機能の確立及び現行の国・地方の租税配分の実情に照らし、国と

地方及び都道府県と市町村の税源再分配について検討すること。

二、個人住民税については、引き続き課税最低限の引上げに配慮するとともに、税率構造の見直し等中等所得者層の負担の軽減に努めること。

三、事業税における社会保険診療報酬の非課税その他地方税における非課税等特別措置の整理合理化を推進し、税負担の公平を期すること。

四、法人事業税の外形標準課税については、財源確保の安定化に資するため引き続き検討すること。

五、昭和六十三年の固定資産税の評価替えに当たつては、最近の地価高騰の状況が特異なものであることに留意し、固定資産税及び都市計画税の課税については、住民負担の急増を緩和するため所要の措置を講ずること。

六、利子配当所得等への課税のうち、今回の改正で積み残された問題について今後とも検討を行うとともに、地方税制においてもキャピタルゲイン課税の原則課税が行えるようその方策を検討すること。

七、所得税及び個人住民税減税等の税制改革の実施に当たつては、地方財源の不足を来さぬよう特段の配慮を払うこと。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年九月三日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

地方税法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

〔谷川寛三君登壇、拍手〕

○谷川寛三君 ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案は、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、補正予算に基づく追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円を地方交付税の総額として増額すること、後年度の総額についても所要の加算措置を講ずること、また、国庫補助負担率の引き下げ、生活保護基準の引き上げ、公共事業の追加等に伴つて必要となる経費の財源を措置するため、基準財政需要額の算定方法を改正すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案は、個人の住民税について中等所得者層を中心とした負担の軽減合理化を図る観点から、税率構造の緩和、基礎控除額等の引き上げを行うとともに、配偶者特別控除の創設を行うこと、道府県民税において、老人等に対する利子非課税制度に係るものを除く利子等について利子割を設け、その税率を五割とするほか、個人に係る利子割額に相当する額の五分の三を都道府県から市町村に交付すること、道府県民税は消費税及び市町村民税は消費税の税率等の特例措置の延長を行うこと等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府の趣旨説明及び地方税法改正案について衆議院における修正の趣旨説明を聴取した後、以上両法律案を一括議題として審議を進め、地方交付税総額の安定確保、地方財政政策の補正措置、地方財政における公債費負担の増高問題、固定資産税の評価がえと負担調整、住民税の課税最低限と非課税限度額との関連等の諸問題について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案による地方税法改正案に対する修正案について、提案者を

代表して佐藤委員より趣旨説明が行われました。

次いで、両法律案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して山口委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、民社党・国民連合を代表して坂山委員より、それぞれ地方交付税法改正案及び地方税法改正案に反対、修正案に賛成、自由民主党を代表して出口委員より、地方交付税法改正案及び地方税法改正案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より、地方交付税法改正案、地方税法改正案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、地方交付税法改正案について採決を行いましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方税法改正案について採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付けられております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

御異議ないと認めます。

三三三

地方交付税法の一部を改正する法律案

外一件 議事日程追加の件 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二)

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十二年九月十九日

地方行政委員長 谷川 寛三

参議院議長 藤田 正明殿

意見書案

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第二七〇号外三件)

右の請願は、

一、地震、火災などの場合における避難体制を確立すること。

二、寒冷地に住む者等の住宅の屋根の除雪費を支給するか、さもなければその現物給付をする事。

との願書であるが、右のうち、二の部分を除き、一はおおむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上、その実現に努力されたい。

昭和 年 月 日

参議院議長 藤田 正明

内閣総理大臣 中曾根康弘殿

○議長(藤田正明君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採択することと御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

○議長(藤田正明君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三〇号)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三一号)

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

一、地方行政の改革に関する調査

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

一、国際開発協力基本法案(第百八回国会参第三号)

一、国際情勢等に関する調査

一、大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

一、文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(参第一号)

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第二号)

一、教育、文化及び学術に関する調査

一、社会労働委員会

一、労働問題に関する調査

一、農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

一、運輸事情等に関する調査

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

一、昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国庫収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書

一、昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和六十年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

一、科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案(第百八回国会参第二号)

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、災害対策特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

○議長(藤田正明君) まず、内閣委員会において審査中の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

両案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、両案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。

次に、各委員長及び各調査会長要求に係るその他の案件について採決をいたします。

これらの案件は、いずれも委員会及び調査会の審査または調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも委員会及び調査会の審査または調査を閉会中も継続することに決しました。

今臨時会は、真夏の暑い時期にもかかわらず、終始熱心な審議が行われ、特に今期延長後は、短い日数ではありましたが、各位におかれましては精力的な審議に努められました。その御協力と御苦労に対し心から感謝の意を表する次第であります。

時局いよいよ多端の折から、各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍くださいますようお願いいたします。ごあいさついたします。(拍手)

これにて散会いたします。

午後一時八分散会

三三六

小笠原貞子君	上田耕一郎君
宮本 顯治君	
國務大臣	
大藏大臣	宮澤 喜一君
労働大臣	平井 卓志君
自治大臣	葉梨 信行君
議員派遣中の議員	
鈴木 省吾君	
議長の報告事項	
昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
地方行政委員	
辞任	補欠
宮本 顯治君	神谷信之助君
法務委員	
辞任	補欠
杉山 令肇君	二本 秀夫君
平井 卓志君	杉元 恒雄君
千葉 景子君	矢田部 理君
神谷信之助君	宮本 顯治君
橋本 敦君	近藤 忠孝君
外務委員	
辞任	補欠
小西 博行君	藤井 恒男君
大藏委員	
辞任	補欠
近藤 忠孝君	橋本 敦君
文教委員	
辞任	補欠
梶木 又三君	杉山 令肇君
曾根田郁夫君	木宮 和彦君

社会労働委員

辞任

補欠

木宮 和彦君

矢田部 理君

中西 珠子君

橋本孝一郎君

農林水産委員

辞任

八百板 正君

及川 順郎君

商工委員

辞任

杉元 恒雄君

運輸委員

辞任

二木 秀夫君

野沢 太三君

通信委員

辞任

藤井 恒男君

建設委員

辞任

一井 淳治君

環境特別委員

辞任

宮崎 秀樹君

内閣委員会

理事 久保田真直君 (野田哲君の補欠)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、第百九回国会衆議院送付)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、第百九回国会衆議院送付)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、第百九回国会衆議院送付)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、第百九回国会衆議院送付)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、第百九回国会衆議院送付)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

(第百八回国会提出、第百九回国会衆議院送付)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

民法等の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案

精神衛生法等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

旅客鉄道株式会社建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、衆議院議決)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 (第百八回国会提出、衆議院議決)

同日議長から次の質問主意書が提出された。

ベルシヤ海軍の安全航行確保問題に関する質問主意書 (黒柳明君提出)

地価対策に関する質問主意書 (黒柳明君提出)

沖縄駐留米海兵隊の撤去要求等に関する質問主意書 (喜屋武眞榮君提出)

パーキンソン病患者の対策に関する質問主意書 (喜屋武眞榮君提出)

日米防衛協力の進捗状況に関する質問主意書 (志谷裕君提出)

同日議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律

公害健康被害補償法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、公務員の制度及び給与に関する件

四、栄典に関する件

地方行政委員会

一、地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第百八回国会衆議院送付)

二、留置施設法案 (内閣提出、第百八回国会衆議院送付)

同日議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律

公害健康被害補償法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、公務員の制度及び給与に関する件

四、栄典に関する件

地方行政委員会

閣法第九八号)

三、地方自治に関する件

四、地方財政に関する件

五、警察に関する件

六、消防に関する件

法務委員会

一、刑事施設法案 (内閣提出、第百八回国会衆議院送付)

二、刑事施設法施行法案 (内閣提出、第百八回国会衆議院送付)

三、裁判所の司法行政に関する件

四、法務行政及び検察行政に関する件

五、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国の会計に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、金融に関する件

五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件

八、専売事業に関する件

九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

一、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案 (馬場昇君外一名提出、第百七回国会衆議院送付)

二、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案 (沢藤礼次郎君外一名提出、衆議院送付)

三、学校教育法の一部を改正する法律案 (佐藤雄雄君外一名提出、衆議院送付)

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その一) 議長の報告事項

三三八

- 四、学校教育法等の一部を改正する法律案
(中西績介君外一名提出、衆法第五号)
- 五、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西績介君外一名提出、衆法第六号)
- 六、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、衆法第七号)
- 七、文教行政の基本施策に関する件
- 八、学校教育に関する件
- 九、社会教育に関する件
- 一〇、体育に関する件
- 一一、学術研究及び宗教に関する件
- 一二、国際文化交流に関する件
- 一三、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会
- 一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会法第六五号)
- 二、職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会法第六六号)
- 三、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案(内閣提出、第百八回国会法第九〇号)
- 四、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案(戸井田三郎君外四名提出、第百七回国会衆法第七号)
- 五、雇用対策法の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出、第百八回国会衆法第七号)
- 六、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外六名提出、第百八回国会衆法第八号)
- 七、雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案(中沢健次君外六名提出、第百八回国会衆法第九号)
- 八、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(永井孝信君外六名提出、第百八回国会衆法第一〇号)
- 九、厚生関係の基本施策に関する件
- 一〇、労働関係の基本施策に関する件
- 一一、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 一二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(安井吉典君外十六名提出、第百八回国会衆法第一号)
- 二、農林水産物の振興に関する件
- 三、農林水産物に関する件
- 四、農林水産物団体に係る件
- 五、農林水産金融に関する件
- 六、農林漁業災害補償制度に関する件
- 商工委員会
- 一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆法第一八号)
- 二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆法第一九号)
- 三、通商産業の基本施策に関する件
- 四、中小企業に関する件
- 五、資源エネルギーに関する件
- 六、特許及び工業技術に関する件
- 七、経済の計画及び総合調整に関する件
- 八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 九、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
- 一、海上保安庁の留置施設に関する法律案(内閣提出、第百八回国会法第九九号)
- 二、陸運に関する件
- 三、海運に関する件
- 四、航空に関する件
- 五、港湾に関する件
- 六、海上保安に関する件
- 七、観光に関する件
- 八、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、通信行政に関する件
- 二、郵政事業に関する件
- 三、郵政監察に関する件
- 四、電気通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、中水道の整備の促進に関する法律案(伏木和雄君外二名提出、第百七回国会衆法第五号)
- 二、建設行政の基本施策に関する件
- 三、都市計画に関する件
- 四、河川に関する件
- 五、道路に関する件
- 六、住宅に関する件
- 七、建築に関する件
- 八、国土行政の基本施策に関する件
- 科学技術委員会
- 一、海洋開発基本法案(貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会衆法第一六号)
- 二、海洋開発委員会設置法案(貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会衆法第一七号)
- 三、科学技術振興の基本施策に関する件
- 四、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
- 五、宇宙開発に関する件
- 六、海洋開発に関する件
- 七、生命科学に関する件
- 八、新エネルギーの研究開発に関する件
- 環境委員会
- 一、水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、衆法第二号)
- 二、環境保全の基本施策に関する件
- 三、公害の防止に関する件
- 四、自然環境の保護及び整備に関する件
- 五、快適環境の創造に関する件
- 六、公害健康被害救済に関する件
- 七、公害紛争の処理に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会
- 昭和六十年度一般会計歳入歳出決算
昭和六十年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十年度国税収納金整理資金受払計算書
- 昭和六十年度国府関係機関決算書
- 昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)
- 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)
- 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)
- 昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その一)
- 六、歳入歳出の実況に関する件
- 七、国有財産の増減及び現況に関する件
- 八、政府関係機関の経理に関する件
- 九、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 一〇、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項
三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

安全保障特別委員会

一、国の安全保障に関する件

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

杉元 恒雄君

添田増太郎君

林 健太郎君

二木 秀夫君

吉川 芳男君

近藤 忠孝君

外務委員

辞任

長谷川 信君

藤井 恒男君

大蔵委員

辞任

橋本 敦君

文教委員

辞任

森下 泰君

補欠

土屋 義彦君

斎藤 十朗君

長谷川 信君

堀木 又三君

徳永 正利君

橋本 敦君

補欠

林 健太郎君

小西 博行君

補欠

近藤 忠孝君

補欠

小野 清子君

社会労働委員

辞任

永田 良雄君

野沢 太三君

松浦 孝治君

小野 清子君

及川 順郎君

小西 博行君

農林水産委員

辞任

中西 珠子君

石井 道子君

土屋 義彦君

菅根田郁夫君

堀木 又三君

徳永 正利君

運輸委員

辞任

菅根田郁夫君

堀木 又三君

吉川 芳男君

通信委員

辞任

石本 茂君

斎藤 十朗君

添田増太郎君

決算委員

辞任

宮崎 秀樹君

真鍋 賢二君

議院運営委員

辞任

久世 公堯君

斎藤 文夫君

環境特別委員

辞任

木宮 和彦君

鈴木 貞敏君

補欠

石本 茂君

菅根田郁夫君

石井 道子君

森下 泰君

中西 珠子君

藤井 恒男君

補欠

及川 順郎君

補欠

松浦 孝治君

杉元 恒雄君

補欠

野沢 太三君

二木 秀夫君

吉川 芳男君

補欠

永田 良雄君

添田増太郎君

補欠

久世 公堯君

松尾 官平君

補欠

宮崎 秀樹君

小野 清子君

補欠

関口 恵造君

原文兵衛君

寺内 弘子君

宮崎 秀樹君

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

所得税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会法第三〇号)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会法第三二号)

一、国際開発協力基本法案(第百八回国会参案第三号)

大蔵委員会

一、抵当証券業の規制等に関する法律案(閣法第九号)

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(参案第一号)

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参案第二号)

社会労働委員会

一、育児休業法案(参案第三号)

決算委員会

一、昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書

一、昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その1)

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案(第百八回国会参案第二号)

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その一) 議長の報告事項

三四〇

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査
国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査
本日委員長から次の報告書が提出された。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(閣法第七号)審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

地方行政委員会請願審査報告書(第一号)

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

ベルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書(黒柳明君提出)

地価対策に関する質問主意書(黒柳明君提出)
沖縄駐留米海兵隊の撤去要求等に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

パーキンソン病患者の対策に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

日米防衛協力の進捗状況に関する質問主意書(志達裕君提出)

首都高速道路公団の「高速料金値上げ」に関する質問主意書(青木茂君提出)

本日議院において採択した「地方財政充実に関する請願」外五十六件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

所得税法等の一部を改正する法律
地方交付税法の一部を改正する法律
地方税法の一部を改正する法律

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律
本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三〇号)

二、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三一号)

三、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

四、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査
法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会

一、国際開発協力基本法案(第百八回国会参第三号)

二、国際情勢等に関する調査
大蔵委員会

一、抵当証券業の規制等に関する法律案(閣法第九号)

二、租税及び金融等に関する調査
文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(参第一号)

二、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第二号)

三、教育、文化及び学術に関する調査
社会労働委員会

一、育児休業法案(参第三号)

二、社会保障制度等に関する調査
三、労働問題に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査

通信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十年特別会計歳入歳出決算、昭和六十年国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年度政府関係機関決算書

二、昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和六十年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)

五、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案(第百八回国会参第二号)

二、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会
 一、外交・総合安全保障に関する調査
 国民生活に関する調査会
 一、国民生活に関する調査
 産業・資源エネルギーに関する調査会
 一、産業・資源エネルギーに関する調査

第九号中正誤

ページ 段 行
 三〇 ニ 三 所在 誤

所存 正

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その一)

三四二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

昭和六十二年九月十九日

○第百九回 参議院會議録第十三号(その二)

〔本号(その二)参照〕

〔小字及び一は衆議院修正〕

所得税法等の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみその一環として、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置の観点をも踏まえ、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を講ずるため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)等の一部改正について定めるものとする。

〔所得税法の一部改正〕

第二条 所得税法の一部を次のように改正する。

目次中「第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)」を「第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)」を「第六目 給与が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)」とする。

第三条 退職所得に係る源泉徴収(第百九十九条第二項第三号)を「第三章 退職所得に係る源泉徴収(第百九十九条第二項第三号)」とする。

「第三章 退職所得に係る源泉徴収(第百九十九条第二項第三号)」を「第三章 退職所得に係る源泉徴収(第百九十九条第二項第三号)」とする。

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

金等に係る源泉徴収(第二百九条の二・第二百九条の三)に改める。

第二条第一項第三十三号中「生計を一にするもの」の下に「(第五十七条第一項事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。」を加え、同項第三十四号中「生計を一にするもの」の下に「(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)」を加える。

第三条第一項中「第十条少額預金の利子所得等の非課税」を「第九条の二(老人等の郵便貯金の利子所得等の非課税)」に改める。

第五条第三項中「配当等」の下に「給付補てん金、利息、利益、差益」を加え、同条第四項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

「第十二号」を「第十二号」に改める。

証券取引法(昭和二十三年法律第二十号)第百七条の二第一項(国債証券等に

係る先物取引の取引資格)に規定する先物取引による所得

第九条第一項第十一号中ニをトとし、ハをヘとし、ロの次に次のように加える。

ハ 相当数買集めた同一銘柄の有価証券を、その所有者である地位を利用して、その発行法人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに對し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの

ニ 証券取引所が特定の銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもたらし基因となると認められる相当数の買集めがあり、又はその疑いがあると認められるとして指定した場合における当該株式の相当数の売買による所得として政令で定めるもの

ホ 同一銘柄の株式又は出資を相当数譲渡したることによる所得として政令で定めるもの

第九条第二項第三号中「ニまで」を「トまで」に改め、「売買」の下に「先物取引」を加える。

第九条の二の見出し中「郵便貯金」を「老人等の郵便貯金」に改め、同条第一項を次のように改める。

国内に住所を有する個人で、年齢六十五歳以上である者、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第三十七条の二第一項(遺族の範囲)に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項(寡婦年金の支給要件)に規定する寡婦年金を受け得る者、同法第五十条に規定する妻である者、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第十五条第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの(以下この条及

び次条において「老人等」という。が、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第十条第一項(貯金総額の制限)の郵便貯金(前条第一項第二号の規定に該当するものを除く。以下この条において「郵便貯金」という。)の受入れの取扱をする郵便局(簡易郵便局を含む。以下この条において「取扱郵便局」という。)において郵便貯金の預入をする場合において、政令で定めるところにより、その預入の際その郵便貯金につきこの項の規定の適用を受けようとする旨並びにその者の氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「非課税郵便貯金申込書」という。)をその取扱郵便局に提出したときは、その郵便貯金の元本と既に非課税郵便貯金申込書を提出して預入した他の郵便貯金の元本との合計額が、その郵便貯金の利子の計算期間を通じて三百万円を超えない場合に限り、その郵便貯金の当該計算期間に對する利子については、所得税を課さない。

第九条の二第二項中「郵便貯金の預入をする者」を「非課税郵便貯金申込書を提出しようとする者」に、「その預入をする際」を「通帳をもつて預入をする際」に改め、同項中「郵便貯金」として政令で定めるものにあつては、その通帳の交付を受ける際、その郵便貯金の受入れの取扱をする郵便局(簡易郵便局を含む。以下この条において「取扱郵便局」という。)を「その提出をする際、その取扱郵便局に、法人の登記簿の抄本」を「国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書」に、「及び生年月日又は名称並びに住所」を「生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「郵便貯金の預入が郵便貯金法第八条(団体取扱)の規定による団体取扱に係るものである場合における告知」を「非課税郵便貯金申込書の

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

提出、保存及び管理に改め、「若しくは名称」を削り、同項を同条第四項とする。

第十條の見出し中「少額預金」を「老人等の少額預金」に改め、同条第一項中「有する個人」の下に「老人等であるもの」を加え、並びにその者を「その者に改め、及び住所」の下に、並びに老人等に該当する旨」を加え、同条第三項中「及び住所の下に、老人等に該当する旨」を加え、同条第五項中「住民票の写し」の下に、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書」を「住所」の下に並びに老人等に該当する旨」を加え、同条第八項中「非課税貯蓄申込書及び」を「非課税貯蓄申込書の提出、保存及び管理に関する事項」に改める。

第十一條第一項中「利子等」の下に「(公社債又は貸付信託若しくは公社債投資信託(以下この条において「公社債等」という。))の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。」を、「(配当等)の下に、給付補てん金、利息、利益、差益」を加え、同条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、「掲げる国内源泉所得」の下に「(公社債等の利子又は収益の分配にあつては、当該外国法人が当該公社債等を引続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加え、同条第三項中「生ずる所得」の下に「(公社債等の利子又は収益の分配に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子又は収益の分配に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託

の受託者が、公社債等につき政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子又は収益の分配につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子又は収益の分配の支払をする者を經由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第十三條第一項中「昭和三十四年法律第四百十一号」を削る。
第十四條第二項中「第九條第一項第十一号イ又はロ」を「第九條第一項第十一号イ又はハ」に改める。

第二十八條第一項中「年金(過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給されるものに限る。)、恩給(一時恩給を除く。)」を削り、同条第三項第一号中「五十五万円」を「五十七万円」に改める。

第二十九條を次のように改める。
第二十九條 削除
第三十一條各号を次のように改める。

一 国民年金法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)(第九章(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会)の規定を除く。)、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)及び農業青年基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金(これに類する給付を含む。第三号において同じ。)で政令で定めるもの
二 厚生年金保険法第九章の規定に基づく一

時金で、同法第二百二十二条(加入員)に規定する加入員の退職に基因して支払われるもの

三 法人税法第八十四条第三項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、その一時金が支給される基因となつた勤務をした者の退職により支払われるもの(当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちに当該勤務をした者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。その他これに類する一時金で政令で定めるもの)
第三十五條第二項を次のように改める。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。
一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
二 その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額
第三十五條に次の三項を加える。

3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。
一 第三十一條第一号及び第二号(退職手当等とみなす一時金)に規定する法律の規定に基づく年金その他同条第一号に規定する制度に基づく年金(これに類する給付を含む。第三号において同じ。)で政令で定めるもの
二 恩給(一時恩給を除く。及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金
三 第三十一條第三号に規定する契約に基づいて支給を受ける退職年金(当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちにその退職年金が支給される基因となつた

勤務をした者の負担した金額がある場合には、その退職年金の額からその負担した金額のうちその退職年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。その他これに類する年金で政令で定めるもの
4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が百二十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六十万円)に満たないときは、百二十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六十万円)とする。

一 八十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、四十万円)
二 その年中の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
イ 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額
ロ 当該残額が三百六十万円を超え、七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額
ハ 当該残額が七百二十万円を超える場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

5 前項の場合において、同項に規定する居住者の年齢が六十五歳未満であるかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し又は出国する場合に於いては、その死亡又は出国の時)の年齢による。第三十七條第一項中「係るもの」の下に「並びに雑所得の金額のうち第三十五條第三項(公的

年金等の定義)に規定する公的年金等に係るものを加える。

第五十七条第一項中「及びいずれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第三項中「及びいずれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 六十万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十万円

第二編第二章第二節第四款に次の一目を加える。

第六目 給与所得者の特定支出
(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第三項(給与所得)に規定する給与所得控除額を超えるときは、その年分の同条第二項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができ

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出(その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合における当該補てんされる部分を除く。)をいう。

一 その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に

係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定める支出

二 転任に伴うものであることにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出として政令で定めるもの

三 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除く。)であることにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものための支出

四 人の資格(弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。)を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

五 転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなつた場合その他これに類する場合として政令で定めるところに該当することにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた場合におけるその者の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその者の旅行に通常要する支出で政令で定めるもの

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの特定支出に関する詳細

書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある確定申告書を提出する場合に、同項に規定する特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項に規定する特定支出の範囲の細目その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十三条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第七十七条第一項中「又はこれらの者」を「若しくはこれらの者」に、「保険又は共済」を「保険若しくは共済」に改め、「目的とする損害保険契約等」の下に「又はこれらの者の身体の傷害に基

因して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第七十三条第二項(医療費控除)に規定する医療費を支払つたことに基いて保険金若しくは共済金を支払われる損害保険契約等」を加え、同条第二項第二号中「行なう」を「行う」に、「又は火災共済」を「若しくは火災共済又は身体傷害若しくは医療費の支出に関する共済」に改める。

第七十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 居住者が、特定公益信託(信託法第六十六条(公益信託)に規定する公益信託で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。)のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規

定する特定寄付金とみなして第一項の規定を適用する。

第八十条第一項中「二十五万円」を「五十万円」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(配偶者特別控除)
第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者(他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもの)で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)を有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除する。

一 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
イ 第二十条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び第三項において「合計所得金額」という。)のない者 十六万五千円
ロ その所得の全部が第二十条第一項第三十号に規定する給与所得等(以下この項において「給与所得等」という。)である者 十六万五千円からその者の合計所得金額の三十三分の十六・五に相当する金額を控除した金額

ハ その所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十六万五千円からその者の合計所得金額の三・三倍に相当する金額の三十三分の十六・五に相当する金額を控除した金額

ニ 給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十六万五千円から次に掲げる金額の合計額の三十三分の十六・五に相当する金額を控除した金額

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

三四六

- (1) 給与所得等の金額
- (2) 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍以上に相当する金額
- 二 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- イ その所得の全部が給与所得等である者 十六万五千円からその者の合計所得金額のうち三十三万円を超える部分の金額(当該金額が十六万五千円を超えるときは、十六万五千円とする。ロ及びハにおいて同じ。)を控除した金額
- ロ その所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十六万五千円からその者の合計所得金額の三・三倍以上に相当する金額のうち三十三万円を超える部分の金額を控除した金額
- ハ 給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十六万五千円から次に掲げる金額の合計額のうち三十三万円を超える部分の金額を控除した金額
- (1) 給与所得等の金額
- (2) 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍以上に相当する金額
- 2 前項第一号ロからニまでに規定する三十三分の十六・五に相当する金額及び同項第二号イからハまでに規定する三十三万円を超える部分の金額に一万円未満の端数があるとき、又はこれらの金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 第一項の規定は、同項に規定する居住者の合計所得金額が八百万円を超える場合及び同項に規定する生計を一にする配偶者が同項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。
- 4 第一項の規定による控除は、配偶者特別控除という。
- 第八十五条第三項中「前二条」を「前三条」に改め、
- 第八十九条第一項の表を次のように改める。
- | | |
|-------------------|--------|
| 百二十万円以下 | 百分の十・五 |
| 百二十万円を超え二百六十万円以下 | 百分の十二 |
| 二百六十万円を超え二百四十万円以下 | 百分の十四 |
| 二百四十万円を超え三百万円以下 | 百分の十六 |
| 三百万円を超え五百万円以下 | 百分の二十 |
| 五百万円を超え六百万円以下 | 百分の二十五 |
| 六百万円を超え八百万円以下 | 百分の三十 |
| 八百万円を超え千二百万円以下 | 百分の三十五 |
| 千二百万円を超え千五百万円以下 | 百分の四十 |
| 千五百万円を超え二千五百万円以下 | 百分の四十五 |
| 二千五百万円を超え三千万円以下 | 百分の五十 |
| 三千万円を超え五千万円以下 | 百分の五十五 |
| 五千万円を超える金額 | 百分の六十 |
- 第百二十条第三項第三号中「源泉徴収」又は「源泉徴収」に、「源泉徴収」の規定を「源泉徴収」又は第三章の二(公的年金等に係る源泉徴収)の規定に、「又は退職所得」を「退職所得又は第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係る雑所得」に改める。
- 第百二十一条第一項中「のうち」を「その他の」に改め、同項第二号ロ中「配偶者控除の額」の下に、「配偶者特別控除の額」を加える。

- め、「その他の控除対象配偶者」の下に「若しくは第八十三条の二第二項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者」を加え、同条第四項中「控除対象配偶者及び」の下に「第八十三条の二第二項に規定する生計を一にする配偶者並びに」を加える。
- 第八十七条第一項中「配偶者控除」の下に、「配偶者特別控除」を加える。
- 第百六十一条第一号中「行なう」を「行う」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第八号中「又は報酬」を「報酬又は年金」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に改め、同号ロ中「第二十八号第一項(給与所得)に規定する年金及び第二十九号各号(給与等とみなす年金)に掲げる年金に限る。」を「恩給」を「第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等という。」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条十一号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「若しくは」の下に「国内において」を加え、同号の次に次の一号を加える。

- 十一 次に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益
- イ 第百七十四条第三号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの
- ロ 第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの
- ハ 第百七十四条第五号に掲げる利息のうち国内にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
- ニ 第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国内にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
- ホ 第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国内にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの
- ヘ 第百七十四条第八号に掲げる差益のうち国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
- 第百六十二条中「第十一号」を「第十二号」に改め、
- 第百六十四条第一項中「を行なう」を「行う」に、「すえ付け」を「据付け」に、「こえて行なう」を「超えて行なう」に、「第十一号」を「第十二号」に、「おいて行なう」を「おいて行う」に、「行な

う事業を「行ふ事業」に改め、同条第二項中「第十一号」を「第十二号」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第七十号中「百分の二十」の下に「(当該国内源泉所得の金額のうち第六十一号第四号及び第十一号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に係るものについては、百分の十五)を加える。」

第七十二号第一項中「行なう」を「行ふ」に、「又は報酬を」を「報酬又は年金」に改める。

第七十四号中「第五号」を「第十一号」に改め、「(郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。)」を削り、同条第五号を同条第十一号とし、同条第四号を同条第十号とし、同条第三号を同条第九号とし、同条第二号の次に次の六号を加える。

三 定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金額の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を控除した残額に相当する部分をいう。)

四 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号(相互銀行の業務)の契約に基づく給付補てん金(当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金額の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。)

五 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項(証券の交付)に規定する抵当証券に基づき締結された当該抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払等に関する

事項を含む契約として政令で定める契約により支払われる利息

六 金その他の貴金属その他これに類する物品で政令で定めるものの買入れ及び売戻しに関する契約で、当該契約に定められた期日において当該契約に定められた金額により当該物品を売り戻す旨の定めがあるものに基づく利益(当該物品の当該売戻しをした場合の当該金額から当該物品の買入れに要した金額を控除した残額をいう。)

七 外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨に換算して支払うこととされているものの差益(当該換算による差益として政令で定めるものをいう。)

八 生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと(これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。)その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間(以下この号において「保険期間等」という。)が五年以下のもの及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内に解約されたものに基づく差益(これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)

第七十五号第一号中「第三号まで」を削り、「配当等又は利益の分配」を又は同条第三

号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益若しくは差益に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第三号中「前条第五号」を「前条第十一号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前条第四号」を「前条第十号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第二号に掲げる配当等又は同条第九号に掲げる利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

第七十七号第一項中「第七十四号第四号」を「第七十四号第十号」に、「行なっている」を「行っている」に改める。

第七十八号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第七十九号中「百分の二十」の下に「(当該国内源泉所得の金額のうち第六十一号第四号及び第十一号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に係るものについては、百分の十五)を加える。」

第八十一条第一項中「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を削る。

第八十二条中「利子等又は配当等の額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額」を「次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 利子等 その金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額
二 配当等 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

第八十八号の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条中「次の各号に掲げる場合に該当す

るときは」を「給与等の支払の際控除される第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料がある場合には」に、「当該各号に定めるところによる」を「その給与等の金額に相当する金額から当該社会保険料の金額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があつたものとみなし、その残額がないときは、その給与等の支払がなかつたものとみなす」に改め、同条各号を削る。

第九十条第二号ハ中「第八十四条まで(障害者控除等)」を「第八十三条まで(障害者控除等)及び第八十四条(扶養控除)」に改め、同条中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額(以下この号において「合計所得金額」という。)の見積額が八百万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に応じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額を「第九十五条第一項中「第八十八号第一号」を「第八十八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(給与所得者の配偶者特別控除申告書)
第九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条(年末調整)に

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

三四八

規定する過不足の額の計算上、同条第二号ニに掲げる配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者のその年の第二号第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(次号において「合計所得金額」という。)の見積額

三 第八十三条の二第二項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者の氏名及びその者のその年の合計所得金額又はその見積額

四 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書は、給与所得者の配偶者特別控除申告書という。

第百九十七条中「前三条」を「第百九十四条から前条まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告書)」に改める。

第二百二条中「第三十一条第二号」を「第三十一条第三号」に改める。

第四編第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収

(源泉徴収義務)

第二百三条の二 居住者に対し国内において第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定す

る公的年金等(以下この章において「公的年金等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その公的年金等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

(徴収税額)

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等(次号に掲げるものを除く。)次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数乗じて計算した金額

イ 当該公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に八万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、五万五千円)を加算した金額と十三万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、八万円)とのいずれが多い金額

ロ 当該申告書に当該公的年金等の受給者が老年者である旨の記載がある場合には、四万円

ハ 当該申告書に当該公的年金等の受給者が障害者である旨の記載がある場合には、二万円(当該公的年金等の受給者が特別障害者である旨の記載がある場合には、二万七千五百円)

ニ 当該申告書に控除対象配偶者がある旨

の記載がある場合には、四万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、四万五千円)

ホ 当該申告書に扶養親族がある旨の記載がある場合には、二万七千五百円(当該扶養親族のうち老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その老人扶養親族については三万二千五百円)にその扶養親族の数を乗じて計算した金額

ヘ 当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者がある旨の記載がある場合には、二万円(当該控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者がある旨の記載がある場合には、その特別障害者については二万七千五百円)にその障害者の数を乗じて計算した金額

二 厚生年金保険法第三十条第一項(厚生年金基金の業務等)に規定する年金給付、国家公務員等共済組合法第七十二条第一項第一号(長期給付の種類等)に掲げる退職共済年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等 前号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

三 前二号に掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の金額の百分の二十五に相当する金額

(公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)

第二百三条の四 次の各号に掲げる場合に該当

するときは、前条の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 公的年金等の支払の際に控除される第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料がある場合 その公的年金等の金額に相当する金額から当該社会保険料の金額を控除した残額に相当する金額の公的年金等の支払があつたものとみなし、その残額がないときは、その公的年金等の支払がなかつたものとみなす。

二 第三十五条第三項第三号(公的年金等の定義)に規定する退職年金の支払をする場合において、同号に規定する契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき、その退職年金の額からその負担した金額のうちその退職年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する公的年金等の支払があつたものとみなす。

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書) 第二百三条の五 国内において公的年金等(第三十五条第三項第三号(公的年金等の定義)に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。)の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、そ

の指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等の支払者の名称

二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者又は老年者に該当する場合に、その旨及びその該当する事実

三 控除対象配偶者の氏名並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合に、その旨及びその該当する事実

四 扶養親族の氏名並びに扶養親族のうち老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者又はその他の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

六 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を同項の公的年金等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等の支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、居住者は、当該公的年金等の支払者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けている場合に限って、同項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の規定による申告書は、公的年金等

の受給者の扶養親族等申告書という。

(源泉徴収等を要しない公的年金等)

第二百三三條の六 居住者が前条第一項に規定する公的年金等の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において当該公的年金等の区分に依り政令で定める金額に満たないときは、当該公的年金等については、第二百三三條の二(源泉徴収義務)の規定による所得税の徴収及び納付並びに前条第一項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出は、要しないものとする。

第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収

(源泉徴収義務)

第二百九條の二 居住者に対し国内において第七百七十四條第三号から第八号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益の支払をする者は、その支払の際、その給付補てん金、利息、利益又は差益について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

(徴収税額)

第二百九條の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、同条に規定する給付補てん金、利息、利益又は差益の額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第二百一十二條第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第三項中「配当等」の下に、「給

付補てん金、利息、利益、差益」を加える。

第二百一十三條第一項中「百分の二十」の下に「(当該国内源泉所得の金額のうち第六百六十一條第四号及び第十一号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に係るものについては、百分の十五)を加え、(国内源泉所得)を削り、同条第二項中「配当等又は利益の分配」を「給付補てん金、利息、利益又は差益」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第三項に規定する配当等又は利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

第二百一十五條中「行なう」を「行う」に、「又は報酬」を「報酬又は年金」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第二百一十五條第一項第三号中「黄金」の下に「第二百九條の二(定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務)に規定する給付補てん金、利息、利益若しくは差益」を加え、同条第八号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

3 居住者に対し国内において第三十五條第三項(公的年金等の定義に規定する公的年金等(以下この章において「公的年金等」という。))の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、その年において支払の確定した公的年金等について、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、一通を税務署長に提出し、他の一通を公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。

この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第二百三十一條の見出し中「給与所得又は退職所得」を「給与等、退職手当等又は公的年金等」に改め、同条中「又は退職手当等」を「退職手当等又は公的年金等」に改める。

第二百三十一條の三中「五千万円」を「三千万円」に改める。

第二百三十九條第一項中(退職所得に係る源泉徴収義務)の下に「第二百三三條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を、「年金に係る源泉徴収義務」の下に「第二百九條の二(定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務)を加える。

第二百四十條第一項中(退職所得に係る源泉徴収義務)の下に「第二百三三條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を、「年金に係る源泉徴収義務」の下に「第二百九條の二(定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務)を加え、同条第三項中「第二百九十九條の下に「第二百三三條の二」を、「第二百七條」の下に「第二百九條の二」を加える。

第二百四十二條第三号中(退職所得に係る源泉徴収義務)の下に「第二百三三條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を、「年金に係る源泉徴収義務」の下に「第二百九條の二(定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務)を加え、同条第七号中「給与所得又は退職所得」を「給与等、退職手当等又は公的年金等」に改める。

別表第二から別表第七まで及び別表第八(同表の付表を除く)を次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表 (第九十条、第九十一条関係)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000	円未満	0	0	100,000	102,000	10,500	10.5	274,000	278,000	28,700	10.5
2,000	4,000	200	10.5	102,000	104,000	10,700	10.5	278,000	282,000	29,100	10.5
4,000	6,000	400	10.5	104,000	106,000	10,900	10.5	282,000	286,000	29,600	10.5
6,000	8,000	600	10.5	106,000	108,000	11,100	10.5	286,000	290,000	30,000	10.5
8,000	10,000	800	10.5	108,000	110,000	11,300	10.5	290,000	294,000	30,400	10.5
10,000	12,000	1,000	10.5	110,000	112,000	11,500	10.5	294,000	298,000	30,800	10.5
12,000	14,000	1,200	10.5	112,000	114,000	11,700	10.5	298,000	302,000	31,200	10.5
14,000	16,000	1,400	10.5	114,000	116,000	11,900	10.5	302,000	306,000	31,700	10.5
16,000	18,000	1,600	10.5	116,000	118,000	12,100	10.5	306,000	310,000	32,100	10.5
18,000	20,000	1,800	10.5	118,000	120,000	12,300	10.5	310,000	314,000	32,500	10.5
20,000	22,000	2,100	10.5	120,000	122,000	12,600	10.5	314,000	318,000	32,900	10.5
22,000	24,000	2,300	10.5	122,000	124,000	12,800	10.5	318,000	322,000	33,300	10.5
24,000	26,000	2,500	10.5	124,000	126,000	13,000	10.5	322,000	326,000	33,800	10.5
26,000	28,000	2,700	10.5	126,000	130,000	13,200	10.5	326,000	330,000	34,200	10.5
28,000	30,000	2,900	10.5	130,000	134,000	13,600	10.5	330,000	334,000	34,600	10.5
30,000	32,000	3,100	10.5	134,000	138,000	14,000	10.5	334,000	338,000	35,000	10.5
32,000	34,000	3,300	10.5	138,000	142,000	14,400	10.5	338,000	342,000	35,400	10.5
34,000	36,000	3,500	10.5	142,000	146,000	14,900	10.5	342,000	346,000	35,900	10.5
36,000	38,000	3,700	10.5	146,000	150,000	15,300	10.5	346,000	350,000	36,300	10.5
38,000	40,000	3,900	10.5	150,000	154,000	15,700	10.5	350,000	354,000	36,700	10.5
40,000	42,000	4,200	10.5	154,000	158,000	16,100	10.5	354,000	358,000	37,100	10.5
42,000	44,000	4,400	10.5	158,000	162,000	16,500	10.5	358,000	362,000	37,500	10.5
44,000	46,000	4,600	10.5	162,000	166,000	17,000	10.5	362,000	366,000	38,000	10.5
46,000	48,000	4,800	10.5	166,000	170,000	17,400	10.5	366,000	370,000	38,400	10.5
48,000	50,000	5,000	10.5	170,000	174,000	17,800	10.5	370,000	374,000	38,800	10.5
50,000	52,000	5,200	10.5	174,000	178,000	18,200	10.5	374,000	378,000	39,200	10.5
52,000	54,000	5,400	10.5	178,000	182,000	18,600	10.5	378,000	382,000	39,600	10.5
54,000	56,000	5,600	10.5	182,000	186,000	19,100	10.5	382,000	386,000	40,100	10.5
56,000	58,000	5,800	10.5	186,000	190,000	19,500	10.5	386,000	390,000	40,500	10.5
58,000	60,000	6,000	10.5	190,000	194,000	19,900	10.5	390,000	396,000	40,900	10.5
60,000	62,000	6,300	10.5	194,000	198,000	20,300	10.5	396,000	402,000	41,500	10.5
62,000	64,000	6,500	10.5	198,000	202,000	20,700	10.5	402,000	408,000	42,200	10.5
64,000	66,000	6,700	10.5	202,000	206,000	21,200	10.5	408,000	414,000	42,800	10.5
66,000	68,000	6,900	10.5	206,000	210,000	21,600	10.5	414,000	420,000	43,400	10.5
68,000	70,000	7,100	10.5	210,000	214,000	22,000	10.5	420,000	426,000	44,100	10.5
70,000	72,000	7,300	10.5	214,000	218,000	22,400	10.5	426,000	432,000	44,700	10.5
72,000	74,000	7,500	10.5	218,000	222,000	22,800	10.5	432,000	438,000	45,300	10.5
74,000	76,000	7,700	10.5	222,000	226,000	23,300	10.5	438,000	444,000	45,900	10.5
76,000	78,000	7,900	10.5	226,000	230,000	23,700	10.5	444,000	450,000	46,600	10.5
78,000	80,000	8,100	10.5	230,000	234,000	24,100	10.5	450,000	456,000	47,200	10.5
80,000	82,000	8,400	10.5	234,000	238,000	24,500	10.5	456,000	462,000	47,800	10.5
82,000	84,000	8,600	10.5	238,000	242,000	24,900	10.5	462,000	468,000	48,500	10.5
84,000	86,000	8,800	10.5	242,000	246,000	25,400	10.5	468,000	474,000	49,100	10.5
86,000	88,000	9,000	10.5	246,000	250,000	25,800	10.5	474,000	480,000	49,700	10.5
88,000	90,000	9,200	10.5	250,000	254,000	26,200	10.5	480,000	486,000	50,400	10.5
90,000	92,000	9,400	10.5	254,000	258,000	26,600	10.5	486,000	492,000	51,000	10.5
92,000	94,000	9,600	10.5	258,000	262,000	27,000	10.5	492,000	498,000	51,600	10.5
94,000	96,000	9,800	10.5	262,000	266,000	27,500	10.5	498,000	504,000	52,200	10.5
96,000	98,000	10,000	10.5	266,000	270,000	27,900	10.5	504,000	510,000	52,900	10.5
98,000	100,000	10,200	10.5	270,000	274,000	28,300	10.5	510,000	516,000	53,500	10.5

別表第二 所得税の簡易税額表 (第九十条、第九十一条関係)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000	4,000	200	10.5	100,000	102,000	10,500	10.5	274,000	278,000	28,700	10.5
2,000	4,000	200	10.5	102,000	104,000	10,700	10.5	278,000	282,000	29,100	10.5
4,000	6,000	400	10.5	104,000	106,000	10,900	10.5	282,000	286,000	29,600	10.5
6,000	8,000	600	10.5	106,000	108,000	11,100	10.5	286,000	290,000	30,000	10.5
8,000	10,000	800	10.5	108,000	110,000	11,300	10.5	290,000	294,000	30,400	10.5
10,000	12,000	1,000	10.5	110,000	112,000	11,500	10.5	294,000	298,000	30,800	10.5
12,000	14,000	1,200	10.5	112,000	114,000	11,700	10.5	298,000	302,000	31,200	10.5
14,000	16,000	1,400	10.5	114,000	116,000	11,900	10.5	302,000	306,000	31,700	10.5
16,000	18,000	1,600	10.5	116,000	118,000	12,100	10.5	306,000	310,000	32,100	10.5
18,000	20,000	1,800	10.5	118,000	120,000	12,300	10.5	310,000	314,000	32,500	10.5
20,000	22,000	2,100	10.5	120,000	122,000	12,600	10.5	314,000	318,000	32,900	10.5
22,000	24,000	2,300	10.5	122,000	124,000	12,800	10.5	318,000	322,000	33,300	10.5
24,000	26,000	2,500	10.5	124,000	126,000	13,000	10.5	322,000	326,000	33,800	10.5
26,000	28,000	2,700	10.5	126,000	130,000	13,200	10.5	326,000	330,000	34,200	10.5
28,000	30,000	2,900	10.5	130,000	134,000	13,600	10.5	330,000	334,000	34,600	10.5
30,000	32,000	3,100	10.5	134,000	138,000	14,000	10.5	334,000	338,000	35,000	10.5
32,000	34,000	3,300	10.5	138,000	142,000	14,400	10.5	338,000	342,000	35,400	10.5
34,000	36,000	3,500	10.5	142,000	146,000	14,900	10.5	342,000	346,000	35,900	10.5
36,000	38,000	3,700	10.5	146,000	150,000	15,300	10.5	346,000	350,000	36,300	10.5
38,000	40,000	3,900	10.5	150,000	154,000	15,700	10.5	350,000	354,000	36,700	10.5
40,000	42,000	4,200	10.5	154,000	158,000	16,100	10.5	354,000	358,000	37,100	10.5
42,000	44,000	4,400	10.5	158,000	162,000	16,500	10.5	358,000	362,000	37,500	10.5
44,000	46,000	4,600	10.5	162,000	166,000	17,000	10.5	362,000	366,000	38,000	10.5
46,000	48,000	4,800	10.5	166,000	170,000	17,400	10.5	366,000	370,000	38,400	10.5
48,000	50,000	5,000	10.5	170,000	174,000	17,800	10.5	370,000	374,000	38,800	10.5
50,000	52,000	5,200	10.5	174,000	178,000	18,200	10.5	374,000	378,000	39,200	10.5
52,000	54,000	5,400	10.5	178,000	182,000	18,600	10.5	378,000	382,000	39,600	10.5
54,000	56,000	5,600	10.5	182,000	186,000	19,100	10.5	382,000	386,000	40,100	10.5
56,000	58,000	5,800	10.5	186,000	190,000	19,500	10.5	386,000	390,000	40,500	10.5
58,000	60,000	6,000	10.5	190,000	194,000	19,900	10.5	390,000	396,000	40,900	10.5
60,000	62,000	6,300	10.5	194,000	198,000	20,300	10.5	396,000	402,000	41,500	10.5
62,000	64,000	6,500	10.5	198,000	202,000	20,700	10.5	402,000	408,000	42,200	10.5
64,000	66,000	6,700	10.5	202,000	206,000	21,200	10.5	408,000	414,000	42,800	10.5
66,000	68,000	6,900	10.5	206,000	210,000	21,600	10.5	414,000	420,000	43,400	10.5
68,000	70,000	7,100	10.5	210,000	214,000	22,000	10.5	420,000	426,000	44,100	10.5
70,000	72,000	7,300	10.5	214,000	218,000	22,400	10.5	426,000	432,000	44,700	10.5
72,000	74,000	7,500	10.5	218,000	222,000	22,800	10.5	432,000	438,000	45,300	10.5
74,000	76,000	7,700	10.5	222,000	226,000	23,300	10.5	438,000	444,000	45,900	10.5
76,000	78,000	7,900	10.5	226,000	230,000	23,700	10.5	444,000	450,000	46,600	10.5
78,000	80,000	8,100	10.5	230,000	234,000	24,100	10.5	450,000	456,000	47,200	10.5
80,000	82,000	8,400	10.5	234,000	238,000	24,500	10.5	456,000	462,000	47,800	10.5
82,000	84,000	8,600	10.5	238,000	242,000	24,900	10.5	462,000	468,000	48,500	10.5
84,000	86,000	8,800	10.5	242,000	246,000	25,400	10.5	468,000	474,000	49,100	10.5
86,000	88,000	9,000	10.5	246,000	250,000	25,800	10.5	474,000	480,000	49,700	10.5
88,000	90,000	9,200	10.5	250,000	254,000	26,200	10.5	480,000	486,000	50,400	10.5
90,000	92,000	9,400	10.5	254,000	258,000	26,600	10.5	486,000	492,000	51,000	10.5
92,000	94,000	9,600	10.5	258,000	262,000	27,000	10.5	492,000	498,000	51,600	10.5
94,000	96,000	9,800	10.5	262,000	266,000	27,500	10.5	498,000	504,000	52,200	10.5
96,000	98,000	10,000	10.5	266,000	270,000	27,900	10.5	504,000	510,000	52,900	10.5
98,000	100,000	10,200	10.5	270,000	274,000	28,300	10.5	510,000	516,000	53,500	10.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
516,000	522,000	54,100	10.5	828,000	836,000	86,900	10.5	1,228,000	1,236,000	128,900	10.5
522,000	528,000	54,800	10.5	836,000	844,000	87,700	10.5	1,236,000	1,244,000	129,700	10.5
528,000	534,000	55,400	10.5	844,000	852,000	88,600	10.5	1,244,000	1,252,000	130,600	10.5
534,000	540,000	56,000	10.5	852,000	860,000	89,400	10.5	1,252,000	1,260,000	131,400	10.5
540,000	546,000	56,700	10.5	860,000	868,000	90,300	10.5	1,260,000	1,268,000	132,300	10.5
546,000	552,000	57,300	10.5	868,000	876,000	91,100	10.5	1,268,000	1,276,000	133,100	10.5
552,000	558,000	57,900	10.5	876,000	884,000	91,900	10.5	1,276,000	1,284,000	133,900	10.5
558,000	564,000	58,500	10.5	884,000	892,000	92,800	10.5	1,284,000	1,292,000	134,800	10.5
564,000	570,000	59,200	10.5	892,000	900,000	93,600	10.5	1,292,000	1,300,000	135,600	10.5
570,000	576,000	59,800	10.5	900,000	908,000	94,500	10.5	1,300,000	1,310,000	136,500	10.5
576,000	582,000	60,400	10.5	908,000	916,000	95,300	10.5	1,310,000	1,320,000	137,500	10.5
582,000	588,000	61,100	10.5	916,000	924,000	96,100	10.5	1,320,000	1,330,000	138,600	10.5
588,000	594,000	61,700	10.5	924,000	932,000	97,000	10.5	1,330,000	1,340,000	139,600	10.5
594,000	600,000	62,300	10.5	932,000	940,000	97,800	10.5	1,340,000	1,350,000	140,700	10.5
600,000	606,000	63,000	10.5	940,000	948,000	98,700	10.5	1,350,000	1,360,000	141,700	10.5
606,000	612,000	63,600	10.5	948,000	956,000	99,500	10.5	1,360,000	1,370,000	142,800	10.5
612,000	618,000	64,200	10.5	956,000	964,000	100,300	10.5	1,370,000	1,380,000	143,800	10.5
618,000	624,000	64,800	10.5	964,000	972,000	101,200	10.5	1,380,000	1,390,000	144,900	10.5
624,000	630,000	65,500	10.5	972,000	980,000	102,000	10.5	1,390,000	1,400,000	145,900	10.5
630,000	636,000	66,100	10.5	980,000	988,000	102,900	10.5	1,400,000	1,410,000	147,000	10.5
636,000	642,000	66,700	10.5	988,000	996,000	103,700	10.5	1,410,000	1,420,000	148,000	10.5
642,000	648,000	67,400	10.5	996,000	1,004,000	104,500	10.5	1,420,000	1,430,000	149,100	10.5
648,000	654,000	68,000	10.5	1,004,000	1,012,000	105,400	10.5	1,430,000	1,440,000	150,100	10.5
654,000	660,000	68,600	10.5	1,012,000	1,020,000	106,200	10.5	1,440,000	1,450,000	151,200	10.5
660,000	666,000	69,300	10.5	1,020,000	1,028,000	107,100	10.5	1,450,000	1,460,000	152,200	10.5
666,000	672,000	69,900	10.5	1,028,000	1,036,000	107,900	10.5	1,460,000	1,470,000	153,300	10.5
672,000	678,000	70,500	10.5	1,036,000	1,044,000	108,700	10.5	1,470,000	1,480,000	154,300	10.5
678,000	684,000	71,100	10.5	1,044,000	1,052,000	109,600	10.5	1,480,000	1,490,000	155,400	10.5
684,000	690,000	71,800	10.5	1,052,000	1,060,000	110,400	10.5	1,490,000	1,500,000	156,400	10.5
690,000	696,000	72,400	10.5	1,060,000	1,068,000	111,300	10.5	1,500,000	1,510,000	157,500	10.5
696,000	702,000	73,000	10.5	1,068,000	1,076,000	112,100	10.5	1,510,000	1,520,000	158,700	10.5
702,000	708,000	73,700	10.5	1,076,000	1,084,000	112,900	10.5	1,520,000	1,530,000	159,900	10.5
708,000	714,000	74,300	10.5	1,084,000	1,092,000	113,800	10.5	1,530,000	1,540,000	161,100	10.5
714,000	720,000	74,900	10.5	1,092,000	1,100,000	114,600	10.5	1,540,000	1,550,000	162,300	10.5
720,000	726,000	75,600	10.5	1,100,000	1,108,000	115,500	10.5	1,550,000	1,560,000	163,500	10.5
726,000	732,000	76,200	10.5	1,108,000	1,116,000	116,300	10.5	1,560,000	1,570,000	164,700	10.5
732,000	738,000	76,800	10.5	1,116,000	1,124,000	117,100	10.5	1,570,000	1,580,000	165,900	10.5
738,000	744,000	77,400	10.5	1,124,000	1,132,000	118,000	10.5	1,580,000	1,590,000	167,100	10.5
744,000	750,000	78,100	10.5	1,132,000	1,140,000	118,800	10.5	1,590,000	1,600,000	168,300	10.5
750,000	756,000	78,700	10.5	1,140,000	1,148,000	119,700	10.5	1,600,000	1,610,000	169,500	10.5
756,000	762,000	79,300	10.5	1,148,000	1,156,000	120,500	10.5	1,610,000	1,620,000	170,700	10.5
762,000	768,000	80,000	10.5	1,156,000	1,164,000	121,300	10.5	1,620,000	1,630,000	171,900	10.5
768,000	774,000	80,600	10.5	1,164,000	1,172,000	122,200	10.5	1,630,000	1,640,000	173,100	10.5
774,000	780,000	81,200	10.5	1,172,000	1,180,000	123,000	10.5	1,640,000	1,650,000	174,300	10.5
780,000	788,000	81,900	10.5	1,180,000	1,188,000	123,900	10.5	1,650,000	1,660,000	175,500	10.5
788,000	796,000	82,700	10.5	1,188,000	1,196,000	124,700	10.5	1,660,000	1,670,000	176,700	10.5
796,000	804,000	83,500	10.5	1,196,000	1,204,000	125,500	10.5	1,670,000	1,680,000	177,900	10.5
804,000	812,000	84,400	10.5	1,204,000	1,212,000	126,400	10.5	1,680,000	1,690,000	179,100	10.5
812,000	820,000	85,200	10.5	1,212,000	1,220,000	127,200	10.5	1,690,000	1,700,000	180,300	10.5
820,000	828,000	86,100	10.5	1,220,000	1,228,000	128,100	10.5	1,700,000	1,710,000	181,500	10.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
516,000	522,000	54,100	10.5	828,000	836,000	86,900	10.5	1,228,000	1,236,000	129,300	10.5
522,000	528,000	54,800	10.5	836,000	844,000	87,700	10.5	1,236,000	1,244,000	130,300	10.5
528,000	534,000	55,400	10.5	844,000	852,000	88,600	10.5	1,244,000	1,252,000	131,200	10.5
534,000	540,000	56,000	10.5	852,000	860,000	89,400	10.5	1,252,000	1,260,000	132,200	10.5
540,000	546,000	56,700	10.5	860,000	868,000	90,300	10.5	1,260,000	1,268,000	133,200	10.5
546,000	552,000	57,300	10.5	868,000	876,000	91,100	10.5	1,268,000	1,276,000	134,100	10.5
552,000	558,000	57,900	10.5	876,000	884,000	91,900	10.5	1,276,000	1,284,000	135,100	10.5
558,000	564,000	58,500	10.5	884,000	892,000	92,800	10.5	1,284,000	1,292,000	136,000	10.5
564,000	570,000	59,200	10.5	892,000	900,000	93,600	10.5	1,292,000	1,300,000	137,000	10.5
570,000	576,000	59,800	10.5	900,000	908,000	94,500	10.5	1,300,000	1,310,000	138,000	10.5
576,000	582,000	60,400	10.5	908,000	916,000	95,300	10.5	1,310,000	1,320,000	139,200	10.5
582,000	588,000	61,100	10.5	916,000	924,000	96,100	10.5	1,320,000	1,330,000	140,400	10.5
588,000	594,000	61,700	10.5	924,000	932,000	97,000	10.5	1,330,000	1,340,000	141,600	10.5
594,000	600,000	62,300	10.5	932,000	940,000	97,800	10.5	1,340,000	1,350,000	142,800	10.5
600,000	606,000	63,000	10.5	940,000	948,000	98,700	10.5	1,350,000	1,360,000	144,000	10.5
606,000	612,000	63,600	10.5	948,000	956,000	99,500	10.5	1,360,000	1,370,000	145,200	10.5
612,000	618,000	64,200	10.5	956,000	964,000	100,300	10.5	1,370,000	1,380,000	146,400	10.5
618,000	624,000	64,800	10.5	964,000	972,000	101,200	10.5	1,380,000	1,390,000	147,600	10.5
624,000	630,000	65,500	10.5	972,000	980,000	102,000	10.5	1,390,000	1,400,000	148,800	10.5
630,000	636,000	66,100	10.5	980,000	988,000	102,900	10.5	1,400,000	1,410,000	150,000	10.5
636,000	642,000	66,700	10.5	988,000	996,000	103,700	10.5	1,410,000	1,420,000	151,200	10.5
642,000	648,000	67,400	10.5	996,000	1,004,000	104,500	10.5	1,420,000	1,430,000	152,400	10.5
648,000	654,000	68,000	10.5	1,004,000	1,012,000	105,400	10.5	1,430,000	1,440,000	153,600	10.5
654,000	660,000	68,600	10.5	1,012,000	1,020,000	106,200	10.5	1,440,000	1,450,000	154,800	10.5
660,000	666,000	69,300	10.5	1,020,000	1,028,000	107,100	10.5	1,450,000	1,460,000	156,000	10.5
666,000	672,000	69,900	10.5	1,028,000	1,036,000	107,900	10.5	1,460,000	1,470,000	157,200	10.5
672,000	678,000	70,500	10.5	1,036,000	1,044,000	108,700	10.5	1,470,000	1,480,000	158,400	10.5
678,000	684,000	71,100	10.5	1,044,000	1,052,000	109,600	10.5	1,480,000	1,490,000	159,600	10.5
684,000	690,000	71,800	10.5	1,052,000	1,060,000	110,400	10.5	1,490,000	1,500,000	160,800	10.5
690,000	696,000	72,400	10.5	1,060,000	1,068,000	111,300	10.5	1,500,000	1,510,000	162,000	10.5
696,000	702,000	73,000	10.5	1,068,000	1,076,000	112,100	10.5	1,510,000	1,520,000	163,200	10.5
702,000	708,000	73,700	10.5	1,076,000	1,084,000	112,900	10.5	1,520,000	1,530,000	164,400	10.5
708,000	714,000	74,300	10.5	1,084,000	1,092,000	113,800	10.5	1,530,000	1,540,000	165,600	10.5
714,000	720,000	74,900	10.5	1,092,000	1,100,000	114,600	10.5	1,540,000	1,550,000	166,800	10.5
720,000	726,000	75,600	10.5	1,100,000	1,108,000	115,500	10.5	1,550,000	1,560,000	168,000	10.5
726,000	732,000	76,200	10.5	1,108,000	1,116,000	116,300	10.5	1,560,000	1,570,000	169,200	10.5
732,000	738,000	76,800	10.5	1,116,000	1,124,000	117,100	10.5	1,570,000	1,580,000	170,400	10.5
738,000	744,000	77,400	10.5	1,124,000	1,132,000	118,000	10.5	1,580,000	1,590,000	171,600	10.5
744,000	750,000	78,100	10.5	1,132,000	1,140,000	118,800	10.5	1,590,000	1,600,000	172,800	10.5
750,000	756,000	78,700	10.5	1,140,000	1,148,000	119,700	10.5	1,600,000	1,610,000	174,000	10.5
756,000	762,000	79,300	10.5	1,148,000	1,156,000	120,500	10.5	1,610,000	1,620,000	175,400	10.5
762,000	768,000	80,000	10.5	1,156,000	1,164,000	121,300	10.5	1,620,000	1,630,000	176,800	10.5
768,000	774,000	80,600	10.5	1,164,000	1,172,000	122,200	10.5	1,630,000	1,640,000	178,200	10.5
774,000	780,000	81,200	10.5	1,172,000	1,180,000	123,000	10.5	1,640,000	1,650,000	179,600	10.5
780,000	788,000	81,900	10.5	1,180,000	1,188,000	123,900	10.5	1,650,000	1,660,000	181,000	10.5
788,000	796,000	82,700	10.5	1,188,000	1,196,000	124,700	10.5	1,660,000	1,670,000	182,400	10.5
796,000	804,000	83,500	10.5	1,196,000	1,204,000	125,500	10.5	1,670,000	1,680,000	183,800	11
804,000	812,000	84,400	10.5	1,204,000	1,212,000	126,400	10.5	1,680,000	1,690,000	185,200	11
812,000	820,000	85,200	10.5	1,212,000	1,220,000	127,400	10.5	1,690,000	1,700,000	186,600	11
820,000	828,000	86,100	10.5	1,220,000	1,228,000	128,400	10.5	1,700,000	1,710,000	188,000	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,710,000	1,720,000	182,700	10.5	2,210,000	2,220,000	251,100	11	2,710,000	2,720,000	331,100	12
1,720,000	1,730,000	183,900	10.5	2,220,000	2,230,000	252,700	11	2,720,000	2,730,000	332,700	12
1,730,000	1,740,000	185,100	10.5	2,230,000	2,240,000	254,300	11	2,730,000	2,740,000	334,300	12
1,740,000	1,750,000	186,300	10.5	2,240,000	2,250,000	255,900	11	2,740,000	2,750,000	335,900	12
1,750,000	1,760,000	187,500	10.5	2,250,000	2,260,000	257,500	11	2,750,000	2,760,000	337,500	12
1,760,000	1,770,000	188,700	10.5	2,260,000	2,270,000	259,100	11	2,760,000	2,770,000	339,100	12
1,770,000	1,780,000	189,900	10.5	2,270,000	2,280,000	260,700	11	2,770,000	2,780,000	340,700	12
1,780,000	1,790,000	191,100	10.5	2,280,000	2,290,000	262,300	11	2,780,000	2,790,000	342,300	12
1,790,000	1,800,000	192,300	10.5	2,290,000	2,300,000	263,900	11	2,790,000	2,800,000	343,900	12
1,800,000	1,810,000	193,500	10.5	2,300,000	2,310,000	265,500	11	2,800,000	2,810,000	345,500	12
1,810,000	1,820,000	194,700	10.5	2,310,000	2,320,000	267,100	11	2,810,000	2,820,000	347,100	12
1,820,000	1,830,000	195,900	10.5	2,320,000	2,330,000	268,700	11	2,820,000	2,830,000	348,700	12
1,830,000	1,840,000	197,100	10.5	2,330,000	2,340,000	270,300	11	2,830,000	2,840,000	350,300	12
1,840,000	1,850,000	198,300	10.5	2,340,000	2,350,000	271,900	11	2,840,000	2,850,000	351,900	12
1,850,000	1,860,000	199,500	10.5	2,350,000	2,360,000	273,500	11	2,850,000	2,860,000	353,500	12
1,860,000	1,870,000	200,700	10.5	2,360,000	2,370,000	275,100	11	2,860,000	2,870,000	355,100	12
1,870,000	1,880,000	201,900	10.5	2,370,000	2,380,000	276,700	11	2,870,000	2,880,000	356,700	12
1,880,000	1,890,000	203,100	10.5	2,380,000	2,390,000	278,300	11	2,880,000	2,890,000	358,300	12
1,890,000	1,900,000	204,300	10.5	2,390,000	2,400,000	279,900	11	2,890,000	2,900,000	359,900	12
1,900,000	1,910,000	205,500	10.5	2,400,000	2,410,000	281,500	11	2,900,000	2,910,000	361,500	12
1,910,000	1,920,000	206,700	10.5	2,410,000	2,420,000	283,100	11	2,910,000	2,920,000	363,100	12
1,920,000	1,930,000	207,900	10.5	2,420,000	2,430,000	284,700	11	2,920,000	2,930,000	364,700	12
1,930,000	1,940,000	209,100	10.5	2,430,000	2,440,000	286,300	11	2,930,000	2,940,000	366,300	12
1,940,000	1,950,000	210,300	10.5	2,440,000	2,450,000	287,900	11	2,940,000	2,950,000	367,900	12
1,950,000	1,960,000	211,500	10.5	2,450,000	2,460,000	289,500	11	2,950,000	2,960,000	369,500	12
1,960,000	1,970,000	212,700	10.5	2,460,000	2,470,000	291,100	11	2,960,000	2,970,000	371,100	12
1,970,000	1,980,000	213,900	10.5	2,470,000	2,480,000	292,700	11	2,970,000	2,980,000	372,700	12
1,980,000	1,990,000	215,100	10.5	2,480,000	2,490,000	294,300	11	2,980,000	2,990,000	374,300	12
1,990,000	2,000,000	216,300	10.5	2,490,000	2,500,000	295,900	11	2,990,000	3,000,000	375,900	12
2,000,000	2,010,000	217,500	10.5	2,500,000	2,510,000	297,500	11	3,000,000	3,010,000	377,500	12
2,010,000	2,020,000	219,100	10.5	2,510,000	2,520,000	299,100	11	3,010,000	3,020,000	379,500	12
2,020,000	2,030,000	220,700	10.5	2,520,000	2,530,000	300,700	11	3,020,000	3,030,000	381,500	12
2,030,000	2,040,000	222,300	10.5	2,530,000	2,540,000	302,300	11	3,030,000	3,040,000	383,500	12
2,040,000	2,050,000	223,900	10.5	2,540,000	2,550,000	303,900	11	3,040,000	3,050,000	385,500	12
2,050,000	2,060,000	225,500	11	2,550,000	2,560,000	305,500	11	3,050,000	3,060,000	387,500	12
2,060,000	2,070,000	227,100	11	2,560,000	2,570,000	307,100	11	3,060,000	3,070,000	389,500	12
2,070,000	2,080,000	228,700	11	2,570,000	2,580,000	308,700	12	3,070,000	3,080,000	391,500	12
2,080,000	2,090,000	230,300	11	2,580,000	2,590,000	310,300	12	3,080,000	3,090,000	393,500	12
2,090,000	2,100,000	231,900	11	2,590,000	2,600,000	311,900	12	3,090,000	3,100,000	395,500	12
2,100,000	2,110,000	233,500	11	2,600,000	2,610,000	313,500	12	3,100,000	3,110,000	397,500	12
2,110,000	2,120,000	235,100	11	2,610,000	2,620,000	315,100	12	3,110,000	3,120,000	399,500	12
2,120,000	2,130,000	236,700	11	2,620,000	2,630,000	316,700	12	3,120,000	3,130,000	401,500	12
2,130,000	2,140,000	238,300	11	2,630,000	2,640,000	318,300	12	3,130,000	3,140,000	403,500	12
2,140,000	2,150,000	239,900	11	2,640,000	2,650,000	319,900	12	3,140,000	3,150,000	405,500	12
2,150,000	2,160,000	241,500	11	2,650,000	2,660,000	321,500	12	3,150,000	3,160,000	407,500	12
2,160,000	2,170,000	243,100	11	2,660,000	2,670,000	323,100	12	3,160,000	3,170,000	409,500	12
2,170,000	2,180,000	244,700	11	2,670,000	2,680,000	324,700	12	3,170,000	3,180,000	411,500	12
2,180,000	2,190,000	246,300	11	2,680,000	2,690,000	326,300	12	3,180,000	3,190,000	413,500	13
2,190,000	2,200,000	247,900	11	2,690,000	2,700,000	327,900	12	3,190,000	3,200,000	415,500	13
2,200,000	2,210,000	249,500	11	2,700,000	2,710,000	329,500	12	3,200,000	3,210,000	417,500	13

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,710,000	1,720,000	189,400	11	2,210,000	2,220,000	263,600	11	2,710,000	2,720,000	343,600	12
1,720,000	1,730,000	190,800	11	2,220,000	2,230,000	265,200	11	2,720,000	2,730,000	345,200	12
1,730,000	1,740,000	192,200	11	2,230,000	2,240,000	266,800	11	2,730,000	2,740,000	346,800	12
1,740,000	1,750,000	193,600	11	2,240,000	2,250,000	268,400	11	2,740,000	2,750,000	348,400	12
1,750,000	1,760,000	195,000	11	2,250,000	2,260,000	270,000	12	2,750,000	2,760,000	350,000	12
1,760,000	1,770,000	196,400	11	2,260,000	2,270,000	271,600	12	2,760,000	2,770,000	351,600	12
1,770,000	1,780,000	197,800	11	2,270,000	2,280,000	273,200	12	2,770,000	2,780,000	353,200	12
1,780,000	1,790,000	199,200	11	2,280,000	2,290,000	274,800	12	2,780,000	2,790,000	354,800	12
1,790,000	1,800,000	200,600	11	2,290,000	2,300,000	276,400	12	2,790,000	2,800,000	356,400	12
1,800,000	1,810,000	202,000	11	2,300,000	2,310,000	278,000	12	2,800,000	2,810,000	358,000	12
1,810,000	1,820,000	203,400	11	2,310,000	2,320,000	279,600	12	2,810,000	2,820,000	359,600	12
1,820,000	1,830,000	204,800	11	2,320,000	2,330,000	281,200	12	2,820,000	2,830,000	361,200	12
1,830,000	1,840,000	206,200	11	2,330,000	2,340,000	282,800	12	2,830,000	2,840,000	362,800	12
1,840,000	1,850,000	207,600	11	2,340,000	2,350,000	284,400	12	2,840,000	2,850,000	364,400	12
1,850,000	1,860,000	209,000	11	2,350,000	2,360,000	286,000	12	2,850,000	2,860,000	366,000	12
1,860,000	1,870,000	210,400	11	2,360,000	2,370,000	287,600	12	2,860,000	2,870,000	367,600	12
1,870,000	1,880,000	211,800	11	2,370,000	2,380,000	289,200	12	2,870,000	2,880,000	369,200	12
1,880,000	1,890,000	213,200	11	2,380,000	2,390,000	290,800	12	2,880,000	2,890,000	370,800	12
1,890,000	1,900,000	214,600	11	2,390,000	2,400,000	292,400	12	2,890,000	2,900,000	372,400	12
1,900,000	1,910,000	216,000	11	2,400,000	2,410,000	294,000	12	2,900,000	2,910,000	374,000	12
1,910,000	1,920,000	217,400	11	2,410,000	2,420,000	295,600	12	2,910,000	2,920,000	375,600	12
1,920,000	1,930,000	218,800	11	2,420,000	2,430,000	297,200	12	2,920,000	2,930,000	377,200	12
1,930,000	1,940,000	220,200	11	2,430,000	2,440,000	298,800	12	2,930,000	2,940,000	378,800	12
1,940,000	1,950,000	221,600	11	2,440,000	2,450,000	300,400	12	2,940,000	2,950,000	380,400	12
1,950,000	1,960,000	223,000	11	2,450,000	2,460,000	302,000	12	2,950,000	2,960,000	382,000	12
1,960,000	1,970,000	224,400	11	2,460,000	2,470,000	303,600	12	2,960,000	2,970,000	383,600	12
1,970,000	1,980,000	225,800	11	2,470,000	2,480,000	305,200	12	2,970,000	2,980,000	385,200	12
1,980,000	1,990,000	227,200	11	2,480,000	2,490,000	306,800	12	2,980,000	2,990,000	386,800	12
1,990,000	2,000,000	228,600	11	2,490,000	2,500,000	308,400	12	2,990,000	3,000,000	388,400	12
2,000,000	2,010,000	230,000	11	2,500,000	2,510,000	310,000	12	3,000,000	3,010,000	390,000	13
2,010,000	2,020,000	231,600	11	2,510,000	2,520,000	311,600	12	3,010,000	3,020,000	392,000	13
2,020,000	2,030,000	233,200	11	2,520,000	2,530,000	313,200	12	3,020,000	3,030,000	394,000	13
2,030,000	2,040,000	234,800	11	2,530,000	2,540,000	314,800	12	3,030,000	3,040,000	396,000	13
2,040,000	2,050,000	236,400	11	2,540,000	2,550,000	316,400	12	3,040,000	3,050,000	398,000	13
2,050,000	2,060,000	238,000	11	2,550,000	2,560,000	318,000	12	3,050,000	3,060,000	400,000	13
2,060,000	2,070,000	239,600	11	2,560,000	2,570,000	319,600	12	3,060,000	3,070,000	402,000	13
2,070,000	2,080,000	241,200	11	2,570,000	2,580,000	321,200	12	3,070,000	3,080,000	404,000	13
2,080,000	2,090,000	242,800	11	2,580,000	2,590,000	322,800	12	3,080,000	3,090,000	406,000	13
2,090,000	2,100,000	244,400	11	2,590,000	2,600,000	324,400	12	3,090,000	3,100,000	408,000	13
2,100,000	2,110,000	246,000	11	2,600,000	2,610,000	326,000	12	3,100,000	3,110,000	410,000	13
2,110,000	2,120,000	247,600	11	2,610,000	2,620,000	327,600	12	3,110,000	3,120,000	412,000	13
2,120,000	2,130,000	249,200	11	2,620,000	2,630,000	329,200	12	3,120,000	3,130,000	414,000	13
2,130,000	2,140,000	250,800	11	2,630,000	2,640,000	330,800	12	3,130,000	3,140,000	416,000	13
2,140,000	2,150,000	252,400	11	2,640,000	2,650,000	332,400	12	3,140,000	3,150,000	418,000	13
2,150,000	2,160,000	254,000	11	2,650,000	2,660,000	334,000	12	3,150,000	3,160,000	420,000	13
2,160,000	2,170,000	255,600	11	2,660,000	2,670,000	335,600	12	3,160,000	3,170,000	422,000	13
2,170,000	2,180,000	257,200	11	2,670,000	2,680,000	337,200	12	3,170,000	3,180,000	424,000	13
2,180,000	2,190,000	258,800	11	2,680,000	2,690,000	338,800	12	3,180,000	3,190,000	426,000	13
2,190,000	2,200,000	260,400	11	2,690,000	2,700,000	340,400	12	3,190,000	3,200,000	428,000	13
2,200,000	2,210,000	262,000	11	2,700,000	2,710,000	342,000	12	3,200,000	3,210,000	430,000	13

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
3,210,000	3,220,000	419,500	13	3,510,000	3,520,000	479,500	13	3,810,000	3,820,000	539,500	14
3,220,000	3,230,000	421,500	13	3,520,000	3,530,000	481,500	13	3,820,000	3,830,000	541,500	14
3,230,000	3,240,000	423,500	13	3,530,000	3,540,000	483,500	13	3,830,000	3,840,000	543,500	14
3,240,000	3,250,000	425,500	13	3,540,000	3,550,000	485,500	13	3,840,000	3,850,000	545,500	14
3,250,000	3,260,000	427,500	13	3,550,000	3,560,000	487,500	13	3,850,000	3,860,000	547,500	14
3,260,000	3,270,000	429,500	13	3,560,000	3,570,000	489,500	13	3,860,000	3,870,000	549,500	14
3,270,000	3,280,000	431,500	13	3,570,000	3,580,000	491,500	13	3,870,000	3,880,000	551,500	14
3,280,000	3,290,000	433,500	13	3,580,000	3,590,000	493,500	13	3,880,000	3,890,000	553,500	14
3,290,000	3,300,000	435,500	13	3,590,000	3,600,000	495,500	13	3,890,000	3,900,000	555,500	14
3,300,000	3,310,000	437,500	13	3,600,000	3,610,000	497,500	13	3,900,000	3,910,000	557,500	14
3,310,000	3,320,000	439,500	13	3,610,000	3,620,000	499,500	13	3,910,000	3,920,000	559,500	14
3,320,000	3,330,000	441,500	13	3,620,000	3,630,000	501,500	13	3,920,000	3,930,000	561,500	14
3,330,000	3,340,000	443,500	13	3,630,000	3,640,000	503,500	13	3,930,000	3,940,000	563,500	14
3,340,000	3,350,000	445,500	13	3,640,000	3,650,000	505,500	13	3,940,000	3,950,000	565,500	14
3,350,000	3,360,000	447,500	13	3,650,000	3,660,000	507,500	13	3,950,000	3,960,000	567,500	14
3,360,000	3,370,000	449,500	13	3,660,000	3,670,000	509,500	13	3,960,000	3,970,000	569,500	14
3,370,000	3,380,000	451,500	13	3,670,000	3,680,000	511,500	13	3,970,000	3,980,000	571,500	14
3,380,000	3,390,000	453,500	13	3,680,000	3,690,000	513,500	13	3,980,000	3,990,000	573,500	14
3,390,000	3,400,000	455,500	13	3,690,000	3,700,000	515,500	13	3,990,000	4,000,000	575,500	14
3,400,000	3,410,000	457,500	13	3,700,000	3,710,000	517,500	13	4,000,000円		577,500	14
3,410,000	3,420,000	459,500	13	3,710,000	3,720,000	519,500	14				
3,420,000	3,430,000	461,500	13	3,720,000	3,730,000	521,500	14				
3,430,000	3,440,000	463,500	13	3,730,000	3,740,000	523,500	14				
3,440,000	3,450,000	465,500	13	3,740,000	3,750,000	525,500	14				
3,450,000	3,460,000	467,500	13	3,750,000	3,760,000	527,500	14				
3,460,000	3,470,000	469,500	13	3,760,000	3,770,000	529,500	14				
3,470,000	3,480,000	471,500	13	3,770,000	3,780,000	531,500	14				
3,480,000	3,490,000	473,500	13	3,780,000	3,790,000	533,500	14				
3,490,000	3,500,000	475,500	13	3,790,000	3,800,000	535,500	14				
3,500,000	3,510,000	477,500	13	3,800,000	3,810,000	537,500	14				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

(一) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(二) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
3,210,000	3,220,000	432,000	13	3,510,000	3,520,000	492,000	14	3,810,000	3,820,000	552,000	14
3,220,000	3,230,000	434,000	13	3,520,000	3,530,000	494,000	14	3,820,000	3,830,000	554,000	14
3,230,000	3,240,000	436,000	13	3,530,000	3,540,000	496,000	14	3,830,000	3,840,000	556,000	14
3,240,000	3,250,000	438,000	13	3,540,000	3,550,000	498,000	14	3,840,000	3,850,000	558,000	14
3,250,000	3,260,000	440,000	13	3,550,000	3,560,000	500,000	14	3,850,000	3,860,000	560,000	14
3,260,000	3,270,000	442,000	13	3,560,000	3,570,000	502,000	14	3,860,000	3,870,000	562,000	14
3,270,000	3,280,000	444,000	13	3,570,000	3,580,000	504,000	14	3,870,000	3,880,000	564,000	14
3,280,000	3,290,000	446,000	13	3,580,000	3,590,000	506,000	14	3,880,000	3,890,000	566,000	14
3,290,000	3,300,000	448,000	13	3,590,000	3,600,000	508,000	14	3,890,000	3,900,000	568,000	14
3,300,000	3,310,000	450,000	13	3,600,000	3,610,000	510,000	14	3,900,000	3,910,000	570,000	14
3,310,000	3,320,000	452,000	13	3,610,000	3,620,000	512,000	14	3,910,000	3,920,000	572,000	14
3,320,000	3,330,000	454,000	13	3,620,000	3,630,000	514,000	14	3,920,000	3,930,000	574,000	14
3,330,000	3,340,000	456,000	13	3,630,000	3,640,000	516,000	14	3,930,000	3,940,000	576,000	14
3,340,000	3,350,000	458,000	13	3,640,000	3,650,000	518,000	14	3,940,000	3,950,000	578,000	14
3,350,000	3,360,000	460,000	13	3,650,000	3,660,000	520,000	14	3,950,000	3,960,000	580,000	14
3,360,000	3,370,000	462,000	13	3,660,000	3,670,000	522,000	14	3,960,000	3,970,000	582,000	14
3,370,000	3,380,000	464,000	13	3,670,000	3,680,000	524,000	14	3,970,000	3,980,000	584,000	14
3,380,000	3,390,000	466,000	13	3,680,000	3,690,000	526,000	14	3,980,000	3,990,000	586,000	14
3,390,000	3,400,000	468,000	13	3,690,000	3,700,000	528,000	14	3,990,000	4,000,000	588,000	14
3,400,000	3,410,000	470,000	13	3,700,000	3,710,000	530,000	14	4,000,000 円		590,000	14
3,410,000	3,420,000	472,000	13	3,710,000	3,720,000	532,000	14				
3,420,000	3,430,000	474,000	13	3,720,000	3,730,000	534,000	14				
3,430,000	3,440,000	476,000	13	3,730,000	3,740,000	536,000	14				
3,440,000	3,450,000	478,000	13	3,740,000	3,750,000	538,000	14				
3,450,000	3,460,000	480,000	13	3,750,000	3,760,000	540,000	14				
3,460,000	3,470,000	482,000	13	3,760,000	3,770,000	542,000	14				
3,470,000	3,480,000	484,000	13	3,770,000	3,780,000	544,000	14				
3,480,000	3,490,000	486,000	13	3,780,000	3,790,000	546,000	14				
3,490,000	3,500,000	488,000	13	3,790,000	3,800,000	548,000	14				
3,500,000	3,510,000	490,000	14	3,800,000	3,810,000	550,000	14				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

(一) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(二) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表（第九十一条関係）

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	10,500	274,000	278,000	28,700
2,000	4,000	200	102,000	104,000	10,700	278,000	282,000	29,100
4,000	6,000	400	104,000	106,000	10,900	282,000	286,000	29,600
6,000	8,000	600	106,000	108,000	11,100	286,000	290,000	30,000
8,000	10,000	800	108,000	110,000	11,300	290,000	294,000	30,400
10,000	12,000	1,000	110,000	112,000	11,500	294,000	298,000	30,800
12,000	14,000	1,200	112,000	114,000	11,700	298,000	302,000	31,200
14,000	16,000	1,400	114,000	116,000	11,900	302,000	306,000	31,700
16,000	18,000	1,600	116,000	118,000	12,100	306,000	310,000	32,100
18,000	20,000	1,800	118,000	120,000	12,300	310,000	314,000	32,500
20,000	22,000	2,100	120,000	122,000	12,600	314,000	318,000	32,900
22,000	24,000	2,300	122,000	124,000	12,800	318,000	322,000	33,300
24,000	26,000	2,500	124,000	126,000	13,000	322,000	326,000	33,800
26,000	28,000	2,700	126,000	130,000	13,200	326,000	330,000	34,200
28,000	30,000	2,900	130,000	134,000	13,600	330,000	334,000	34,600
30,000	32,000	3,100	134,000	138,000	14,000	334,000	338,000	35,000
32,000	34,000	3,300	138,000	142,000	14,400	338,000	342,000	35,400
34,000	36,000	3,500	142,000	146,000	14,900	342,000	346,000	35,900
36,000	38,000	3,700	146,000	150,000	15,300	346,000	350,000	36,300
38,000	40,000	3,900	150,000	154,000	15,700	350,000	354,000	36,700
40,000	42,000	4,200	154,000	158,000	16,100	354,000	358,000	37,100
42,000	44,000	4,400	158,000	162,000	16,500	358,000	362,000	37,500
44,000	46,000	4,600	162,000	166,000	17,000	362,000	366,000	38,000
46,000	48,000	4,800	166,000	170,000	17,400	366,000	370,000	38,400
48,000	50,000	5,000	170,000	174,000	17,800	370,000	374,000	38,800
50,000	52,000	5,200	174,000	178,000	18,200	374,000	378,000	39,200
52,000	54,000	5,400	178,000	182,000	18,600	378,000	382,000	39,600
54,000	56,000	5,600	182,000	186,000	19,100	382,000	386,000	40,100
56,000	58,000	5,800	186,000	190,000	19,500	386,000	390,000	40,500
58,000	60,000	6,000	190,000	194,000	19,900	390,000	396,000	40,900
60,000	62,000	6,300	194,000	198,000	20,300	396,000	402,000	41,500
62,000	64,000	6,500	198,000	202,000	20,700	402,000	408,000	42,200
64,000	66,000	6,700	202,000	206,000	21,200	408,000	414,000	42,800
66,000	68,000	6,900	206,000	210,000	21,600	414,000	420,000	43,400
68,000	70,000	7,100	210,000	214,000	22,000	420,000	426,000	44,100
70,000	72,000	7,300	214,000	218,000	22,400	426,000	432,000	44,700
72,000	74,000	7,500	218,000	222,000	22,800	432,000	438,000	45,300
74,000	76,000	7,700	222,000	226,000	23,300	438,000	444,000	45,900
76,000	78,000	7,900	226,000	230,000	23,700	444,000	450,000	46,600
78,000	80,000	8,100	230,000	234,000	24,100	450,000	456,000	47,200
80,000	82,000	8,400	234,000	238,000	24,500	456,000	462,000	47,800
82,000	84,000	8,600	238,000	242,000	24,900	462,000	468,000	48,500
84,000	86,000	8,800	242,000	246,000	25,400	468,000	474,000	49,100
86,000	88,000	9,000	246,000	250,000	25,800	474,000	480,000	49,700
88,000	90,000	9,200	250,000	254,000	26,200	480,000	486,000	50,400
90,000	92,000	9,400	254,000	258,000	26,600	486,000	492,000	51,000
92,000	94,000	9,600	258,000	262,000	27,000	492,000	498,000	51,600
94,000	96,000	9,800	262,000	266,000	27,500	498,000	504,000	52,200
96,000	98,000	10,000	266,000	270,000	27,900	504,000	510,000	52,900
98,000	100,000	10,200	270,000	274,000	28,300	510,000	516,000	53,500

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	54,100	828,000	836,000	86,900	1,228,000	1,236,000	128,900
522,000	528,000	54,800	836,000	844,000	87,700	1,236,000	1,244,000	129,700
528,000	534,000	55,400	844,000	852,000	88,600	1,244,000	1,252,000	130,600
534,000	540,000	56,000	852,000	860,000	89,400	1,252,000	1,260,000	131,400
540,000	546,000	56,700	860,000	868,000	90,300	1,260,000	1,268,000	132,300
546,000	552,000	57,300	868,000	876,000	91,100	1,268,000	1,276,000	133,100
552,000	558,000	57,900	876,000	884,000	91,900	1,276,000	1,284,000	133,900
558,000	564,000	58,500	884,000	892,000	92,800	1,284,000	1,292,000	134,800
564,000	570,000	59,200	892,000	900,000	93,600	1,292,000	1,300,000	135,600
570,000	576,000	59,800	900,000	908,000	94,500	1,300,000	1,310,000	136,500
576,000	582,000	60,400	908,000	916,000	95,300	1,310,000	1,320,000	137,500
582,000	588,000	61,100	916,000	924,000	96,100	1,320,000	1,330,000	138,600
588,000	594,000	61,700	924,000	932,000	97,000	1,330,000	1,340,000	139,600
594,000	600,000	62,300	932,000	940,000	97,800	1,340,000	1,350,000	140,700
600,000	606,000	63,000	940,000	948,000	98,700	1,350,000	1,360,000	141,700
606,000	612,000	63,600	948,000	956,000	99,500	1,360,000	1,370,000	142,800
612,000	618,000	64,200	956,000	964,000	100,300	1,370,000	1,380,000	143,800
618,000	624,000	64,800	964,000	972,000	101,200	1,380,000	1,390,000	144,900
624,000	630,000	65,500	972,000	980,000	102,000	1,390,000	1,400,000	145,900
630,000	636,000	66,100	980,000	988,000	102,900	1,400,000	1,410,000	147,000
636,000	642,000	66,700	988,000	996,000	103,700	1,410,000	1,420,000	148,000
642,000	648,000	67,400	996,000	1,004,000	104,500	1,420,000	1,430,000	149,100
648,000	654,000	68,000	1,004,000	1,012,000	105,400	1,430,000	1,440,000	150,100
654,000	660,000	68,600	1,012,000	1,020,000	106,200	1,440,000	1,450,000	151,200
660,000	666,000	69,300	1,020,000	1,028,000	107,100	1,450,000	1,460,000	152,200
666,000	672,000	69,900	1,028,000	1,036,000	107,900	1,460,000	1,470,000	153,300
672,000	678,000	70,500	1,036,000	1,044,000	108,700	1,470,000	1,480,000	154,300
678,000	684,000	71,100	1,044,000	1,052,000	109,600	1,480,000	1,490,000	155,400
684,000	690,000	71,800	1,052,000	1,060,000	110,400	1,490,000	1,500,000	156,400
690,000	696,000	72,400	1,060,000	1,068,000	111,300	1,500,000	1,510,000	157,500
696,000	702,000	73,000	1,068,000	1,076,000	112,100	1,510,000	1,520,000	158,500
702,000	708,000	73,700	1,076,000	1,084,000	112,900	1,520,000	1,530,000	159,600
708,000	714,000	74,300	1,084,000	1,092,000	113,800	1,530,000	1,540,000	160,600
714,000	720,000	74,900	1,092,000	1,100,000	114,600	1,540,000	1,550,000	161,700
720,000	726,000	75,600	1,100,000	1,108,000	115,500	1,550,000	1,560,000	162,700
726,000	732,000	76,200	1,108,000	1,116,000	116,300	1,560,000	1,570,000	163,800
732,000	738,000	76,800	1,116,000	1,124,000	117,100	1,570,000	1,580,000	164,800
738,000	744,000	77,400	1,124,000	1,132,000	118,000	1,580,000	1,590,000	165,900
744,000	750,000	78,100	1,132,000	1,140,000	118,800	1,590,000	1,600,000	166,900
750,000	756,000	78,700	1,140,000	1,148,000	119,700	1,600,000	1,610,000	168,000
756,000	762,000	79,300	1,148,000	1,156,000	120,500	1,610,000	1,620,000	169,000
762,000	768,000	80,000	1,156,000	1,164,000	121,300	1,620,000	1,630,000	170,100
768,000	774,000	80,600	1,164,000	1,172,000	122,200	1,630,000	1,640,000	171,100
774,000	780,000	81,200	1,172,000	1,180,000	123,000	1,640,000	1,650,000	172,200
780,000	788,000	81,900	1,180,000	1,188,000	123,900	1,650,000	1,660,000	173,200
788,000	796,000	82,700	1,188,000	1,196,000	124,700	1,660,000	1,670,000	174,300
796,000	804,000	83,500	1,196,000	1,204,000	125,500	1,670,000	1,680,000	175,300
804,000	812,000	84,400	1,204,000	1,212,000	126,400	1,680,000	1,690,000	176,400
812,000	820,000	85,200	1,212,000	1,220,000	127,200	1,690,000	1,700,000	177,400
820,000	828,000	86,100	1,220,000	1,228,000	128,100	1,700,000	1,710,000	178,500

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	179,500	2,210,000	2,220,000	232,000	2,710,000	2,720,000	284,500
1,720,000	1,730,000	180,600	2,220,000	2,230,000	233,100	2,720,000	2,730,000	285,600
1,730,000	1,740,000	181,600	2,230,000	2,240,000	234,100	2,730,000	2,740,000	286,600
1,740,000	1,750,000	182,700	2,240,000	2,250,000	235,200	2,740,000	2,750,000	287,700
1,750,000	1,760,000	183,700	2,250,000	2,260,000	236,200	2,750,000	2,760,000	288,700
1,760,000	1,770,000	184,800	2,260,000	2,270,000	237,300	2,760,000	2,770,000	289,800
1,770,000	1,780,000	185,800	2,270,000	2,280,000	238,300	2,770,000	2,780,000	290,800
1,780,000	1,790,000	186,900	2,280,000	2,290,000	239,400	2,780,000	2,790,000	291,900
1,790,000	1,800,000	187,900	2,290,000	2,300,000	240,400	2,790,000	2,800,000	292,900
1,800,000	1,810,000	189,000	2,300,000	2,310,000	241,500	2,800,000	2,810,000	294,000
1,810,000	1,820,000	190,000	2,310,000	2,320,000	242,500	2,810,000	2,820,000	295,000
1,820,000	1,830,000	191,100	2,320,000	2,330,000	243,600	2,820,000	2,830,000	296,100
1,830,000	1,840,000	192,100	2,330,000	2,340,000	244,600	2,830,000	2,840,000	297,100
1,840,000	1,850,000	193,200	2,340,000	2,350,000	245,700	2,840,000	2,850,000	298,200
1,850,000	1,860,000	194,200	2,350,000	2,360,000	246,700	2,850,000	2,860,000	299,200
1,860,000	1,870,000	195,300	2,360,000	2,370,000	247,800	2,860,000	2,870,000	300,300
1,870,000	1,880,000	196,300	2,370,000	2,380,000	248,800	2,870,000	2,880,000	301,300
1,880,000	1,890,000	197,400	2,380,000	2,390,000	249,900	2,880,000	2,890,000	302,400
1,890,000	1,900,000	198,400	2,390,000	2,400,000	250,900	2,890,000	2,900,000	303,400
1,900,000	1,910,000	199,500	2,400,000	2,410,000	252,000	2,900,000	2,910,000	304,500
1,910,000	1,920,000	200,500	2,410,000	2,420,000	253,000	2,910,000	2,920,000	305,500
1,920,000	1,930,000	201,600	2,420,000	2,430,000	254,100	2,920,000	2,930,000	306,600
1,930,000	1,940,000	202,600	2,430,000	2,440,000	255,100	2,930,000	2,940,000	307,600
1,940,000	1,950,000	203,700	2,440,000	2,450,000	256,200	2,940,000	2,950,000	308,700
1,950,000	1,960,000	204,700	2,450,000	2,460,000	257,200	2,950,000	2,960,000	309,700
1,960,000	1,970,000	205,800	2,460,000	2,470,000	258,300	2,960,000	2,970,000	310,800
1,970,000	1,980,000	206,800	2,470,000	2,480,000	259,300	2,970,000	2,980,000	311,800
1,980,000	1,990,000	207,900	2,480,000	2,490,000	260,400	2,980,000	2,990,000	312,900
1,990,000	2,000,000	208,900	2,490,000	2,500,000	261,400	2,990,000	3,000,000	313,900
2,000,000	2,010,000	210,000	2,500,000	2,510,000	262,500	3,000,000	3,010,000	315,000
2,010,000	2,020,000	211,000	2,510,000	2,520,000	263,500	3,010,000	3,020,000	316,000
2,020,000	2,030,000	212,100	2,520,000	2,530,000	264,600	3,020,000	3,030,000	317,100
2,030,000	2,040,000	213,100	2,530,000	2,540,000	265,600	3,030,000	3,040,000	318,100
2,040,000	2,050,000	214,200	2,540,000	2,550,000	266,700	3,040,000	3,050,000	319,200
2,050,000	2,060,000	215,200	2,550,000	2,560,000	267,700	3,050,000	3,060,000	320,200
2,060,000	2,070,000	216,300	2,560,000	2,570,000	268,800	3,060,000	3,070,000	321,300
2,070,000	2,080,000	217,300	2,570,000	2,580,000	269,800	3,070,000	3,080,000	322,300
2,080,000	2,090,000	218,400	2,580,000	2,590,000	270,900	3,080,000	3,090,000	323,400
2,090,000	2,100,000	219,400	2,590,000	2,600,000	271,900	3,090,000	3,100,000	324,400
2,100,000	2,110,000	220,500	2,600,000	2,610,000	273,000	3,100,000	3,110,000	325,500
2,110,000	2,120,000	221,500	2,610,000	2,620,000	274,000	3,110,000	3,120,000	326,500
2,120,000	2,130,000	222,600	2,620,000	2,630,000	275,100	3,120,000	3,130,000	327,600
2,130,000	2,140,000	223,600	2,630,000	2,640,000	276,100	3,130,000	3,140,000	328,600
2,140,000	2,150,000	224,700	2,640,000	2,650,000	277,200	3,140,000	3,150,000	329,700
2,150,000	2,160,000	225,700	2,650,000	2,660,000	278,200	3,150,000	3,160,000	330,700
2,160,000	2,170,000	226,800	2,660,000	2,670,000	279,300	3,160,000	3,170,000	331,800
2,170,000	2,180,000	227,800	2,670,000	2,680,000	280,300	3,170,000	3,180,000	332,800
2,180,000	2,190,000	228,900	2,680,000	2,690,000	281,400	3,180,000	3,190,000	333,900
2,190,000	2,200,000	229,900	2,690,000	2,700,000	282,400	3,190,000	3,200,000	334,900
2,200,000	2,210,000	231,000	2,700,000	2,710,000	283,500	3,200,000	3,210,000	336,000

昭和六十二年九月十九日・参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,210,000	3,220,000	337,000	3,510,000	3,520,000	368,500	3,810,000	3,820,000	400,000
3,220,000	3,230,000	338,100	3,520,000	3,530,000	369,600	3,820,000	3,830,000	401,100
3,230,000	3,240,000	339,100	3,530,000	3,540,000	370,600	3,830,000	3,840,000	402,100
3,240,000	3,250,000	340,200	3,540,000	3,550,000	371,700	3,840,000	3,850,000	403,200
3,250,000	3,260,000	341,200	3,550,000	3,560,000	372,700	3,850,000	3,860,000	404,200
3,260,000	3,270,000	342,300	3,560,000	3,570,000	373,800	3,860,000	3,870,000	405,300
3,270,000	3,280,000	343,300	3,570,000	3,580,000	374,800	3,870,000	3,880,000	406,300
3,280,000	3,290,000	344,400	3,580,000	3,590,000	375,900	3,880,000	3,890,000	407,400
3,290,000	3,300,000	345,400	3,590,000	3,600,000	376,900	3,890,000	3,900,000	408,400
3,300,000	3,310,000	346,500	3,600,000	3,610,000	378,000	3,900,000	3,910,000	409,500
3,310,000	3,320,000	347,500	3,610,000	3,620,000	379,000	3,910,000	3,920,000	410,500
3,320,000	3,330,000	348,600	3,620,000	3,630,000	380,100	3,920,000	3,930,000	411,600
3,330,000	3,340,000	349,600	3,630,000	3,640,000	381,100	3,930,000	3,940,000	412,600
3,340,000	3,350,000	350,700	3,640,000	3,650,000	382,200	3,940,000	3,950,000	413,700
3,350,000	3,360,000	351,700	3,650,000	3,660,000	383,200	3,950,000	3,960,000	414,700
3,360,000	3,370,000	352,800	3,660,000	3,670,000	384,300	3,960,000	3,970,000	415,800
3,370,000	3,380,000	353,800	3,670,000	3,680,000	385,300	3,970,000	3,980,000	416,800
3,380,000	3,390,000	354,900	3,680,000	3,690,000	386,400	3,980,000	3,990,000	417,900
3,390,000	3,400,000	355,900	3,690,000	3,700,000	387,400	3,990,000	4,000,000	418,900
3,400,000	3,410,000	357,000	3,700,000	3,710,000	388,500	4,000,000 円		420,000
3,410,000	3,420,000	358,000	3,710,000	3,720,000	389,500			
3,420,000	3,430,000	359,100	3,720,000	3,730,000	390,600			
3,430,000	3,440,000	360,100	3,730,000	3,740,000	391,600			
3,440,000	3,450,000	361,200	3,740,000	3,750,000	392,700			
3,450,000	3,460,000	362,200	3,750,000	3,760,000	393,700			
3,460,000	3,470,000	363,300	3,760,000	3,770,000	394,800			
3,470,000	3,480,000	364,300	3,770,000	3,780,000	395,800			
3,480,000	3,490,000	365,400	3,780,000	3,790,000	396,900			
3,490,000	3,500,000	366,400	3,790,000	3,800,000	397,900			
3,500,000	3,510,000	367,500	3,800,000	3,810,000	399,000			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
76,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額	
76,000	77,000	160	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
77,000	78,000	260	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
78,000	79,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
79,000	80,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
80,000	81,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
81,000	82,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
82,000	83,000	790	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
83,000	84,000	890	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
84,000	85,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
85,000	86,000	1,100	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
86,000	87,000	1,210	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
87,000	88,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
88,000	89,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
89,000	90,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
90,000	91,000	1,630	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800	
91,000	92,000	1,730	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800	
92,000	93,000	1,840	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800	
93,000	94,000	1,940	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900	
94,000	95,000	2,050	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900	
95,000	96,000	2,150	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900	
96,000	97,000	2,260	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000	
97,000	98,000	2,360	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000	
98,000	99,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000	
99,000	101,000	2,630	0	0	0	0	0	0	0	0	7,100	
101,000	103,000	2,840	0	0	0	0	0	0	0	0	7,600	
103,000	105,000	3,050	160	0	0	0	0	0	0	0	7,800	
105,000	107,000	3,260	370	0	0	0	0	0	0	0	8,000	
107,000	109,000	3,470	580	0	0	0	0	0	0	0	8,200	
109,000	111,000	3,680	790	0	0	0	0	0	0	0	8,400	
111,000	113,000	3,890	1,000	0	0	0	0	0	0	0	8,600	
113,000	115,000	4,100	1,210	0	0	0	0	0	0	0	8,900	
115,000	117,000	4,310	1,420	0	0	0	0	0	0	0	9,100	
117,000	119,000	4,520	1,630	0	0	0	0	0	0	0	9,400	
119,000	121,000	4,670	1,790	0	0	0	0	0	0	0	9,800	
121,000	123,000	4,800	1,910	0	0	0	0	0	0	0	10,200	
123,000	125,000	4,920	2,040	0	0	0	0	0	0	0	10,600	
125,000	127,000	5,050	2,160	0	0	0	0	0	0	0	11,000	
127,000	129,000	5,180	2,290	0	0	0	0	0	0	0	11,400	
129,000	131,000	5,300	2,420	0	0	0	0	0	0	0	11,800	
131,000	133,000	5,430	2,540	0	0	0	0	0	0	0	12,300	
133,000	135,000	5,550	2,670	0	0	0	0	0	0	0	12,700	
135,000	137,000	5,680	2,790	0	0	0	0	0	0	0	13,100	
137,000	139,000	5,810	2,920	0	0	0	0	0	0	0	13,500	
139,000	141,000	5,960	3,070	180	0	0	0	0	0	0	13,900	
141,000	143,000	6,110	3,220	330	0	0	0	0	0	0	14,400	

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
76,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額
76,000	77,000	160	0	0	0	0	0	0	0	6,300
77,000	78,000	260	0	0	0	0	0	0	0	6,300
78,000	79,000	370	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	470	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	580	0	0	0	0	0	0	0	6,400
81,000	82,000	680	0	0	0	0	0	0	0	6,400
82,000	83,000	790	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	84,000	890	0	0	0	0	0	0	0	6,500
84,000	85,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	6,500
85,000	86,000	1,100	0	0	0	0	0	0	0	6,600
86,000	87,000	1,210	0	0	0	0	0	0	0	6,600
87,000	88,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	6,600
88,000	89,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	6,700
89,000	90,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	6,700
90,000	91,000	1,630	0	0	0	0	0	0	0	6,800
91,000	92,000	1,730	0	0	0	0	0	0	0	6,800
92,000	93,000	1,840	0	0	0	0	0	0	0	6,800
93,000	94,000	1,940	0	0	0	0	0	0	0	6,900
94,000	95,000	2,050	0	0	0	0	0	0	0	7,000
95,000	96,000	2,150	0	0	0	0	0	0	0	7,000
96,000	97,000	2,260	0	0	0	0	0	0	0	7,100
97,000	98,000	2,360	0	0	0	0	0	0	0	7,100
98,000	99,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	7,200
99,000	101,000	2,630	0	0	0	0	0	0	0	7,200
101,000	103,000	2,840	0	0	0	0	0	0	0	8,000
103,000	105,000	3,050	160	0	0	0	0	0	0	8,300
105,000	107,000	3,260	370	0	0	0	0	0	0	8,500
107,000	109,000	3,470	580	0	0	0	0	0	0	8,800
109,000	111,000	3,680	790	0	0	0	0	0	0	9,100
111,000	113,000	3,890	1,000	0	0	0	0	0	0	9,400
113,000	115,000	4,100	1,210	0	0	0	0	0	0	9,700
115,000	117,000	4,310	1,420	0	0	0	0	0	0	10,100
117,000	119,000	4,520	1,630	0	0	0	0	0	0	10,400
119,000	121,000	4,670	1,790	0	0	0	0	0	0	10,800
121,000	123,000	4,800	1,910	0	0	0	0	0	0	11,200
123,000	125,000	4,920	2,040	0	0	0	0	0	0	11,600
125,000	127,000	5,050	2,160	0	0	0	0	0	0	12,100
127,000	129,000	5,180	2,290	0	0	0	0	0	0	12,500
129,000	131,000	5,300	2,420	0	0	0	0	0	0	12,900
131,000	133,000	5,430	2,540	0	0	0	0	0	0	13,300
133,000	135,000	5,550	2,670	0	0	0	0	0	0	13,700
135,000	137,000	5,680	2,790	0	0	0	0	0	0	14,100
137,000	139,000	5,810	2,920	0	0	0	0	0	0	14,500
139,000	141,000	5,960	3,070	180	0	0	0	0	0	14,900
141,000	143,000	6,110	3,220	330	0	0	0	0	0	15,300

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
143,000	145,000	6,250	3,370	480	0	0	0	0	0	14,800	
145,000	147,000	6,400	3,510	620	0	0	0	0	0	15,200	
147,000	149,000	6,550	3,660	770	0	0	0	0	0	15,600	
149,000	151,000	6,690	3,810	920	0	0	0	0	0	16,000	
151,000	153,000	6,840	3,950	1,070	0	0	0	0	0	16,500	
153,000	155,000	6,990	4,100	1,210	0	0	0	0	0	16,900	
155,000	157,000	7,130	4,250	1,360	0	0	0	0	0	17,300	
157,000	159,000	7,280	4,390	1,510	0	0	0	0	0	17,700	
159,000	161,000	7,430	4,540	1,650	0	0	0	0	0	18,100	
161,000	163,000	7,580	4,690	1,800	0	0	0	0	0	18,600	
163,000	165,000	7,720	4,840	1,950	0	0	0	0	0	19,200	
165,000	167,000	7,870	4,980	2,090	0	0	0	0	0	19,700	
167,000	169,000	8,020	5,130	2,240	0	0	0	0	0	20,300	
169,000	171,000	8,160	5,280	2,390	0	0	0	0	0	20,800	
171,000	173,000	8,310	5,420	2,540	0	0	0	0	0	21,400	
173,000	175,000	8,460	5,570	2,680	0	0	0	0	0	21,900	
175,000	177,000	8,600	5,720	2,830	0	0	0	0	0	22,500	
177,000	179,000	8,750	5,860	2,980	0	0	0	0	0	23,000	
179,000	181,000	8,900	6,010	3,120	240	0	0	0	0	23,600	
181,000	183,000	9,050	6,160	3,270	380	0	0	0	0	24,100	
183,000	185,000	9,190	6,310	3,420	530	0	0	0	0	24,700	
185,000	187,000	9,340	6,450	3,560	680	0	0	0	0	25,200	
187,000	189,000	9,490	6,600	3,710	820	0	0	0	0	25,700	
189,000	191,000	9,630	6,750	3,860	970	0	0	0	0	26,200	
191,000	193,000	9,780	6,890	4,010	1,120	0	0	0	0	26,700	
193,000	195,000	9,930	7,040	4,150	1,270	0	0	0	0	27,200	
195,000	197,000	10,070	7,190	4,300	1,410	0	0	0	0	27,800	
197,000	199,000	10,220	7,330	4,450	1,560	0	0	0	0	28,200	
199,000	201,000	10,370	7,480	4,590	1,710	0	0	0	0	28,600	
201,000	203,000	10,520	7,630	4,740	1,850	0	0	0	0	29,100	
203,000	205,000	10,660	7,780	4,890	2,000	0	0	0	0	29,600	
205,000	207,000	10,810	7,920	5,030	2,150	0	0	0	0	30,100	
207,000	209,000	10,960	8,070	5,180	2,290	0	0	0	0	30,700	
209,000	211,000	11,100	8,220	5,330	2,440	0	0	0	0	31,200	
211,000	213,000	11,250	8,360	5,480	2,590	0	0	0	0	31,700	
213,000	215,000	11,400	8,510	5,620	2,740	0	0	0	0	32,200	
215,000	217,000	11,540	8,660	5,770	2,880	0	0	0	0	32,700	
217,000	219,000	11,690	8,800	5,920	3,030	140	0	0	0	33,200	
219,000	221,000	11,840	8,950	6,060	3,180	290	0	0	0	33,800	
221,000	224,000	12,020	9,140	6,250	3,360	470	0	0	0	34,300	
224,000	227,000	12,240	9,360	6,470	3,580	690	0	0	0	35,000	
227,000	230,000	12,460	9,580	6,690	3,800	910	0	0	0	35,800	
230,000	233,000	12,680	9,800	6,910	4,020	1,130	0	0	0	36,600	
233,000	236,000	12,900	10,020	7,130	4,240	1,350	0	0	0	37,400	
236,000	239,000	13,130	10,240	7,350	4,460	1,580	0	0	0	38,100	
239,000	242,000	13,380	10,460	7,570	4,680	1,800	0	0	0	39,000	
242,000	245,000	13,630	10,680	7,790	4,900	2,020	0	0	0	40,100	
245,000	248,000	13,880	10,900	8,010	5,120	2,240	0	0	0	41,300	
248,000	251,000	14,130	11,120	8,230	5,340	2,460	0	0	0	42,400	
251,000	254,000	14,390	11,340	8,450	5,570	2,680	0	0	0	43,500	

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
143,000	145,000	6,250	3,370	480	0	0	0	0	0	15,700	
145,000	147,000	6,400	3,510	620	0	0	0	0	0	16,100	
147,000	149,000	6,550	3,660	770	0	0	0	0	0	16,500	
149,000	151,000	6,690	3,810	920	0	0	0	0	0	16,900	
151,000	153,000	6,840	3,950	1,070	0	0	0	0	0	17,200	
153,000	155,000	6,990	4,100	1,210	0	0	0	0	0	17,600	
155,000	157,000	7,130	4,250	1,360	0	0	0	0	0	18,000	
157,000	159,000	7,280	4,390	1,510	0	0	0	0	0	18,400	
159,000	161,000	7,430	4,540	1,650	0	0	0	0	0	18,800	
161,000	163,000	7,580	4,690	1,800	0	0	0	0	0	19,300	
163,000	165,000	7,720	4,840	1,950	0	0	0	0	0	19,900	
165,000	167,000	7,870	4,980	2,090	0	0	0	0	0	20,400	
167,000	169,000	8,020	5,130	2,240	0	0	0	0	0	20,900	
169,000	171,000	8,160	5,280	2,390	0	0	0	0	0	21,400	
171,000	173,000	8,310	5,420	2,540	0	0	0	0	0	22,000	
173,000	175,000	8,460	5,570	2,680	0	0	0	0	0	22,500	
175,000	177,000	8,600	5,720	2,830	0	0	0	0	0	23,000	
177,000	179,000	8,750	5,860	2,980	0	0	0	0	0	23,500	
179,000	181,000	8,900	6,010	3,120	240	0	0	0	0	24,000	
181,000	183,000	9,050	6,160	3,270	380	0	0	0	0	24,500	
183,000	185,000	9,190	6,310	3,420	530	0	0	0	0	25,000	
185,000	187,000	9,340	6,450	3,560	680	0	0	0	0	25,500	
187,000	189,000	9,490	6,600	3,710	820	0	0	0	0	25,900	
189,000	191,000	9,630	6,750	3,860	970	0	0	0	0	26,400	
191,000	193,000	9,780	6,890	4,010	1,120	0	0	0	0	26,900	
193,000	195,000	9,930	7,040	4,150	1,270	0	0	0	0	27,300	
195,000	197,000	10,070	7,190	4,300	1,410	0	0	0	0	27,800	
197,000	199,000	10,220	7,330	4,450	1,560	0	0	0	0	28,200	
199,000	201,000	10,370	7,480	4,590	1,710	0	0	0	0	28,600	
201,000	203,000	10,520	7,630	4,740	1,850	0	0	0	0	29,100	
203,000	205,000	10,690	7,780	4,890	2,000	0	0	0	0	29,600	
205,000	207,000	10,850	7,920	5,030	2,150	0	0	0	0	30,100	
207,000	209,000	11,020	8,070	5,180	2,290	0	0	0	0	30,700	
209,000	211,000	11,190	8,220	5,330	2,440	0	0	0	0	31,200	
211,000	213,000	11,360	8,360	5,480	2,590	0	0	0	0	31,700	
213,000	215,000	11,530	8,510	5,620	2,740	0	0	0	0	32,200	
215,000	217,000	11,690	8,660	5,770	2,880	0	0	0	0	32,700	
217,000	219,000	11,860	8,800	5,920	3,030	140	0	0	0	33,200	
219,000	221,000	12,030	8,950	6,060	3,180	290	0	0	0	33,800	
221,000	224,000	12,240	9,140	6,250	3,360	470	0	0	0	34,300	
224,000	227,000	12,490	9,360	6,470	3,580	690	0	0	0	35,000	
227,000	230,000	12,740	9,580	6,690	3,800	910	0	0	0	35,800	
230,000	233,000	13,000	9,800	6,910	4,020	1,130	0	0	0	36,600	
233,000	236,000	13,250	10,020	7,130	4,240	1,350	0	0	0	37,400	
236,000	239,000	13,500	10,240	7,350	4,460	1,580	0	0	0	38,100	
239,000	242,000	13,750	10,460	7,570	4,680	1,800	0	0	0	39,000	
242,000	245,000	14,000	10,700	7,790	4,900	2,020	0	0	0	40,100	
245,000	248,000	14,260	10,960	8,010	5,120	2,240	0	0	0	41,300	
248,000	251,000	14,510	11,210	8,230	5,340	2,460	0	0	0	42,400	
251,000	254,000	14,800	11,460	8,450	5,570	2,680	0	0	0	43,500	

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
254,000	257,000	14,640	11,560	8,670	5,790	2,900	0	0	0	44,600	
257,000	260,000	14,890	11,780	8,890	6,010	3,120	230	0	0	45,700	
260,000	263,000	15,140	12,000	9,110	6,230	3,340	450	0	0	46,800	
263,000	266,000	15,390	12,220	9,330	6,450	3,560	670	0	0	47,900	
266,000	269,000	15,650	12,440	9,560	6,670	3,780	890	0	0	49,000	
269,000	272,000	15,900	12,660	9,780	6,890	4,000	1,110	0	0	50,000	
272,000	275,000	16,150	12,880	10,000	7,110	4,220	1,330	0	0	50,900	
275,000	278,000	16,420	13,120	10,230	7,340	4,460	1,570	0	0	51,900	
278,000	281,000	16,710	13,410	10,480	7,600	4,710	1,820	0	0	53,200	
281,000	284,000	17,000	13,700	10,740	7,850	4,960	2,070	0	0	54,500	
284,000	287,000	17,280	13,980	10,990	8,100	5,210	2,330	0	0	55,800	
287,000	290,000	17,570	14,270	11,240	8,350	5,470	2,580	0	0	57,100	
290,000	293,000	17,860	14,560	11,490	8,600	5,720	2,830	0	0	58,400	
293,000	296,000	18,150	14,850	11,740	8,860	5,970	3,080	190	0	59,700	
296,000	299,000	18,540	15,140	12,000	9,110	6,220	3,330	450	0	61,100	
299,000	302,000	18,920	15,420	12,250	9,360	6,470	3,590	700	0	62,400	
302,000	305,000	19,310	15,710	12,500	9,610	6,730	3,840	950	0	63,700	
305,000	308,000	19,690	16,000	12,750	9,860	6,980	4,090	1,200	0	65,000	
308,000	311,000	20,070	16,290	13,000	10,120	7,230	4,340	1,450	0	66,300	
311,000	314,000	20,460	16,580	13,280	10,370	7,480	4,590	1,710	0	67,600	
314,000	317,000	20,840	16,860	13,560	10,620	7,730	4,850	1,960	0	68,900	
317,000	320,000	21,230	17,150	13,850	10,870	7,990	5,100	2,210	0	70,200	
320,000	323,000	21,610	17,440	14,140	11,120	8,240	5,350	2,460	0	71,500	
323,000	326,000	21,990	17,730	14,430	11,380	8,490	5,600	2,710	0	72,800	
326,000	329,000	22,380	18,020	14,720	11,630	8,740	5,850	2,970	0	74,100	
329,000	332,000	22,760	18,360	15,000	11,880	8,990	6,110	3,220	330	75,400	
332,000	335,000	23,150	18,750	15,290	12,130	9,250	6,360	3,470	580	76,700	
335,000	338,000	23,530	19,130	15,580	12,380	9,500	6,610	3,720	830	78,000	
338,000	341,000	23,910	19,510	15,870	12,640	9,750	6,860	3,970	1,090	79,400	
341,000	344,000	24,300	19,900	16,160	12,890	10,000	7,110	4,230	1,340	80,700	
344,000	347,000	24,680	20,280	16,440	13,140	10,250	7,370	4,480	1,590	82,000	
347,000	350,000	25,070	20,670	16,730	13,430	10,510	7,620	4,730	1,840	83,300	
350,000	353,000	25,450	21,050	17,020	13,720	10,760	7,870	4,980	2,090	84,900	
353,000	356,000	25,830	21,430	17,310	14,010	11,010	8,120	5,230	2,350	86,600	
356,000	359,000	26,220	21,820	17,600	14,300	11,260	8,370	5,490	2,600	88,200	
359,000	362,000	26,600	22,200	17,880	14,580	11,510	8,630	5,740	2,850	89,900	
362,000	365,000	26,990	22,590	18,190	14,870	11,770	8,880	5,990	3,100	91,600	
365,000	368,000	27,370	22,970	18,570	15,160	12,020	9,130	6,240	3,350	93,300	
368,000	371,000	27,750	23,350	18,950	15,450	12,270	9,380	6,490	3,610	95,000	
371,000	374,000	28,140	23,740	19,340	15,740	12,520	9,630	6,750	3,860	96,700	
374,000	377,000	28,520	24,120	19,720	16,020	12,770	9,890	7,000	4,110	98,300	
377,000	380,000	28,910	24,510	20,110	16,310	13,030	10,140	7,250	4,360	100,000	
380,000	383,000	29,290	24,890	20,490	16,600	13,300	10,390	7,500	4,610	101,700	
383,000	386,000	29,670	25,270	20,870	16,890	13,590	10,640	7,750	4,870	103,400	
386,000	389,000	30,060	25,660	21,260	17,180	13,880	10,890	8,010	5,120	105,100	
389,000	392,000	30,440	26,040	21,640	17,460	14,160	11,150	8,260	5,370	106,800	
392,000	395,000	30,830	26,430	22,030	17,750	14,450	11,400	8,510	5,620	108,400	
395,000	398,000	31,210	26,810	22,410	18,040	14,740	11,650	8,760	5,870	110,100	
398,000	401,000	31,630	27,190	22,790	18,390	15,030	11,900	9,010	6,130	111,700	
401,000	404,000	32,110	27,580	23,180	18,780	15,320	12,150	9,270	6,380	113,200	

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
254,000	257,000	15,100	11,710	8,670	5,790	2,900	0	0	0	44,600
257,000	260,000	15,390	11,960	8,890	6,010	3,120	230	0	0	45,700
260,000	263,000	15,690	12,220	9,110	6,230	3,340	450	0	0	46,800
263,000	266,000	15,980	12,470	9,330	6,450	3,560	670	0	0	47,900
266,000	269,000	16,270	12,720	9,560	6,670	3,780	890	0	0	49,000
269,000	272,000	16,570	12,970	9,780	6,890	4,000	1,110	0	0	50,000
272,000	275,000	16,860	13,220	10,000	7,110	4,220	1,330	0	0	50,900
275,000	278,000	17,180	13,490	10,230	7,340	4,460	1,570	0	0	51,900
278,000	281,000	17,510	13,780	10,480	7,600	4,710	1,820	0	0	53,200
281,000	284,000	17,850	14,070	10,770	7,850	4,960	2,070	0	0	54,500
284,000	287,000	18,180	14,360	11,060	8,100	5,210	2,330	0	0	55,800
287,000	290,000	18,520	14,670	11,350	8,350	5,470	2,580	0	0	57,100
290,000	293,000	18,860	15,010	11,630	8,600	5,720	2,830	0	0	58,400
293,000	296,000	19,200	15,340	11,920	8,860	5,970	3,080	190	0	59,700
296,000	299,000	19,580	15,680	12,210	9,110	6,220	3,330	450	0	61,100
299,000	302,000	19,960	16,010	12,500	9,360	6,470	3,590	700	0	62,400
302,000	305,000	20,350	16,350	12,790	9,610	6,730	3,840	950	0	63,700
305,000	308,000	20,730	16,690	13,070	9,860	6,980	4,090	1,200	0	65,000
308,000	311,000	21,120	17,020	13,360	10,120	7,230	4,340	1,450	0	66,300
311,000	314,000	21,500	17,360	13,650	10,370	7,480	4,590	1,710	0	67,600
314,000	317,000	21,880	17,690	13,940	10,640	7,730	4,850	1,960	0	68,900
317,000	320,000	22,270	18,030	14,230	10,930	7,990	5,100	2,210	0	70,200
320,000	323,000	22,650	18,370	14,520	11,210	8,240	5,350	2,460	0	71,500
323,000	326,000	23,040	18,700	14,850	11,500	8,490	5,600	2,710	0	72,800
326,000	329,000	23,420	19,040	15,190	11,790	8,740	5,850	2,970	0	74,100
329,000	332,000	23,800	19,400	15,520	12,080	8,990	6,110	3,220	330	75,400
332,000	335,000	24,190	19,790	15,860	12,370	9,250	6,360	3,470	580	76,700
335,000	338,000	24,570	20,170	16,200	12,650	9,500	6,610	3,720	830	78,000
338,000	341,000	24,960	20,560	16,530	12,940	9,750	6,860	3,970	1,090	79,400
341,000	344,000	25,340	20,940	16,870	13,230	10,000	7,110	4,230	1,340	80,700
344,000	347,000	25,720	21,320	17,200	13,520	10,250	7,370	4,480	1,590	82,000
347,000	350,000	26,110	21,710	17,540	13,810	10,510	7,620	4,730	1,840	83,300
350,000	353,000	26,490	22,090	17,880	14,090	10,790	7,870	4,980	2,090	84,900
353,000	356,000	26,880	22,480	18,210	14,380	11,080	8,120	5,230	2,350	86,600
356,000	359,000	27,260	22,860	18,550	14,700	11,370	8,370	5,490	2,600	88,200
359,000	362,000	27,640	23,240	18,880	15,030	11,660	8,630	5,740	2,850	89,900
362,000	365,000	28,030	23,630	19,230	15,370	11,950	8,880	5,990	3,100	91,600
365,000	368,000	28,410	24,010	19,610	15,710	12,230	9,130	6,240	3,350	93,300
368,000	371,000	28,800	24,400	20,000	16,040	12,520	9,380	6,490	3,610	95,000
371,000	374,000	29,180	24,780	20,380	16,380	12,810	9,630	6,750	3,860	96,700
374,000	377,000	29,560	25,160	20,760	16,710	13,100	9,890	7,000	4,110	98,300
377,000	380,000	29,950	25,550	21,150	17,050	13,390	10,140	7,250	4,360	100,000
380,000	383,000	30,330	25,930	21,530	17,390	13,670	10,390	7,500	4,610	101,700
383,000	386,000	30,720	26,320	21,920	17,720	13,960	10,660	7,750	4,870	103,400
386,000	389,000	31,100	26,700	22,300	18,060	14,250	10,950	8,010	5,120	105,100
389,000	392,000	31,480	27,080	22,680	18,390	14,540	11,240	8,260	5,370	106,800
392,000	395,000	31,870	27,470	23,070	18,730	14,880	11,530	8,510	5,620	108,400
395,000	398,000	32,250	27,850	23,450	19,070	15,220	11,810	8,760	5,870	110,100
398,000	401,000	32,670	28,240	23,840	19,440	15,550	12,100	9,010	6,130	111,700
401,000	404,000	33,150	28,620	24,220	19,820	15,890	12,390	9,270	6,380	113,200

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
404,000	407,000	32,590	27,960	23,560	19,160	15,600	12,410	9,520	6,630	114,700
407,000	410,000	33,070	28,350	23,950	19,550	15,890	12,660	9,770	6,880	116,200
410,000	413,000	33,550	28,730	24,330	19,930	16,180	12,910	10,020	7,130	117,600
413,000	416,000	34,030	29,110	24,710	20,310	16,470	13,170	10,270	7,390	119,100
416,000	419,000	34,510	29,500	25,100	20,700	16,760	13,460	10,530	7,640	120,600
419,000	422,000	34,990	29,880	25,480	21,080	17,040	13,740	10,780	7,890	122,200
422,000	425,000	35,470	30,270	25,870	21,470	17,330	14,030	11,030	8,140	124,000
425,000	428,000	35,950	30,650	26,250	21,850	17,620	14,320	11,280	8,390	125,800
428,000	431,000	36,430	31,030	26,630	22,230	17,910	14,610	11,530	8,650	127,700
431,000	434,000	36,910	31,420	27,020	22,620	18,220	14,900	11,790	8,900	129,500
434,000	437,000	37,390	31,890	27,400	23,000	18,600	15,180	12,040	9,150	131,300
437,000	440,000	37,870	32,370	27,790	23,390	18,990	15,470	12,290	9,400	133,200
440,000	443,000	38,350	32,850	28,170	23,770	19,370	15,760	12,540	9,650	135,000
443,000	446,000	38,830	33,330	28,550	24,150	19,750	16,050	12,790	9,910	136,900
446,000	449,000	39,310	33,810	28,940	24,540	20,140	16,340	13,050	10,160	138,700
449,000	452,000	39,790	34,290	29,320	24,920	20,520	16,620	13,320	10,410	140,500
452,000	455,000	40,270	34,770	29,710	25,310	20,910	16,910	13,610	10,660	142,400
455,000	458,000	40,750	35,250	30,090	25,690	21,290	17,200	13,900	10,910	144,200
458,000	461,000	41,230	35,730	30,470	26,070	21,670	17,490	14,190	11,170	146,000
461,000	464,000	41,710	36,210	30,860	26,460	22,060	17,780	14,480	11,420	147,700
464,000	467,000	42,190	36,690	31,240	26,840	22,440	18,060	14,760	11,670	149,300
467,000	470,000	42,670	37,170	31,670	27,230	22,830	18,430	15,050	11,920	151,000
470,000	473,000	43,150	37,650	32,150	27,610	23,210	18,810	15,340	12,170	152,600
473,000	476,000	43,630	38,130	32,630	27,990	23,590	19,190	15,630	12,430	154,200
476,000	479,000	44,110	38,610	33,110	28,380	23,980	19,580	15,920	12,680	155,900
479,000	482,000	44,590	39,090	33,590	28,760	24,360	19,960	16,200	12,930	157,500
482,000	485,000	45,070	39,570	34,070	29,150	24,750	20,350	16,490	13,190	159,100
485,000	488,000	45,550	40,050	34,550	29,530	25,130	20,730	16,780	13,480	160,800
488,000	491,000	46,030	40,530	35,030	29,910	25,510	21,110	17,070	13,770	162,400
491,000	494,000	46,510	41,010	35,510	30,300	25,900	21,500	17,360	14,060	164,300
494,000	497,000	46,990	41,490	35,990	30,680	26,280	21,880	17,640	14,340	166,300
497,000	500,000	47,470	41,970	36,470	31,070	26,670	22,270	17,930	14,630	168,300
500,000円		47,710	42,210	36,710	31,260	26,860	22,460	18,080	14,780	170,300
500,000円を超え 590,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								170,300円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 500,000円を 超える金額の 57%に相当す る金額を加算 した金額
590,000円		円 63,910	円 58,410	円 52,910	円 47,460	円 43,060	円 38,660	円 34,280	円 30,980	
590,000円を超え 690,000円に満た ない金額		590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000円を超える金額の22.5%に相当する金額を加算した金額								

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
404,000	407,000	33,630	29,000	24,600	20,200	16,220	12,680	9,520	6,630	114,700
407,000	410,000	34,110	29,390	24,990	20,590	16,560	12,970	9,770	6,880	116,200
410,000	413,000	34,590	29,770	25,370	20,970	16,900	13,250	10,020	7,130	117,600
413,000	416,000	35,070	30,160	25,760	21,360	17,230	13,540	10,270	7,390	119,100
416,000	419,000	35,550	30,540	26,140	21,740	17,570	13,830	10,530	7,640	120,600
419,000	422,000	36,030	30,920	26,520	22,120	17,900	14,120	10,820	7,890	122,200
422,000	425,000	36,510	31,310	26,910	22,510	18,240	14,410	11,110	8,140	124,000
425,000	428,000	36,990	31,690	27,290	22,890	18,580	14,730	11,390	8,390	125,800
428,000	431,000	37,470	32,080	27,680	23,280	18,910	15,060	11,680	8,650	127,700
431,000	434,000	37,950	32,460	28,060	23,660	19,260	15,400	11,970	8,900	129,500
434,000	437,000	38,430	32,930	28,440	24,040	19,640	15,730	12,260	9,150	131,300
437,000	440,000	38,910	33,410	28,830	24,430	20,030	16,070	12,550	9,400	133,200
440,000	443,000	39,390	33,890	29,210	24,810	20,410	16,410	12,830	9,650	135,000
443,000	446,000	39,870	34,370	29,600	25,200	20,800	16,740	13,120	9,910	136,900
446,000	449,000	40,350	34,850	29,980	25,580	21,180	17,080	13,410	10,160	138,700
449,000	452,000	40,830	35,330	30,360	25,960	21,560	17,410	13,700	10,410	140,500
452,000	455,000	41,310	35,810	30,750	26,350	21,950	17,750	13,990	10,690	142,400
455,000	458,000	41,790	36,290	31,130	26,730	22,330	18,090	14,270	10,970	144,200
458,000	461,000	42,270	36,770	31,520	27,120	22,720	18,420	14,570	11,260	146,000
461,000	464,000	42,750	37,250	31,900	27,500	23,100	18,760	14,910	11,550	147,700
464,000	467,000	43,230	37,730	32,280	27,880	23,480	19,090	15,240	11,840	149,300
467,000	470,000	43,710	38,210	32,710	28,270	23,870	19,470	15,580	12,130	151,000
470,000	473,000	44,190	38,690	33,190	28,650	24,250	19,850	15,920	12,410	152,600
473,000	476,000	44,670	39,170	33,670	29,040	24,640	20,240	16,250	12,700	154,200
476,000	479,000	45,150	39,650	34,150	29,420	25,020	20,620	16,590	12,990	155,900
479,000	482,000	45,630	40,130	34,630	29,800	25,400	21,000	16,920	13,280	157,500
482,000	485,000	46,110	40,610	35,110	30,190	25,790	21,390	17,260	13,570	159,100
485,000	488,000	46,590	41,090	35,590	30,570	26,170	21,770	17,600	13,850	160,800
488,000	491,000	47,070	41,570	36,070	30,960	26,560	22,160	17,930	14,140	162,400
491,000	494,000	47,550	42,050	36,550	31,340	26,940	22,540	18,270	14,430	164,300
494,000	497,000	48,030	42,530	37,030	31,720	27,320	22,920	18,600	14,750	166,300
497,000	500,000	48,510	43,010	37,510	32,110	27,710	23,310	18,940	15,090	168,300
500,000円		48,750	43,250	37,750	32,300	27,900	23,500	19,110	15,260	170,300
500,000円を超え 590,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								170,300円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 500,000円を 超える金額の 57%に相当す る金額を加算 した金額
590,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		64,950	59,450	53,950	48,500	44,100	39,700	35,310	31,460	
590,000円を超え 690,000円に満た ない金額		590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000円を超える金額の22.5%に相当する金額を加算した金額								

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額									税 額
690,000円	円 86,410	円 80,910	円 75,410	円 69,960	円 65,560	円 61,160	円 56,780	円 53,480		
690,000円を超え 830,000円に満たない金額	690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									
830,000円	円 124,210	円 118,710	円 113,210	円 107,760	円 103,360	円 98,960	円 94,580	円 91,280		
830,000円を超え 870,000円に満たない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額									
870,000円	円 135,610	円 130,110	円 124,610	円 119,160	円 114,760	円 110,360	円 105,980	円 102,680		
870,000円を超え 1,050,000円に満たない金額	870,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 870,000円を超える金額の33.5%に相当する金額を加算した金額									
1,050,000円	円 195,910	円 190,410	円 184,910	円 179,460	円 175,060	円 170,660	円 166,280	円 162,980		
1,050,000円を超え 1,220,000円に満たない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,220,000円	円 260,510	円 255,010	円 249,510	円 244,060	円 239,660	円 235,260	円 230,880	円 227,580		
1,220,000円を超え 1,480,000円に満たない金額	1,220,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,220,000円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額									
1,480,000円	円 372,310	円 366,810	円 361,310	円 355,860	円 351,460	円 347,060	円 342,680	円 339,380		
1,480,000円を超え 2,800,000円に満たない金額	1,480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,480,000円を超える金額の47.5%に相当する金額を加算した金額									

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
690,000円	円 87,450	円 81,950	円 76,450	円 71,000	円 66,600	円 62,200	円 57,810	円 53,960	
690,000円を超え 830,000円に満た ない金額	690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
830,000円	円 125,250	円 119,750	円 114,250	円 108,800	円 104,400	円 100,000	円 95,610	円 91,760	
830,000円を超え 870,000円に満た ない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								
870,000円	円 136,650	円 131,150	円 125,650	円 120,200	円 115,800	円 111,400	円 107,010	円 103,160	
870,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額	870,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 870,000円を超える金額の33.5%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円	円 196,950	円 191,450	円 185,950	円 180,500	円 176,100	円 171,700	円 167,310	円 163,460	
1,050,000円を超え 1,220,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,220,000円	円 261,550	円 256,050	円 250,550	円 245,100	円 240,700	円 236,300	円 231,910	円 228,060	
1,220,000円を超え 1,480,000円に満た ない金額	1,220,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,220,000円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額								
1,480,000円	円 373,350	円 367,850	円 362,350	円 356,900	円 352,500	円 348,100	円 343,710	円 339,860	
1,480,000円を超え 2,800,000円に満た ない金額	1,480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,480,000円を超える金額の47.5%に相当する金額を加算した金額								

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
2,800,000円		999,310 ^円	993,810 ^円	988,310 ^円	982,860 ^円	978,460 ^円	974,060 ^円	969,680 ^円	966,380 ^円	
2,800,000円を超え 4,550,000円に満たない金額		2,800,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,800,000円を超える金額の52.5%に相当する金額を加算した金額								
4,550,000円		1,918,060 ^円	1,912,560 ^円	1,907,060 ^円	1,901,610 ^円	1,897,210 ^円	1,892,810 ^円	1,888,430 ^円	1,885,130 ^円	
4,550,000円を超える金額		4,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 4,550,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに4,130円を控除した金額										
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載されている扶養親族等の数に1人ごとに4,130円を上乗せした各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに4,130円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に1人ごとに4,130円を控除した金額)が、その求める税額である。

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
2,800,000円	円 1,000,350	円 994,850	円 989,350	円 983,900	円 979,500	円 975,100	円 970,710	円 966,860	
2,800,000円を超え 4,550,000円に満た ない金額	2,800,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,800,000円を超える金額の52.5%に相当する金額を加算した金額								
4,550,000円	円 1,919,100	円 1,913,600	円 1,908,100	円 1,902,650	円 1,898,250	円 1,893,850	円 1,889,460	円 1,885,610	
4,550,000円を超え る金額	4,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 4,550,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに4,130円を控除した金額									従たる給与につ いての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には 、当該申告書 に記載され た扶養親族等 の数に応じ、 扶養親族等 1人ごとに 4,130円を、上 の各欄によつ て求めた税額 から控除した 金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに4,130円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに4,130円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円
2,550	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0		0
2,550	2,600	5	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	20	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	25	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	35	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	40	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,900	2,950	45	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,950	3,000	50	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,000	3,050	55	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,050	3,100	60	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,100	3,150	65	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,150	3,200	70	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,200	3,250	75	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,250	3,300	80	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,300	3,400	90	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,400	3,500	100	5	0	0	0	0	0	0	260	0
3,500	3,600	110	15	0	0	0	0	0	0	270	0
3,600	3,700	120	25	0	0	0	0	0	0	280	0
3,700	3,800	130	35	0	0	0	0	0	0	290	0
3,800	3,900	140	45	0	0	0	0	0	0	300	0
3,900	4,000	150	55	0	0	0	0	0	0	310	0
4,000	4,100	160	60	0	0	0	0	0	0	330	0
4,100	4,200	165	70	0	0	0	0	0	0	350	0
4,200	4,300	170	75	0	0	0	0	0	0	370	0
4,300	4,400	175	80	0	0	0	0	0	0	400	0
4,400	4,500	185	85	0	0	0	0	0	0	420	0
4,500	4,600	190	95	0	0	0	0	0	0	440	0
4,600	4,700	195	100	5	0	0	0	0	0	460	0
4,700	4,800	205	110	10	0	0	0	0	0	480	0
4,800	4,900	210	115	20	0	0	0	0	0	500	0
4,900	5,000	220	125	25	0	0	0	0	0	520	0
5,000	5,100	225	130	35	0	0	0	0	0	540	0
5,100	5,200	235	135	40	0	0	0	0	0	560	0
5,200	5,300	240	145	50	0	0	0	0	0	580	0
5,300	5,400	250	150	55	0	0	0	0	0	610	0
5,400	5,500	255	160	65	0	0	0	0	0	630	0
5,500	5,600	265	165	70	0	0	0	0	0	660	0
5,600	5,700	270	175	80	0	0	0	0	0	690	0
5,700	5,800	280	180	85	0	0	0	0	0	710	0
5,800	5,900	285	190	90	0	0	0	0	0	740	0
5,900	6,000	290	195	100	5	0	0	0	0	770	0
6,000	6,100	300	205	105	10	0	0	0	0	800	0
6,100	6,200	305	210	115	20	0	0	0	0	820	0
6,200	6,300	315	220	120	25	0	0	0	0	850	0

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 2,550	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
2,550	2,600	5	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	20	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	25	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	35	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	40	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,900	2,950	45	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,950	3,000	50	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,000	3,050	55	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,050	3,100	60	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,100	3,150	65	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,150	3,200	70	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,200	3,250	75	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,250	3,300	80	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,300	3,400	90	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,400	3,500	100	5	0	0	0	0	0	0	270	0
3,500	3,600	110	15	0	0	0	0	0	0	280	0
3,600	3,700	120	25	0	0	0	0	0	0	300	0
3,700	3,800	130	35	0	0	0	0	0	0	310	0
3,800	3,900	140	45	0	0	0	0	0	0	330	0
3,900	4,000	150	55	0	0	0	0	0	0	350	0
4,000	4,100	160	60	0	0	0	0	0	0	370	0
4,100	4,200	165	70	0	0	0	0	0	0	390	0
4,200	4,300	170	75	0	0	0	0	0	0	410	0
4,300	4,400	175	80	0	0	0	0	0	0	430	0
4,400	4,500	185	85	0	0	0	0	0	0	450	0
4,500	4,600	190	95	0	0	0	0	0	0	470	0
4,600	4,700	195	100	5	0	0	0	0	0	490	0
4,700	4,800	205	110	10	0	0	0	0	0	510	0
4,800	4,900	210	115	20	0	0	0	0	0	530	0
4,900	5,000	220	125	25	0	0	0	0	0	550	0
5,000	5,100	225	130	35	0	0	0	0	0	570	0
5,100	5,200	235	135	40	0	0	0	0	0	590	0
5,200	5,300	240	145	50	0	0	0	0	0	610	0
5,300	5,400	250	150	55	0	0	0	0	0	630	0
5,400	5,500	255	160	65	0	0	0	0	0	650	0
5,500	5,600	265	165	70	0	0	0	0	0	680	0
5,600	5,700	270	175	80	0	0	0	0	0	710	0
5,700	5,800	280	180	85	0	0	0	0	0	730	0
5,800	5,900	285	190	90	0	0	0	0	0	760	0
5,900	6,000	290	195	100	5	0	0	0	0	780	0
6,000	6,100	300	205	105	10	0	0	0	0	810	0
6,100	6,200	305	210	115	20	0	0	0	0	830	0
6,200	6,300	315	220	120	25	0	0	0	0	860	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,300	6,400	320	225	130	35	0	0	0	0	870	0
6,400	6,500	330	235	135	40	0	0	0	0	900	0
6,500	6,600	335	240	145	50	0	0	0	0	930	0
6,600	6,700	345	250	150	55	0	0	0	0	950	0
6,700	6,800	350	255	160	60	0	0	0	0	970	0
6,800	6,900	360	260	165	70	0	0	0	0	1,000	0
6,900	7,000	365	270	175	75	0	0	0	0	1,020	0
7,000	7,100	375	275	180	85	0	0	0	0	1,050	0
7,100	7,200	380	285	190	90	0	0	0	0	1,070	0
7,200	7,300	390	290	195	100	5	0	0	0	1,100	0
7,300	7,400	395	300	205	105	10	0	0	0	1,130	0
7,400	7,500	405	305	210	115	15	0	0	0	1,150	0
7,500	7,600	410	315	215	120	25	0	0	0	1,180	0
7,600	7,700	415	320	225	130	30	0	0	0	1,200	0
7,700	7,800	425	330	230	135	40	0	0	0	1,230	0
7,800	7,900	430	335	240	145	45	0	0	0	1,250	0
7,900	8,000	440	345	245	150	55	0	0	0	1,280	0
8,000	8,100	450	350	255	160	60	0	0	0	1,310	0
8,100	8,200	455	360	260	165	70	0	0	0	1,350	4
8,200	8,300	465	365	270	175	75	0	0	0	1,390	12
8,300	8,400	475	370	275	180	85	0	0	0	1,430	19
8,400	8,500	480	380	285	185	90	0	0	0	1,460	26
8,500	8,600	490	385	290	195	100	0	0	0	1,500	34
8,600	8,700	500	395	300	200	105	10	0	0	1,540	41
8,700	8,800	505	400	305	210	115	15	0	0	1,570	48
8,800	8,900	515	410	315	215	120	25	0	0	1,610	56
8,900	9,000	525	415	320	225	130	30	0	0	1,650	63
9,000	9,100	530	425	330	230	135	40	0	0	1,680	70
9,100	9,200	540	430	335	240	140	45	0	0	1,710	78
9,200	9,300	550	440	345	245	150	55	0	0	1,750	85
9,300	9,400	560	450	350	255	160	65	0	0	1,790	92
9,400	9,500	570	460	360	265	170	70	0	0	1,830	100
9,500	9,600	580	470	370	270	175	80	0	0	1,880	107
9,600	9,700	590	480	375	280	185	90	0	0	1,920	114
9,700	9,800	595	485	385	290	195	95	0	0	1,960	122
9,800	9,900	610	495	395	295	200	105	10	0	2,010	129
9,900	10,000	620	505	400	305	210	115	15	0	2,050	137
10,000	10,100	635	515	410	315	220	120	25	0	2,090	144
10,100	10,200	645	525	420	325	225	130	35	0	2,140	151
10,200	10,300	660	535	425	330	235	140	40	0	2,180	159
10,300	10,400	675	545	435	340	245	145	50	0	2,220	166
10,400	10,500	685	555	445	350	250	155	60	0	2,270	173
10,500	10,600	700	565	455	355	260	165	65	0	2,310	181
10,600	10,700	710	575	465	365	270	170	75	0	2,360	188
10,700	10,800	725	585	475	375	275	180	85	0	2,400	195
10,800	10,900	735	595	485	380	285	190	95	0	2,440	203
10,900	11,000	750	605	495	390	295	195	100	5	2,490	210
11,000	11,100	760	615	500	400	300	205	110	15	2,530	217
11,100	11,200	775	630	510	405	310	215	120	20	2,570	225
11,200	11,300	790	640	520	415	320	220	125	30	2,620	232

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,300	6,400	320	225	130	35	0	0	0	0	880	0
6,400	6,500	330	235	135	40	0	0	0	0	900	0
6,500	6,600	335	240	145	50	0	0	0	0	930	0
6,600	6,700	345	250	150	55	0	0	0	0	950	0
6,700	6,800	350	255	160	60	0	0	0	0	970	0
6,800	6,900	360	260	165	70	0	0	0	0	1,000	0
6,900	7,000	370	270	175	75	0	0	0	0	1,020	0
7,000	7,100	375	275	180	85	0	0	0	0	1,050	0
7,100	7,200	385	285	190	90	0	0	0	0	1,070	0
7,200	7,300	395	290	195	100	5	0	0	0	1,100	0
7,300	7,400	400	300	205	105	10	0	0	0	1,130	0
7,400	7,500	410	305	210	115	15	0	0	0	1,150	0
7,500	7,600	420	315	215	120	25	0	0	0	1,180	0
7,600	7,700	425	320	225	130	30	0	0	0	1,200	0
7,700	7,800	435	330	230	135	40	0	0	0	1,230	0
7,800	7,900	445	335	240	145	45	0	0	0	1,250	0
7,900	8,000	450	345	245	150	55	0	0	0	1,280	0
8,000	8,100	460	350	255	160	60	0	0	0	1,310	0
8,100	8,200	470	360	260	165	70	0	0	0	1,350	4
8,200	8,300	475	365	270	175	75	0	0	0	1,390	12
8,300	8,400	485	375	275	180	85	0	0	0	1,430	19
8,400	8,500	495	385	285	185	90	0	0	0	1,460	26
8,500	8,600	505	395	290	195	100	0	0	0	1,500	34
8,600	8,700	515	400	300	200	105	10	0	0	1,540	41
8,700	8,800	525	410	305	210	115	15	0	0	1,570	48
8,800	8,900	535	420	315	215	120	25	0	0	1,610	56
8,900	9,000	545	425	320	225	130	30	0	0	1,650	63
9,000	9,100	555	435	330	230	135	40	0	0	1,680	70
9,100	9,200	565	445	335	240	140	45	0	0	1,710	78
9,200	9,300	575	450	345	245	150	55	0	0	1,750	85
9,300	9,400	585	460	350	255	160	65	0	0	1,790	92
9,400	9,500	600	470	360	265	170	70	0	0	1,830	100
9,500	9,600	610	480	370	270	175	80	0	0	1,880	107
9,600	9,700	620	490	380	280	185	90	0	0	1,920	114
9,700	9,800	630	505	390	290	195	95	0	0	1,960	122
9,800	9,900	645	515	400	295	200	105	10	0	2,010	129
9,900	10,000	655	525	410	305	210	115	15	0	2,050	137
10,000	10,100	670	535	420	315	220	120	25	0	2,090	144
10,100	10,200	680	550	430	325	225	130	35	0	2,140	151
10,200	10,300	695	560	440	330	235	140	40	0	2,180	159
10,300	10,400	710	570	450	340	245	145	50	0	2,220	166
10,400	10,500	720	580	460	350	250	155	60	0	2,270	173
10,500	10,600	735	595	465	355	260	165	65	0	2,310	181
10,600	10,700	745	605	475	365	270	170	75	0	2,350	188
10,700	10,800	760	615	485	375	275	180	85	0	2,400	195
10,800	10,900	770	625	500	385	285	190	95	0	2,440	203
10,900	11,000	785	640	510	395	295	195	100	5	2,480	210
11,000	11,100	795	650	520	405	300	205	110	15	2,530	217
11,100	11,200	810	665	530	415	310	215	120	20	2,570	225
11,200	11,300	825	675	545	425	320	220	125	30	2,620	232

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
11,300	11,400	800	655	530	425	325	230	135	40	2,660	239
11,400	11,500	815	665	540	430	335	240	145	45	2,710	247
11,500	11,600	825	680	550	440	345	250	150	55	2,750	254
11,600	11,700	840	690	560	450	350	255	160	65	2,790	261
11,700	11,800	850	705	570	460	360	265	170	70	2,850	269
11,800	11,900	865	720	580	470	370	275	175	80	2,900	276
11,900	12,000	875	730	590	480	380	280	185	90	2,960	284
12,000	12,100	890	745	600	490	385	290	195	95	3,020	291
12,100	12,200	905	755	610	500	395	300	200	105	3,070	298
12,200	12,300	915	770	620	505	405	305	210	115	3,130	306
12,300	12,400	930	780	635	515	410	315	220	120	3,190	313
12,400	12,500	940	795	650	525	420	325	225	130	3,240	320
12,500	12,600	955	805	660	535	430	330	235	140	3,300	328
12,600	12,700	965	820	675	545	435	340	245	145	3,350	336
12,700	12,800	980	835	685	555	445	350	250	155	3,410	344
12,800	12,900	995	845	700	565	455	355	260	165	3,470	353
12,900	13,000	1,005	860	710	575	465	365	270	175	3,520	361
13,000	13,100	1,020	870	725	585	475	375	275	180	3,580	370
13,100	13,200	1,030	885	740	595	485	380	285	190	3,630	378
13,200	13,300	1,045	895	750	605	495	390	295	200	3,690	386
13,300	13,400	1,060	910	765	615	505	400	305	205	3,740	395
13,400	13,500	1,075	925	775	630	515	405	310	215	3,790	403
13,500	13,600	1,090	935	790	640	520	415	320	225	3,840	412
13,600	13,700	1,105	950	800	655	530	425	330	230	3,890	420
13,700	13,800	1,120	960	815	670	540	430	335	240	3,940	428
13,800	13,900	1,140	975	825	680	550	440	345	250	3,990	437
13,900	14,000	1,155	985	840	695	560	450	355	255	4,040	445
14,000	14,100	1,170	1,000	855	705	570	460	360	265	4,090	454
14,100	14,200	1,185	1,010	865	720	580	470	370	275	4,150	462
14,200	14,300	1,200	1,025	880	730	590	480	380	280	4,220	470
14,300	14,400	1,220	1,040	890	745	600	490	385	290	4,280	479
14,400	14,500	1,235	1,050	905	755	610	500	395	300	4,340	487
14,500	14,600	1,250	1,065	915	770	625	510	405	305	4,400	496
14,600	14,700	1,265	1,085	930	785	635	520	410	315	4,460	504
14,700	14,800	1,280	1,100	940	795	650	525	420	325	4,520	512
14,800	14,900	1,300	1,115	955	810	660	535	430	330	4,580	521
14,900	15,000	1,315	1,130	970	820	675	545	435	340	4,640	529
15,000	15,100	1,330	1,145	980	835	685	555	445	350	4,710	538
15,100	15,200	1,345	1,165	995	845	700	565	455	355	4,770	546
15,200	15,300	1,360	1,180	1,005	860	715	575	465	365	4,830	554
15,300	15,400	1,380	1,195	1,020	870	725	585	475	375	4,890	563
15,400	15,500	1,395	1,210	1,030	885	740	595	485	385	4,940	571
15,500	15,600	1,410	1,225	1,045	900	750	605	495	390	5,000	580
15,600	15,700	1,425	1,245	1,060	910	765	615	505	400	5,050	588
15,700	15,800	1,440	1,260	1,075	925	775	630	515	410	5,110	596
15,800	15,900	1,460	1,275	1,090	935	790	645	525	415	5,160	605
15,900	16,000	1,475	1,290	1,105	950	805	655	530	425	5,210	615
16,000	16,100	1,490	1,305	1,125	960	815	670	540	435	5,270	625
16,100	16,200	1,505	1,325	1,140	975	830	680	550	440	5,320	634
16,200	16,300	1,520	1,340	1,155	990	840	695	560	450	5,380	644

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,300	11,400	835	690	555	435	325	230	135	40	2,660	239
11,400	11,500	850	700	565	445	335	240	145	45	2,700	247
11,500	11,600	860	715	575	455	345	250	150	55	2,750	254
11,600	11,700	875	725	590	465	355	255	160	65	2,790	261
11,700	11,800	885	740	600	470	360	265	170	70	2,850	269
11,800	11,900	900	755	610	480	370	275	175	80	2,900	276
11,900	12,000	910	765	620	495	380	280	185	90	2,960	284
12,000	12,100	925	780	630	505	390	290	195	95	3,020	291
12,100	12,200	940	790	645	515	400	300	200	105	3,070	298
12,200	12,300	950	805	655	525	410	305	210	115	3,130	306
12,300	12,400	965	815	670	540	420	315	220	120	3,180	313
12,400	12,500	975	830	685	550	430	325	225	130	3,240	320
12,500	12,600	990	840	695	560	440	330	235	140	3,300	328
12,600	12,700	1,000	855	710	570	450	340	245	145	3,350	336
12,700	12,800	1,015	870	720	580	460	350	250	155	3,410	344
12,800	12,900	1,030	880	735	595	470	360	260	165	3,470	353
12,900	13,000	1,040	895	745	605	480	365	270	175	3,520	361
13,000	13,100	1,055	905	760	615	490	375	275	180	3,580	370
13,100	13,200	1,065	920	775	625	500	385	285	190	3,630	378
13,200	13,300	1,080	930	785	640	510	395	295	200	3,690	386
13,300	13,400	1,095	945	800	650	520	405	305	205	3,740	395
13,400	13,500	1,110	960	810	665	535	415	310	215	3,790	403
13,500	13,600	1,125	970	825	675	545	425	320	225	3,840	412
13,600	13,700	1,140	985	835	690	555	435	330	230	3,890	420
13,700	13,800	1,155	995	850	705	565	445	335	240	3,940	428
13,800	13,900	1,175	1,010	860	715	575	455	345	250	3,990	437
13,900	14,000	1,190	1,020	875	730	590	465	355	255	4,040	445
14,000	14,100	1,205	1,035	890	740	600	475	365	265	4,090	454
14,100	14,200	1,220	1,045	900	755	610	485	375	275	4,150	462
14,200	14,300	1,235	1,060	915	765	620	495	380	280	4,210	470
14,300	14,400	1,255	1,075	925	780	635	505	390	290	4,280	478
14,400	14,500	1,270	1,085	940	790	645	515	400	300	4,340	488
14,500	14,600	1,285	1,100	950	805	660	525	410	305	4,400	498
14,600	14,700	1,300	1,120	965	820	670	540	420	315	4,460	507
14,700	14,800	1,315	1,135	975	830	685	550	430	325	4,520	517
14,800	14,900	1,335	1,150	990	845	695	560	440	330	4,580	526
14,900	15,000	1,350	1,165	1,005	855	710	570	450	340	4,640	536
15,000	15,100	1,365	1,180	1,015	870	720	585	460	350	4,700	546
15,100	15,200	1,380	1,200	1,030	880	735	595	470	360	4,770	555
15,200	15,300	1,395	1,215	1,040	895	750	605	480	370	4,830	565
15,300	15,400	1,415	1,230	1,055	905	760	615	490	380	4,890	574
15,400	15,500	1,430	1,245	1,065	920	775	630	500	385	4,940	584
15,500	15,600	1,445	1,260	1,080	935	785	640	510	395	5,000	594
15,600	15,700	1,460	1,280	1,095	945	800	650	520	405	5,050	603
15,700	15,800	1,475	1,295	1,110	960	810	665	535	415	5,110	613
15,800	15,900	1,495	1,310	1,125	970	825	680	545	425	5,160	622
15,900	16,000	1,510	1,325	1,140	985	840	690	555	435	5,210	632
16,000	16,100	1,525	1,340	1,160	995	850	705	565	445	5,270	642
16,100	16,200	1,540	1,360	1,175	1,010	865	715	580	455	5,320	651
16,200	16,300	1,555	1,375	1,190	1,025	875	730	590	465	5,380	661

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,300	16,400	1,540	1,355	1,170	1,000	855	705	570	460	5,430	653
16,400	16,500	1,555	1,370	1,185	1,015	865	720	580	470	5,500	663
16,500	16,600	1,570	1,385	1,205	1,025	880	735	590	480	5,570	673
16,600	16,700	1,585	1,405	1,220	1,040	890	745	600	490	5,630	682
16,700円		1,595	1,410	1,230	1,045	900	750	605	495	5,700	692
16,700円を超え 20,000円に満た ない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち16,700円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								5,700円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の57% に相当する 金額を加算 した金額	692円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の11% に相当する 金額を加算 した金額
20,000円		円 2,190	円 2,005	円 1,825	円 1,640	円 1,495	円 1,345	円 1,200	円 1,090	円 1,055	円 1,055
20,000円を超え 23,000円に満た ない金額		20,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち20,000円を超える金額の22.5%に相当する金額を加算した金額								1,055円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち20,000 円を超える 金額の12% に相当する 金額を加算 した金額	円 1,415
23,000円		円 2,865	円 2,680	円 2,500	円 2,315	円 2,170	円 2,020	円 1,875	円 1,765	円 1,415	円 1,415
23,000円を超え 28,000円に満た ない金額		23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,415円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち23,000 円を超える 金額の18% に相当する 金額を加算 した金額	円 2,495
28,000円		円 4,215	円 4,030	円 3,850	円 3,665	円 3,520	円 3,370	円 3,225	円 3,115	円 2,495	円 2,495
28,000円を超え 29,000円に満た ない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								円 2,495	
29,000円		円 4,500	円 4,315	円 4,135	円 3,950	円 3,805	円 3,655	円 3,510	円 3,400	円 2,495	円 2,495
29,000円を超え 35,000円に満た ない金額		29,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち29,000円を超える金額の33.5%に相当する金額を加算した金額								2,495円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち29,000 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,300	16,400	1,575	1,390	1,205	1,035	890	740	600	475	5,430	673
16,400	16,500	1,590	1,405	1,220	1,050	900	755	610	485	5,500	684
16,500	16,600	1,605	1,420	1,240	1,060	915	770	625	495	5,570	695
16,600	16,700	1,620	1,440	1,255	1,075	925	780	635	505	5,630	706
16,700円		1,630	1,445	1,265	1,080	935	785	640	510	5,700	717
16,700円を超え 20,000円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								5,700円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額	717円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の11%に相当する金額を加算した金額
20,000円		円 2,225	円 2,040	円 1,860	円 1,675	円 1,530	円 1,380	円 1,235	円 1,105		円 1,080
20,000円を超え 23,000円に満たない金額		20,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち20,000円を超える金額の22.5%に相当する金額を加算した金額								1,080円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち20,000円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額	円 1,440
23,000円		円 2,900	円 2,715	円 2,535	円 2,350	円 2,205	円 2,055	円 1,910	円 1,780		
23,000円を超え 28,000円に満たない金額		23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,440円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額	円 2,520
28,000円		円 4,250	円 4,065	円 3,885	円 3,700	円 3,555	円 3,405	円 3,260	円 3,130		
28,000円を超え 29,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								円 2,520	円 2,520
29,000円		円 4,535	円 4,350	円 4,170	円 3,985	円 3,840	円 3,690	円 3,545	円 3,415		
29,000円を超え 35,000円に満たない金額		29,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,000円を超える金額の33.5%に相当する金額を加算した金額								2,520円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額	

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
35,000円		円 6,510	円 6,325	円 6,145	円 5,960	円 5,815	円 5,665	円 5,520	円 5,410	円 3,815	
35,000円を超え 40,500円に満た ない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								3,815円に その日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち 35,000円を超 える金額の28 %に相当する 金額を加算し た金額	
40,500円		円 8,600	円 8,415	円 8,235	円 8,050	円 7,905	円 7,755	円 7,610	円 7,500	円 5,355	
40,500円を超え 49,500円に満た ない金額		40,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額								5,355円に、 その日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち 40,500円を超 える金額の32 %に相当する 金額を加算し た金額	
49,500円		円 12,470	円 12,285	円 12,105	円 11,920	円 11,775	円 11,625	円 11,480	円 11,370		
49,500円を超え 93,500円に満た ない金額		49,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち49,500円を超える金額の47.5%に相当する金額を加算した金額									
93,500円		円 33,370	円 33,185	円 33,005	円 32,820	円 32,675	円 32,525	円 32,380	円 32,270		
93,500円を超え 151,500円に満 たない金額		93,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち93,500円を超える金額の52.5%に相当する金額を加算した金額									
151,500円		円 63,820	円 63,635	円 63,455	円 63,270	円 63,125	円 62,975	円 62,830	円 62,720		
151,500円を超 える金額		151,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち151,500円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに135円を控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親 族等の数に 応じ、扶 養親族等1 人ごとに1 35円を上 記の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額								税 額	税 額
35,000円	円 6,545	円 6,360	円 6,180	円 5,995	円 5,850	円 5,700	円 5,555	円 5,425	円 3,840	
35,000円を超え 40,500円に満た ない金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								3,840円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち35,000 円を超える 金額の28% に相当する 金額を加算 した金額	
40,500円	円 8,635	円 8,450	円 8,270	円 8,085	円 7,940	円 7,790	円 7,645	円 7,515	円 5,380	
40,500円を超え 49,500円に満た ない金額	40,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち40,500円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額								5,380円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち40,500 円を超える 金額の32% に相当する 金額を加算 した金額	
49,500円	円 12,505	円 12,320	円 12,140	円 11,955	円 11,810	円 11,660	円 11,515	円 11,385		
49,500円を超え 93,500円に満た ない金額	49,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち49,500円を超える金額の47.5%に相当する金額を加算した金額									
93,500円	円 33,405	円 33,220	円 33,040	円 32,855	円 32,710	円 32,560	円 32,415	円 32,285		
93,500円を超え 151,500円に満 たない金額	93,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち93,500円を超える金額の52.5%に相当する金額を加算した金額									
151,500円	円 63,855	円 63,670	円 63,490	円 63,305	円 63,160	円 63,010	円 62,865	円 62,735		
151,500円を超 える金額	151,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち151,500円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7 人を超える1人ごとに135円を控除した金額									従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 等の数に応 じ、扶養親 族等1人ご とに135円を、 上の各欄によ つて求めた 税額から控 除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに135円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに135円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに135円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに135円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
165	千円未満	195	千円未満	221	千円未満	247	千円未満				
165	181	195	211	221	239	247	268				
181	199	211	230	239	261	268	291				
199	237	230	252	261	286	291	320				
237	330	252	355	286	375	320	394				
330	376	355	397	375	419	394	440			177	千円未満
376	406	397	428	419	450	440	473				
406	450	428	468	450	491	473	517				
450	515	468	540	491	565	517	589				
515	576	540	597	565	617	589	637				
576	614	597	635	617	656	637	677			177	257
614	656	635	678	656	700	677	722				
656	700	678	723	700	746	722	768				
700	740	723	761	746	782	768	805				
740	791	761	814	782	837	805	862				
791	850	814	873	837	896	862	919			257	334
850	947	873	970	896	994	919	1,017				
947	1,034	970	1,058	994	1,082	1,017	1,105				
1,034	1,148	1,058	1,172	1,082	1,196	1,105	1,221			334	432
1,148	1,273	1,172	1,298	1,196	1,323	1,221	1,348				
1,273	1,533	1,298	1,560	1,323	1,588	1,348	1,616			432	842
1,533	2,435	1,560	2,459	1,588	2,483	1,616	2,508				
2,435	3,457	2,459	3,478	2,483	3,500	2,508	3,521			842	1,310
3,457	4,670	3,478	4,699	3,500	4,728	3,521	4,757			1,310	1,457
4,670	千円以上	4,699	千円以上	4,728	千円以上	4,757	千円以上			1,457	千円以上

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 金 乗 き	与 額 ず 率	の に べ	甲											
			扶 養 親 族											
			0 人		1 人		2 人		3 人					
			前 月 の 社 会 保 険 料 控											
			以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満				
0	%	千円 56	千円 千円未満	千円 76	千円 千円未満	千円 105	千円 千円未満	千円 135	千円 千円未満	千円	千円			
2		56	59	76	81	105	115	135	148					
4		59	63	81	89	115	127	148	164					
6		63	68	89	101	127	226	164	237					
8		68	73	101	252	226	275	237	302					
10		73	268	252	297	275	328	302	355					
12		268	316	297	343	328	363	355	385					
14		316	377	343	395	363	413	385	431					
16		377	439	395	455	413	471	431	491					
18		439	486	455	507	471	530	491	553					
20		486	520	507	545	530	570	553	594					
22		520	563	545	589	570	611	594	634					
24		563	615	589	635	611	655	634	678					
26		615	655	635	676	655	697	678	719					
28		655	708	676	726	697	745	719	768					
30		708	766	726	787	745	807	768	828					
32		766	846	787	872	807	898	828	923					
35		846	938	872	962	898	986	923	1,010					
38		938	1,052	962	1,075	986	1,099	1,010	1,123					
41		1,052	1,173	1,075	1,198	1,099	1,223	1,123	1,248					
44		1,173	1,422	1,198	1,450	1,223	1,477	1,248	1,505					
47		1,422	2,338	1,450	2,363	1,477	2,387	1,505	2,411					
50		2,338	3,371	2,363	3,393	2,387	3,414	2,411	3,436					
53		3,371	4,554	3,393	4,583	3,414	4,612	3,436	4,641					
57		4,554	千円以上	4,583	千円以上	4,612	千円以上	4,641	千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による（含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

等 の 数										乙		
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上						
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額		
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	
千円 165	千円未満	千円 195	千円未満	千円 221	千円未満	千円 247	千円未満	千円 247	千円未満	千円	千円	
165	181	195	211	221	239	247	268			177 千円未満		
181	199	211	230	239	261	268	291					
199	237	230	252	261	286	291	319					
237	311	252	338	286	361	319	381					
311	364	338	383	361	405	381	426					
364	402	383	422	405	444	426	465					
402	450	422	468	444	489	465	513					
450	515	468	540	489	565	513	589					
515	576	540	597	565	617	589	637					
576	614	597	635	617	656	637	677			177	257	
614	656	635	678	656	700	677	722					
656	700	678	723	700	746	722	768					
700	740	723	761	746	782	768	805					
740	791	761	814	782	837	805	862					
791	850	814	873	837	896	862	919			257	334	
850	947	873	970	896	994	919	1,017					
947	1,034	970	1,058	994	1,082	1,017	1,105					
1,034	1,148	1,058	1,172	1,082	1,196	1,105	1,221			334	432	
1,148	1,273	1,172	1,298	1,196	1,323	1,221	1,348					
1,273	1,533	1,298	1,560	1,323	1,588	1,348	1,616			432	842	
1,533	2,435	1,560	2,459	1,588	2,483	1,616	2,508					
2,435	3,457	2,459	3,478	2,483	3,500	2,508	3,521			842	1,310	
3,457	4,670	3,478	4,699	3,500	4,728	3,521	4,757			1,310	1,457	
4,670 千円以上		4,699 千円以上		4,728 千円以上		4,757 千円以上				1,457 千円以上		

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

賞 与 の 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族											
	扶 養 親				族							
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満				
0 %	千円 56	千円未満	千円 76	千円未満	千円 105	千円未満	千円 135	千円未満				
2	56	59	76	81	105	115	135	148				
4	59	63	81	89	115	127	148	164				
6	63	68	89	101	127	214	164	228				
8	68	73	101	236	214	259	228	284				
10	73	256	236	278	259	309	284	341				
12	256	316	278	343	309	363	341	382				
14	316	377	343	395	363	413	382	431				
16	377	439	395	455	413	471	431	491				
18	439	486	455	507	471	530	491	553				
20	486	520	507	545	530	570	553	594				
22	520	563	545	589	570	611	594	634				
24	563	615	589	635	611	655	634	678				
26	615	655	635	676	655	697	678	719				
28	655	708	676	726	697	745	719	768				
30	708	766	726	787	745	807	768	828				
32	766	846	787	872	807	898	828	923				
35	846	938	872	962	898	986	923	1,010				
38	938	1,052	962	1,075	986	1,099	1,010	1,123				
41	1,052	1,173	1,075	1,198	1,099	1,223	1,123	1,248				
44	1,173	1,422	1,198	1,450	1,223	1,477	1,248	1,505				
47	1,422	2,338	1,450	2,363	1,477	2,387	1,505	2,411				
50	2,338	3,371	2,363	3,393	2,387	3,414	2,411	3,436				
53	3,371	4,554	3,393	4,583	3,414	4,612	3,436	4,641				
57	4,554 千円以上		4,583 千円以上		4,612 千円以上		4,641 千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による(含む。)により税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表 (第百九十条関係)

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	10,500	274,000	278,000	28,700
2,000	4,000	200	102,000	104,000	10,700	278,000	282,000	29,100
4,000	6,000	400	104,000	106,000	10,900	282,000	286,000	29,600
6,000	8,000	600	106,000	108,000	11,100	286,000	290,000	30,000
8,000	10,000	800	108,000	110,000	11,300	290,000	294,000	30,400
10,000	12,000	1,000	110,000	112,000	11,500	294,000	298,000	30,800
12,000	14,000	1,200	112,000	114,000	11,700	298,000	302,000	31,200
14,000	16,000	1,400	114,000	116,000	11,900	302,000	306,000	31,700
16,000	18,000	1,600	116,000	118,000	12,100	306,000	310,000	32,100
18,000	20,000	1,800	118,000	120,000	12,300	310,000	314,000	32,500
20,000	22,000	2,100	120,000	122,000	12,600	314,000	318,000	32,900
22,000	24,000	2,300	122,000	124,000	12,800	318,000	322,000	33,300
24,000	26,000	2,500	124,000	126,000	13,000	322,000	326,000	33,800
26,000	28,000	2,700	126,000	130,000	13,200	326,000	330,000	34,200
28,000	30,000	2,900	130,000	134,000	13,600	330,000	334,000	34,600
30,000	32,000	3,100	134,000	138,000	14,000	334,000	338,000	35,000
32,000	34,000	3,300	138,000	142,000	14,400	338,000	342,000	35,400
34,000	36,000	3,500	142,000	146,000	14,900	342,000	346,000	35,900
36,000	38,000	3,700	146,000	150,000	15,300	346,000	350,000	36,300
38,000	40,000	3,900	150,000	154,000	15,700	350,000	354,000	36,700
40,000	42,000	4,200	154,000	158,000	16,100	354,000	358,000	37,100
42,000	44,000	4,400	158,000	162,000	16,500	358,000	362,000	37,500
44,000	46,000	4,600	162,000	166,000	17,000	362,000	366,000	38,000
46,000	48,000	4,800	166,000	170,000	17,400	366,000	370,000	38,400
48,000	50,000	5,000	170,000	174,000	17,800	370,000	374,000	38,800
50,000	52,000	5,200	174,000	178,000	18,200	374,000	378,000	39,200
52,000	54,000	5,400	178,000	182,000	18,600	378,000	382,000	39,600
54,000	56,000	5,600	182,000	186,000	19,100	382,000	386,000	40,100
56,000	58,000	5,800	186,000	190,000	19,500	386,000	390,000	40,500
58,000	60,000	6,000	190,000	194,000	19,900	390,000	396,000	40,900
60,000	62,000	6,300	194,000	198,000	20,300	396,000	402,000	41,500
62,000	64,000	6,500	198,000	202,000	20,700	402,000	408,000	42,200
64,000	66,000	6,700	202,000	206,000	21,200	408,000	414,000	42,800
66,000	68,000	6,900	206,000	210,000	21,600	414,000	420,000	43,400
68,000	70,000	7,100	210,000	214,000	22,000	420,000	426,000	44,100
70,000	72,000	7,300	214,000	218,000	22,400	426,000	432,000	44,700
72,000	74,000	7,500	218,000	222,000	22,800	432,000	438,000	45,300
74,000	76,000	7,700	222,000	226,000	23,300	438,000	444,000	45,900
76,000	78,000	7,900	226,000	230,000	23,700	444,000	450,000	46,600
78,000	80,000	8,100	230,000	234,000	24,100	450,000	456,000	47,200
80,000	82,000	8,400	234,000	238,000	24,500	456,000	462,000	47,800
82,000	84,000	8,600	238,000	242,000	24,900	462,000	468,000	48,500
84,000	86,000	8,800	242,000	246,000	25,400	468,000	474,000	49,100
86,000	88,000	9,000	246,000	250,000	25,800	474,000	480,000	49,700
88,000	90,000	9,200	250,000	254,000	26,200	480,000	486,000	50,400
90,000	92,000	9,400	254,000	258,000	26,600	486,000	492,000	51,000
92,000	94,000	9,600	258,000	262,000	27,000	492,000	498,000	51,600
94,000	96,000	9,800	262,000	266,000	27,500	498,000	504,000	52,200
96,000	98,000	10,000	266,000	270,000	27,900	504,000	510,000	52,900
98,000	100,000	10,200	270,000	274,000	28,300	510,000	516,000	53,500

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表 (第百九十条関係)

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	10,500	274,000	278,000	28,700
2,000	4,000	200	102,000	104,000	10,700	278,000	282,000	29,100
4,000	6,000	400	104,000	106,000	10,900	282,000	286,000	29,600
6,000	8,000	600	106,000	108,000	11,100	286,000	290,000	30,000
8,000	10,000	800	108,000	110,000	11,300	290,000	294,000	30,400
10,000	12,000	1,000	110,000	112,000	11,500	294,000	298,000	30,800
12,000	14,000	1,200	112,000	114,000	11,700	298,000	302,000	31,200
14,000	16,000	1,400	114,000	116,000	11,900	302,000	306,000	31,700
16,000	18,000	1,600	116,000	118,000	12,100	306,000	310,000	32,100
18,000	20,000	1,800	118,000	120,000	12,300	310,000	314,000	32,500
20,000	22,000	2,100	120,000	122,000	12,600	314,000	318,000	32,900
22,000	24,000	2,300	122,000	124,000	12,800	318,000	322,000	33,300
24,000	26,000	2,500	124,000	126,000	13,000	322,000	326,000	33,800
26,000	28,000	2,700	126,000	130,000	13,200	326,000	330,000	34,200
28,000	30,000	2,900	130,000	134,000	13,600	330,000	334,000	34,600
30,000	32,000	3,100	134,000	138,000	14,000	334,000	338,000	35,000
32,000	34,000	3,300	138,000	142,000	14,400	338,000	342,000	35,400
34,000	36,000	3,500	142,000	146,000	14,900	342,000	346,000	35,900
36,000	38,000	3,700	146,000	150,000	15,300	346,000	350,000	36,300
38,000	40,000	3,900	150,000	154,000	15,700	350,000	354,000	36,700
40,000	42,000	4,200	154,000	158,000	16,100	354,000	358,000	37,100
42,000	44,000	4,400	158,000	162,000	16,500	358,000	362,000	37,500
44,000	46,000	4,600	162,000	166,000	17,000	362,000	366,000	38,000
46,000	48,000	4,800	166,000	170,000	17,400	366,000	370,000	38,400
48,000	50,000	5,000	170,000	174,000	17,800	370,000	374,000	38,800
50,000	52,000	5,200	174,000	178,000	18,200	374,000	378,000	39,200
52,000	54,000	5,400	178,000	182,000	18,600	378,000	382,000	39,600
54,000	56,000	5,600	182,000	186,000	19,100	382,000	386,000	40,100
56,000	58,000	5,800	186,000	190,000	19,500	386,000	390,000	40,500
58,000	60,000	6,000	190,000	194,000	19,900	390,000	396,000	40,900
60,000	62,000	6,300	194,000	198,000	20,300	396,000	402,000	41,500
62,000	64,000	6,500	198,000	202,000	20,700	402,000	408,000	42,200
64,000	66,000	6,700	202,000	206,000	21,200	408,000	414,000	42,800
66,000	68,000	6,900	206,000	210,000	21,600	414,000	420,000	43,400
68,000	70,000	7,100	210,000	214,000	22,000	420,000	426,000	44,100
70,000	72,000	7,300	214,000	218,000	22,400	426,000	432,000	44,700
72,000	74,000	7,500	218,000	222,000	22,800	432,000	438,000	45,300
74,000	76,000	7,700	222,000	226,000	23,300	438,000	444,000	45,900
76,000	78,000	7,900	226,000	230,000	23,700	444,000	450,000	46,600
78,000	80,000	8,100	230,000	234,000	24,100	450,000	456,000	47,200
80,000	82,000	8,400	234,000	238,000	24,500	456,000	462,000	47,800
82,000	84,000	8,600	238,000	242,000	24,900	462,000	468,000	48,500
84,000	86,000	8,800	242,000	246,000	25,400	468,000	474,000	49,100
86,000	88,000	9,000	246,000	250,000	25,800	474,000	480,000	49,700
88,000	90,000	9,200	250,000	254,000	26,200	480,000	486,000	50,400
90,000	92,000	9,400	254,000	258,000	26,600	486,000	492,000	51,000
92,000	94,000	9,600	258,000	262,000	27,000	492,000	498,000	51,600
94,000	96,000	9,800	262,000	266,000	27,500	498,000	504,000	52,200
96,000	98,000	10,000	266,000	270,000	27,900	504,000	510,000	52,900
98,000	100,000	10,200	270,000	274,000	28,300	510,000	516,000	53,500

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	54,100	828,000	836,000	86,900	1,228,000	1,236,000	128,900
522,000	528,000	54,800	836,000	844,000	87,700	1,236,000	1,244,000	129,700
528,000	534,000	55,400	844,000	852,000	88,600	1,244,000	1,252,000	130,600
534,000	540,000	56,000	852,000	860,000	89,400	1,252,000	1,260,000	131,400
540,000	546,000	56,700	860,000	868,000	90,300	1,260,000	1,268,000	132,300
546,000	552,000	57,300	868,000	876,000	91,100	1,268,000	1,276,000	133,100
552,000	558,000	57,900	876,000	884,000	91,900	1,276,000	1,284,000	133,900
558,000	564,000	58,500	884,000	892,000	92,800	1,284,000	1,292,000	134,800
564,000	570,000	59,200	892,000	900,000	93,600	1,292,000	1,300,000	135,600
570,000	576,000	59,800	900,000	908,000	94,500	1,300,000	1,310,000	136,500
576,000	582,000	60,400	908,000	916,000	95,300	1,310,000	1,320,000	137,500
582,000	588,000	61,100	916,000	924,000	96,100	1,320,000	1,330,000	138,600
588,000	594,000	61,700	924,000	932,000	97,000	1,330,000	1,340,000	139,600
594,000	600,000	62,300	932,000	940,000	97,800	1,340,000	1,350,000	140,700
600,000	606,000	63,000	940,000	948,000	98,700	1,350,000	1,360,000	141,700
606,000	612,000	63,600	948,000	956,000	99,500	1,360,000	1,370,000	142,800
612,000	618,000	64,200	956,000	964,000	100,300	1,370,000	1,380,000	143,800
618,000	624,000	64,800	964,000	972,000	101,200	1,380,000	1,390,000	144,900
624,000	630,000	65,500	972,000	980,000	102,000	1,390,000	1,400,000	145,900
630,000	636,000	66,100	980,000	988,000	102,900	1,400,000	1,410,000	147,000
636,000	642,000	66,700	988,000	996,000	103,700	1,410,000	1,420,000	148,000
642,000	648,000	67,400	996,000	1,004,000	104,500	1,420,000	1,430,000	149,100
648,000	654,000	68,000	1,004,000	1,012,000	105,400	1,430,000	1,440,000	150,100
654,000	660,000	68,600	1,012,000	1,020,000	106,200	1,440,000	1,450,000	151,200
660,000	666,000	69,300	1,020,000	1,028,000	107,100	1,450,000	1,460,000	152,200
666,000	672,000	69,900	1,028,000	1,036,000	107,900	1,460,000	1,470,000	153,300
672,000	678,000	70,500	1,036,000	1,044,000	108,700	1,470,000	1,480,000	154,300
678,000	684,000	71,100	1,044,000	1,052,000	109,600	1,480,000	1,490,000	155,400
684,000	690,000	71,800	1,052,000	1,060,000	110,400	1,490,000	1,500,000	156,400
690,000	696,000	72,400	1,060,000	1,068,000	111,300	1,500,000	1,510,000	157,500
696,000	702,000	73,000	1,068,000	1,076,000	112,100	1,510,000	1,520,000	158,700
702,000	708,000	73,700	1,076,000	1,084,000	112,900	1,520,000	1,530,000	159,900
708,000	714,000	74,300	1,084,000	1,092,000	113,800	1,530,000	1,540,000	161,100
714,000	720,000	74,900	1,092,000	1,100,000	114,600	1,540,000	1,550,000	162,300
720,000	726,000	75,600	1,100,000	1,108,000	115,500	1,550,000	1,560,000	163,500
726,000	732,000	76,200	1,108,000	1,116,000	116,300	1,560,000	1,570,000	164,700
732,000	738,000	76,800	1,116,000	1,124,000	117,100	1,570,000	1,580,000	165,900
738,000	744,000	77,400	1,124,000	1,132,000	118,000	1,580,000	1,590,000	167,100
744,000	750,000	78,100	1,132,000	1,140,000	118,800	1,590,000	1,600,000	168,300
750,000	756,000	78,700	1,140,000	1,148,000	119,700	1,600,000	1,610,000	169,500
756,000	762,000	79,300	1,148,000	1,156,000	120,500	1,610,000	1,620,000	170,700
762,000	768,000	80,000	1,156,000	1,164,000	121,300	1,620,000	1,630,000	171,900
768,000	774,000	80,600	1,164,000	1,172,000	122,200	1,630,000	1,640,000	173,100
774,000	780,000	81,200	1,172,000	1,180,000	123,000	1,640,000	1,650,000	174,300
780,000	788,000	81,900	1,180,000	1,188,000	123,900	1,650,000	1,660,000	175,500
788,000	796,000	82,700	1,188,000	1,196,000	124,700	1,660,000	1,670,000	176,700
796,000	804,000	83,500	1,196,000	1,204,000	125,500	1,670,000	1,680,000	177,900
804,000	812,000	84,400	1,204,000	1,212,000	126,400	1,680,000	1,690,000	179,100
812,000	820,000	85,200	1,212,000	1,220,000	127,200	1,690,000	1,700,000	180,300
820,000	828,000	86,100	1,220,000	1,228,000	128,100	1,700,000	1,710,000	181,500

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	54,100	828,000	836,000	86,900	1,228,000	1,236,000	129,300
522,000	528,000	54,800	836,000	844,000	87,700	1,236,000	1,244,000	130,300
528,000	534,000	55,400	844,000	852,000	88,600	1,244,000	1,252,000	131,200
534,000	540,000	56,000	852,000	860,000	89,400	1,252,000	1,260,000	132,200
540,000	546,000	56,700	860,000	868,000	90,300	1,260,000	1,268,000	133,200
546,000	552,000	57,300	868,000	876,000	91,100	1,268,000	1,276,000	134,100
552,000	558,000	57,900	876,000	884,000	91,900	1,276,000	1,284,000	135,100
558,000	564,000	58,500	884,000	892,000	92,800	1,284,000	1,292,000	136,000
564,000	570,000	59,200	892,000	900,000	93,600	1,292,000	1,300,000	137,000
570,000	576,000	59,800	900,000	908,000	94,500	1,300,000	1,310,000	138,000
576,000	582,000	60,400	908,000	916,000	95,300	1,310,000	1,320,000	139,200
582,000	588,000	61,100	916,000	924,000	96,100	1,320,000	1,330,000	140,400
588,000	594,000	61,700	924,000	932,000	97,000	1,330,000	1,340,000	141,600
594,000	600,000	62,300	932,000	940,000	97,800	1,340,000	1,350,000	142,800
600,000	606,000	63,000	940,000	948,000	98,700	1,350,000	1,360,000	144,000
606,000	612,000	63,600	948,000	956,000	99,500	1,360,000	1,370,000	145,200
612,000	618,000	64,200	956,000	964,000	100,300	1,370,000	1,380,000	146,400
618,000	624,000	64,800	964,000	972,000	101,200	1,380,000	1,390,000	147,600
624,000	630,000	65,500	972,000	980,000	102,000	1,390,000	1,400,000	148,800
630,000	636,000	66,100	980,000	988,000	102,900	1,400,000	1,410,000	150,000
636,000	642,000	66,700	988,000	996,000	103,700	1,410,000	1,420,000	151,200
642,000	648,000	67,400	996,000	1,004,000	104,500	1,420,000	1,430,000	152,400
648,000	654,000	68,000	1,004,000	1,012,000	105,400	1,430,000	1,440,000	153,600
654,000	660,000	68,600	1,012,000	1,020,000	106,200	1,440,000	1,450,000	154,800
660,000	666,000	69,300	1,020,000	1,028,000	107,100	1,450,000	1,460,000	156,000
666,000	672,000	69,900	1,028,000	1,036,000	107,900	1,460,000	1,470,000	157,200
672,000	678,000	70,500	1,036,000	1,044,000	108,700	1,470,000	1,480,000	158,400
678,000	684,000	71,100	1,044,000	1,052,000	109,600	1,480,000	1,490,000	159,600
684,000	690,000	71,800	1,052,000	1,060,000	110,400	1,490,000	1,500,000	160,800
690,000	696,000	72,400	1,060,000	1,068,000	111,300	1,500,000	1,510,000	162,000
696,000	702,000	73,000	1,068,000	1,076,000	112,100	1,510,000	1,520,000	163,200
702,000	708,000	73,700	1,076,000	1,084,000	112,900	1,520,000	1,530,000	164,400
708,000	714,000	74,300	1,084,000	1,092,000	113,800	1,530,000	1,540,000	165,600
714,000	720,000	74,900	1,092,000	1,100,000	114,600	1,540,000	1,550,000	166,800
720,000	726,000	75,600	1,100,000	1,108,000	115,500	1,550,000	1,560,000	168,000
726,000	732,000	76,200	1,108,000	1,116,000	116,300	1,560,000	1,570,000	169,200
732,000	738,000	76,800	1,116,000	1,124,000	117,100	1,570,000	1,580,000	170,400
738,000	744,000	77,400	1,124,000	1,132,000	118,000	1,580,000	1,590,000	171,600
744,000	750,000	78,100	1,132,000	1,140,000	118,800	1,590,000	1,600,000	172,800
750,000	756,000	78,700	1,140,000	1,148,000	119,700	1,600,000	1,610,000	174,000
756,000	762,000	79,300	1,148,000	1,156,000	120,500	1,610,000	1,620,000	175,400
762,000	768,000	80,000	1,156,000	1,164,000	121,300	1,620,000	1,630,000	176,800
768,000	774,000	80,600	1,164,000	1,172,000	122,200	1,630,000	1,640,000	178,200
774,000	780,000	81,200	1,172,000	1,180,000	123,000	1,640,000	1,650,000	179,600
780,000	788,000	81,900	1,180,000	1,188,000	123,900	1,650,000	1,660,000	181,000
788,000	796,000	82,700	1,188,000	1,196,000	124,700	1,660,000	1,670,000	182,400
796,000	804,000	83,500	1,196,000	1,204,000	125,500	1,670,000	1,680,000	183,800
804,000	812,000	84,400	1,204,000	1,212,000	126,400	1,680,000	1,690,000	185,200
812,000	820,000	85,200	1,212,000	1,220,000	127,400	1,690,000	1,700,000	186,600
820,000	828,000	86,100	1,220,000	1,228,000	128,400	1,700,000	1,710,000	188,000

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	182,700	2,210,000	2,220,000	251,100	2,710,000	2,720,000	331,100
1,720,000	1,730,000	183,900	2,220,000	2,230,000	252,700	2,720,000	2,730,000	332,700
1,730,000	1,740,000	185,100	2,230,000	2,240,000	254,300	2,730,000	2,740,000	334,300
1,740,000	1,750,000	186,300	2,240,000	2,250,000	255,900	2,740,000	2,750,000	335,900
1,750,000	1,760,000	187,500	2,250,000	2,260,000	257,500	2,750,000	2,760,000	337,500
1,760,000	1,770,000	188,700	2,260,000	2,270,000	259,100	2,760,000	2,770,000	339,100
1,770,000	1,780,000	189,900	2,270,000	2,280,000	260,700	2,770,000	2,780,000	340,700
1,780,000	1,790,000	191,100	2,280,000	2,290,000	262,300	2,780,000	2,790,000	342,300
1,790,000	1,800,000	192,300	2,290,000	2,300,000	263,900	2,790,000	2,800,000	343,900
1,800,000	1,810,000	193,500	2,300,000	2,310,000	265,500	2,800,000	2,810,000	345,500
1,810,000	1,820,000	194,700	2,310,000	2,320,000	267,100	2,810,000	2,820,000	347,100
1,820,000	1,830,000	195,900	2,320,000	2,330,000	268,700	2,820,000	2,830,000	348,700
1,830,000	1,840,000	197,100	2,330,000	2,340,000	270,300	2,830,000	2,840,000	350,300
1,840,000	1,850,000	198,300	2,340,000	2,350,000	271,900	2,840,000	2,850,000	351,900
1,850,000	1,860,000	199,500	2,350,000	2,360,000	273,500	2,850,000	2,860,000	353,500
1,860,000	1,870,000	200,700	2,360,000	2,370,000	275,100	2,860,000	2,870,000	355,100
1,870,000	1,880,000	201,900	2,370,000	2,380,000	276,700	2,870,000	2,880,000	356,700
1,880,000	1,890,000	203,100	2,380,000	2,390,000	278,300	2,880,000	2,890,000	358,300
1,890,000	1,900,000	204,300	2,390,000	2,400,000	279,900	2,890,000	2,900,000	359,900
1,900,000	1,910,000	205,500	2,400,000	2,410,000	281,500	2,900,000	2,910,000	361,500
1,910,000	1,920,000	206,700	2,410,000	2,420,000	283,100	2,910,000	2,920,000	363,100
1,920,000	1,930,000	207,900	2,420,000	2,430,000	284,700	2,920,000	2,930,000	364,700
1,930,000	1,940,000	209,100	2,430,000	2,440,000	286,300	2,930,000	2,940,000	366,300
1,940,000	1,950,000	210,300	2,440,000	2,450,000	287,900	2,940,000	2,950,000	367,900
1,950,000	1,960,000	211,500	2,450,000	2,460,000	289,500	2,950,000	2,960,000	369,500
1,960,000	1,970,000	212,700	2,460,000	2,470,000	291,100	2,960,000	2,970,000	371,100
1,970,000	1,980,000	213,900	2,470,000	2,480,000	292,700	2,970,000	2,980,000	372,700
1,980,000	1,990,000	215,100	2,480,000	2,490,000	294,300	2,980,000	2,990,000	374,300
1,990,000	2,000,000	216,300	2,490,000	2,500,000	295,900	2,990,000	3,000,000	375,900
2,000,000	2,010,000	217,500	2,500,000	2,510,000	297,500	3,000,000	3,010,000	377,500
2,010,000	2,020,000	219,100	2,510,000	2,520,000	299,100	3,010,000	3,020,000	379,500
2,020,000	2,030,000	220,700	2,520,000	2,530,000	300,700	3,020,000	3,030,000	381,500
2,030,000	2,040,000	222,300	2,530,000	2,540,000	302,300	3,030,000	3,040,000	383,500
2,040,000	2,050,000	223,900	2,540,000	2,550,000	303,900	3,040,000	3,050,000	385,500
2,050,000	2,060,000	225,500	2,550,000	2,560,000	305,500	3,050,000	3,060,000	387,500
2,060,000	2,070,000	227,100	2,560,000	2,570,000	307,100	3,060,000	3,070,000	389,500
2,070,000	2,080,000	228,700	2,570,000	2,580,000	308,700	3,070,000	3,080,000	391,500
2,080,000	2,090,000	230,300	2,580,000	2,590,000	310,300	3,080,000	3,090,000	393,500
2,090,000	2,100,000	231,900	2,590,000	2,600,000	311,900	3,090,000	3,100,000	395,500
2,100,000	2,110,000	233,500	2,600,000	2,610,000	313,500	3,100,000	3,110,000	397,500
2,110,000	2,120,000	235,100	2,610,000	2,620,000	315,100	3,110,000	3,120,000	399,500
2,120,000	2,130,000	236,700	2,620,000	2,630,000	316,700	3,120,000	3,130,000	401,500
2,130,000	2,140,000	238,300	2,630,000	2,640,000	318,300	3,130,000	3,140,000	403,500
2,140,000	2,150,000	239,900	2,640,000	2,650,000	319,900	3,140,000	3,150,000	405,500
2,150,000	2,160,000	241,500	2,650,000	2,660,000	321,500	3,150,000	3,160,000	407,500
2,160,000	2,170,000	243,100	2,660,000	2,670,000	323,100	3,160,000	3,170,000	409,500
2,170,000	2,180,000	244,700	2,670,000	2,680,000	324,700	3,170,000	3,180,000	411,500
2,180,000	2,190,000	246,300	2,680,000	2,690,000	326,300	3,180,000	3,190,000	413,500
2,190,000	2,200,000	247,900	2,690,000	2,700,000	327,900	3,190,000	3,200,000	415,500
2,200,000	2,210,000	249,500	2,700,000	2,710,000	329,500	3,200,000	3,210,000	417,500

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	189,400	2,210,000	2,220,000	263,600	2,710,000	2,720,000	343,600
1,720,000	1,730,000	190,800	2,220,000	2,230,000	265,200	2,720,000	2,730,000	345,200
1,730,000	1,740,000	192,200	2,230,000	2,240,000	266,800	2,730,000	2,740,000	346,800
1,740,000	1,750,000	193,600	2,240,000	2,250,000	268,400	2,740,000	2,750,000	348,400
1,750,000	1,760,000	195,000	2,250,000	2,260,000	270,000	2,750,000	2,760,000	350,000
1,760,000	1,770,000	196,400	2,260,000	2,270,000	271,600	2,760,000	2,770,000	351,600
1,770,000	1,780,000	197,800	2,270,000	2,280,000	273,200	2,770,000	2,780,000	353,200
1,780,000	1,790,000	199,200	2,280,000	2,290,000	274,800	2,780,000	2,790,000	354,800
1,790,000	1,800,000	200,600	2,290,000	2,300,000	276,400	2,790,000	2,800,000	356,400
1,800,000	1,810,000	202,000	2,300,000	2,310,000	278,000	2,800,000	2,810,000	358,000
1,810,000	1,820,000	203,400	2,310,000	2,320,000	279,600	2,810,000	2,820,000	359,600
1,820,000	1,830,000	204,800	2,320,000	2,330,000	281,200	2,820,000	2,830,000	361,200
1,830,000	1,840,000	206,200	2,330,000	2,340,000	282,800	2,830,000	2,840,000	362,800
1,840,000	1,850,000	207,600	2,340,000	2,350,000	284,400	2,840,000	2,850,000	364,400
1,850,000	1,860,000	209,000	2,350,000	2,360,000	286,000	2,850,000	2,860,000	366,000
1,860,000	1,870,000	210,400	2,360,000	2,370,000	287,600	2,860,000	2,870,000	367,600
1,870,000	1,880,000	211,800	2,370,000	2,380,000	289,200	2,870,000	2,880,000	369,200
1,880,000	1,890,000	213,200	2,380,000	2,390,000	290,800	2,880,000	2,890,000	370,800
1,890,000	1,900,000	214,600	2,390,000	2,400,000	292,400	2,890,000	2,900,000	372,400
1,900,000	1,910,000	216,000	2,400,000	2,410,000	294,000	2,900,000	2,910,000	374,000
1,910,000	1,920,000	217,400	2,410,000	2,420,000	295,600	2,910,000	2,920,000	375,600
1,920,000	1,930,000	218,800	2,420,000	2,430,000	297,200	2,920,000	2,930,000	377,200
1,930,000	1,940,000	220,200	2,430,000	2,440,000	298,800	2,930,000	2,940,000	378,800
1,940,000	1,950,000	221,600	2,440,000	2,450,000	300,400	2,940,000	2,950,000	380,400
1,950,000	1,960,000	223,000	2,450,000	2,460,000	302,000	2,950,000	2,960,000	382,000
1,960,000	1,970,000	224,400	2,460,000	2,470,000	303,600	2,960,000	2,970,000	383,600
1,970,000	1,980,000	225,800	2,470,000	2,480,000	305,200	2,970,000	2,980,000	385,200
1,980,000	1,990,000	227,200	2,480,000	2,490,000	306,800	2,980,000	2,990,000	386,800
1,990,000	2,000,000	228,600	2,490,000	2,500,000	308,400	2,990,000	3,000,000	388,400
2,000,000	2,010,000	230,000	2,500,000	2,510,000	310,000	3,000,000	3,010,000	390,000
2,010,000	2,020,000	231,600	2,510,000	2,520,000	311,600	3,010,000	3,020,000	392,000
2,020,000	2,030,000	233,200	2,520,000	2,530,000	313,200	3,020,000	3,030,000	394,000
2,030,000	2,040,000	234,800	2,530,000	2,540,000	314,800	3,030,000	3,040,000	396,000
2,040,000	2,050,000	236,400	2,540,000	2,550,000	316,400	3,040,000	3,050,000	398,000
2,050,000	2,060,000	238,000	2,550,000	2,560,000	318,000	3,050,000	3,060,000	400,000
2,060,000	2,070,000	239,600	2,560,000	2,570,000	319,600	3,060,000	3,070,000	402,000
2,070,000	2,080,000	241,200	2,570,000	2,580,000	321,200	3,070,000	3,080,000	404,000
2,080,000	2,090,000	242,800	2,580,000	2,590,000	322,800	3,080,000	3,090,000	406,000
2,090,000	2,100,000	244,400	2,590,000	2,600,000	324,400	3,090,000	3,100,000	408,000
2,100,000	2,110,000	246,000	2,600,000	2,610,000	326,000	3,100,000	3,110,000	410,000
2,110,000	2,120,000	247,600	2,610,000	2,620,000	327,600	3,110,000	3,120,000	412,000
2,120,000	2,130,000	249,200	2,620,000	2,630,000	329,200	3,120,000	3,130,000	414,000
2,130,000	2,140,000	250,800	2,630,000	2,640,000	330,800	3,130,000	3,140,000	416,000
2,140,000	2,150,000	252,400	2,640,000	2,650,000	332,400	3,140,000	3,150,000	418,000
2,150,000	2,160,000	254,000	2,650,000	2,660,000	334,000	3,150,000	3,160,000	420,000
2,160,000	2,170,000	255,600	2,660,000	2,670,000	335,600	3,160,000	3,170,000	422,000
2,170,000	2,180,000	257,200	2,670,000	2,680,000	337,200	3,170,000	3,180,000	424,000
2,180,000	2,190,000	258,800	2,680,000	2,690,000	338,800	3,180,000	3,190,000	426,000
2,190,000	2,200,000	260,400	2,690,000	2,700,000	340,400	3,190,000	3,200,000	428,000
2,200,000	2,210,000	262,000	2,700,000	2,710,000	342,000	3,200,000	3,210,000	430,000

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	課税給与所得金額に20%を乗じて算出した金額から222,500円を控除した金額
3,210,000	3,220,000	419,500	3,610,000	3,620,000	499,500	4,000,000	5,000,000	
3,220,000	3,230,000	421,500	3,620,000	3,630,000	501,500			課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から472,500円を控除した金額
3,230,000	3,240,000	423,500	3,630,000	3,640,000	503,500			
3,240,000	3,250,000	425,500	3,640,000	3,650,000	505,500			
3,250,000	3,260,000	427,500	3,650,000	3,660,000	507,500			
3,260,000	3,270,000	429,500	3,660,000	3,670,000	509,500	5,000,000	6,000,000	
3,270,000	3,280,000	431,500	3,670,000	3,680,000	511,500			課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から772,500円を控除した金額
3,280,000	3,290,000	433,500	3,680,000	3,690,000	513,500			
3,290,000	3,300,000	435,500	3,690,000	3,700,000	515,500			
3,300,000	3,310,000	437,500	3,700,000	3,710,000	517,500			
3,310,000	3,320,000	439,500	3,710,000	3,720,000	519,500	6,000,000	8,000,000	
3,320,000	3,330,000	441,500	3,720,000	3,730,000	521,500			課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,172,500円を控除した金額
3,330,000	3,340,000	443,500	3,730,000	3,740,000	523,500			
3,340,000	3,350,000	445,500	3,740,000	3,750,000	525,500			
3,350,000	3,360,000	447,500	3,750,000	3,760,000	527,500			
3,360,000	3,370,000	449,500	3,760,000	3,770,000	529,500	8,000,000	10,000,000	
3,370,000	3,380,000	451,500	3,770,000	3,780,000	531,500			課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,672,500円を控除した金額
3,380,000	3,390,000	453,500	3,780,000	3,790,000	533,500			
3,390,000	3,400,000	455,500	3,790,000	3,800,000	535,500			
3,400,000	3,410,000	457,500	3,800,000	3,810,000	537,500			
3,410,000	3,420,000	459,500	3,810,000	3,820,000	539,500	10,000,000	12,000,000	
3,420,000	3,430,000	461,500	3,820,000	3,830,000	541,500			課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,272,500円を控除した金額
3,430,000	3,440,000	463,500	3,830,000	3,840,000	543,500			
3,440,000	3,450,000	465,500	3,840,000	3,850,000	545,500			
3,450,000	3,460,000	467,500	3,850,000	3,860,000	547,500			
3,460,000	3,470,000	469,500	3,860,000	3,870,000	549,500	12,000,000	12,325,000	
3,470,000	3,480,000	471,500	3,870,000	3,880,000	551,500			課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から2,872,500円を控除した金額
3,480,000	3,490,000	473,500	3,880,000	3,890,000	553,500			
3,490,000	3,500,000	475,500	3,890,000	3,900,000	555,500			
3,500,000	3,510,000	477,500	3,900,000	3,910,000	557,500			
3,510,000	3,520,000	479,500	3,910,000	3,920,000	559,500	12,325,000円		3,273,700円
3,520,000	3,530,000	481,500	3,920,000	3,930,000	561,500			
3,530,000	3,540,000	483,500	3,930,000	3,940,000	563,500			
3,540,000	3,550,000	485,500	3,940,000	3,950,000	565,500			
3,550,000	3,560,000	487,500	3,950,000	3,960,000	567,500			
3,560,000	3,570,000	489,500	3,960,000	3,970,000	569,500			
3,570,000	3,580,000	491,500	3,970,000	3,980,000	571,500			
3,580,000	3,590,000	493,500	3,980,000	3,990,000	573,500			
3,590,000	3,600,000	495,500	3,990,000	4,000,000	575,500			
3,600,000	3,610,000	497,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからホまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

イ まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 3,210,000	円 3,220,000	円 432,000	円 3,610,000	円 3,620,000	円 512,000	円 4,000,000	円 5,000,000	課税給与所得金額に20%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	434,000	3,620,000	3,630,000	514,000			
3,230,000	3,240,000	436,000	3,630,000	3,640,000	516,000			
3,240,000	3,250,000	438,000	3,640,000	3,650,000	518,000			
3,250,000	3,260,000	440,000	3,650,000	3,660,000	520,000			
3,260,000	3,270,000	442,000	3,660,000	3,670,000	522,000	5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から460,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	444,000	3,670,000	3,680,000	524,000			
3,280,000	3,290,000	446,000	3,680,000	3,690,000	526,000			
3,290,000	3,300,000	448,000	3,690,000	3,700,000	528,000			
3,300,000	3,310,000	450,000	3,700,000	3,710,000	530,000			
3,310,000	3,320,000	452,000	3,710,000	3,720,000	532,000	6,000,000	8,000,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から760,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	454,000	3,720,000	3,730,000	534,000			
3,330,000	3,340,000	456,000	3,730,000	3,740,000	536,000			
3,340,000	3,350,000	458,000	3,740,000	3,750,000	538,000			
3,350,000	3,360,000	460,000	3,750,000	3,760,000	540,000			
3,360,000	3,370,000	462,000	3,760,000	3,770,000	542,000	8,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,160,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	464,000	3,770,000	3,780,000	544,000			
3,380,000	3,390,000	466,000	3,780,000	3,790,000	546,000			
3,390,000	3,400,000	468,000	3,790,000	3,800,000	548,000			
3,400,000	3,410,000	470,000	3,800,000	3,810,000	550,000			
3,410,000	3,420,000	472,000	3,810,000	3,820,000	552,000	10,000,000	12,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,660,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	474,000	3,820,000	3,830,000	554,000			
3,430,000	3,440,000	476,000	3,830,000	3,840,000	556,000			
3,440,000	3,450,000	478,000	3,840,000	3,850,000	558,000			
3,450,000	3,460,000	480,000	3,850,000	3,860,000	560,000			
3,460,000	3,470,000	482,000	3,860,000	3,870,000	562,000	12,000,000	12,325,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,260,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	484,000	3,870,000	3,880,000	564,000			
3,480,000	3,490,000	486,000	3,880,000	3,890,000	566,000			
3,490,000	3,500,000	488,000	3,890,000	3,900,000	568,000			
3,500,000	3,510,000	490,000	3,900,000	3,910,000	570,000			
3,510,000	3,520,000	492,000	3,910,000	3,920,000	572,000	12,325,000 円	3,286,200 円	
3,520,000	3,530,000	494,000	3,920,000	3,930,000	574,000			
3,530,000	3,540,000	496,000	3,930,000	3,940,000	576,000			
3,540,000	3,550,000	498,000	3,940,000	3,950,000	578,000			
3,550,000	3,560,000	500,000	3,950,000	3,960,000	580,000			
3,560,000	3,570,000	502,000	3,960,000	3,970,000	582,000			
3,570,000	3,580,000	504,000	3,970,000	3,980,000	584,000			
3,580,000	3,590,000	506,000	3,980,000	3,990,000	586,000			
3,590,000	3,600,000	508,000	3,990,000	4,000,000	588,000			
3,600,000	3,610,000	510,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからホまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

ハ まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額

- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)又は個人年金保険料(同条第二項に規定する個人年金保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その申告された金額のすべてが生命保険料の金額である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
- (b) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
- (c) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
- (d) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
- (ロ) その申告された金額のすべてが個人年金保険料である場合 その個人年金保険料の金額の合計額(当該合計額が5,000円を超える場合には、5,000円にその超える部分の金額を(イ)の生命保険料の金額の合計額とみなして(イ)の規定を適用した場合の当該(イ)に掲げる金額に相当する金額を加算した金額)
- (ハ) その申告された金額が個人年金保険料の金額と生命保険料の金額とである場合 その個人年金保険料の金額の合計額(当該合計額が5,000円を超える場合には、5,000円)にその生命保険料の金額の合計額(その個人年金保険料の金額の合計額が5,000円を超える場合には、その超える金額を加算した金額)を(イ)の生命保険料の金額の合計額とみなして(イ)の規定を適用した場合の当該(イ)に掲げる金額に相当する金額を加算した金額
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約(以下において「短期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
- (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
- (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
- (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約(以下において「長期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
- (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
- (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
- (ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき(イ)に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき(ロ)に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
- (b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに250,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、330,000円)を、当該申告書にその居住者が老年者に該当する旨の記載がある場合には、500,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき250,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、330,000円)を、(イ)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(ニ)により求めた金額から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額を控除した残額を求める。
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合 ((3)に掲げる場合を除く。)
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族がある場合 配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額

- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）又は個人年金保険料（同条第二項に規定する個人年金保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その申告された金額のすべてが生命保険料の金額である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
- (b) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
- (c) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
- (d) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
- (ロ) その申告された金額のすべてが個人年金保険料である場合 その個人年金保険料の金額の合計額（当該合計額が5,000円を超える場合には、5,000円にその超える部分の金額を(イ)の生命保険料の金額の合計額とみなして(イ)の規定を適用した場合の当該(イ)に掲げる金額に相当する金額を加算した金額）
- (ハ) その申告された金額が個人年金保険料の金額と生命保険料の金額とである場合 その個人年金保険料の金額の合計額（当該合計額が5,000円を超える場合には、5,000円）にその生命保険料の金額の合計額（その個人年金保険料の金額の合計額が5,000円を超える場合には、その超える金額を加算した金額）を(イ)の生命保険料の金額の合計額とみなして(イ)の規定を適用した場合の当該(イ)に掲げる金額に相当する金額を加算した金額
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約（(イ)において「短期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
- (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
- (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
- (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約（(イ)において「長期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
- (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
- (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
- (ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき(イ)に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき(ロ)に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
- (b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに250,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、330,000円）を、当該申告書にその居住者が老年者に該当する旨の記載がある場合には、500,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき250,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、330,000円）を、(イ)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(イ)及び(ロ)により求めた金額から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額を控除した残額を求める。
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族がある場合 配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額

- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がない場合 配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合 (4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族がある場合 扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額
- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がない場合 基礎控除の額
- (3) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者があり、かつ、給与所得者の配偶者特別控除申告書により申告された第八十三条の二第一項 (配偶者特別控除) に規定する生計を一にする配偶者がある場合 (1)に掲げる場合の区分に応じ(1)に掲げる金額と配偶者特別控除の額との合計額
- (4) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がなく、かつ、給与所得者の配偶者特別控除申告書により申告された第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者がある場合 (2)に掲げる場合の区分に応じ(2)に掲げる金額と配偶者特別控除の額との合計額
- 四 (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (四) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が4,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がない場合 配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合 ((4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族がある場合 扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がない場合 基礎控除の額
- (3) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者があり、かつ、給与所得者の配偶者特別控除申告書により申告された第八十三条の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者がある場合 (1)に掲げる場合の区分に応じ(1)に掲げる金額と配偶者特別控除の額との合計額
- (4) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がなく、かつ、給与所得者の配偶者特別控除申告書により申告された第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者がある場合 (2)に掲げる場合の区分に応じ(2)に掲げる金額と配偶者特別控除の額との合計額
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が4,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の付表(第二十八条、第百九十条関係)

(一)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等	除後の給与		等	除後の給与		等
以	上		以	上		以	上	
未	満	等	未	満	等	未	満	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
571,000	円未満	0	1,576,000	1,580,000	945,600	1,776,000	1,780,000	1,078,200
			1,580,000	1,584,000	948,000	1,780,000	1,784,000	1,081,000
			1,584,000	1,588,000	950,400	1,784,000	1,788,000	1,083,800
			1,588,000	1,592,000	952,800	1,788,000	1,792,000	1,086,600
			1,592,000	1,596,000	955,200	1,792,000	1,796,000	1,089,400
571,000	1,419,000	給与等の金額から570,000円を控除した金額	1,596,000	1,600,000	957,600	1,796,000	1,800,000	1,092,200
			1,600,000	1,604,000	960,000	1,800,000	1,804,000	1,095,000
			1,604,000	1,608,000	962,400	1,804,000	1,808,000	1,097,800
			1,608,000	1,612,000	964,800	1,808,000	1,812,000	1,100,600
			1,612,000	1,616,000	967,200	1,812,000	1,816,000	1,103,400
1,419,000	1,421,000	849,000	1,616,000	1,620,000	969,600	1,816,000	1,820,000	1,106,200
1,421,000	1,424,000	851,000	1,620,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,109,000
1,424,000	1,428,000	854,000	1,624,000	1,628,000	974,400	1,824,000	1,828,000	1,111,800
1,428,000	1,432,000	856,800	1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,114,600
1,432,000	1,436,000	859,200	1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,117,400
1,436,000	1,440,000	861,600	1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,120,200
1,440,000	1,444,000	864,000	1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,123,000
1,444,000	1,448,000	866,400	1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,125,800
1,448,000	1,452,000	868,800	1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,128,600
1,452,000	1,456,000	871,200	1,652,000	1,656,000	991,400	1,852,000	1,856,000	1,131,400
1,456,000	1,460,000	873,600	1,656,000	1,660,000	994,200	1,856,000	1,860,000	1,134,200
1,460,000	1,464,000	876,000	1,660,000	1,664,000	997,000	1,860,000	1,864,000	1,137,000
1,464,000	1,468,000	878,400	1,664,000	1,668,000	999,800	1,864,000	1,868,000	1,139,800
1,468,000	1,472,000	880,800	1,668,000	1,672,000	1,002,600	1,868,000	1,872,000	1,142,600
1,472,000	1,476,000	883,200	1,672,000	1,676,000	1,005,400	1,872,000	1,876,000	1,145,400
1,476,000	1,480,000	885,600	1,676,000	1,680,000	1,008,200	1,876,000	1,880,000	1,148,200
1,480,000	1,484,000	888,000	1,680,000	1,684,000	1,011,000	1,880,000	1,884,000	1,151,000
1,484,000	1,488,000	890,400	1,684,000	1,688,000	1,013,800	1,884,000	1,888,000	1,153,800
1,488,000	1,492,000	892,800	1,688,000	1,692,000	1,016,600	1,888,000	1,892,000	1,156,600
1,492,000	1,496,000	895,200	1,692,000	1,696,000	1,019,400	1,892,000	1,896,000	1,159,400
1,496,000	1,500,000	897,600	1,696,000	1,700,000	1,022,200	1,896,000	1,900,000	1,162,200
1,500,000	1,504,000	900,000	1,700,000	1,704,000	1,025,000	1,900,000	1,904,000	1,165,000
1,504,000	1,508,000	902,400	1,704,000	1,708,000	1,027,800	1,904,000	1,908,000	1,167,800
1,508,000	1,512,000	904,800	1,708,000	1,712,000	1,030,600	1,908,000	1,912,000	1,170,600
1,512,000	1,516,000	907,200	1,712,000	1,716,000	1,033,400	1,912,000	1,916,000	1,173,400
1,516,000	1,520,000	909,600	1,716,000	1,720,000	1,036,200	1,916,000	1,920,000	1,176,200
1,520,000	1,524,000	912,000	1,720,000	1,724,000	1,039,000	1,920,000	1,924,000	1,179,000
1,524,000	1,528,000	914,400	1,724,000	1,728,000	1,041,800	1,924,000	1,928,000	1,181,800
1,528,000	1,532,000	916,800	1,728,000	1,732,000	1,044,600	1,928,000	1,932,000	1,184,600
1,532,000	1,536,000	919,200	1,732,000	1,736,000	1,047,400	1,932,000	1,936,000	1,187,400
1,536,000	1,540,000	921,600	1,736,000	1,740,000	1,050,200	1,936,000	1,940,000	1,190,200
1,540,000	1,544,000	924,000	1,740,000	1,744,000	1,053,000	1,940,000	1,944,000	1,193,000
1,544,000	1,548,000	926,400	1,744,000	1,748,000	1,055,800	1,944,000	1,948,000	1,195,800
1,548,000	1,552,000	928,800	1,748,000	1,752,000	1,058,600	1,948,000	1,952,000	1,198,600
1,552,000	1,556,000	931,200	1,752,000	1,756,000	1,061,400	1,952,000	1,956,000	1,201,400
1,556,000	1,560,000	933,600	1,756,000	1,760,000	1,064,200	1,956,000	1,960,000	1,204,200
1,560,000	1,564,000	936,000	1,760,000	1,764,000	1,067,000	1,960,000	1,964,000	1,207,000
1,564,000	1,568,000	938,400	1,764,000	1,768,000	1,069,800	1,964,000	1,968,000	1,209,800
1,568,000	1,572,000	940,800	1,768,000	1,772,000	1,072,600	1,968,000	1,972,000	1,212,600
1,572,000	1,576,000	943,200	1,772,000	1,776,000	1,075,400	1,972,000	1,976,000	1,215,400

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,976,000	1,980,000	1,218,200	2,176,000	2,180,000	1,358,200	2,376,000	2,380,000	1,498,200
1,980,000	1,984,000	1,221,000	2,180,000	2,184,000	1,361,000	2,380,000	2,384,000	1,501,000
1,984,000	1,988,000	1,223,800	2,184,000	2,188,000	1,363,800	2,384,000	2,388,000	1,503,800
1,988,000	1,992,000	1,226,600	2,188,000	2,192,000	1,366,600	2,388,000	2,392,000	1,506,600
1,992,000	1,996,000	1,229,400	2,192,000	2,196,000	1,369,400	2,392,000	2,396,000	1,509,400
1,996,000	2,000,000	1,232,200	2,196,000	2,200,000	1,372,200	2,396,000	2,400,000	1,512,200
2,000,000	2,004,000	1,235,000	2,200,000	2,204,000	1,375,000	2,400,000	2,404,000	1,515,000
2,004,000	2,008,000	1,237,800	2,204,000	2,208,000	1,377,800	2,404,000	2,408,000	1,517,800
2,008,000	2,012,000	1,240,600	2,208,000	2,212,000	1,380,600	2,408,000	2,412,000	1,520,600
2,012,000	2,016,000	1,243,400	2,212,000	2,216,000	1,383,400	2,412,000	2,416,000	1,523,400
2,016,000	2,020,000	1,246,200	2,216,000	2,220,000	1,386,200	2,416,000	2,420,000	1,526,200
2,020,000	2,024,000	1,249,000	2,220,000	2,224,000	1,389,000	2,420,000	2,424,000	1,529,000
2,024,000	2,028,000	1,251,800	2,224,000	2,228,000	1,391,800	2,424,000	2,428,000	1,531,800
2,028,000	2,032,000	1,254,600	2,228,000	2,232,000	1,394,600	2,428,000	2,432,000	1,534,600
2,032,000	2,036,000	1,257,400	2,232,000	2,236,000	1,397,400	2,432,000	2,436,000	1,537,400
2,036,000	2,040,000	1,260,200	2,236,000	2,240,000	1,400,200	2,436,000	2,440,000	1,540,200
2,040,000	2,044,000	1,263,000	2,240,000	2,244,000	1,403,000	2,440,000	2,444,000	1,543,000
2,044,000	2,048,000	1,265,800	2,244,000	2,248,000	1,405,800	2,444,000	2,448,000	1,545,800
2,048,000	2,052,000	1,268,600	2,248,000	2,252,000	1,408,600	2,448,000	2,452,000	1,548,600
2,052,000	2,056,000	1,271,400	2,252,000	2,256,000	1,411,400	2,452,000	2,456,000	1,551,400
2,056,000	2,060,000	1,274,200	2,256,000	2,260,000	1,414,200	2,456,000	2,460,000	1,554,200
2,060,000	2,064,000	1,277,000	2,260,000	2,264,000	1,417,000	2,460,000	2,464,000	1,557,000
2,064,000	2,068,000	1,279,800	2,264,000	2,268,000	1,419,800	2,464,000	2,468,000	1,559,800
2,068,000	2,072,000	1,282,600	2,268,000	2,272,000	1,422,600	2,468,000	2,472,000	1,562,600
2,072,000	2,076,000	1,285,400	2,272,000	2,276,000	1,425,400	2,472,000	2,476,000	1,565,400
2,076,000	2,080,000	1,288,200	2,276,000	2,280,000	1,428,200	2,476,000	2,480,000	1,568,200
2,080,000	2,084,000	1,291,000	2,280,000	2,284,000	1,431,000	2,480,000	2,484,000	1,571,000
2,084,000	2,088,000	1,293,800	2,284,000	2,288,000	1,433,800	2,484,000	2,488,000	1,573,800
2,088,000	2,092,000	1,296,600	2,288,000	2,292,000	1,436,600	2,488,000	2,492,000	1,576,600
2,092,000	2,096,000	1,299,400	2,292,000	2,296,000	1,439,400	2,492,000	2,496,000	1,579,400
2,096,000	2,100,000	1,302,200	2,296,000	2,300,000	1,442,200	2,496,000	2,500,000	1,582,200
2,100,000	2,104,000	1,305,000	2,300,000	2,304,000	1,445,000	2,500,000	2,504,000	1,585,000
2,104,000	2,108,000	1,307,800	2,304,000	2,308,000	1,447,800	2,504,000	2,508,000	1,587,800
2,108,000	2,112,000	1,310,600	2,308,000	2,312,000	1,450,600	2,508,000	2,512,000	1,590,600
2,112,000	2,116,000	1,313,400	2,312,000	2,316,000	1,453,400	2,512,000	2,516,000	1,593,400
2,116,000	2,120,000	1,316,200	2,316,000	2,320,000	1,456,200	2,516,000	2,520,000	1,596,200
2,120,000	2,124,000	1,319,000	2,320,000	2,324,000	1,459,000	2,520,000	2,524,000	1,599,000
2,124,000	2,128,000	1,321,800	2,324,000	2,328,000	1,461,800	2,524,000	2,528,000	1,601,800
2,128,000	2,132,000	1,324,600	2,328,000	2,332,000	1,464,600	2,528,000	2,532,000	1,604,600
2,132,000	2,136,000	1,327,400	2,332,000	2,336,000	1,467,400	2,532,000	2,536,000	1,607,400
2,136,000	2,140,000	1,330,200	2,336,000	2,340,000	1,470,200	2,536,000	2,540,000	1,610,200
2,140,000	2,144,000	1,333,000	2,340,000	2,344,000	1,473,000	2,540,000	2,544,000	1,613,000
2,144,000	2,148,000	1,335,800	2,344,000	2,348,000	1,475,800	2,544,000	2,548,000	1,615,800
2,148,000	2,152,000	1,338,600	2,348,000	2,352,000	1,478,600	2,548,000	2,552,000	1,618,600
2,152,000	2,156,000	1,341,400	2,352,000	2,356,000	1,481,400	2,552,000	2,556,000	1,621,400
2,156,000	2,160,000	1,344,200	2,356,000	2,360,000	1,484,200	2,556,000	2,560,000	1,624,200
2,160,000	2,164,000	1,347,000	2,360,000	2,364,000	1,487,000	2,560,000	2,564,000	1,627,000
2,164,000	2,168,000	1,349,800	2,364,000	2,368,000	1,489,800	2,564,000	2,568,000	1,629,800
2,168,000	2,172,000	1,352,600	2,368,000	2,372,000	1,492,600	2,568,000	2,572,000	1,632,600
2,172,000	2,176,000	1,355,400	2,372,000	2,376,000	1,495,400	2,572,000	2,576,000	1,635,400

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,576,000	2,580,000	1,638,200	2,776,000	2,780,000	1,778,200	2,976,000	2,980,000	1,918,200
2,580,000	2,584,000	1,641,000	2,780,000	2,784,000	1,781,000	2,980,000	2,984,000	1,921,000
2,584,000	2,588,000	1,643,800	2,784,000	2,788,000	1,783,800	2,984,000	2,988,000	1,923,800
2,588,000	2,592,000	1,646,600	2,788,000	2,792,000	1,786,600	2,988,000	2,992,000	1,926,600
2,592,000	2,596,000	1,649,400	2,792,000	2,796,000	1,789,400	2,992,000	2,996,000	1,929,400
2,596,000	2,600,000	1,652,200	2,796,000	2,800,000	1,792,200	2,996,000	3,000,000	1,932,200
2,600,000	2,604,000	1,655,000	2,800,000	2,804,000	1,795,000	3,000,000	3,004,000	1,935,000
2,604,000	2,608,000	1,657,800	2,804,000	2,808,000	1,797,800	3,004,000	3,008,000	1,937,800
2,608,000	2,612,000	1,660,600	2,808,000	2,812,000	1,800,600	3,008,000	3,012,000	1,940,600
2,612,000	2,616,000	1,663,400	2,812,000	2,816,000	1,803,400	3,012,000	3,016,000	1,943,400
2,616,000	2,620,000	1,666,200	2,816,000	2,820,000	1,806,200	3,016,000	3,020,000	1,946,200
2,620,000	2,624,000	1,669,000	2,820,000	2,824,000	1,809,000	3,020,000	3,024,000	1,949,000
2,624,000	2,628,000	1,671,800	2,824,000	2,828,000	1,811,800	3,024,000	3,028,000	1,951,800
2,628,000	2,632,000	1,674,600	2,828,000	2,832,000	1,814,600	3,028,000	3,032,000	1,954,600
2,632,000	2,636,000	1,677,400	2,832,000	2,836,000	1,817,400	3,032,000	3,036,000	1,957,400
2,636,000	2,640,000	1,680,200	2,836,000	2,840,000	1,820,200	3,036,000	3,040,000	1,960,200
2,640,000	2,644,000	1,683,000	2,840,000	2,844,000	1,823,000	3,040,000	3,044,000	1,963,000
2,644,000	2,648,000	1,685,800	2,844,000	2,848,000	1,825,800	3,044,000	3,048,000	1,965,800
2,648,000	2,652,000	1,688,600	2,848,000	2,852,000	1,828,600	3,048,000	3,052,000	1,968,600
2,652,000	2,656,000	1,691,400	2,852,000	2,856,000	1,831,400	3,052,000	3,056,000	1,971,400
2,656,000	2,660,000	1,694,200	2,856,000	2,860,000	1,834,200	3,056,000	3,060,000	1,974,200
2,660,000	2,664,000	1,697,000	2,860,000	2,864,000	1,837,000	3,060,000	3,064,000	1,977,000
2,664,000	2,668,000	1,699,800	2,864,000	2,868,000	1,839,800	3,064,000	3,068,000	1,979,800
2,668,000	2,672,000	1,702,600	2,868,000	2,872,000	1,842,600	3,068,000	3,072,000	1,982,600
2,672,000	2,676,000	1,705,400	2,872,000	2,876,000	1,845,400	3,072,000	3,076,000	1,985,400
2,676,000	2,680,000	1,708,200	2,876,000	2,880,000	1,848,200	3,076,000	3,080,000	1,988,200
2,680,000	2,684,000	1,711,000	2,880,000	2,884,000	1,851,000	3,080,000	3,084,000	1,991,000
2,684,000	2,688,000	1,713,800	2,884,000	2,888,000	1,853,800	3,084,000	3,088,000	1,993,800
2,688,000	2,692,000	1,716,600	2,888,000	2,892,000	1,856,600	3,088,000	3,092,000	1,996,600
2,692,000	2,696,000	1,719,400	2,892,000	2,896,000	1,859,400	3,092,000	3,096,000	1,999,400
2,696,000	2,700,000	1,722,200	2,896,000	2,900,000	1,862,200	3,096,000	3,100,000	2,002,200
2,700,000	2,704,000	1,725,000	2,900,000	2,904,000	1,865,000	3,100,000	3,104,000	2,005,000
2,704,000	2,708,000	1,727,800	2,904,000	2,908,000	1,867,800	3,104,000	3,108,000	2,007,800
2,708,000	2,712,000	1,730,600	2,908,000	2,912,000	1,870,600	3,108,000	3,112,000	2,010,600
2,712,000	2,716,000	1,733,400	2,912,000	2,916,000	1,873,400	3,112,000	3,116,000	2,013,400
2,716,000	2,720,000	1,736,200	2,916,000	2,920,000	1,876,200	3,116,000	3,120,000	2,016,200
2,720,000	2,724,000	1,739,000	2,920,000	2,924,000	1,879,000	3,120,000	3,124,000	2,019,000
2,724,000	2,728,000	1,741,800	2,924,000	2,928,000	1,881,800	3,124,000	3,128,000	2,021,800
2,728,000	2,732,000	1,744,600	2,928,000	2,932,000	1,884,600	3,128,000	3,132,000	2,024,600
2,732,000	2,736,000	1,747,400	2,932,000	2,936,000	1,887,400	3,132,000	3,136,000	2,027,400
2,736,000	2,740,000	1,750,200	2,936,000	2,940,000	1,890,200	3,136,000	3,140,000	2,030,200
2,740,000	2,744,000	1,753,000	2,940,000	2,944,000	1,893,000	3,140,000	3,144,000	2,033,000
2,744,000	2,748,000	1,755,800	2,944,000	2,948,000	1,895,800	3,144,000	3,148,000	2,035,800
2,748,000	2,752,000	1,758,600	2,948,000	2,952,000	1,898,600	3,148,000	3,152,000	2,038,600
2,752,000	2,756,000	1,761,400	2,952,000	2,956,000	1,901,400	3,152,000	3,156,000	2,041,400
2,756,000	2,760,000	1,764,200	2,956,000	2,960,000	1,904,200	3,156,000	3,160,000	2,044,200
2,760,000	2,764,000	1,767,000	2,960,000	2,964,000	1,907,000	3,160,000	3,164,000	2,047,000
2,764,000	2,768,000	1,769,800	2,964,000	2,968,000	1,909,800	3,164,000	3,168,000	2,049,800
2,768,000	2,772,000	1,772,600	2,968,000	2,972,000	1,912,600	3,168,000	3,172,000	2,052,600
2,772,000	2,776,000	1,775,400	2,972,000	2,976,000	1,915,400	3,172,000	3,176,000	2,055,400

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

四〇四

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,176,000	3,180,000	2,058,200	3,376,000	3,380,000	2,205,800	3,576,000	3,580,000	2,365,800
3,180,000	3,184,000	2,061,000	3,380,000	3,384,000	2,209,000	3,580,000	3,584,000	2,369,000
3,184,000	3,188,000	2,063,800	3,384,000	3,388,000	2,212,200	3,584,000	3,588,000	2,372,200
3,188,000	3,192,000	2,066,600	3,388,000	3,392,000	2,215,400	3,588,000	3,592,000	2,375,400
3,192,000	3,196,000	2,069,400	3,392,000	3,396,000	2,218,600	3,592,000	3,596,000	2,378,600
3,196,000	3,200,000	2,072,200	3,396,000	3,400,000	2,221,800	3,596,000	3,600,000	2,381,800
3,200,000	3,204,000	2,075,000	3,400,000	3,404,000	2,225,000	3,600,000	3,604,000	2,385,000
3,204,000	3,208,000	2,077,800	3,404,000	3,408,000	2,228,200	3,604,000	3,608,000	2,388,200
3,208,000	3,212,000	2,080,600	3,408,000	3,412,000	2,231,400	3,608,000	3,612,000	2,391,400
3,212,000	3,216,000	2,083,400	3,412,000	3,416,000	2,234,600	3,612,000	3,616,000	2,394,600
3,216,000	3,220,000	2,086,200	3,416,000	3,420,000	2,237,800	3,616,000	3,620,000	2,397,800
3,220,000	3,224,000	2,089,000	3,420,000	3,424,000	2,241,000	3,620,000	3,624,000	2,401,000
3,224,000	3,228,000	2,091,800	3,424,000	3,428,000	2,244,200	3,624,000	3,628,000	2,404,200
3,228,000	3,232,000	2,094,600	3,428,000	3,432,000	2,247,400	3,628,000	3,632,000	2,407,400
3,232,000	3,236,000	2,097,400	3,432,000	3,436,000	2,250,600	3,632,000	3,636,000	2,410,600
3,236,000	3,240,000	2,100,200	3,436,000	3,440,000	2,253,800	3,636,000	3,640,000	2,413,800
3,240,000	3,244,000	2,103,000	3,440,000	3,444,000	2,257,000	3,640,000	3,644,000	2,417,000
3,244,000	3,248,000	2,105,800	3,444,000	3,448,000	2,260,200	3,644,000	3,648,000	2,420,200
3,248,000	3,252,000	2,108,600	3,448,000	3,452,000	2,263,400	3,648,000	3,652,000	2,423,400
3,252,000	3,256,000	2,111,400	3,452,000	3,456,000	2,266,600	3,652,000	3,656,000	2,426,600
3,256,000	3,260,000	2,114,200	3,456,000	3,460,000	2,269,800	3,656,000	3,660,000	2,429,800
3,260,000	3,264,000	2,117,000	3,460,000	3,464,000	2,273,000	3,660,000	3,664,000	2,433,000
3,264,000	3,268,000	2,119,800	3,464,000	3,468,000	2,276,200	3,664,000	3,668,000	2,436,200
3,268,000	3,272,000	2,122,600	3,468,000	3,472,000	2,279,400	3,668,000	3,672,000	2,439,400
3,272,000	3,276,000	2,125,400	3,472,000	3,476,000	2,282,600	3,672,000	3,676,000	2,442,600
3,276,000	3,280,000	2,128,200	3,476,000	3,480,000	2,285,800	3,676,000	3,680,000	2,445,800
3,280,000	3,284,000	2,131,000	3,480,000	3,484,000	2,289,000	3,680,000	3,684,000	2,449,000
3,284,000	3,288,000	2,133,800	3,484,000	3,488,000	2,292,200	3,684,000	3,688,000	2,452,200
3,288,000	3,292,000	2,136,600	3,488,000	3,492,000	2,295,400	3,688,000	3,692,000	2,455,400
3,292,000	3,296,000	2,139,400	3,492,000	3,496,000	2,298,600	3,692,000	3,696,000	2,458,600
3,296,000	3,300,000	2,142,200	3,496,000	3,500,000	2,301,800	3,696,000	3,700,000	2,461,800
3,300,000	3,304,000	2,145,000	3,500,000	3,504,000	2,305,000	3,700,000	3,704,000	2,465,000
3,304,000	3,308,000	2,148,200	3,504,000	3,508,000	2,308,200	3,704,000	3,708,000	2,468,200
3,308,000	3,312,000	2,151,400	3,508,000	3,512,000	2,311,400	3,708,000	3,712,000	2,471,400
3,312,000	3,316,000	2,154,600	3,512,000	3,516,000	2,314,600	3,712,000	3,716,000	2,474,600
3,316,000	3,320,000	2,157,800	3,516,000	3,520,000	2,317,800	3,716,000	3,720,000	2,477,800
3,320,000	3,324,000	2,161,000	3,520,000	3,524,000	2,321,000	3,720,000	3,724,000	2,481,000
3,324,000	3,328,000	2,164,200	3,524,000	3,528,000	2,324,200	3,724,000	3,728,000	2,484,200
3,328,000	3,332,000	2,167,400	3,528,000	3,532,000	2,327,400	3,728,000	3,732,000	2,487,400
3,332,000	3,336,000	2,170,600	3,532,000	3,536,000	2,330,600	3,732,000	3,736,000	2,490,600
3,336,000	3,340,000	2,173,800	3,536,000	3,540,000	2,333,800	3,736,000	3,740,000	2,493,800
3,340,000	3,344,000	2,177,000	3,540,000	3,544,000	2,337,000	3,740,000	3,744,000	2,497,000
3,344,000	3,348,000	2,180,200	3,544,000	3,548,000	2,340,200	3,744,000	3,748,000	2,500,200
3,348,000	3,352,000	2,183,400	3,548,000	3,552,000	2,343,400	3,748,000	3,752,000	2,503,400
3,352,000	3,356,000	2,186,600	3,552,000	3,556,000	2,346,600	3,752,000	3,756,000	2,506,600
3,356,000	3,360,000	2,189,800	3,556,000	3,560,000	2,349,800	3,756,000	3,760,000	2,509,800
3,360,000	3,364,000	2,193,000	3,560,000	3,564,000	2,353,000	3,760,000	3,764,000	2,513,000
3,364,000	3,368,000	2,196,200	3,564,000	3,568,000	2,356,200	3,764,000	3,768,000	2,516,200
3,368,000	3,372,000	2,199,400	3,568,000	3,572,000	2,359,400	3,768,000	3,772,000	2,519,400
3,372,000	3,376,000	2,202,600	3,572,000	3,576,000	2,362,600	3,772,000	3,776,000	2,522,600

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,776,000	3,780,000	2,525,800	3,976,000	3,980,000	2,685,800	4,176,000	4,180,000	2,845,800
3,780,000	3,784,000	2,529,000	3,980,000	3,984,000	2,689,000	4,180,000	4,184,000	2,849,000
3,784,000	3,788,000	2,532,200	3,984,000	3,988,000	2,692,200	4,184,000	4,188,000	2,852,200
3,788,000	3,792,000	2,535,400	3,988,000	3,992,000	2,695,400	4,188,000	4,192,000	2,855,400
3,792,000	3,796,000	2,538,600	3,992,000	3,996,000	2,698,600	4,192,000	4,196,000	2,858,600
3,796,000	3,800,000	2,541,800	3,996,000	4,000,000	2,701,800	4,196,000	4,200,000	2,861,800
3,800,000	3,804,000	2,545,000	4,000,000	4,004,000	2,705,000	4,200,000	4,204,000	2,865,000
3,804,000	3,808,000	2,548,200	4,004,000	4,008,000	2,708,200	4,204,000	4,208,000	2,868,200
3,808,000	3,812,000	2,551,400	4,008,000	4,012,000	2,711,400	4,208,000	4,212,000	2,871,400
3,812,000	3,816,000	2,554,600	4,012,000	4,016,000	2,714,600	4,212,000	4,216,000	2,874,600
3,816,000	3,820,000	2,557,800	4,016,000	4,020,000	2,717,800	4,216,000	4,220,000	2,877,800
3,820,000	3,824,000	2,561,000	4,020,000	4,024,000	2,721,000	4,220,000	4,224,000	2,881,000
3,824,000	3,828,000	2,564,200	4,024,000	4,028,000	2,724,200	4,224,000	4,228,000	2,884,200
3,828,000	3,832,000	2,567,400	4,028,000	4,032,000	2,727,400	4,228,000	4,232,000	2,887,400
3,832,000	3,836,000	2,570,600	4,032,000	4,036,000	2,730,600	4,232,000	4,236,000	2,890,600
3,836,000	3,840,000	2,573,800	4,036,000	4,040,000	2,733,800	4,236,000	4,240,000	2,893,800
3,840,000	3,844,000	2,577,000	4,040,000	4,044,000	2,737,000	4,240,000	4,244,000	2,897,000
3,844,000	3,848,000	2,580,200	4,044,000	4,048,000	2,740,200	4,244,000	4,248,000	2,900,200
3,848,000	3,852,000	2,583,400	4,048,000	4,052,000	2,743,400	4,248,000	4,252,000	2,903,400
3,852,000	3,856,000	2,586,600	4,052,000	4,056,000	2,746,600	4,252,000	4,256,000	2,906,600
3,856,000	3,860,000	2,589,800	4,056,000	4,060,000	2,749,800	4,256,000	4,260,000	2,909,800
3,860,000	3,864,000	2,593,000	4,060,000	4,064,000	2,753,000	4,260,000	4,264,000	2,913,000
3,864,000	3,868,000	2,596,200	4,064,000	4,068,000	2,756,200	4,264,000	4,268,000	2,916,200
3,868,000	3,872,000	2,599,400	4,068,000	4,072,000	2,759,400	4,268,000	4,272,000	2,919,400
3,872,000	3,876,000	2,602,600	4,072,000	4,076,000	2,762,600	4,272,000	4,276,000	2,922,600
3,876,000	3,880,000	2,605,800	4,076,000	4,080,000	2,765,800	4,276,000	4,280,000	2,925,800
3,880,000	3,884,000	2,609,000	4,080,000	4,084,000	2,769,000	4,280,000	4,284,000	2,929,000
3,884,000	3,888,000	2,612,200	4,084,000	4,088,000	2,772,200	4,284,000	4,288,000	2,932,200
3,888,000	3,892,000	2,615,400	4,088,000	4,092,000	2,775,400	4,288,000	4,292,000	2,935,400
3,892,000	3,896,000	2,618,600	4,092,000	4,096,000	2,778,600	4,292,000	4,296,000	2,938,600
3,896,000	3,900,000	2,621,800	4,096,000	4,100,000	2,781,800	4,296,000	4,300,000	2,941,800
3,900,000	3,904,000	2,625,000	4,100,000	4,104,000	2,785,000	4,300,000	4,304,000	2,945,000
3,904,000	3,908,000	2,628,200	4,104,000	4,108,000	2,788,200	4,304,000	4,308,000	2,948,200
3,908,000	3,912,000	2,631,400	4,108,000	4,112,000	2,791,400	4,308,000	4,312,000	2,951,400
3,912,000	3,916,000	2,634,600	4,112,000	4,116,000	2,794,600	4,312,000	4,316,000	2,954,600
3,916,000	3,920,000	2,637,800	4,116,000	4,120,000	2,797,800	4,316,000	4,320,000	2,957,800
3,920,000	3,924,000	2,641,000	4,120,000	4,124,000	2,801,000	4,320,000	4,324,000	2,961,000
3,924,000	3,928,000	2,644,200	4,124,000	4,128,000	2,804,200	4,324,000	4,328,000	2,964,200
3,928,000	3,932,000	2,647,400	4,128,000	4,132,000	2,807,400	4,328,000	4,332,000	2,967,400
3,932,000	3,936,000	2,650,600	4,132,000	4,136,000	2,810,600	4,332,000	4,336,000	2,970,600
3,936,000	3,940,000	2,653,800	4,136,000	4,140,000	2,813,800	4,336,000	4,340,000	2,973,800
3,940,000	3,944,000	2,657,000	4,140,000	4,144,000	2,817,000	4,340,000	4,344,000	2,977,000
3,944,000	3,948,000	2,660,200	4,144,000	4,148,000	2,820,200	4,344,000	4,348,000	2,980,200
3,948,000	3,952,000	2,663,400	4,148,000	4,152,000	2,823,400	4,348,000	4,352,000	2,983,400
3,952,000	3,956,000	2,666,600	4,152,000	4,156,000	2,826,600	4,352,000	4,356,000	2,986,600
3,956,000	3,960,000	2,669,800	4,156,000	4,160,000	2,829,800	4,356,000	4,360,000	2,989,800
3,960,000	3,964,000	2,673,000	4,160,000	4,164,000	2,833,000	4,360,000	4,364,000	2,993,000
3,964,000	3,968,000	2,676,200	4,164,000	4,168,000	2,836,200	4,364,000	4,368,000	2,996,200
3,968,000	3,972,000	2,679,400	4,168,000	4,172,000	2,839,400	4,368,000	4,372,000	2,999,400
3,972,000	3,976,000	2,682,600	4,172,000	4,176,000	2,842,600	4,372,000	4,376,000	3,002,600

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,376,000	4,380,000	3,005,800	4,576,000	4,580,000	3,165,800	4,776,000	4,780,000	3,325,800
4,380,000	4,384,000	3,009,000	4,580,000	4,584,000	3,169,000	4,780,000	4,784,000	3,329,000
4,384,000	4,388,000	3,012,200	4,584,000	4,588,000	3,172,200	4,784,000	4,788,000	3,332,200
4,388,000	4,392,000	3,015,400	4,588,000	4,592,000	3,175,400	4,788,000	4,792,000	3,335,400
4,392,000	4,396,000	3,018,600	4,592,000	4,596,000	3,178,600	4,792,000	4,796,000	3,338,600
4,396,000	4,400,000	3,021,800	4,596,000	4,600,000	3,181,800	4,796,000	4,800,000	3,341,800
4,400,000	4,404,000	3,025,000	4,600,000	4,604,000	3,185,000	4,800,000	4,804,000	3,345,000
4,404,000	4,408,000	3,028,200	4,604,000	4,608,000	3,188,200	4,804,000	4,808,000	3,348,200
4,408,000	4,412,000	3,031,400	4,608,000	4,612,000	3,191,400	4,808,000	4,812,000	3,351,400
4,412,000	4,416,000	3,034,600	4,612,000	4,616,000	3,194,600	4,812,000	4,816,000	3,354,600
4,416,000	4,420,000	3,037,800	4,616,000	4,620,000	3,197,800	4,816,000	4,820,000	3,357,800
4,420,000	4,424,000	3,041,000	4,620,000	4,624,000	3,201,000	4,820,000	4,824,000	3,361,000
4,424,000	4,428,000	3,044,200	4,624,000	4,628,000	3,204,200	4,824,000	4,828,000	3,364,200
4,428,000	4,432,000	3,047,400	4,628,000	4,632,000	3,207,400	4,828,000	4,832,000	3,367,400
4,432,000	4,436,000	3,050,600	4,632,000	4,636,000	3,210,600	4,832,000	4,836,000	3,370,600
4,436,000	4,440,000	3,053,800	4,636,000	4,640,000	3,213,800	4,836,000	4,840,000	3,373,800
4,440,000	4,444,000	3,057,000	4,640,000	4,644,000	3,217,000	4,840,000	4,844,000	3,377,000
4,444,000	4,448,000	3,060,200	4,644,000	4,648,000	3,220,200	4,844,000	4,848,000	3,380,200
4,448,000	4,452,000	3,063,400	4,648,000	4,652,000	3,223,400	4,848,000	4,852,000	3,383,400
4,452,000	4,456,000	3,066,600	4,652,000	4,656,000	3,226,600	4,852,000	4,856,000	3,386,600
4,456,000	4,460,000	3,069,800	4,656,000	4,660,000	3,229,800	4,856,000	4,860,000	3,389,800
4,460,000	4,464,000	3,073,000	4,660,000	4,664,000	3,233,000	4,860,000	4,864,000	3,393,000
4,464,000	4,468,000	3,076,200	4,664,000	4,668,000	3,236,200	4,864,000	4,868,000	3,396,200
4,468,000	4,472,000	3,079,400	4,668,000	4,672,000	3,239,400	4,868,000	4,872,000	3,399,400
4,472,000	4,476,000	3,082,600	4,672,000	4,676,000	3,242,600	4,872,000	4,876,000	3,402,600
4,476,000	4,480,000	3,085,800	4,676,000	4,680,000	3,245,800	4,876,000	4,880,000	3,405,800
4,480,000	4,484,000	3,089,000	4,680,000	4,684,000	3,249,000	4,880,000	4,884,000	3,409,000
4,484,000	4,488,000	3,092,200	4,684,000	4,688,000	3,252,200	4,884,000	4,888,000	3,412,200
4,488,000	4,492,000	3,095,400	4,688,000	4,692,000	3,255,400	4,888,000	4,892,000	3,415,400
4,492,000	4,496,000	3,098,600	4,692,000	4,696,000	3,258,600	4,892,000	4,896,000	3,418,600
4,496,000	4,500,000	3,101,800	4,696,000	4,700,000	3,261,800	4,896,000	4,900,000	3,421,800
4,500,000	4,504,000	3,105,000	4,700,000	4,704,000	3,265,000	4,900,000	4,904,000	3,425,000
4,504,000	4,508,000	3,108,200	4,704,000	4,708,000	3,268,200	4,904,000	4,908,000	3,428,200
4,508,000	4,512,000	3,111,400	4,708,000	4,712,000	3,271,400	4,908,000	4,912,000	3,431,400
4,512,000	4,516,000	3,114,600	4,712,000	4,716,000	3,274,600	4,912,000	4,916,000	3,434,600
4,516,000	4,520,000	3,117,800	4,716,000	4,720,000	3,277,800	4,916,000	4,920,000	3,437,800
4,520,000	4,524,000	3,121,000	4,720,000	4,724,000	3,281,000	4,920,000	4,924,000	3,441,000
4,524,000	4,528,000	3,124,200	4,724,000	4,728,000	3,284,200	4,924,000	4,928,000	3,444,200
4,528,000	4,532,000	3,127,400	4,728,000	4,732,000	3,287,400	4,928,000	4,932,000	3,447,400
4,532,000	4,536,000	3,130,600	4,732,000	4,736,000	3,290,600	4,932,000	4,936,000	3,450,600
4,536,000	4,540,000	3,133,800	4,736,000	4,740,000	3,293,800	4,936,000	4,940,000	3,453,800
4,540,000	4,544,000	3,137,000	4,740,000	4,744,000	3,297,000	4,940,000	4,944,000	3,457,000
4,544,000	4,548,000	3,140,200	4,744,000	4,748,000	3,300,200	4,944,000	4,948,000	3,460,200
4,548,000	4,552,000	3,143,400	4,748,000	4,752,000	3,303,400	4,948,000	4,952,000	3,463,400
4,552,000	4,556,000	3,146,600	4,752,000	4,756,000	3,306,600	4,952,000	4,956,000	3,466,600
4,556,000	4,560,000	3,149,800	4,756,000	4,760,000	3,309,800	4,956,000	4,960,000	3,469,800
4,560,000	4,564,000	3,153,000	4,760,000	4,764,000	3,313,000	4,960,000	4,964,000	3,473,000
4,564,000	4,568,000	3,156,200	4,764,000	4,768,000	3,316,200	4,964,000	4,968,000	3,476,200
4,568,000	4,572,000	3,159,400	4,768,000	4,772,000	3,319,400	4,968,000	4,972,000	3,479,400
4,572,000	4,576,000	3,162,600	4,772,000	4,776,000	3,322,600	4,972,000	4,976,000	3,482,600

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,976,000	4,980,000	3,485,800	5,176,000	5,180,000	3,645,800	5,376,000	5,380,000	3,805,800
4,980,000	4,984,000	3,489,000	5,180,000	5,184,000	3,649,000	5,380,000	5,384,000	3,809,000
4,984,000	4,988,000	3,492,200	5,184,000	5,188,000	3,652,200	5,384,000	5,388,000	3,812,200
4,988,000	4,992,000	3,495,400	5,188,000	5,192,000	3,655,400	5,388,000	5,392,000	3,815,400
4,992,000	4,996,000	3,498,600	5,192,000	5,196,000	3,658,600	5,392,000	5,396,000	3,818,600
4,996,000	5,000,000	3,501,800	5,196,000	5,200,000	3,661,800	5,396,000	5,400,000	3,821,800
5,000,000	5,004,000	3,505,000	5,200,000	5,204,000	3,665,000	5,400,000	5,404,000	3,825,000
5,004,000	5,008,000	3,508,200	5,204,000	5,208,000	3,668,200	5,404,000	5,408,000	3,828,200
5,008,000	5,012,000	3,511,400	5,208,000	5,212,000	3,671,400	5,408,000	5,412,000	3,831,400
5,012,000	5,016,000	3,514,600	5,212,000	5,216,000	3,674,600	5,412,000	5,416,000	3,834,600
5,016,000	5,020,000	3,517,800	5,216,000	5,220,000	3,677,800	5,416,000	5,420,000	3,837,800
5,020,000	5,024,000	3,521,000	5,220,000	5,224,000	3,681,000	5,420,000	5,424,000	3,841,000
5,024,000	5,028,000	3,524,200	5,224,000	5,228,000	3,684,200	5,424,000	5,428,000	3,844,200
5,028,000	5,032,000	3,527,400	5,228,000	5,232,000	3,687,400	5,428,000	5,432,000	3,847,400
5,032,000	5,036,000	3,530,600	5,232,000	5,236,000	3,690,600	5,432,000	5,436,000	3,850,600
5,036,000	5,040,000	3,533,800	5,236,000	5,240,000	3,693,800	5,436,000	5,440,000	3,853,800
5,040,000	5,044,000	3,537,000	5,240,000	5,244,000	3,697,000	5,440,000	5,444,000	3,857,000
5,044,000	5,048,000	3,540,200	5,244,000	5,248,000	3,700,200	5,444,000	5,448,000	3,860,200
5,048,000	5,052,000	3,543,400	5,248,000	5,252,000	3,703,400	5,448,000	5,452,000	3,863,400
5,052,000	5,056,000	3,546,600	5,252,000	5,256,000	3,706,600	5,452,000	5,456,000	3,866,600
5,056,000	5,060,000	3,549,800	5,256,000	5,260,000	3,709,800	5,456,000	5,460,000	3,869,800
5,060,000	5,064,000	3,553,000	5,260,000	5,264,000	3,713,000	5,460,000	5,464,000	3,873,000
5,064,000	5,068,000	3,556,200	5,264,000	5,268,000	3,716,200	5,464,000	5,468,000	3,876,200
5,068,000	5,072,000	3,559,400	5,268,000	5,272,000	3,719,400	5,468,000	5,472,000	3,879,400
5,072,000	5,076,000	3,562,600	5,272,000	5,276,000	3,722,600	5,472,000	5,476,000	3,882,600
5,076,000	5,080,000	3,565,800	5,276,000	5,280,000	3,725,800	5,476,000	5,480,000	3,885,800
5,080,000	5,084,000	3,569,000	5,280,000	5,284,000	3,729,000	5,480,000	5,484,000	3,889,000
5,084,000	5,088,000	3,572,200	5,284,000	5,288,000	3,732,200	5,484,000	5,488,000	3,892,200
5,088,000	5,092,000	3,575,400	5,288,000	5,292,000	3,735,400	5,488,000	5,492,000	3,895,400
5,092,000	5,096,000	3,578,600	5,292,000	5,296,000	3,738,600	5,492,000	5,496,000	3,898,600
5,096,000	5,100,000	3,581,800	5,296,000	5,300,000	3,741,800	5,496,000	5,500,000	3,901,800
5,100,000	5,104,000	3,585,000	5,300,000	5,304,000	3,745,000	5,500,000	5,504,000	3,905,000
5,104,000	5,108,000	3,588,200	5,304,000	5,308,000	3,748,200	5,504,000	5,508,000	3,908,200
5,108,000	5,112,000	3,591,400	5,308,000	5,312,000	3,751,400	5,508,000	5,512,000	3,911,400
5,112,000	5,116,000	3,594,600	5,312,000	5,316,000	3,754,600	5,512,000	5,516,000	3,914,600
5,116,000	5,120,000	3,597,800	5,316,000	5,320,000	3,757,800	5,516,000	5,520,000	3,917,800
5,120,000	5,124,000	3,601,000	5,320,000	5,324,000	3,761,000	5,520,000	5,524,000	3,921,000
5,124,000	5,128,000	3,604,200	5,324,000	5,328,000	3,764,200	5,524,000	5,528,000	3,924,200
5,128,000	5,132,000	3,607,400	5,328,000	5,332,000	3,767,400	5,528,000	5,532,000	3,927,400
5,132,000	5,136,000	3,610,600	5,332,000	5,336,000	3,770,600	5,532,000	5,536,000	3,930,600
5,136,000	5,140,000	3,613,800	5,336,000	5,340,000	3,773,800	5,536,000	5,540,000	3,933,800
5,140,000	5,144,000	3,617,000	5,340,000	5,344,000	3,777,000	5,540,000	5,544,000	3,937,000
5,144,000	5,148,000	3,620,200	5,344,000	5,348,000	3,780,200	5,544,000	5,548,000	3,940,200
5,148,000	5,152,000	3,623,400	5,348,000	5,352,000	3,783,400	5,548,000	5,552,000	3,943,400
5,152,000	5,156,000	3,626,600	5,352,000	5,356,000	3,786,600	5,552,000	5,556,000	3,946,600
5,156,000	5,160,000	3,629,800	5,356,000	5,360,000	3,789,800	5,556,000	5,560,000	3,949,800
5,160,000	5,164,000	3,633,000	5,360,000	5,364,000	3,793,000	5,560,000	5,564,000	3,953,000
5,164,000	5,168,000	3,636,200	5,364,000	5,368,000	3,796,200	5,564,000	5,568,000	3,956,200
5,168,000	5,172,000	3,639,400	5,368,000	5,372,000	3,799,400	5,568,000	5,572,000	3,959,400
5,172,000	5,176,000	3,642,600	5,372,000	5,376,000	3,802,600	5,572,000	5,576,000	3,962,600

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(八)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,576,000	5,580,000	3,965,800	5,756,000	5,760,000	4,109,800	5,936,000	5,940,000	4,253,800
5,580,000	5,584,000	3,969,000	5,760,000	5,764,000	4,113,000	5,940,000	5,944,000	4,257,000
5,584,000	5,588,000	3,972,200	5,764,000	5,768,000	4,116,200	5,944,000	5,948,000	4,260,200
5,588,000	5,592,000	3,975,400	5,768,000	5,772,000	4,119,400	5,948,000	5,952,000	4,263,400
5,592,000	5,596,000	3,978,600	5,772,000	5,776,000	4,122,600	5,952,000	5,956,000	4,266,600
5,596,000	5,600,000	3,981,800	5,776,000	5,780,000	4,125,800	5,956,000	5,960,000	4,269,800
5,600,000	5,604,000	3,985,000	5,780,000	5,784,000	4,129,000	5,960,000	5,964,000	4,273,000
5,604,000	5,608,000	3,988,200	5,784,000	5,788,000	4,132,200	5,964,000	5,968,000	4,276,200
5,608,000	5,612,000	3,991,400	5,788,000	5,792,000	4,135,400	5,968,000	5,972,000	4,279,400
5,612,000	5,616,000	3,994,600	5,792,000	5,796,000	4,138,600	5,972,000	5,976,000	4,282,600
5,616,000	5,620,000	3,997,800	5,796,000	5,800,000	4,141,800	5,976,000	5,980,000	4,285,800
5,620,000	5,624,000	4,001,000	5,800,000	5,804,000	4,145,000	5,980,000	5,984,000	4,289,000
5,624,000	5,628,000	4,004,200	5,804,000	5,808,000	4,148,200	5,984,000	5,988,000	4,292,200
5,628,000	5,632,000	4,007,400	5,808,000	5,812,000	4,151,400	5,988,000	5,992,000	4,295,400
5,632,000	5,636,000	4,010,600	5,812,000	5,816,000	4,154,600	5,992,000	5,996,000	4,298,600
5,636,000	5,640,000	4,013,800	5,816,000	5,820,000	4,157,800	5,996,000	6,000,000	4,301,800
5,640,000	5,644,000	4,017,000	5,820,000	5,824,000	4,161,000			
5,644,000	5,648,000	4,020,200	5,824,000	5,828,000	4,164,200			
5,648,000	5,652,000	4,023,400	5,828,000	5,832,000	4,167,400			
5,652,000	5,656,000	4,026,600	5,832,000	5,836,000	4,170,600			
5,656,000	5,660,000	4,029,800	5,836,000	5,840,000	4,173,800	6,000,000	10,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,095,000円を控 除した金額
5,660,000	5,664,000	4,033,000	5,840,000	5,844,000	4,177,000			
5,664,000	5,668,000	4,036,200	5,844,000	5,848,000	4,180,200			
5,668,000	5,672,000	4,039,400	5,848,000	5,852,000	4,183,400			
5,672,000	5,676,000	4,042,600	5,852,000	5,856,000	4,186,600			
5,676,000	5,680,000	4,045,800	5,856,000	5,860,000	4,189,800	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 1,595,000円を控 除した金額
5,680,000	5,684,000	4,049,000	5,860,000	5,864,000	4,193,000			
5,684,000	5,688,000	4,052,200	5,864,000	5,868,000	4,196,200			
5,688,000	5,692,000	4,055,400	5,868,000	5,872,000	4,199,400			
5,692,000	5,696,000	4,058,600	5,872,000	5,876,000	4,202,600			
5,696,000	5,700,000	4,061,800	5,876,000	5,880,000	4,205,800	15,000,000 円		12,655,000 円
5,700,000	5,704,000	4,065,000	5,880,000	5,884,000	4,209,000			
5,704,000	5,708,000	4,068,200	5,884,000	5,888,000	4,212,200			
5,708,000	5,712,000	4,071,400	5,888,000	5,892,000	4,215,400			
5,712,000	5,716,000	4,074,600	5,892,000	5,896,000	4,218,600			
5,716,000	5,720,000	4,077,800	5,896,000	5,900,000	4,221,800			
5,720,000	5,724,000	4,081,000	5,900,000	5,904,000	4,225,000			
5,724,000	5,728,000	4,084,200	5,904,000	5,908,000	4,228,200			
5,728,000	5,732,000	4,087,400	5,908,000	5,912,000	4,231,400			
5,732,000	5,736,000	4,090,600	5,912,000	5,916,000	4,234,600			
5,736,000	5,740,000	4,093,800	5,916,000	5,920,000	4,237,800			
5,740,000	5,744,000	4,097,000	5,920,000	5,924,000	4,241,000			
5,744,000	5,748,000	4,100,200	5,924,000	5,928,000	4,244,200			
5,748,000	5,752,000	4,103,400	5,928,000	5,932,000	4,247,400			
5,752,000	5,756,000	4,106,600	5,932,000	5,936,000	4,250,600			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表 (第二百一条関係)

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	200,000	204,000	10,500	548,000	556,000	28,700
4,000	8,000	200	204,000	208,000	10,700	556,000	564,000	29,100
8,000	12,000	400	208,000	212,000	10,900	564,000	572,000	29,600
12,000	16,000	600	212,000	216,000	11,100	572,000	580,000	30,000
16,000	20,000	800	216,000	220,000	11,300	580,000	588,000	30,400
20,000	24,000	1,000	220,000	224,000	11,500	588,000	596,000	30,800
24,000	28,000	1,200	224,000	228,000	11,700	596,000	604,000	31,200
28,000	32,000	1,400	228,000	232,000	11,900	604,000	612,000	31,700
32,000	36,000	1,600	232,000	236,000	12,100	612,000	620,000	32,100
36,000	40,000	1,800	236,000	240,000	12,300	620,000	628,000	32,500
40,000	44,000	2,100	240,000	244,000	12,600	628,000	636,000	32,900
44,000	48,000	2,300	244,000	248,000	12,800	636,000	644,000	33,300
48,000	52,000	2,500	248,000	252,000	13,000	644,000	652,000	33,800
52,000	56,000	2,700	252,000	260,000	13,200	652,000	660,000	34,200
56,000	60,000	2,900	260,000	268,000	13,600	660,000	668,000	34,600
60,000	64,000	3,100	268,000	276,000	14,000	668,000	676,000	35,000
64,000	68,000	3,300	276,000	284,000	14,400	676,000	684,000	35,400
68,000	72,000	3,500	284,000	292,000	14,900	684,000	692,000	35,900
72,000	76,000	3,700	292,000	300,000	15,300	692,000	700,000	36,300
76,000	80,000	3,900	300,000	308,000	15,700	700,000	708,000	36,700
80,000	84,000	4,200	308,000	316,000	16,100	708,000	716,000	37,100
84,000	88,000	4,400	316,000	324,000	16,500	716,000	724,000	37,500
88,000	92,000	4,600	324,000	332,000	17,000	724,000	732,000	38,000
92,000	96,000	4,800	332,000	340,000	17,400	732,000	740,000	38,400
96,000	100,000	5,000	340,000	348,000	17,800	740,000	748,000	38,800
100,000	104,000	5,200	348,000	356,000	18,200	748,000	756,000	39,200
104,000	108,000	5,400	356,000	364,000	18,600	756,000	764,000	39,600
108,000	112,000	5,600	364,000	372,000	19,100	764,000	772,000	40,100
112,000	116,000	5,800	372,000	380,000	19,500	772,000	780,000	40,500
116,000	120,000	6,000	380,000	388,000	19,900	780,000	792,000	40,900
120,000	124,000	6,300	388,000	396,000	20,300	792,000	804,000	41,500
124,000	128,000	6,500	396,000	404,000	20,700	804,000	816,000	42,200
128,000	132,000	6,700	404,000	412,000	21,200	816,000	828,000	42,800
132,000	136,000	6,900	412,000	420,000	21,600	828,000	840,000	43,400
136,000	140,000	7,100	420,000	428,000	22,000	840,000	852,000	44,100
140,000	144,000	7,300	428,000	436,000	22,400	852,000	864,000	44,700
144,000	148,000	7,500	436,000	444,000	22,800	864,000	876,000	45,300
148,000	152,000	7,700	444,000	452,000	23,300	876,000	888,000	45,900
152,000	156,000	7,900	452,000	460,000	23,700	888,000	900,000	46,600
156,000	160,000	8,100	460,000	468,000	24,100	900,000	912,000	47,200
160,000	164,000	8,400	468,000	476,000	24,500	912,000	924,000	47,800
164,000	168,000	8,600	476,000	484,000	24,900	924,000	936,000	48,500
168,000	172,000	8,800	484,000	492,000	25,400	936,000	948,000	49,100
172,000	176,000	9,000	492,000	500,000	25,800	948,000	960,000	49,700
176,000	180,000	9,200	500,000	508,000	26,200	960,000	972,000	50,400
180,000	184,000	9,400	508,000	516,000	26,600	972,000	984,000	51,000
184,000	188,000	9,600	516,000	524,000	27,000	984,000	996,000	51,600
188,000	192,000	9,800	524,000	532,000	27,500	996,000	1,008,000	52,200
192,000	196,000	10,000	532,000	540,000	27,900	1,008,000	1,020,000	52,900
196,000	200,000	10,200	540,000	548,000	28,300	1,020,000	1,032,000	53,500

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表 (第二百一条関係)

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	200,000	204,000	10,500	548,000	556,000	28,700
4,000	8,000	200	204,000	208,000	10,700	556,000	564,000	29,100
8,000	12,000	400	208,000	212,000	10,900	564,000	572,000	29,600
12,000	16,000	600	212,000	216,000	11,100	572,000	580,000	30,000
16,000	20,000	800	216,000	220,000	11,300	580,000	588,000	30,400
20,000	24,000	1,000	220,000	224,000	11,500	588,000	596,000	30,800
24,000	28,000	1,200	224,000	228,000	11,700	596,000	604,000	31,200
28,000	32,000	1,400	228,000	232,000	11,900	604,000	612,000	31,700
32,000	36,000	1,600	232,000	236,000	12,100	612,000	620,000	32,100
36,000	40,000	1,800	236,000	240,000	12,300	620,000	628,000	32,500
40,000	44,000	2,100	240,000	244,000	12,600	628,000	636,000	32,900
44,000	48,000	2,300	244,000	248,000	12,800	636,000	644,000	33,300
48,000	52,000	2,500	248,000	252,000	13,000	644,000	652,000	33,800
52,000	56,000	2,700	252,000	260,000	13,200	652,000	660,000	34,200
56,000	60,000	2,900	260,000	268,000	13,600	660,000	668,000	34,600
60,000	64,000	3,100	268,000	276,000	14,000	668,000	676,000	35,000
64,000	68,000	3,300	276,000	284,000	14,400	676,000	684,000	35,400
68,000	72,000	3,500	284,000	292,000	14,900	684,000	692,000	35,900
72,000	76,000	3,700	292,000	300,000	15,300	692,000	700,000	36,300
76,000	80,000	3,900	300,000	308,000	15,700	700,000	708,000	36,700
80,000	84,000	4,200	308,000	316,000	16,100	708,000	716,000	37,100
84,000	88,000	4,400	316,000	324,000	16,500	716,000	724,000	37,500
88,000	92,000	4,600	324,000	332,000	17,000	724,000	732,000	38,000
92,000	96,000	4,800	332,000	340,000	17,400	732,000	740,000	38,400
96,000	100,000	5,000	340,000	348,000	17,800	740,000	748,000	38,800
100,000	104,000	5,200	348,000	356,000	18,200	748,000	756,000	39,200
104,000	108,000	5,400	356,000	364,000	18,600	756,000	764,000	39,600
108,000	112,000	5,600	364,000	372,000	19,100	764,000	772,000	40,100
112,000	116,000	5,800	372,000	380,000	19,500	772,000	780,000	40,500
116,000	120,000	6,000	380,000	388,000	19,900	780,000	792,000	40,900
120,000	124,000	6,300	388,000	396,000	20,300	792,000	804,000	41,500
124,000	128,000	6,500	396,000	404,000	20,700	804,000	816,000	42,200
128,000	132,000	6,700	404,000	412,000	21,200	816,000	828,000	42,800
132,000	136,000	6,900	412,000	420,000	21,600	828,000	840,000	43,400
136,000	140,000	7,100	420,000	428,000	22,000	840,000	852,000	44,100
140,000	144,000	7,300	428,000	436,000	22,400	852,000	864,000	44,700
144,000	148,000	7,500	436,000	444,000	22,800	864,000	876,000	45,300
148,000	152,000	7,700	444,000	452,000	23,300	876,000	888,000	45,900
152,000	156,000	7,900	452,000	460,000	23,700	888,000	900,000	46,600
156,000	160,000	8,100	460,000	468,000	24,100	900,000	912,000	47,200
160,000	164,000	8,400	468,000	476,000	24,500	912,000	924,000	47,800
164,000	168,000	8,600	476,000	484,000	24,900	924,000	936,000	48,500
168,000	172,000	8,800	484,000	492,000	25,400	936,000	948,000	49,100
172,000	176,000	9,000	492,000	500,000	25,800	948,000	960,000	49,700
176,000	180,000	9,200	500,000	508,000	26,200	960,000	972,000	50,400
180,000	184,000	9,400	508,000	516,000	26,600	972,000	984,000	51,000
184,000	188,000	9,600	516,000	524,000	27,000	984,000	996,000	51,600
188,000	192,000	9,800	524,000	532,000	27,500	996,000	1,008,000	52,200
192,000	196,000	10,000	532,000	540,000	27,900	1,008,000	1,020,000	52,900
196,000	200,000	10,200	540,000	548,000	28,300	1,020,000	1,032,000	53,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,032,000	1,044,000	54,100	1,656,000	1,672,000	86,900	2,456,000	2,472,000	128,900
1,044,000	1,056,000	54,800	1,672,000	1,688,000	87,700	2,472,000	2,488,000	129,700
1,056,000	1,068,000	55,400	1,688,000	1,704,000	88,600	2,488,000	2,504,000	130,600
1,068,000	1,080,000	56,000	1,704,000	1,720,000	89,400	2,504,000	2,520,000	131,400
1,080,000	1,092,000	56,700	1,720,000	1,736,000	90,300	2,520,000	2,536,000	132,300
1,092,000	1,104,000	57,300	1,736,000	1,752,000	91,100	2,536,000	2,552,000	133,100
1,104,000	1,116,000	57,900	1,752,000	1,768,000	91,900	2,552,000	2,568,000	133,900
1,116,000	1,128,000	58,500	1,768,000	1,784,000	92,800	2,568,000	2,584,000	134,800
1,128,000	1,140,000	59,200	1,784,000	1,800,000	93,600	2,584,000	2,600,000	135,600
1,140,000	1,152,000	59,800	1,800,000	1,816,000	94,500	2,600,000	2,620,000	136,500
1,152,000	1,164,000	60,400	1,816,000	1,832,000	95,300	2,620,000	2,640,000	137,500
1,164,000	1,176,000	61,100	1,832,000	1,848,000	96,100	2,640,000	2,660,000	138,600
1,176,000	1,188,000	61,700	1,848,000	1,864,000	97,000	2,660,000	2,680,000	139,600
1,188,000	1,200,000	62,300	1,864,000	1,880,000	97,800	2,680,000	2,700,000	140,700
1,200,000	1,212,000	63,000	1,880,000	1,896,000	98,700	2,700,000	2,720,000	141,700
1,212,000	1,224,000	63,600	1,896,000	1,912,000	99,500	2,720,000	2,740,000	142,800
1,224,000	1,236,000	64,200	1,912,000	1,928,000	100,300	2,740,000	2,760,000	143,800
1,236,000	1,248,000	64,800	1,928,000	1,944,000	101,200	2,760,000	2,780,000	144,900
1,248,000	1,260,000	65,500	1,944,000	1,960,000	102,000	2,780,000	2,800,000	145,900
1,260,000	1,272,000	66,100	1,960,000	1,976,000	102,900	2,800,000	2,820,000	147,000
1,272,000	1,284,000	66,700	1,976,000	1,992,000	103,700	2,820,000	2,840,000	148,000
1,284,000	1,296,000	67,400	1,992,000	2,008,000	104,500	2,840,000	2,860,000	149,100
1,296,000	1,308,000	68,000	2,008,000	2,024,000	105,400	2,860,000	2,880,000	150,100
1,308,000	1,320,000	68,600	2,024,000	2,040,000	106,200	2,880,000	2,900,000	151,200
1,320,000	1,332,000	69,300	2,040,000	2,056,000	107,100	2,900,000	2,920,000	152,200
1,332,000	1,344,000	69,900	2,056,000	2,072,000	107,900	2,920,000	2,940,000	153,300
1,344,000	1,356,000	70,500	2,072,000	2,088,000	108,700	2,940,000	2,960,000	154,300
1,356,000	1,368,000	71,100	2,088,000	2,104,000	109,600	2,960,000	2,980,000	155,400
1,368,000	1,380,000	71,800	2,104,000	2,120,000	110,400	2,980,000	3,000,000	156,400
1,380,000	1,392,000	72,400	2,120,000	2,136,000	111,300	3,000,000	3,020,000	157,500
1,392,000	1,404,000	73,000	2,136,000	2,152,000	112,100	3,020,000	3,040,000	158,700
1,404,000	1,416,000	73,700	2,152,000	2,168,000	112,900	3,040,000	3,060,000	159,900
1,416,000	1,428,000	74,300	2,168,000	2,184,000	113,800	3,060,000	3,080,000	161,100
1,428,000	1,440,000	74,900	2,184,000	2,200,000	114,600	3,080,000	3,100,000	162,300
1,440,000	1,452,000	75,600	2,200,000	2,216,000	115,500	3,100,000	3,120,000	163,500
1,452,000	1,464,000	76,200	2,216,000	2,232,000	116,300	3,120,000	3,140,000	164,700
1,464,000	1,476,000	76,800	2,232,000	2,248,000	117,100	3,140,000	3,160,000	165,900
1,476,000	1,488,000	77,400	2,248,000	2,264,000	118,000	3,160,000	3,180,000	167,100
1,488,000	1,500,000	78,100	2,264,000	2,280,000	118,800	3,180,000	3,200,000	168,300
1,500,000	1,512,000	78,700	2,280,000	2,296,000	119,700	3,200,000	3,220,000	169,500
1,512,000	1,524,000	79,300	2,296,000	2,312,000	120,500	3,220,000	3,240,000	170,700
1,524,000	1,536,000	80,000	2,312,000	2,328,000	121,300	3,240,000	3,260,000	171,900
1,536,000	1,548,000	80,600	2,328,000	2,344,000	122,200	3,260,000	3,280,000	173,100
1,548,000	1,560,000	81,200	2,344,000	2,360,000	123,000	3,280,000	3,300,000	174,300
1,560,000	1,576,000	81,900	2,360,000	2,376,000	123,900	3,300,000	3,320,000	175,500
1,576,000	1,592,000	82,700	2,376,000	2,392,000	124,700	3,320,000	3,340,000	176,700
1,592,000	1,608,000	83,500	2,392,000	2,408,000	125,500	3,340,000	3,360,000	177,900
1,608,000	1,624,000	84,400	2,408,000	2,424,000	126,400	3,360,000	3,380,000	179,100
1,624,000	1,640,000	85,200	2,424,000	2,440,000	127,200	3,380,000	3,400,000	180,300
1,640,000	1,656,000	86,100	2,440,000	2,456,000	128,100	3,400,000	3,420,000	181,500

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,032,000	1,044,000	54,100	1,656,000	1,672,000	86,900	2,456,000	2,472,000	129,300
1,044,000	1,056,000	54,800	1,672,000	1,688,000	87,700	2,472,000	2,488,000	130,300
1,056,000	1,068,000	55,400	1,688,000	1,704,000	88,600	2,488,000	2,504,000	131,200
1,068,000	1,080,000	56,000	1,704,000	1,720,000	89,400	2,504,000	2,520,000	132,200
1,080,000	1,092,000	56,700	1,720,000	1,736,000	90,300	2,520,000	2,536,000	133,200
1,092,000	1,104,000	57,300	1,736,000	1,752,000	91,100	2,536,000	2,552,000	134,100
1,104,000	1,116,000	57,900	1,752,000	1,768,000	91,900	2,552,000	2,568,000	135,100
1,116,000	1,128,000	58,500	1,768,000	1,784,000	92,800	2,568,000	2,584,000	136,000
1,128,000	1,140,000	59,200	1,784,000	1,800,000	93,600	2,584,000	2,600,000	137,000
1,140,000	1,152,000	59,800	1,800,000	1,816,000	94,500	2,600,000	2,620,000	138,000
1,152,000	1,164,000	60,400	1,816,000	1,832,000	95,300	2,620,000	2,640,000	139,200
1,164,000	1,176,000	61,100	1,832,000	1,848,000	96,100	2,640,000	2,660,000	140,400
1,176,000	1,188,000	61,700	1,848,000	1,864,000	97,000	2,660,000	2,680,000	141,600
1,188,000	1,200,000	62,300	1,864,000	1,880,000	97,800	2,680,000	2,700,000	142,800
1,200,000	1,212,000	63,000	1,880,000	1,896,000	98,700	2,700,000	2,720,000	144,000
1,212,000	1,224,000	63,600	1,896,000	1,912,000	99,500	2,720,000	2,740,000	145,200
1,224,000	1,236,000	64,200	1,912,000	1,928,000	100,300	2,740,000	2,760,000	146,400
1,236,000	1,248,000	64,800	1,928,000	1,944,000	101,200	2,760,000	2,780,000	147,600
1,248,000	1,260,000	65,500	1,944,000	1,960,000	102,000	2,780,000	2,800,000	148,800
1,260,000	1,272,000	66,100	1,960,000	1,976,000	102,900	2,800,000	2,820,000	150,000
1,272,000	1,284,000	66,700	1,976,000	1,992,000	103,700	2,820,000	2,840,000	151,200
1,284,000	1,296,000	67,400	1,992,000	2,008,000	104,500	2,840,000	2,860,000	152,400
1,296,000	1,308,000	68,000	2,008,000	2,024,000	105,400	2,860,000	2,880,000	153,600
1,308,000	1,320,000	68,600	2,024,000	2,040,000	106,200	2,880,000	2,900,000	154,800
1,320,000	1,332,000	69,300	2,040,000	2,056,000	107,100	2,900,000	2,920,000	156,000
1,332,000	1,344,000	69,900	2,056,000	2,072,000	107,900	2,920,000	2,940,000	157,200
1,344,000	1,356,000	70,500	2,072,000	2,088,000	108,700	2,940,000	2,960,000	158,400
1,356,000	1,368,000	71,100	2,088,000	2,104,000	109,600	2,960,000	2,980,000	159,600
1,368,000	1,380,000	71,800	2,104,000	2,120,000	110,400	2,980,000	3,000,000	160,800
1,380,000	1,392,000	72,400	2,120,000	2,136,000	111,300	3,000,000	3,020,000	162,000
1,392,000	1,404,000	73,000	2,136,000	2,152,000	112,100	3,020,000	3,040,000	163,200
1,404,000	1,416,000	73,700	2,152,000	2,168,000	112,900	3,040,000	3,060,000	164,400
1,416,000	1,428,000	74,300	2,168,000	2,184,000	113,800	3,060,000	3,080,000	165,600
1,428,000	1,440,000	74,900	2,184,000	2,200,000	114,600	3,080,000	3,100,000	166,800
1,440,000	1,452,000	75,600	2,200,000	2,216,000	115,500	3,100,000	3,120,000	168,000
1,452,000	1,464,000	76,200	2,216,000	2,232,000	116,300	3,120,000	3,140,000	169,200
1,464,000	1,476,000	76,800	2,232,000	2,248,000	117,100	3,140,000	3,160,000	170,400
1,476,000	1,488,000	77,400	2,248,000	2,264,000	118,000	3,160,000	3,180,000	171,600
1,488,000	1,500,000	78,100	2,264,000	2,280,000	118,800	3,180,000	3,200,000	172,800
1,500,000	1,512,000	78,700	2,280,000	2,296,000	119,700	3,200,000	3,220,000	174,000
1,512,000	1,524,000	79,300	2,296,000	2,312,000	120,500	3,220,000	3,240,000	175,400
1,524,000	1,536,000	80,000	2,312,000	2,328,000	121,300	3,240,000	3,260,000	176,800
1,536,000	1,548,000	80,600	2,328,000	2,344,000	122,200	3,260,000	3,280,000	178,200
1,548,000	1,560,000	81,200	2,344,000	2,360,000	123,000	3,280,000	3,300,000	179,600
1,560,000	1,576,000	81,900	2,360,000	2,376,000	123,900	3,300,000	3,320,000	181,000
1,576,000	1,592,000	82,700	2,376,000	2,392,000	124,700	3,320,000	3,340,000	182,400
1,592,000	1,608,000	83,500	2,392,000	2,408,000	125,500	3,340,000	3,360,000	183,800
1,608,000	1,624,000	84,400	2,408,000	2,424,000	126,400	3,360,000	3,380,000	185,200
1,624,000	1,640,000	85,200	2,424,000	2,440,000	127,400	3,380,000	3,400,000	186,600
1,640,000	1,656,000	86,100	2,440,000	2,456,000	128,400	3,400,000	3,420,000	188,000

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	182,700	4,420,000	4,440,000	251,100	5,420,000	5,440,000	331,100
3,440,000	3,460,000	183,900	4,440,000	4,460,000	252,700	5,440,000	5,460,000	332,700
3,460,000	3,480,000	185,100	4,460,000	4,480,000	254,300	5,460,000	5,480,000	334,300
3,480,000	3,500,000	186,300	4,480,000	4,500,000	255,900	5,480,000	5,500,000	335,900
3,500,000	3,520,000	187,500	4,500,000	4,520,000	257,500	5,500,000	5,520,000	337,500
3,520,000	3,540,000	188,700	4,520,000	4,540,000	259,100	5,520,000	5,540,000	339,100
3,540,000	3,560,000	189,900	4,540,000	4,560,000	260,700	5,540,000	5,560,000	340,700
3,560,000	3,580,000	191,100	4,560,000	4,580,000	262,300	5,560,000	5,580,000	342,300
3,580,000	3,600,000	192,300	4,580,000	4,600,000	263,900	5,580,000	5,600,000	343,900
3,600,000	3,620,000	193,500	4,600,000	4,620,000	265,500	5,600,000	5,620,000	345,500
3,620,000	3,640,000	194,700	4,620,000	4,640,000	267,100	5,620,000	5,640,000	347,100
3,640,000	3,660,000	195,900	4,640,000	4,660,000	268,700	5,640,000	5,660,000	348,700
3,660,000	3,680,000	197,100	4,660,000	4,680,000	270,300	5,660,000	5,680,000	350,300
3,680,000	3,700,000	198,300	4,680,000	4,700,000	271,900	5,680,000	5,700,000	351,900
3,700,000	3,720,000	199,500	4,700,000	4,720,000	273,500	5,700,000	5,720,000	353,500
3,720,000	3,740,000	200,700	4,720,000	4,740,000	275,100	5,720,000	5,740,000	355,100
3,740,000	3,760,000	201,900	4,740,000	4,760,000	276,700	5,740,000	5,760,000	356,700
3,760,000	3,780,000	203,100	4,760,000	4,780,000	278,300	5,760,000	5,780,000	358,300
3,780,000	3,800,000	204,300	4,780,000	4,800,000	279,900	5,780,000	5,800,000	359,900
3,800,000	3,820,000	205,500	4,800,000	4,820,000	281,500	5,800,000	5,820,000	361,500
3,820,000	3,840,000	206,700	4,820,000	4,840,000	283,100	5,820,000	5,840,000	363,100
3,840,000	3,860,000	207,900	4,840,000	4,860,000	284,700	5,840,000	5,860,000	364,700
3,860,000	3,880,000	209,100	4,860,000	4,880,000	286,300	5,860,000	5,880,000	366,300
3,880,000	3,900,000	210,300	4,880,000	4,900,000	287,900	5,880,000	5,900,000	367,900
3,900,000	3,920,000	211,500	4,900,000	4,920,000	289,500	5,900,000	5,920,000	369,500
3,920,000	3,940,000	212,700	4,920,000	4,940,000	291,100	5,920,000	5,940,000	371,100
3,940,000	3,960,000	213,900	4,940,000	4,960,000	292,700	5,940,000	5,960,000	372,700
3,960,000	3,980,000	215,100	4,960,000	4,980,000	294,300	5,960,000	5,980,000	374,300
3,980,000	4,000,000	216,300	4,980,000	5,000,000	295,900	5,980,000	6,000,000	375,900
4,000,000	4,020,000	217,500	5,000,000	5,020,000	297,500	6,000,000	6,020,000	377,500
4,020,000	4,040,000	219,100	5,020,000	5,040,000	299,100	6,020,000	6,040,000	379,500
4,040,000	4,060,000	220,700	5,040,000	5,060,000	300,700	6,040,000	6,060,000	381,500
4,060,000	4,080,000	222,300	5,060,000	5,080,000	302,300	6,060,000	6,080,000	383,500
4,080,000	4,100,000	223,900	5,080,000	5,100,000	303,900	6,080,000	6,100,000	385,500
4,100,000	4,120,000	225,500	5,100,000	5,120,000	305,500	6,100,000	6,120,000	387,500
4,120,000	4,140,000	227,100	5,120,000	5,140,000	307,100	6,120,000	6,140,000	389,500
4,140,000	4,160,000	228,700	5,140,000	5,160,000	308,700	6,140,000	6,160,000	391,500
4,160,000	4,180,000	230,300	5,160,000	5,180,000	310,300	6,160,000	6,180,000	393,500
4,180,000	4,200,000	231,900	5,180,000	5,200,000	311,900	6,180,000	6,200,000	395,500
4,200,000	4,220,000	233,500	5,200,000	5,220,000	313,500	6,200,000	6,220,000	397,500
4,220,000	4,240,000	235,100	5,220,000	5,240,000	315,100	6,220,000	6,240,000	399,500
4,240,000	4,260,000	236,700	5,240,000	5,260,000	316,700	6,240,000	6,260,000	401,500
4,260,000	4,280,000	238,300	5,260,000	5,280,000	318,300	6,260,000	6,280,000	403,500
4,280,000	4,300,000	239,900	5,280,000	5,300,000	319,900	6,280,000	6,300,000	405,500
4,300,000	4,320,000	241,500	5,300,000	5,320,000	321,500	6,300,000	6,320,000	407,500
4,320,000	4,340,000	243,100	5,320,000	5,340,000	323,100	6,320,000	6,340,000	409,500
4,340,000	4,360,000	244,700	5,340,000	5,360,000	324,700	6,340,000	6,360,000	411,500
4,360,000	4,380,000	246,300	5,360,000	5,380,000	326,300	6,360,000	6,380,000	413,500
4,380,000	4,400,000	247,900	5,380,000	5,400,000	327,900	6,380,000	6,400,000	415,500
4,400,000	4,420,000	249,500	5,400,000	5,420,000	329,500	6,400,000	6,420,000	417,500

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	189,400	4,420,000	4,440,000	263,600	5,420,000	5,440,000	343,600
3,440,000	3,460,000	190,800	4,440,000	4,460,000	265,200	5,440,000	5,460,000	345,200
3,460,000	3,480,000	192,200	4,460,000	4,480,000	266,800	5,460,000	5,480,000	346,800
3,480,000	3,500,000	193,600	4,480,000	4,500,000	268,400	5,480,000	5,500,000	348,400
3,500,000	3,520,000	195,000	4,500,000	4,520,000	270,000	5,500,000	5,520,000	350,000
3,520,000	3,540,000	196,400	4,520,000	4,540,000	271,600	5,520,000	5,540,000	351,600
3,540,000	3,560,000	197,800	4,540,000	4,560,000	273,200	5,540,000	5,560,000	353,200
3,560,000	3,580,000	199,200	4,560,000	4,580,000	274,800	5,560,000	5,580,000	354,800
3,580,000	3,600,000	200,600	4,580,000	4,600,000	276,400	5,580,000	5,600,000	356,400
3,600,000	3,620,000	202,000	4,600,000	4,620,000	278,000	5,600,000	5,620,000	358,000
3,620,000	3,640,000	203,400	4,620,000	4,640,000	279,600	5,620,000	5,640,000	359,600
3,640,000	3,660,000	204,800	4,640,000	4,660,000	281,200	5,640,000	5,660,000	361,200
3,660,000	3,680,000	206,200	4,660,000	4,680,000	282,800	5,660,000	5,680,000	362,800
3,680,000	3,700,000	207,600	4,680,000	4,700,000	284,400	5,680,000	5,700,000	364,400
3,700,000	3,720,000	209,000	4,700,000	4,720,000	286,000	5,700,000	5,720,000	366,000
3,720,000	3,740,000	210,400	4,720,000	4,740,000	287,600	5,720,000	5,740,000	367,600
3,740,000	3,760,000	211,800	4,740,000	4,760,000	289,200	5,740,000	5,760,000	369,200
3,760,000	3,780,000	213,200	4,760,000	4,780,000	290,800	5,760,000	5,780,000	370,800
3,780,000	3,800,000	214,600	4,780,000	4,800,000	292,400	5,780,000	5,800,000	372,400
3,800,000	3,820,000	216,000	4,800,000	4,820,000	294,000	5,800,000	5,820,000	374,000
3,820,000	3,840,000	217,400	4,820,000	4,840,000	295,600	5,820,000	5,840,000	375,600
3,840,000	3,860,000	218,800	4,840,000	4,860,000	297,200	5,840,000	5,860,000	377,200
3,860,000	3,880,000	220,200	4,860,000	4,880,000	298,800	5,860,000	5,880,000	378,800
3,880,000	3,900,000	221,600	4,880,000	4,900,000	300,400	5,880,000	5,900,000	380,400
3,900,000	3,920,000	223,000	4,900,000	4,920,000	302,000	5,900,000	5,920,000	382,000
3,920,000	3,940,000	224,400	4,920,000	4,940,000	303,600	5,920,000	5,940,000	383,600
3,940,000	3,960,000	225,800	4,940,000	4,960,000	305,200	5,940,000	5,960,000	385,200
3,960,000	3,980,000	227,200	4,960,000	4,980,000	306,800	5,960,000	5,980,000	386,800
3,980,000	4,000,000	228,600	4,980,000	5,000,000	308,400	5,980,000	6,000,000	388,400
4,000,000	4,020,000	230,000	5,000,000	5,020,000	310,000	6,000,000	6,020,000	390,000
4,020,000	4,040,000	231,600	5,020,000	5,040,000	311,600	6,020,000	6,040,000	392,000
4,040,000	4,060,000	233,200	5,040,000	5,060,000	313,200	6,040,000	6,060,000	394,000
4,060,000	4,080,000	234,800	5,060,000	5,080,000	314,800	6,060,000	6,080,000	396,000
4,080,000	4,100,000	236,400	5,080,000	5,100,000	316,400	6,080,000	6,100,000	398,000
4,100,000	4,120,000	238,000	5,100,000	5,120,000	318,000	6,100,000	6,120,000	400,000
4,120,000	4,140,000	239,600	5,120,000	5,140,000	319,600	6,120,000	6,140,000	402,000
4,140,000	4,160,000	241,200	5,140,000	5,160,000	321,200	6,140,000	6,160,000	404,000
4,160,000	4,180,000	242,800	5,160,000	5,180,000	322,800	6,160,000	6,180,000	406,000
4,180,000	4,200,000	244,400	5,180,000	5,200,000	324,400	6,180,000	6,200,000	408,000
4,200,000	4,220,000	246,000	5,200,000	5,220,000	326,000	6,200,000	6,220,000	410,000
4,220,000	4,240,000	247,600	5,220,000	5,240,000	327,600	6,220,000	6,240,000	412,000
4,240,000	4,260,000	249,200	5,240,000	5,260,000	329,200	6,240,000	6,260,000	414,000
4,260,000	4,280,000	250,800	5,260,000	5,280,000	330,800	6,260,000	6,280,000	416,000
4,280,000	4,300,000	252,400	5,280,000	5,300,000	332,400	6,280,000	6,300,000	418,000
4,300,000	4,320,000	254,000	5,300,000	5,320,000	334,000	6,300,000	6,320,000	420,000
4,320,000	4,340,000	255,600	5,320,000	5,340,000	335,600	6,320,000	6,340,000	422,000
4,340,000	4,360,000	257,200	5,340,000	5,360,000	337,200	6,340,000	6,360,000	424,000
4,360,000	4,380,000	258,800	5,360,000	5,380,000	338,800	6,360,000	6,380,000	426,000
4,380,000	4,400,000	260,400	5,380,000	5,400,000	340,400	6,380,000	6,400,000	428,000
4,400,000	4,420,000	262,000	5,400,000	5,420,000	342,000	6,400,000	6,420,000	430,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,420,000	6,440,000	419,500	7,320,000	7,340,000	509,500	12,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から772,500円を控除した金額
6,440,000	6,460,000	421,500	7,340,000	7,360,000	511,500			
6,460,000	6,480,000	423,500	7,360,000	7,380,000	513,500			
6,480,000	6,500,000	425,500	7,380,000	7,400,000	515,500			
6,500,000	6,520,000	427,500	7,400,000	7,420,000	517,500			
6,520,000	6,540,000	429,500	7,420,000	7,440,000	519,500	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から1,172,500円を控除した金額
6,540,000	6,560,000	431,500	7,440,000	7,460,000	521,500			
6,560,000	6,580,000	433,500	7,460,000	7,480,000	523,500			
6,580,000	6,600,000	435,500	7,480,000	7,500,000	525,500			
6,600,000	6,620,000	437,500	7,500,000	7,520,000	527,500			
6,620,000	6,640,000	439,500	7,520,000	7,540,000	529,500	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から1,672,500円を控除した金額
6,640,000	6,660,000	441,500	7,540,000	7,560,000	531,500			
6,660,000	6,680,000	443,500	7,560,000	7,580,000	533,500			
6,680,000	6,700,000	445,500	7,580,000	7,600,000	535,500			
6,700,000	6,720,000	447,500	7,600,000	7,620,000	537,500			
6,720,000	6,740,000	449,500	7,620,000	7,640,000	539,500	24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から2,272,500円を控除した金額
6,740,000	6,760,000	451,500	7,640,000	7,660,000	541,500			
6,760,000	6,780,000	453,500	7,660,000	7,680,000	543,500			
6,780,000	6,800,000	455,500	7,680,000	7,700,000	545,500			
6,800,000	6,820,000	457,500	7,700,000	7,720,000	547,500			
6,820,000	6,840,000	459,500	7,720,000	7,740,000	549,500	30,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から3,022,500円を控除した金額
6,840,000	6,860,000	461,500	7,740,000	7,760,000	551,500			
6,860,000	6,880,000	463,500	7,760,000	7,780,000	553,500			
6,880,000	6,900,000	465,500	7,780,000	7,800,000	555,500			
6,900,000	6,920,000	467,500	7,800,000	7,820,000	557,500			
6,920,000	6,940,000	469,500	7,820,000	7,840,000	559,500	60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から4,522,500円を控除した金額
6,940,000	6,960,000	471,500	7,840,000	7,860,000	561,500			
6,960,000	6,980,000	473,500	7,860,000	7,880,000	563,500			
6,980,000	7,000,000	475,500	7,880,000	7,900,000	565,500			
7,000,000	7,020,000	477,500	7,900,000	7,920,000	567,500			
7,020,000	7,040,000	479,500	7,920,000	7,940,000	569,500	100,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から7,022,500円を控除した金額
7,040,000	7,060,000	481,500	7,940,000	7,960,000	571,500			
7,060,000	7,080,000	483,500	7,960,000	7,980,000	573,500			
7,080,000	7,100,000	485,500	7,980,000	8,000,000	575,500			
7,100,000	7,120,000	487,500						
7,120,000	7,140,000	489,500	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10%を乗じて算出した金額から222,500円を控除した金額			
7,140,000	7,160,000	491,500						
7,160,000	7,180,000	493,500						
7,180,000	7,200,000	495,500						
7,200,000	7,220,000	497,500						
7,220,000	7,240,000	499,500	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から472,500円を控除した金額			
7,240,000	7,260,000	501,500						
7,260,000	7,280,000	503,500						
7,280,000	7,300,000	505,500						
7,300,000	7,320,000	507,500						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の付表により第三十条第三項第一号(退職所得控

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,420,000	6,440,000	432,000	7,320,000	7,340,000	522,000	12,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から760,000円を控除した金額
6,440,000	6,460,000	434,000	7,340,000	7,360,000	524,000			
6,460,000	6,480,000	436,000	7,360,000	7,380,000	526,000			
6,480,000	6,500,000	438,000	7,380,000	7,400,000	528,000			
6,500,000	6,520,000	440,000	7,400,000	7,420,000	530,000			
6,520,000	6,540,000	442,000	7,420,000	7,440,000	532,000	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から1,160,000円を控除した金額
6,540,000	6,560,000	444,000	7,440,000	7,460,000	534,000			
6,560,000	6,580,000	446,000	7,460,000	7,480,000	536,000			
6,580,000	6,600,000	448,000	7,480,000	7,500,000	538,000			
6,600,000	6,620,000	450,000	7,500,000	7,520,000	540,000			
6,620,000	6,640,000	452,000	7,520,000	7,540,000	542,000	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から1,660,000円を控除した金額
6,640,000	6,660,000	454,000	7,540,000	7,560,000	544,000			
6,660,000	6,680,000	456,000	7,560,000	7,580,000	546,000			
6,680,000	6,700,000	458,000	7,580,000	7,600,000	548,000			
6,700,000	6,720,000	460,000	7,600,000	7,620,000	550,000			
6,720,000	6,740,000	462,000	7,620,000	7,640,000	552,000	24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から2,260,000円を控除した金額
6,740,000	6,760,000	464,000	7,640,000	7,660,000	554,000			
6,760,000	6,780,000	466,000	7,660,000	7,680,000	556,000			
6,780,000	6,800,000	468,000	7,680,000	7,700,000	558,000			
6,800,000	6,820,000	470,000	7,700,000	7,720,000	560,000			
6,820,000	6,840,000	472,000	7,720,000	7,740,000	562,000	30,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から3,010,000円を控除した金額
6,840,000	6,860,000	474,000	7,740,000	7,760,000	564,000			
6,860,000	6,880,000	476,000	7,760,000	7,780,000	566,000			
6,880,000	6,900,000	478,000	7,780,000	7,800,000	568,000			
6,900,000	6,920,000	480,000	7,800,000	7,820,000	570,000			
6,920,000	6,940,000	482,000	7,820,000	7,840,000	572,000	60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から4,510,000円を控除した金額
6,940,000	6,960,000	484,000	7,840,000	7,860,000	574,000			
6,960,000	6,980,000	486,000	7,860,000	7,880,000	576,000			
6,980,000	7,000,000	488,000	7,880,000	7,900,000	578,000			
7,000,000	7,020,000	490,000	7,900,000	7,920,000	580,000			
7,020,000	7,040,000	492,000	7,920,000	7,940,000	582,000	100,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から7,010,000円を控除した金額
7,040,000	7,060,000	494,000	7,940,000	7,960,000	584,000			
7,060,000	7,080,000	496,000	7,960,000	7,980,000	586,000			
7,080,000	7,100,000	498,000	7,980,000	8,000,000	588,000			
7,100,000	7,120,000	500,000						
7,120,000	7,140,000	502,000	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額			
7,140,000	7,160,000	504,000						
7,160,000	7,180,000	506,000						
7,180,000	7,200,000	508,000						
7,200,000	7,220,000	510,000						
7,220,000	7,240,000	512,000	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から460,000円を控除した金額			
7,240,000	7,260,000	514,000						
7,260,000	7,280,000	516,000						
7,280,000	7,300,000	518,000						
7,300,000	7,320,000	520,000						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の付表により第三十条第三項第一号(退職所得控

除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「証券投資信託又ははを」を「証券投資信託、第三十七条第五項寄付金の損金不算入に規定する特定公益信託又ははを」に改め、同条第二項中「証券投資信託又ははを」を「証券投資信託、第三十七条第五項に規定する特定公益信託又ははを」に改める。

第三十七条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一を加える。

5 内国法人が特定公益信託(信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条(公益信託)に規定する公益信託で信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう)の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄付金の額とみなして第一項から第三項まで、第八項及び第九項の規定を適用する。この場合において、第三項第三号中の「額」とあるのは、「の額(第五項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。)」とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條第一項中「配当等」の下に「給付補てん金、利息、利益、差益」を加える。

第八十四條第一項中「生命共済」の下に「損害保険」を加え、同条第二項第二号中「この号」の下に「及び第四号」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る損害保険の業務を行ふ内国法人 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四條第三項中「若しくは生命共済」を「生命共済若しくは損害保険」に改める。

第九十五條第一項中「第三十七條第五項」を「第三十七條第六項」に改める。

第一百條第一項中「配当等」の下に「給付補てん金、利息、利益、差益」を加える。

第一百零八條第一号中「行なう」を「行ふ」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第九号中「營業所又は」の下に「国内において」を加え、同条第十号中「行なう」を「行ふ」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 次に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

イ 所得税法第七十四條第三号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補てん金のうち国内にある營業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 所得税法第七十四條第四号に掲げる給付補てん金のうち国内にある營業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの

ハ 所得税法第七十四條第五号に掲げる利息のうち国内にある營業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ニ 所得税法第七十四條第六号に掲げる利益のうち国内にある營業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
ホ 所得税法第七十四條第七号に掲げる差益のうち国内にある營業所が受け入れた預貯金に係るもの

(所得税法第七十四條第八号に掲げる差益のうち国内にある營業所又はは国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの)

第三百九條中「第十号」を「第十一号」に改め

第四百一十一條第二号中「すえ付け」を「据付け」に「こえて行なう」を「超えて行ふ」に、「第十号」を「第十一号」に、「おいて行なう」を「おいて行ふ」に改め、同条第三号中「第十号」を「第十一号」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第四百四十四條中「行なわれた」を「行われた」に、「又は報酬」を「報酬又は年金」に改める。

(たばこ消費税法の一部改正)
第四条 たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條の見出し中「輸入製造たばこを輸出した」を「輸入製造たばこの輸出又は廃棄の」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「(前項にお

いて準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一を加える。

3 前二項の規定は、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けて廃棄した場合について準用する。この場合において、前項中「輸出をした」とあるのは「廃棄をした」と、「輸出先、区分」とあるのは「区分」と、「輸出されたこと」とあるのは「廃棄されたこと」と、関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく当該製造たばこの輸出の申告をした」とあるのは「廃棄の承認を受けた」と読み替へるものとする。

第二十八條第一項第二号中「第十五條第一項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第五條の表中

昭和六十二年七月及び八月	昭和六十二年十月
昭和六十二年十月及び十一月	昭和六十二年十一月
昭和六十二年一月及び二月	昭和六十二年四月

(取引所税法の一部改正)
第五條 取引所税法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第一種 地方債証券又は社債券ノ売買取引 第二種 有価証券ノ売買取引 第三種 商品ノ売買取引」

券ノ売買取引 万分ノ一〇・一
証券又ハ社債券ノ売買取引 万分ノ一
券ノ売買取引 万分ノ一・二五
ナル複數ノ有価証券ノ集合体ヲ対象トシテ行フ取引ニ屬 万分ノ二・五
モノ 売買取引

「第一種 国債証券 第二種 地方債証券 第三種 有価証券 第四種 商品ノ」

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條 削除

(有価証券取引税法の一部改正)

第六條 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「含む」を「含み、次号に掲げる債券を除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 転換社債券及び新株引受権付社債券

第四條第一項中「又は社債券」を「社債券、転換社債券又は新株引受権付社債券」に改める。

第十條中「第二條第一項第一号」を「第二條第一項第三号の二」に、「百分の一」を「百分の九」に、「百分の一・五」を「百分の一」に、「百分の五」を「百分の五」に、「百分の三」を「百分の三」に、「百分の四・五」を「百分の三」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「別表第一第四号に掲げる物品切手その他の課税文書で政令で定めるもの」を「課税文書」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則中4ホを4へとし、4ニを4ホとし、4ハの次に次のように加える。

ニ 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。)が記載されている場合(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにすることができる場合を含む。)には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等と異なるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとす。

別表第三号の課税標準及び税率欄2ニ中「外国為替公認銀行」の下に「(以下この号において「外国為替公認銀行」という。)を加え、同欄2に次のように加える。

ホ 本邦から貨物を輸出し又は本邦に貨物を輸入する外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項第五号(定義)に規定する居住者が本邦にある外国為替公認銀行を支払人として振り出す本邦通貨により手形金額が表示される手形で政令で定めるもの

ヘ ホに掲げる手形及び外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者が本邦にある外国為替公認銀行を支払人として振り出した本邦通貨により手形金額が表示される手形で政令で定めるものを担保として、外国為替公認銀行が自己を支払人として振り出す本邦通貨により手形金額が表示される手形で政令で定めるもの

別表第三社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五號)第二條第六号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書の項の次に次のように加える。

船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二號)に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるもの

別表第三国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二號)に定める国民健康保険の業務運

営に関する文書の項中「(昭和三十三年法律第百九十二號)」を削る。

(国税通則法の一部改正)

第八條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号中「商品取引所」の下に「又は証券取引所」を加える。

第六十五條第一項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第六十六條第一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第六十八條第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第百九十九條第四項中「千円未満」の下に「(加算税に係るものについては、五千円未満)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八條の四」を「第二十八條の五」に、「第四十一條の十五」を「第四十二條」に、「法人税率等の特例(第四十二條・第四十三條の三)」を「配当等に充てた所得に係る法人税率の軽減等の特例(第四十二條の二・第四十三條の三)」に、「第六十三條」を「第六十三條・第六十三條の二」に、「第七十一條」を「第七十條の八」に、「第七十二條」を「第七十一條」に改める。

第三條を次のように改める。

(利子所得の分離課税等)

第三條 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年一月一日(普通預金その他これに類するものとして政令で定めるものにあつては、政令で定める日。第三項及び次条において同じ。)以後に所得税法の施行地において支払を受けるべき同法第二十三條第一項に規定する利子等(政令で定めるもの)を除く。以下この条及び次条において「利子等」という。については、同法第二十二條、第八十九條及び第九十一條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける利子等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四條第一項から第三項まで及び第二百二十五條第一項のうち当該利子等に係る部分の規定は、適用しない。

第三條の二を次のように改める。

(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)

第三條の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し所得税法の施行地において昭和六十三年一月一日以後に支払うべき利子等又は公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る同法第二十四條第一項に規定する配当等の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五條第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日(無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日)の属する月の翌末日までに税務署長に提出しなければならない。

第三条の二を削る。

前項の場合において、昭和六十三年一月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

第三条の四第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人は、昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき国外公社債等の利子等につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

第三条の四第六項中「第八条第一項」を「所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）又は第八条第一項に、「又は同条第四項」を若しくは同条第四項に、「当該金融機関又は」を「当該公共法人等又は金融機関若しくは」に、「第一項及び第二項を」第二項及び第三項に改め、同条第七項中「第四項及び」を削り、「第三項」を「第四項」に改め、同条を第三条の三とする。

第四条の^{出出し}中「少額公債」を「老人等の少額公債」に改め、同条第一項中「有する個人」の下に「で同法第九条の第二項に規定する老人等（以下この項において「老人等」という。）であるもの」を「事務所」の下に「郵便局を含む。」を加え、「昭和六十一年一月一日から昭和六十三年十二月三十一日までの間に」を削り、「並びにその者」を「その者に改め、「及び住所」の下に「並びに老人等に該当する旨」を加える。

第四條の二の見出しを「中勤労者財産形成貯蓄を勤労者財産形成貯蓄に、勤労者財産形成貯蓄を勤労者財産形成非課税貯蓄申込書」を「勤労者財産形成住宅貯蓄」に改め、同条附蓄の利子所得等の課税の特例」に改め、同条第一項中「次条まで」を「この条及び次条」に、「第六條第一項を「第六條第四項」に、「勤労者財産形成貯蓄契約」を「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」に改め、「生命保険」の下に「若しくは損害保

○非課税
「財産形戈」主宅、寺刹果税申入「警二」所尋

税を課さない」を「所得税法第二十二條、第八十
九條、第九十一條、第百六十五條及び第百七十
條並びに第三條第一項並びに第八條の二第一項
及び第三項の規定にかかわらず、他の所得と区
分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の
三・七五の税率を適用して所得税を課する」に、
「提出した第四項」を「提出した第五項」に、「財

[illegible][illegible]

「税財申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に改め、同
号を同項第四号とし、同条第五項及び第六項中「財産形成非課
税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同
条第七項を次のように改める。

7
⑧ 財産形成⑦住宅貯蓄特例課税申告書は、第
一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出
している場合（政令で定める場合を除く。）とし、財産
形成⑦住宅貯蓄特例課税申告書が次に掲げる

⑦ 非課税
⑧ 非課税

場合は、これを受理することができない。

一 財産形成〇住宅貯蓄 特例課税申告書に記載された第五項第三号に掲げる最高限度額が五百万円を超えるものである場合

二 財産形成○○非課税住宅貯蓄特例課税申告書に記載された第五項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円を超えるものである場合

第四條の二第五項中「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成住宅貯蓄特別課税申告書」と改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成住宅貯蓄特別課税申告書」に改め、「及び第五号」を削り、「財産形成貯蓄の」を「財産形成住宅貯蓄の」と改め、同頁第二号中「生命保険の下に

[illegible]

「項中、財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成成住宅貯蓄特別課税申込書」に、「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成住宅貯蓄特別課税申告書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項中「前項」を「第一項」に、「第四項」を「第五項」に、「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成住宅貯蓄特別課税申告書」に、「財産形成貯蓄成住宅貯蓄」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

第四條の二に次の一項を加える。

第八項中「財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第九項を次のように改める。

109 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、○同項の規定の適用がなかったものとし、かつ、○当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合においては、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規 定による。

定する課徴徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

当該利子、収益の分配又は差益に対する
 第三条第一項又は第八条の二第一項若しくは
 第三項の規定の適用については、これらの
 規定に規定する百分の十五の税率は、百
 分の十一・二五の税率とする。

二 当該利子、収益の分配又は差益に対する所得税法第百八十二条若しくは第二百十三条第一項又は第八条の二第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する百

分の十五の税率は、百分の十一・二五の税率とする。

三 前二号に定めるもののほか、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条の三の見出し中「非課税」を「課税の特例」に改め、同条第一項中「生命保険」の下に「若

しくは損害保険」を加え、特別財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成〇年金貯蓄特例課税申込書」に、「所得税を課さない」を「所得税法第三十二条、第八十九条、第九十一条、第六百六十五条及び第七百七十条並びに第三条第一項並びに第八条の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、その所得と区分し、その支払を受けるべき

金額に対し百分の三・七五の税率を適用して所得税を課するに、提出した第四項を提出した第五項に、「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成〇〇非課税〇〇特別課税申告書」とし、納付金貯蓄等申告書と列記する。

五項を第六項に改め、「第六条第二項第二号

[illegible]

申告書に改め、「生命保険」の下に若くは損害保険を加え、
 産成非課税財申告書を、財産形成年金貯蓄
 申告書に改め、同項を同条第十項とし、同条第
 八項を同条第九項とし、同条第七項中「特別財
 産形成非課税財申告書」を、「財産形成非課税年金貯蓄
 申告書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第

第三号に、「に係るものにあつては郵便貯金法貯蓄申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に改め、同条第十條第三項の規定により超えてはならないこととされている金額とし、を「又は」に改め、第七項中、特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税」となされている金額とし、を「又は」に改め、

第三項の規定により超えてはならないこととされている金額と

し、を」又はに改め、「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を
便年金」を「若しくは郵便年金」に、「三百五十万

加へ「老若」を生命共済へ、生命共済に改め、「又は郵便年金」とする。三百五十万円に改め、同条第六項中「金」を著しくは郵便年金に、三百五十万円とする。を、同条第八項とし、同条第六項中「特別財産形成成非誤財蓄申告書」とし、特別財産形成成非誤財蓄申告書と非誤財蓄申告書を、財政形成年金融審判例審申公審を、財政形成成非誤財蓄申告書に、(特別財産形成成非誤財蓄申告書)に改め、同項を同条第七項とし、同條施行審申告書に、(財政形成成非誤財蓄申告書)に改め、

「同条第十項を削り、同条第十一項中の「の履行につき、当該契約
「財産形成年金貯蓄特別例課税申告書」に改め、
「財産形成年金貯蓄特別例課税申告書」に改め、
に定める年金支払開始日（を）又はその履行につき、」に改め、
項を同条第六項とし、同条第四項中の「特別財産
」第一項又は同項第二号に規定する年金支払開始日（を）
形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成年金貯蓄特別
課税申告書」に改め、

う。以後五年以内に、同項を削り、「又は同項第二号若しくは例課税申告書」に改め、「生命保険」の下に「若し

はハズ、同項第二号若しくは第三号に規定する年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事
 故は損害保険を加へ、「財産形成非課税貯蓄申
 告書」を「財産形成住宅貯蓄特例課税申告書
 ハズ」とし、当敷年金支払開始日から当該事実が生じたまでの間
 を「前条第四項第三号」を「前条第五項第三
 号」若しくは同項第三号に規定する年金支払開始日以改め、あ
 りて「同条第五項」を「同条第三項」に改め、
 場合には、当該年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事
 同項を同条第五項とし、同条第三項中「特別財

産に属するものが、生じた日以前五年内に「差違」を「申告書」を提出し、
 財産形成非課税貯蓄申込書に「財産形成年金貯蓄
 政令で定めるところに」改め、「みなして」の下に「この法律及
 特別課税申込書」に、「特別財産形成非課税貯蓄
 申告書」を「財産形成年金貯蓄特別課税申込書」
 び」を加え、「支払に関する調査の提出方法を、附則、同項を

同条第十項とする。
に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「第四項」を「第五項」

に、特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成年金貯蓄特別課税申告書」に、「又は第二号ロ」を、「第二号ロ又は第三号ロ」に、「前号各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

12 前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益に対する所得税

又は第八条の二第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の十五の税率は、百分の三・七五の税率とする。

第四條の第三十一項中「の履行につき、当該契約に定める年金支払開始日」を「又はその履行につき、第一号ロ又は同項第二号ロに規定する年金支払開始日をいう。」以後五年

以内に、同項を削り、「又は同項第二号ロ若しくはハ」を、「同項第二号ロ若しくはハ又は同項第三号ロ若しくはハ」に、「当該年金支払開始日から当該事実が生じた日までの間」を「当該事実

第二号ロ若しくは同項第三号ロに規定する年金支払開始日以後である場合には、当該年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事実に限る。が生じた日前五年内に、「差益に」を「差益とし」て政令で定めるものに「に」を改め、「同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ」を削り、「のみ」を削り、「この法律及びを、」適用するの「下に」。「この場合においては、次に定めると

一 当該利子、収益の分配又は差益に対する
 第三条第一項又は第八条の二第二項若しくは

は第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の十五の税率は、百分の十一・二五の税率とする。

二 当該利子、利益の分配又は差益に対する所得税法第八十二条若しくは第二百三十三条第一項又は第八十二条の二第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の十五の税率は、百分の十一・二五の税率とする。

第三 前二号に定めるもののほか、当該利子、差益の分配又は差益の支払をする者の所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五 第五条の前に次の一条を加える。
(勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例)

第四 勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者が、同法第六条第一項、第二項又は第四項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る生命保険若しくは損害保険、生命共済又は郵便年金に係る契約(次項において「勤労者財産形成貯蓄保険契約等」という。)に基づき支払を受ける差益(当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は第四号の二第二項第四号若しくは前条第一項第四号に規定する差益をいう。)については、所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

2 勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料、生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、所得税法第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項の規定は、適用しない。

第八 八条の二を次のように改める。
(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八 八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年一月一日以後に所得税法の施行地において支払を受けるべき同法第二十四条第一項に規定する配当等証券投資信託の収益の分配に係るもの(以下この条において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。)については、同法第二十二條、第八十九條及び第九十一條並びに第一百六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける証券投資信託の収益の分配に係る配当等、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当等(所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)に対する所得税法第七十條、第七十五條又は第七十九條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当等に対する所得税法第八十二条又は第二百三十三條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四條第一項から第三項まで及び第二百二十五條第一項のうち当該証券投資信託の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

第八 八条の三を次のように改める。
(国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八 八条の三 居住者が、昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法の施行地外の地域において発行された公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四條第一項に規定する配当等(当該地域において支払われるものに限る。以下この条において「国外証券投資信託の配当等」という。)につき、同法の施行地(以下この条において「国内」という。)における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等については、同法第二十二條、第八十九條及び第九十一條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人(所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において

同じ。)は、昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和六十三年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外証券投資信託の配当等の交付をする際、その交付をする金額(次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額)に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前項の場合において、昭和六十三年一月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五條第一項に規定する外国所得税(政令で定めるものを含む。)の額があるときは、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外証券投資信託の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外証券投資信託の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税

法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第九十條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八條の第三項（国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する国外証券投資信託の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 前項に定めるもののほか、国外証券投資信託の配当等に係る所得税法第二百二十四條及び第二百二十五條の規定の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八條の四第一項中「配当等」を「同法第二十四條第一項に規定する配当等」に、「この項において同じ」を「この条及び次条において「配当等」という」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける配当等で、その者の所得税法の施行地において行ふ事業に帰せられないものとして政令で定めるものについては、適用しない。

第八條の五第一項中「（証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下この条において同じ。）を削る。

第九條の二の見出し中「株式等」を「株式」に改め、同条第一項中「昭和六十一年一月一日」を「昭和六十三年一月一日」に、「公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券又は株式の収益の分配又は」を「株式の」に、「配当等」を「同法第二十四條第一項に規定する配当等」に、「国外株式等」を「国外株式」に改め、同条第二項中「昭和六十一年一月一日」を「昭和六十三年一月一日」に、「国外株式等」を「国外株式」に改め、同条第三項中「国外株式等」を「国外株式」に改め、同条第四項中「国外株式等」を「国外株式」に改め、

行された株式等」を「発行された株式」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「国外株式等」を「国外株式」に改め、「第八條の二、第八條の三及び」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「国外株式等」を「国外株式」に改め、「第八條の二第一項、第八條の三第一項又は及び」又は「配当等の額」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「国外株式等」を「国外株式」に改め、「のうち第一項に規定する株式に係るもの」を削り、同号を同項第二号とし、同条第六項中「国外株式等」を「国外株式」に改める。

第十一條の二第一項中「前条」を「前二條」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十一條第二項」に、「次条第一項本文」を「第十一條の三第一項本文」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十一條第三項」に改め、同条第十一條の三と十一條の次に次の一條を加える。

（特定開発研究用資産の特別償却）
第十一條の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十一年十月一日から昭和六十三年九月三十日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次の各号に掲げる減価償却資産を取得し、又はこれらに減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業に係る開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第三項において「特定開発研究用資産」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、同法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該

特定開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十（当該特定開発研究用資産が建物及びその附属設備並びに構築物である場合には、百分の十）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定開発研究用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置、工具並びに器具及び備品のうち政令で定める規模のもの
二 研究所用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定める規模のもの
三 前項の個人が特定地域中小企業対策臨時措置法（昭和六十一年法律第九十七号）第四條に規定する承認中小企業者に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十四」と、「百分の十」とあるのは「百分の十二」とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特定開発研究用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

4 前条第三項の規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。
第十二條第一項中「前二條」を「前三條」に改め、同項の表の第五号中「昭和六十一年法律第九十七号」を削る。
第十二條の二第一項中「前三條」を「前二條から前条まで」に改める。
第十五條第一項中「第十一條の二」を「第十一條の三」に改める。
第二十五條の二第五項中「不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額（以下この条

において「過大報酬額」という。）を「過大報酬等の額」に改め、同項第二号中「過大報酬額を「過大報酬等の額」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 前項に規定する過大報酬等の額は、次に掲げる金額がある場合における当該金額の合計額をいう。
一 事業主報酬の額のうち、不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額（次号に掲げる金額に該当する部分の金額を除く。）
二 事業主報酬の額のうち、その年の前々年以前三年内の各年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額を超える部分の金額

第二十八條の四第一項中「以下この条において「土地等」を「以下この条及び次条において「土地等」に、「次項及び第三項第一号」を「第三項及び第四項第一号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定の適用がある土地の譲渡等をした場合における当該土地の譲渡等については、この限りでない。
第二十八條の四第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人が昭和六十一年十月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に行う土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、前項中「十年以下」とあるのは、「五年以下」として、同項の規定を適用する。
第二十八條の四の次に次の一條を加える。

昭和六十一年九月十九日 参議院會議録第十三号（その二） 所得税法等の一部を改正する法律案

（超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）

第二十八條の五 個人が、昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に超短期所有土地の譲渡等（他の者から取得をした土地等で事業所得又は雑所得の基因となするものうち、その年一月一日において前条第三項に規定する所有期間が二年以下であるもの（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の同条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、当該超短期所有土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二條、第八十九條及び第九十一條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他ののびに第六十五條の規定にかかわらず、他のの所得と区分し、その年中の当該超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

超短期所有土地等に係る事業所得等の金額（第三項において準用する前条第六項第二号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の五十に相当する金額

二 超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百二十に相当する金額

2 前項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用し

一 前条第四項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる土地等の譲渡

二 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡（前条第一項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で、同条第四項第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前号に掲げる土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三 次に掲げる一団の宅地（その面積が千平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

イ 当該個人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者）の認定を受けたもので前条第四項第四号ハに掲げる要件に該当するもの

口 一団の宅地で、当該個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもので前条第四項第四号ハに掲げる要件

に該当するもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

四 個人が新築した政令で定める地上階數三以上の中高層の耐火建築物の敷地の用に供された一団の宅地の全部又は一部の当該個人による譲渡で、前条第四項第四号イに掲げる要件に該当するもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

前条第五項及び第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第五項中「第一項及び前項」とあるのは「次条第一項及び第二項」と、

「同項第四号ハ」とあるのは「第四項第四号ハ」と、前条第六項中「第二十八条の四第一項（土地）」とあるのは「第二十八条の五第一項（超短期所有土地）」と、「土地等」とあるのは「超短期

「所有土地等」と、「第二十八条の四第二項に」とあるのは、第二十八条の五第一項に」と読み替えるものとする。

第二十九條の三から第二十九條の五までを次のように改める。

第二十九條の三から第二十九條の五まで 削除

第三十一条第一項各号別記以外の部分中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次にハの一項を加える。

個人が昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行う土地等の譲渡による譲渡所得については、前項中「十年」とあるのは、「五年」として、同項の規定を適

第三十一条の二第二項各号列記以外の部分中昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」を「昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に、「前条第二項を「前条第三項」に、「十年を」を「五年を」に用する。

改め、同条第三項中「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」を「昭和六十

二十年十月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「十年」を「五年」に改める。

第三十一条の第三項中「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」を「昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に改める。

一日まで」に、「第三十一条第二項を」第三十一条第三項に、「十年を」を五年を」に改め、「に係る昭和六十年から昭和六十二年までの各年分の所得税」を削る。

第三十二條第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に、「第四項において」を「第五項において」に、「第三十一條第四項第二号」を「第三十一條第五項第二号」に改め、同条

第二項中「第九條第一項第十一号ハ」を「第九條第一項第十一号ヘ」に改め、同條第四項中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に、「同條第四項第一号」を「同條第五項第二号」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第二十八條の四第三項第一号から第三号まで」を「第二十八條の四第三項第一号から第三号まで」を「第二

十八条の四第四項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人が昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行う土地等の譲渡(前項に規定する株式の譲渡を含む。)によ

る譲渡所得については、前二項中「十年以下」とあるのは、「五年以下」として、これらの規定を適用する。

第三十三条の二第一項及び第三十三条の三中

「第二十八条の四」の下に、「第二十八条の五」を加える。

第三十三条の四第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十三条の六第一項中、「第三十七条の三」の下に、「第三十七条の五」を加える。

第三十四条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十四条の二第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項第八号中「関する事業」の下に「若しくは公害防止事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建築物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 土地区画整理法第三條第二項の規定による土地区画整理事業が施行された場合において、土地等の上に存する建物又は構築物（以下この号において「建物等」という。）が建築基準法第三條第二項に規定する建築物その他の政令で定める建物等に該当していることにより換地（当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。以下この号において同じ。）を定めることが困難であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた当該土地等について土地区画整理法第九條の規定により換地が定められなかつたことに伴い同法第九十四條の規定による清算金を取得するとき。

第三十四條の三第一項第一号及び第三十五條第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六條の二第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改める。

第三十七條第一項中「当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつた」を「当該譲渡に係る資産のうち当該収入金額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつた」に、「当該譲渡に係る資産のうちその譲渡に係る資産のうち当該取得価額の百分の八十に相当する金額を」に改め、同項の表の第十号上欄中「既成市街地等」の下に「及びこれに類する区域として政令で定め

る区域」を加え、同号下欄中「既成市街地等内」を「上欄に規定する区域内」に改め、同表の第十四号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改め、同表の第十五号の上欄を次のように改める。

十五 船舶（内航海運組合法（昭和三十一年法律第六十二号）第五十八條において準用する同法第十二條の規定による運輸大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八條において準用する同法第八條第一項第五号に掲げる船舶の調整に関する事業の対象となつてゐる船舶（政令で定めるものを除く。）に該当する船舶で内航海運組合法（昭和二十七年法律第五十一号）第二條第二項に規定する内航海運業の用に供されてゐたもののうち当該船舶の譲渡が当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）

第三十七條第三項中「当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたもの」を「供する見込みであるときは」に、「政令で定めるところにより、当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたもの」を「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」に改める。

第三十七條の三第一項第一号中「こゝを」を「こゝを超える」に、「こゝを」を「こゝを超える額及び当該譲渡に係る資産の譲渡価額の百分の二十に相当する金額に改め、計算した金額の下に」と当該百分の二十に相当する金額と合計額を加え、同項第二号中「に相当する金額」を「のうち当該収入金額の百分の二十に相当する金額に相当する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額」と当該百分の二十に相当する金額との合計額に相当する金額に改め、同項第三号中「取得価額等」を「取得価額等のうち当該収入金額の百分の二十に相当する金額に

対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額」に改める。

第三十七條の五第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「及び第三十七條の三」を「及び第三十七條の三第二項」に改め、同項の表第三十七條の三第二項の項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「並びに前項」を「及び前項並びに第二項」に、「第三十七條の三」を「第三十七條の三第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項（前項において準用する第三十七條第四項の規定を含む。）の規定の適用を受けた者（前項において準用する第三十七條の二第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は前項において準用する同条第三項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第四十九條第一項の規定による償却費の額を計算するときは、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡（譲渡所得の要因となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合、当該譲渡をした資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合、当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

三 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合、当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

第三十七條の十第一項第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第二項中「株式若しくは出資の譲渡、株式の売買又は」を削り、「ニまで」を「トまで」に改め、「株式若しくは出資の譲渡、株式の売買若しくは」を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第二号」に改める。

第三十八條第一項第一号中「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に改める。

第四十一條の十一を次のように改める。

（定期積金の給付補てん金等の分離課税等）

第四十一條の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十三年一月一日以後に所得税法の施行地において支払を受けるべき同法第七十四條第三号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益（以下この条において「給付補てん金等」という。）については、同法第二十二條、第八十九條及び第九十一條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける給付補てん金等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 昭和六十三年一月一日以後に居住者又は非居住者に対し給付補てん金等の支払をする者については、所得税法第二百二十五條第一項

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

のうち当該給付補てん金等に係る部分の規定は、適用しない。

第四十一条の十二第二項から第三項までの規定中「昭和五十五年四月一日」を「昭和六十三年一月一日」に、「百分の十六」を「百分の十八」(政令で定める割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六)に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十五年四月一日」を「昭和六十三年一月一日」に改める。

第三章 法人税法の特例 及び「第一節 法人税率等の特例」を削る。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条の二の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 法人税法の特例

第一節 配当等に充てた所得に係る法人税率の特例

第四十二条の六第六項中「次条第六項及び第四十二条第一項」を削り、「第四十二条の二第一項の下に、次条第六項」を加える。

第四十二条の七第六項中「並びに」の下に「第四十二条の二第一項」を加える。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(特定開発研究用資産の特例)

第四十三条の四 青色申告書を提出する法人が、昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次の各号に掲げる減価償却資産を取得し、又はこれらの減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業に係る開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)

の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該減価償却資産(前三条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定開発研究用資産」という。)の償却限度額は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定開発研究用資産の取得価額の百分の二十(当該特定開発研究用資産が建物及びその附属設備並びに構築物である場合には、百分の十)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 機械及び装置、工具並びに器具及び備品のうち政令で定める規模のもの

二 研究所用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定める規模のもの

2 前項の法人が次の各号に掲げる者に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十四」と、「百分の十」とあるのは「百分の十二」とする。

一 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第六条第一項に規定する承認特定事業者

二 特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二十五号)第六条第一項に規定する認定事業者

三 特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)に規定する承認中小企業者

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条中「前三条」を「第四十三条から前条まで」に改める。

第四十四条の三第一項の表の第一号中「(昭和六十二年法律第二十四号)」を削り、同表の第二号中「(昭和六十二年法律第二十五号)」を削る。

第六十三条第一項中「第四十二条」を削り、「第四十二条の七第六項」の下に「次条第一項」

を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定の適用がある土地の譲渡等をした場合における当該土地の譲渡等については、この限りでない。

第六十三条第四項中「次条」を「第六十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

7 法人が昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合においては、第一項第四号及び第二項中「十年以下」とあるのは、「五年以下」としてこれらの規定を適用する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(超短期所有土地等に係る土地の譲渡等がある場合の特例税率)

第六十三条の二 法人が昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に超短期所有土地等に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人(次項の規定により読み替えられた前条第一項第四号に掲げる行為をした場合には、同号の被合併法人を含む。)に対して課する各事業年度の所得に対する法人税率の額又は清算所得に対する法人税率の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第二百二条第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条、第一百零五条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の二第一項、第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、前条第一項及び第六十七条の二第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税率の額に、当該超短期所有土地等に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する超短期所有土地等に係る土地の譲渡等とは、前条第一項各号及び第二項中「短期所有土地等」とあるのは「超短期所有土地等」と、

「十年以下」とあるのは「二年以下」と読み替えた場合における同条第一項各号に掲げる行為をいい、前項に規定する譲渡利益金額とは、当該超短期所有土地等に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該超短期所有土地等に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

8 第一項の規定は、前項の規定により読み替えられた前条第一項第一号に掲げる土地等の譲渡(以下この項及び次項において「土地等の譲渡」という。)のうち次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一 前条第三項第一号から第五号まで、第八号及び第九号に掲げる行為

二 法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限り。)(の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限り。)(の全部又は一部の当該法人による譲渡(前条第一項第一号に規定する賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。))で、同条第三項第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。))

三 次に掲げる一団の宅地(その面積が千平方メートル未満のものに限る。)(の全部又は一部の当該法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

イ 当該法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長(その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者)の認定を受けたもので前条第三項第四号ハに掲げる要件に該当するもの

ロ 一団の宅地で、当該法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限り、)の敷地の用に供されたもので前条第三項第四号ハに掲げる要件に該当するもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)

四 法人が新築した政令で定める地上階数三以上の中高層の耐火建築物の敷地の用に供された一団の宅地の全部又は一部の当該法人による譲渡で、前条第三項第四号イに掲げる要件に該当するもの(前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

四 前条第四項の規定は、法人が土地等の譲渡(前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。を)した場合について準用する。

五 前各項に規定するもののほか、これらの規定の適用に必要事項については、前条第五項の規定を準用する。

六 第一項の規定の適用がある場合には、前条第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「租税特別措置法第六十三条第一項(土地の譲渡等がある場合の特別税率)」とあるのは「租税特別措置法第六十三条の二第一項(超短期所有土地等に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)」と、「租税特別措置法第六十三条第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条の二第一項」とする。

措置法第六十三条の二第一項」と、「第六十三条並びに」とあるのは「第六十三条の二並びに」と読み替えるものとする。

第六十五条の四第一項第八号中「関する事業」の下に「若しくは公害防止事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を加え、同項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 土地区画整理法第三条第二項の規定による土地区画整理事業が施行された場合において、土地等の上に存する建物又は構築物(以下この号において「建物等」という。)が建築基準法第三条第二項に規定する建築物その他の政令で定める建物等に該当していることにより換地(当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。以下この号において同じ。)を定めることが困難であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた当該土地等について土地区画整理法第九十条の規定により換地が定められなかつたことに伴い同法第九十四条の規定による清算金を取得するもの。

第六十五条の七第一項の表の第十号上欄中「既成市街地等」の下に「及びこれに類する区域として政令で定める区域」を加え、同号下欄中「既成市街地等内」を「上欄に掲げる区域内」に改め、同表の第十六号の上欄を次のように改める。

十六 船舶(内航海運組合法第五十八条において準用する同法第十二条の規定による運輸大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八條第一項第五号に掲げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船舶(政令で定めるものを除く。に該当する船舶で内航海運法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されてゐたもの)のうち

当該船舶の譲渡が当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。

第六十六條の五第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

九 第一項の規定の適用がある場合において、法人と当該法人に係る国外関連者(法人税法第百三十九條に規定する条約(以下この項において「租税条約」という。)の規定により租税条約の我が国以外の締約国(以下この項において「条約相手国」という。)の居住者又は法人とされるものに限る。)との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき大蔵大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該法人が同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で大蔵大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することが出来る。

第六十八條の二第一項及び第四項第四号中「第百七十四條第一号又は第二号に規定する利子等又は配当等」を「第百七十四條第一号から第八号までに規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益又は差益」に改め、同条第八項中「掲げるもの」の下に「及び同条第十一号イからヘまでに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第五項の章名を削る。

第七十條の八の次に次の章名を付する。

第五章 登録免許税法の特例

第七十一條を次のように改める。
(不動産登記に係る不動産価額の特例)
第七十一條 昭和六十二年十一月一日から昭和

六十四年三月三十一日までの間に受ける登録免許税法別表第一第一号に掲げる不動産の登記(土地に関する登記に限る。)に係る同法第十條第一項の課税標準たる不動産の価額は、同法附則第七條の規定にかかわらず、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法第百三十四條第一号に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価額を基礎として政令で定める価額に百分の百五十を乗じて計算した金額とする。

二 前項の規定は、第七十六條から第七十七條の五まで、第七十八條の二、第七十八條の三、第八十一條、第八十一條の三及び第八十二條に規定する登記については適用しない。
第八十七條の二第三項、第八十七條の三及び第八十七條の四中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。
第八十八條の四中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第九十條の十一第一項中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「別表第一(一)第一八・〇六号の一に掲げる「コレイト菓子」を別表第一(一)第一八・〇六・三三・一、第一八・〇六・三三・二号及び第一八・〇六・九〇号に掲げる「コレイト」その他のココアを含有する調製食品のうち「コレイト菓子」に改め、同項第一号中「別表第一(一)第一九・〇五・三〇号の一(1)を別表第一(一)第一九・〇五・三〇号の一(1)に掲げる「スイートビスケット」並びに同表第一九・〇五・九〇号の三の(1)に改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

項第三号及び第四号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同号を同項第二号とする改正規定、同条第六項の改正規定並びに同法第二十五条の二第五項、同項第二号及び第六項^{並びに}第二十九条の三から第二十九条の五まで、第四十一条の十一、第四十一条の十二第一項から第三項まで並びに第五項及び第六項並びに第六十八条の二第一項、第四項第四号及び第八項の改正規定並びに附則第四百〇条^{〇四及び}から第四十五条まで、第四十七條及び第四十八條の規定

○、第五十三条及び第五十五条
七
附則第五十一条から第五十六条まで、

第五十七條（租稅条約の實施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律、昭和四十四年法律第四十六号）第七條に一項を加ふる改正規定を除く。）及び第五十八條の規定

三 次に掲げる規定 昭和六十三年四月一日

イ 第二章に所得税法の目次の改正規定(第三章 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収(第二百十条、第二百十一号)を「**第三節** 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収(第二百十条、第二百十一号)」と改める部分に限る。)、第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収(第二百九条の二、第二百十号、第二百十一号の三))に改める部分に限る。ウ、同法第三条第一項、第五条第三項及び第四項、第七条第一項並びに第九条の二の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同法第十条の見出し並びに同条第一項、第三項、第五項及び第八項並びに第十一条第一項から第十三項までの改正規定、同条第十一号を加える改正規定、同法第十三条第一項並びに第六十一条第一号及び第十一号の改正規定、同号を同条第十二号とする改正規定、同条第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第六十二条、第六十六条第一項及び第二項、第七十条並びに第七十四条の改正規定、同条第五号を同条第十四号とし、同条第七十四号を同条第十号とし、同条第九号とし、同条第十二号の次に加える改正規定、同法第七十五条第一号及び第三号の改正規定、同号を同条第四号とする改正規定、同条第十二号の改正規定、同号を同条第三号とす

し、同条第九号の次に「号を加える改正規定」と同法第七十七條第一項、第二百七十八條、第二百九十九條、第四百八十一條及び第四百八十二條を改正規定、同条に各号を加える改正規定、同法第四編第四章中第三節を第四節とし、「第一節のものを二節を加える改正規定」と同法第一百二十一条第一項及び第二項並びに第二百三十三條第一項及び第二項の改正規定、同項第三号と同項第四号とし、同項第三号と同項第三号とし、同四第三号、第五号次に「号を加える改正規定」と同法第二百二十五條第一項第二号及び第八号に係る源泉徴収義務」の下に、「第二百九十九條第九条の二(前期金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百四十條第一項の改正規定を加える部分に限る。)、同法第二百四十條第一項の改正規定(「年金に係る源泉徴収義務」の下に、「第二百九十九條の二(定期預金・給付補てん金等に係る源泉徴収義務)」を加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定(「第二百七十七條の下に」「第二百九十九條の二」を加える部分に限る。))並びに同法第二百四十二条第三号の改正規定(「年金に係る源泉徴収義務」の下に、「第二百九十九條の二(定期預金・給付補てん金等に係る源泉徴収義務)」を加える部分に限る。)、同法第二百九十九條の二(定期預金・給付補てん金等に係る源泉徴収義務)を附則第三条(務)を加える部分に限る。))並びに附則第三条、第四条、第五条から第九条まで、第十六條、第十七條、第二十二條、第十三条並びに第十四條第一項及び第二項の規定

口 第三条中法人税法第六十八条第一項並びに第八

項及び第二項第二号の改正規定、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加ふる改正規定、同条第三項、同法第百条第一項並びに同法第百三十八条第一号、第九号及び第十号の改正規定、同号と同条第十一号とし、同条第九号の次に一号を加ふる改正規定並びに同法第百三十九条並びに第四百一十一条第一号及び第三号の改正規定並びに附則第三十一条の規定

ハ 第九条中昭和特別措置法第三条及び第三号の二の改正規定、同法第三条の三を削る改正規定、同法第三条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第五項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とし、同条第三項を削る改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同項の次に一項を加ふる改正規定、同条第一項の次に二項を加ふる改正規定、同条第六項及び第七項の改正規定、同項を加ふる改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第三項とし、同法第三号の三とする改正規定、同法第四号の見出し及び同条第一項並びに第四号の二の見出し並びに同条第一項から第四項まで並びに同項第二号及び第三号の改正規定、同項を同項第四号とする改正規定、同条第五項から第九項まで並びに同法第四号の第一項から第七項まで及び第九項の改正規定、同条第十項を削る改正規定、同法第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同法第五条の前に一を加ふる改正規定、同法第八条の二、第八条の三、第八条の四第一

項及び第六項、第八条の五第五項並びに第九条の二の見出し並びに同条第一項から第四項まで及び第五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号を削る改正規定、同項第二号の改正規定、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同号を同項第二号とする改正規定、同条第六項の改正規定並びに同法第四十一条の十一、第四十一条の十二第一項から第三項まで並びに第五項及び第六項並びに第六十八條の二第一項、第四項第四号及び第八項の改正規定並びに附則第四十条から第四十三条まで、第四十七条及び第四十八条の規定

三
附則第五十四條 第五十八條（租稅条約の実施に伴う所得
税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四
十四年法律第四十六号）第七條に一項を加える改正規定を除
く）及び第五十九條の規定

三九 第九條中租稅特別措置法第九十條の十一第一項第一号及び第二号の改正規定 商品の名稱及び分類についての統一システムに関する國際条約の実施のための關係法律の整備に関する法律(昭和六十二年法律第八十号)の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、第二条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）の規定は、昭和六十二年分以後の所得税について適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(内国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置)

第三条 新所得税法第五条第三項、第七条第一項
第四号、第七十四條及び第七十五條の規定
は、内国法人が昭和六十三年^四一月一日（普通預
金その他これに類するものとして政令で定める
もの（次項において「普通預金等」という。）にあ
つては、政令で定める日。以下この項において
同じ。）以後に支払を受けるべき新所得税法第百
七十四條第一号又は第三号から第八号までに掲

ける利子等又は給付補てん金、利息、利益若しくは差益（以下この項及び第三項において「給付補てん金等」という。）について適用し、同年一月一日前に支払を受けるべき当該利子等又は給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 内国法人が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第百七十四条第一号に掲げる利子等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するもののうち、
昭和三十三年

十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 内国法人が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき給付補てん金等で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するもののうち、その期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(外國法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等)に対する所得税の課税に關する経過措置)

第四條 新所得税法第五條第四項、第七條第一項第五号、第百七十八條及び第百七十九條の規定は、外國法人が昭和六十三年^四一月一日(普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの)(次項において「普通預金等」という。)にある

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

四三二

つては、政令で定める日。以下この項において同じ。以後に支払を受けるべき新所得税法第六十一條第四号に掲げる利子等又は同条第十一号に掲げる給付補てん金、利息、利益若しくは差益(以下この項及び第三項において「給付補てん金等」という。)について適用し、同年一月一日前に支払を受けるべき当該利子等又は給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 前条第二項の規定は、外国法人が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第六十一條第四号に掲げる利子等(普通預金等に係るものを除く)で同日を含む利子等の計算期間に対応するものについて準用する。

3 前条第三項の規定は、外国法人が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき給付補てん金等で同日を含む計算期間として政令で定める期間に対応するものについて準用する。
(有価証券の譲渡による所得に関する経過措置)
第五條 新所得税法第九條第一項第十一号及び第二項第三号の規定は、昭和六十二年十月一日以後に行う有価証券の譲渡による所得について適用し、同日前行った有価証券の譲渡による所得については、なお従前の例による。
(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に関する経過措置)

第六條 新所得税法第九條の二の規定は、昭和六十三年一月一日(郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項第一号に規定する通常郵便貯金(以下この条において「通常郵便貯金」という。))にあつては、昭和六十三年四月一日。第四項において同じ。以後に、国内に住する個人で新所得税法第九條の二第一項に規定する老人等(以下この条及び次条において「老人等」という。)であるものが預入をする郵便貯金について適用する。

2 郵便貯金の利子で次に掲げるものについては、なお従前の例による。

一 昭和六十三年一月一日(通常郵便貯金の利子にあつては、同年四月一日)前に支払を受けるべき利子

二 昭和六十三年一月一日を含む利子の計算期間に対応する利子(通常郵便貯金の利子を除く)のうち、その利子の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子
国内に住する個人で昭和六十三年一月一日において老人等に該当するものが、同日前に預入をした郵便貯金(通常郵便貯金を除く)で同日の前日において第二條の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第九條の二第一項本文の規定に該当するものを有する場合において、同年一月一日から同日以後当該郵便貯金の利子(同日以後支払を受けるべきものに限り)につき最初に支払を受ける日(その日が同年十二月三十一日後である場合には、同日とし、同年一月一日以後これらの日前に新所得税法第九條の二第一項に規定する取扱郵便局において郵便貯金で同項の規定の適用を受けようとするものの預入をする場合には、その最初に預入をする日とする。)までに、同項に規定する非課税郵便貯金申込書を当該取扱郵便局に提出し、かつ、その提出をする際に、同条第二項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受けたときは、当該利子については、当該郵便貯金は同年一月一日に当該取扱郵便局において預入をしたものと、当該申込書は同日に提出されたものと、それぞれ

みなして同条の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、昭和六十三年一月一日前に預入をした郵便貯金に係る新所得税法第九條の二及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條 新所得税法第十條の規定は、昭和六十三年一月一日(普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの(以下この条において「普通預金等」という。))にあつては、政令で定める日。第四項において同じ。以後に、国内に住する個人で老人等であるものが預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。)をする新所得税法第十條第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 旧所得税法第十條第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券(以下この条において「預貯金等」という。)の利子又は収益の分配で次に掲げるものについては、なお従前の例による。

一 昭和六十三年一月一日(普通預金等の利子にあつては、前項に規定する政令で定める日)前に支払を受けるべき利子又は収益の分配
二 昭和六十三年一月一日を含む利子又は収益の分配の計算期間に対応する利子又は収益の分配(普通預金等の利子を除く)のうち、その利子又は収益の分配の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子又は収益の分配
国内に住する個人で昭和六十三年一月一日において老人等に該当するものが、同日前に預入をした預貯金等(普通預金等を除く)で同日の前日において旧所得税法第十條に規定する要件を満たすものを有する場合において、同年一月一日から同日以後当該預貯金等の利子又は収益の分配(同日以後支払を受けるべきものに限り)につき最初に支払を受ける日(その日が同年十二月三十一日後である場合には、同日とし、同年一月一日以後これらの日前に新所得税法第十條第一項に規定する金融機関の営業所等において同項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものの預入等をする場合には、その最初に預入等をする日とする。)までに、新所得税法第十條第三項に規定する非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を経由して同項に規定する税務署長に、当該預貯金等に係る同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出をする際に、同条第五項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受けたとき(当該預貯金等が同条第一項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。)は、当該利子又は収益の分配については、当該預貯金等は同年一月一日に当該金融機関の営業所等において預入等をしたものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、昭和六十三年一月一日前に預入等をした預貯金等に係る新所得税法第十條及び前三項の規定の適用に関し必要

一日において老人等に該当するものが、同日前に預入等をした預貯金等(普通預金等を除く)で同日の前日において旧所得税法第十條に規定する要件を満たすものを有する場合において、同年一月一日から同日以後当該預貯金等の利子又は収益の分配(同日以後支払を受けるべきものに限り)につき最初に支払を受ける日(その日が同年十二月三十一日後である場合には、同日とし、同年一月一日以後これらの日前に新所得税法第十條第一項に規定する金融機関の営業所等において同項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものの預入等をする場合には、その最初に預入等をする日とする。)までに、新所得税法第十條第三項に規定する非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を経由して同項に規定する税務署長に、当該預貯金等に係る同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出をする際に、同条第五項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受けたとき(当該預貯金等が同条第一項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。)は、当該利子又は収益の分配については、当該預貯金等は同年一月一日に当該金融機関の営業所等において預入等をしたものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

な事項は、政令で定める。

(公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置)

第八条 新所得税法第十一条の規定は、同条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第十一条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する利子等若しくは国内源泉所得又は所得については、なお従前の例による。

2

昭和六十三年一月一日以後に前項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が支払を受けるべき新所得税法第十一条第一項から第三項までの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配で同日を含む当該公社債等の利子又は収益の分配の計算期間に对应するものうち、その公社債等の利子又は収益の分配の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分のその公社債等の利子又は収益の分配については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公的年金等に係る雑所得等に関する経過措置)

第九条 新所得税法第二十八条第一項、第三十一条、第三十五条第二項から第五項まで、第三十七條第一項及び第百二十条第三項第三号の規定は、昭和六十三年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)

第十条 新所得税法第五十七条の二の規定は、昭和六十三年分以後の所得税について適用する。

和六十三年分以後の所得税について適用する。

(医療費控除に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第七十三条第一項の規定は、昭和六十三年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(寄付金控除に関する経過措置)

第十二条 新所得税法第七十八条第三項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に個人が支出する同項に規定する金銭について適用する。

(老年者控除に関する経過措置)

第十三条 新所得税法第八十条第一項の規定は、昭和六十三年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和六十三年分の配偶者特別控除に係る特例)

第十四条 昭和六十三年分の所得税に係る新所得税法第八十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「十六万五千円」とあるのは「十一万二千五百円」と、「三十三分の十六・五」とあるのは「三十三分の十一・二五」と、同条第二項中「三十三分の十六・五」とあるのは「三十三分の十一・二五」とする。

(昭和六十三年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第十五条 昭和六十三年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額による。

(国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置)

第十六条 新所得税法第六十一条第一号、第十一号及び第十二号、第百六十二条、第百六十四

条並びに第七十条の規定は、昭和六十三年一月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの（次項において「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日。以下この項において同じ。）以後に支払うべき新所得税法第八十一条第一項に規定する利子等について適用し、同年一月一日前に支払うべき旧所得税法第六十一条に掲げる国内源泉所得について適用し、同年一月一日前に支払うべき当該国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 非居住者が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第六十一条第四号に掲げる利子等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に对应するものうち、その利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 非居住者が昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第六十一条第一号に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益（以下この項において「給付補てん金等」という。）で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に对应するものうち、その期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(利子所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十七条 新所得税法第四編第一章の規定は、昭和六十三年一月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの（次項において「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日。以下この項において同じ。）以後に支払うべき新所得税法第八十一条第一項に規定する利子等について適用し、同年一月一日前に支払うべき旧所得税法第八十一条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

(給与所得者の配偶者特別控除申告書に関する経過措置)

第十九条 新所得税法第九十五条の二の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出する同条

て「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日。以下この項において同じ。）以後に支払うべき新所得税法第八十一条第一項に規定する利子等について適用し、同年一月一日前に支払うべき旧所得税法第八十一条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき前項に規定する利子等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に对应するものうち、その利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十八条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第四から別表第六までは、昭和六十三年十月一日以後に支払うべき新所得税法第九十五条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十条の規定並びに新所得税法別表第七及び同表の付表は、昭和六十三年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十月一日以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が同年十月一日以前であるものについては、なお従前の例による。

この場合において、新所得税法別表第七の適用については、同表の備考(一)中「500,000円」とあるのは、「250,000円」とする。

(給与所得者の配偶者特別控除申告書に関する経過措置)

第十九条 新所得税法第九十五条の二の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出する同条

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)
第二十条 新所得税法第二百一条の規定及び新所得税法別表第八は、昭和六十二年中に支払うべき新所得税法第九十九条に規定する退職手当等(以下この条及び第二十七条において「退職手当等」という。)で同年十月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)
第二十一条 新所得税法第四編第三章の二の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二十八条第一項に規定する年金及び恩給並びに旧所得税法第二十九条各号に掲げる年金については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年中に支払を受けるべき公的年金等について新所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第二条所得税法の一部改正」の規定による改正前の所得税法(以下この項において「旧所得税法」という。)第九十九条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定による申告書(所得税法等改正法第九十九条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第二十九条の三第二項(恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得の源泉徴収の特例)の規定により提出した旧所得税法第九十九条第一項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち

ち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。
3 第九十九条の規定による改正前の租税特別措置法第二十九条の三第二項の規定により受けた承認は、新所得税法第二百三条の五第二項の規定により受けた承認とみなす。
(定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収に関する経過措置)
第二十二条 新所得税法第四編第四章第三節の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百九条の二に規定する給付補てん金、利息、利益又は差益(以下この条において「給付補てん金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき給付補てん金等(以下この項において「給付補てん金等」という。)の計算期間として政令で定める期間に該当するものうち、その期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に該当するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収に関する経過措置)
第二十三条 新所得税法第二百二十二条第一項及び第三項並びに第二百十三条の規定は、昭和六十三年一月一日(普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの(次項において「普通預金等」という。))にあつては、政令で定める日。以下この項において同じ。)以後に支払うべき新所得税法第二百二十二条第一項に規定する国内源泉所得(新所得税法第六十一条第四号又は第十一号に掲げるものに限る。以下この項において「国内源泉所得」という。)、新所得税法第二百二十二条第三項に規定する利子等又は給付補てん金、利息、利益若しくは差益(以下この項及び第三項において「給付補てん金等」という。))について適用し、同年一月一日前に支払うべき国内源泉所得、利子等又は給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第六十一条第四号に掲げる利子等又は新所得税法第二百二十二条第三項に規定する利子等(普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。)で同日を含む利子等の計算期間に該当するものうち、その利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に該当するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前条第二項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき給付補てん金等(以下この項において「給付補てん金等」という。))の計算期間として政令で定める期間に該当するものについて準用する。
(支払調書の提出に関する経過措置)
第二十四条 新所得税法第二百二十五条第一項第三号及び第八号の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき同項第三号に規定する給付補てん金、利息、利益又は差益(以下この項及び次項において「給付補てん金等」という。))及び同条第一項第八号に規定する国内源泉所得(新所得税法第六十一条第一号に掲げるものに限る。以下この項及び次項において「国内源泉所得」という。))について適用し、同日前に支払うべき給付補てん金等及び国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき給付補てん金等又は国内源泉所得が同日を含む給付補てん金等又は国内源泉所得の計算期間として定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等又は国内源泉所得については、新所得税法第二百二十五条第一項の規定を適用する。

3 新所得税法第二百二十六条第三項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。
(公的年金等の支払明細書に関する経過措置)
第二十五条 新所得税法第二百三十一条の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき同条に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき給付補てん金等又は国内源泉所得が同日を含む給付補てん金等又は国内源泉所得の計算期間として定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等又は国内源泉所得については、新所得税法第二百二十五条第一項の規定を適用する。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき給付補てん金等又は国内源泉所得が同日を含む給付補てん金等又は国内源泉所得の計算期間として定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等又は国内源泉所得については、新所得税法第二百二十五条第一項の規定を適用する。

政令で定める期間に該当するものであるときは、前項の規定にかかわらず、当該給付補てん金等又は国内源泉所得のうち、同日から当該給付補てん金等又は国内源泉所得を支払うべき日までの期間に該当するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等又は国内源泉所得については、新所得税法第二百二十五条第一項の規定を適用する。

第二十六条 昭和六十三年十月一日前に昭和六十二年分の所得税につき旧所得税法第二百二十五条又は第二百七条(これらの規定を旧所得税法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新所得税法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

(昭和六十二年十月一日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)
第二十七条 昭和六十二年中に支払うべき退職手当等で同年十月一日前に支払われたものにつき旧所得税法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新所得税法第二百一条及び新所得税法第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年十二月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和六十二年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く)及び還付(当該請求に係る還付を除く)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で同年十月一日以後に支払われるものに対する新所得税法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧所得税法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(所得税法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)
第二十八条 第二条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第二十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和六十二年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)
第三十条 新法人税法第三十七条第五項の規定は、法人が昭和六十二年十月一日以後に支出する同項に規定する金銭の額について適用する。(国内源泉所得に対する法人税に関する経過措置)
第三十一条 新法人税法第三百八条第一号及び第十号、第三百九条並びに第四百一条の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新法人税法第三百八条第十号に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益(以下この条において「給付補てん金等」という。)について

適用し、同日前に支払を受けるべき給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に外国法人が支払を受けるべき給付補てん金等で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するもののうち、その期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(たばこ消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 第四条の規定の施行前に日本たばこ産業株式会社(以下「日本たばこ」)がたばこ消費税法第十七条第一項の規定によりその期限内に申告書を出した場合には、当該申告書に記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税の納期限については、なお従前の例による。(取引所税法の一部改正に伴う一般的経過措置)
第三十三条 第五条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた取引税については、なお従

前の例による。
(取引所税法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)
第三十四条 第五条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる取引税に係る第五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 第六条の規定による改正後の有価証券取引税法(次項において「新有価証券取引税法」という。)の規定は、昭和六十一年十月一日以後にする有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前にした有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 次の表の第一欄に掲げる有価証券の譲渡のうち同表の第二欄に掲げるもので、同表の第三欄に掲げる期間内に行われる有価証券の譲渡に課されるべき有価証券取引税の税率は、新有価証券取引税法第十条の規定にかかわらず、同表の第二欄に掲げる有価証券の譲渡の区分に応じ同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 新有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡	同条に規定するその他の有価証券のうち新有価証券取引税法第二号に掲げる有価証券(所得税法第二号第一項第三十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を含む。次号において「地方債証券等」という。)の譲渡	昭和六十三年十月一日から同年十二月三十一日まで	譲渡価額の万分の一・五
二 新有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡	同条に規定する新有価証券取引税法第二号第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券(前号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く)の譲渡	昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	譲渡価額の万分の五十五

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

同条に規定するその他の有価証券のうち地方債証券等の譲渡

昭和六十二年十月一日から同年十二月三十一日まで 譲渡価額の万分の四・五

(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三十六条 第七条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第三十七条 第七条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 第八条の規定による改正後の国税通則法(以下この条において「新通則法」という。)第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十八条第一項及び第二項の規定は、昭和六十二年十月一日以後に新通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む、新通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。)が到来する国税について適用し、同年十月一日前に法定申告期限が到来した国税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課については、なお従前の例による。

2 新通則法第九十九条第四項の規定は、昭和六十二年十月一日以後に法定申告期限(不納付加算税については、新通則法第二条第八号に規定する法定納期限とする。以下この項において「法定申告期限等」という。)が到来する国税に係る加算税の額の計算について適用し、同日前に法定申告期限等が到来した国税に係る加算税の額の計算については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第三十九条 第九条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十二年分以後の所得税について適用し、昭和六十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第四十条 昭和六十三年一月一日(普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの(次項において「普通預金等」という。))にあつては、政令で定める日以前に支払を受けるべき又は支払うべき第九号の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第三条第一項若しくは第三条の二第一項に規定する利子所得又は旧租税特別措置法第三条の三第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三条第一項に規定する利子等(普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。)で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき又は支払うべき新租税特別措置法第三条第三項に規定する利子等(以下この項において「利子等」という。)で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、なお従前の例による。

項に規定する利子等(以下この項において「利子等」という。)で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年一月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第三条の四第一項又は第二項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三条の三第一項から第三項までに規定する国外公社債等の利子等(以下この項において「国外公社債等の利子等」という。)で同日を含む国外公社債等の利子等の計算期間に対応するものうち、その国外公社債等の利子等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

(老人等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四条の規定は、昭和六十三年一月一日以後に、国内に住所を有する個人で新所得税法第九条の二第一項に規定する老人等(第三項において「老人等」という。)であるものが購入をする新租税特別措置法第四条第一項に規定する公債について適用する。

2 旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債(以下この条において「旧公債」という。)の利子で次に掲げるものについては、なお従前の例による。

一 昭和六十三年一月一日前に支払を受けるべき利子

二 昭和六十三年一月一日を含む利子の計算期間に対応する利子のうち、その利子の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子

3 国内に住所を有する個人で昭和六十三年一月一日において老人等に該当するものが、同日前に購入をした旧公債で同日の前日において旧租税特別措置法第四条に規定する要件を満たすものを有する場合において、同年一月一日から同日以後当該旧公債の利子(同日以後支払を受けるべきものに限る。)につき最初に支払を受ける日(その日が昭和六十三年三月三十一日以後である場合には、同日とし、同年一月一日以後これらの日間に新租税特別措置法第四条第一項に規定する販売機関の営業所等において同項に規定する公債で同項の規定の適用を受けようとするものの購入をする場合には、その最初に購入をする日とする。)までに、同条第二項において準用する新所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書を当該販売機関の営業所等を経由して同項に規定する税務署長に、当該旧公債に係る新租税特別措置法第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書を当該販売機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出をする際に、同条第二項において準用する新所得税法第十条第五項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受け、並びに新租税特別措置法第四条第一項に規定する保管の委託をし、又は登録を受けるときは、当該利子については、当該旧公債は同年一月一日に当該販売機関の営業所等において購入をしたもの

4 前三項に定めるもののほか、昭和六十三年一月一日前に購入をした旧公債に係る新租税特別措置法第四条及び前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第四条の二及び第四
 四
 四条の三の規定は、昭和六十三年一月一日以後
 に締結する勤労者財産形成促進法（昭和四十六
 年法律第九十二号）第六条第四項に規定する勤
 労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条におい
 て「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）又は
 同法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年
 金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形
 成年金貯蓄契約」という。）に基づく預入、信託若
 しくは購入又は払込み（以下この条において「預
 入等」という。）をする新租税特別措置法第四条
 の第二項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新
 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財
 産形成年金貯蓄について適用する。

2 昭和六十三年^四一月一日前に預入等をした旧租
税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産
形成貯蓄又は旧租税特別措置法第四条の三第一
項に規定する財産形成年金貯蓄で昭和六十二年
同年三

十二月三十一日において、旧租税特別措置法第四
 条の二又は第四条の三の要件を満たすものに係
 同項
 る旧租税特別措置法第四条の二第一項各号又は
 第四条の三第一項各号に掲げる利子、収益の分
 配又は差益(以下この条において「利子等」とい

一 昭和六十三年一月一日前に支払を受けるべき利子等

二 昭和六十三年^四一月一日を含む利子等の計算期間、保険期間又は共済期間（以下この項及び第五項において「計算期間等」という。）に対応する利子等のうち、その利子等の計算期間等の初日から^{同年三}昭和六十二年十二月三十一日まで

の期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等

新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者が、昭和六十三年^四一月一日前に預入等をした旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で同日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（第六項において「旧財産形成年金貯蓄」という。）を有する場合には、当該財産形成年金貯蓄については、当該勤労者が同年^四一月一日において新租税特別措置法第四条の三に規定する要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

昭和六十二年十二月三十一日において旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する個人が、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）附則第二条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき、同項に規定する継続勤労者財産形成貯蓄契約を勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に変更した場合において、昭和六十三年一月一日から同日以後当該継続勤労者財産形成

後である場合には、同日とし、同年一月一日以後これらの日前に当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄の預入等をする場合には、

その最初に預入等をする日とする。までに、新
租税特別措置法第四条の二第二項に規定する財
○非課税
産形成○住宅貯蓄特別課税申告書又は新租税特
別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成
○非課税
申告書又は財産形成○住宅貯蓄特別課税申告書
をこれらの規定に規定する財産形成申告書に
○非課税
定する所轄税務署長に、当該旧財産形成申告書に
係るこれらの規定に規定する財産形成○住宅貯蓄
申告書又は財産形成○住宅貯蓄特別課税申告書
を提出する。

請願申込書をこれらの規定に準じてこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に提出したとき（当該旧財産形成貯蓄がこれらの規定に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。）は、当該利子等については、当該旧財産形成貯蓄は同年一月一日に当該金融機関の営業所等において預入等をしたものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものとそれぞれみなして、これらの規定を適用する。

昭和六十三年十二月三十一日において旧財産形成貯蓄を有する個人が、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により、当該旧財産形成貯蓄に係る同項に規定

6 前各項に定めるもののほか、旧財産形成年金貯蓄及び旧財産形成貯蓄に係る新租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に關する経過措置)

第四十三條 昭和六十三年^四一月一日前に支払を受けるべき又は支払うべき旧租税特別措置法第八條の二第一項又は第八條の三第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の二第一項、第三項又は第四項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等(以下この項において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。)で同日を含む証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間に対応するものうち、その証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の証券

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき又は支払うべき新租税特別措置法第八条の二第五項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等(以下この項において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。)で同日を含む証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間に対応するものうち、その証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間

に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年一月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の二第一項又は第二項に規定する国外株式等の配当等については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の三第一項、第二項又は第三項に規定する国外証券投資信託の配当等(以下この項において「国外証券投資信託の配当等」という。)で同日を含む国外証券投資信託の配当等の計算期間に対応するものうち、その国外証券投資信託の配当等の計算期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置)
第四十四条 新租税特別措置法第二十五条の二第五項及び第六項の規定は、昭和六十三年分の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

得税については、なお従前の例による。
(恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得の源泉徴収の特例に関する経過措置)

第四十五条 昭和六十三年十二月三十一日以前に支払うべき旧租税特別措置法第二十九条の三第一項に規定する恩給及び年金に係る旧所得税法第百八十三条第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに旧所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出については、なお従前の例による。
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第三十一条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の三第一項の規定は、個人が、昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に、その有する旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等又は旧租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する土地等で同年一月一日において旧租税特別措置法第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えものの譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が旧租税特別措置法第三十一条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡若しくは同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡又は旧租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に該当するときにおけるこれらの譲渡による譲渡所得に係る昭和六十三年分の所得税についても適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条第一項及び第三項並びに第三十七条の三第一項の規定は、個人が昭和六十三年十月一日以後に新租税特別措置法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

(定期積金の給付補てん金等の分離課税等に関する経過措置)

第四十七条 昭和六十三年一月一日前に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十一条の十一第一項に規定する給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十一条の十一第一項に規定する給付補てん金等(以下この項において「給付補てん金等」という。)で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するものうち、その期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年一月一日以後に支払うべき新租税特別措置法第四十一条の十一第三項に規定する給付補てん金等(以下この項において「給付補てん金等」という。)で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するものうち、その期間の初日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、なお従前の例による。
(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第四十八条 昭和六十三年十二月三十一日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第四十九条 新租税特別措置法第三章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、法人の昭和六十三年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号又は第十五号の規定は、法人が昭和六十三年十月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡で同項第八号又は第十五号に掲げる場合に該当するものに係る法人税について適用し、法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡で同項第八号に掲げる場合に該当するものに係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十号及び第十六号の規定は、法人が昭和六十三年十月一日以後に行うこれらの規定の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十号及び第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(見直し)
第五十一条 利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第五十一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「給与」を「給与等、公的年金等」に改め、「第百八十三條」の下に、「第二百三條の二」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

所得稅法第三十五條第三項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支払を受ける者で、災害により住宅又は家財について甚大な被害を受け、かつ、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が六百万円以下であるものに対しては、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日以つてに支払を受けるその年分の雑所得に係る公的年金等につき同法第二百三條の二の規定による徴収を猶予し、又はその年一月一日から当該災害があつた日の前日までの間において受けた当該公的年金等につき同條の規定により徴収された税額を還付することができる。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 前条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条の規定は、昭和六十三年分以後の所得税について適用し、昭和六十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(簡易生命保險法の一部改正)

第五十三條 簡易生命保險法（昭和二十四年法律第六十八號）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第四条の二第七項」を「第四条の二第八項第一号」に改め、「（郵便貯金に係るものを除く。）」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第五十四条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の第三第二項中「退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。」から「所得税法」を「から同法」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第五十五條 國家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十條第三項中「退職共済年金及び国民年金法による老齡基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。」から所得税法を「から同法」に改める。

七
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十六條 地方公務員等共済組合法（昭和三十
七年法律第百五十二号）の一部を次のように改
正する。

第八十二条第三項中「(退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。)から所得税法」を「から同法」に改める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
第五十七條^八 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十一条の十二第二項から第三項までの規定の適用については、当該租税率百分の二十（同法第四十一条の十二第二項から第三項までの場合に於ては、同条第一項から第三項までの規定に規定する税率）」を「第三条第一項、第四条の二第一項、第二項若しくは第十項第一号若しくは第二号、第四条の

三第二項、第二項若しくは第十二項第二号若し

くは第二号、第八条の第二項、第三項若しくは第四項、第四十一条の十一第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率（同法

四条の第三十一項第一号若しくは第二号の場合にあつては、百分の十五の税率。以下この項に

おいて同じ。に改め、規定する限度税率^一の下に〔同法第四条の第二十項第一号若しくは第二号又は第四条の第三十一項第一号若しくは第二号の場合にあつては、当該限度税率から百分の三・七五の税率（当該限度税率が百分の三・七五に満たない場合には、当該限度税率）を控除した率に相当する税率〕を加え、同条の次に次の一条を加える。

例) (割引債の償還差益に係る所得税の還付の特

第三條の二 租税特別措置法第四十一條の十二に規定する割引債の発行者は、租税条約の規定により当該割引債の償還差益に対する所得税が軽減され、又は免除される相手国の居住者に対し、当該償還差益の支払をする場合には、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同条第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

第七條に次の一項を加える。

3 第一項に規定する取引の対価の額につき大蔵大臣が租税条約の我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の

規定による更正に係る還付金又は過納金に

いは、国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で大蔵大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で合意をした期間に对应する部分に相当する金額を付さないことができない。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

五十八條^九 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条第一項の規定(新租税特別措置法第四十一条の十二に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。))の償還差益に係る部分を除く。は、昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等(割引債の償還差益を除く。))について適用し、同日前に支払を受けるべき当座配当等については、なお従前の例による。

割引債の償還差益に係る新租税条約実施特例

法第三条第一項及び第三条の二の規定は、昭和六十三年^四一月一日以後に発行される割引債について適用し、同日前に発行された割引債については、なお従前の例による。

沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律の二
(部改正)

五十九條 沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号中「昭和六十二年十一月三十一日までの間に」を「この法律の施行の日から起算して二十年以内に」に改める。

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十〇条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第八項中「及び第六十三条の規定の適用についても」を「及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)第九十九条の規定による改正後の租税特別措置法第六十三条又は第六十三条の二の規定の適用についても」に改める。

附則第二十三条に次の一項を加える。

17 前項の規定により租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第八十一条の二第一項の規定の例によることとされる同項に規定する登記の場合における所得税法等の一部を改正する法律第九十九条の規定による改正後の租税特別措置法第七十一条第二項の規定の適用については、同条中「第八十二条」とあるのは、「第八十二条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)附則第二十三条第十六項を含む。)」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第七項中「定める日以後に」を「定める日以後で所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)次項において「昭和六十二年改正法」という。の施行の日前に」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第四項及び第五項の規定の適用がある場合(昭和六十二年改正法の施行の日以後にこれ

らの規定に規定する現物出資をする場合に限り。に)における昭和六十二年改正法第九十九条の規定による改正後の租税特別措置法第六十三条第四項(同法第六十三条の二第四項において準用する場合を含む。の)の規定の適用については、同法第六十三条第四項中「第六十五條の十二までの規定」とあるのは、「第六十五條の十二までの規定(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)附則第十八条第四項及び第五項の規定を含む。)」とする。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十二條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
附則第七條第二項中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第六十三條 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第十六條の規定は」を「第十六條の規定は」に改め、「附則第十四條の規定は売上税法(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から」を削る。

附則第十四條から第十六條までを削る。

(医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十四條 医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除
(船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十五條 船舶安全法及び道路運送車両法の一

部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條を次のように改める。

第十二條 削除
(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六條 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除
(農林漁業信用基金法の一部改正)

第六十七條 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第六十八條 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中別表の付表の改正規定を次のように改める。

別表の付表第一号中「第二二・〇九号の一の(一)」を「第二二・〇八・三〇号に」、「第二二・〇九号の一の(二)」を「第二二・〇八・二〇号又は第二二・〇八・九〇号の一の(一)」に、「シャパンその他のスパークリングワイン」を「スパークリングワイン」に、「第二二・〇五号の一」を「第二二・〇四・一〇号に」、「第二二・〇五号の二又は第二二・〇六号」を「第二二・〇四・二二号、第二二・〇四・二九号、第二二・〇五・一〇号又は第二二・〇五・

四四〇

九〇号の二に、「ジン、ラム」を「ラム若しくはタフィア、ジン若しくはジュネヴァ」に、「第二二・〇九号の一の(三)若しくは(四)又は二の(一)」を「第二二・〇八・四〇号、第二二・〇八・五〇号又は第二二・〇八・九〇号の一の(三)若しくは二の(一)」に、「第二二・〇三三三」を「第二二・〇三・〇〇号」に、「第二二・〇四号、第二二・〇七号、第二二・〇八号又は第二二・〇九号の一の(四)若しくは二の(三)若しくは(三)若しくは三」を「第二二・〇六・〇〇号の二、第二二・〇八・一〇号の二又は第二二・〇八・九〇号の一の(三)若しくは二の(三)若しくは(四)」に改め、同表第二号中「第四二・〇二二号の二」を「第四二・〇二・九一、第四二・〇二・九二号又は第四二・〇二・九九号」に改め、同表第三号中「第四二・〇二二号の一又は二の(一)」を「第四二・〇二・二二号」に改め、同表第四号中「身辺用模造細貨類」の下に「(卑金屬製のもの及び木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種以上の材料(首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。で構成されるものに限る。))を加え、「第七一・一二号、第七一・一三三、第七一・一四号の二、第七一・一五号の二又は第七一・一六号の二」を「第七一・一三三、第七一・一四四、第七一・一五九〇号、第七一・一六・一〇号、第七一・一六・二〇号の二、第七一・一七・一九号又は第七一・一七・九〇号」に、「第九五・〇五号の二の(一)」を「第九六・〇一・一〇号又は第九六・〇一・九〇号の一に、「メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。を「たばこ用ライター(機械式であるかないかは電気式であるかないかを問わない。に、「第九八・一〇号」を「第九六・一三・一〇号、第九六・一三・二〇号、第九六・一三・三〇号又は第九六・一三・八〇号」に改め、同表第五号中「第

三三三・〇六号の「一」を「第三三三〇三・〇〇号」に改める。

第三條中別表第四の改正規定の次に次のよう
に加える。

別表第五第一号中第三二・〇九号の一の(一)を「第三二〇八・三〇号」に、「第三二・〇九号の一の(一)」を第三二〇八・二〇号又は第三二〇〇八・九〇号の一の(一)に、「ジャンパンその他のスパークリングワイン」を「スパークリングワイン」に、「第三二・〇五号の一」を「第三二〇四・一〇号」に、「第三二・〇五号の二又は第三二・

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」を「昭和五十二年
度から昭和六十年年度まで」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年
度」に、「昭和六十年年度」を「昭和六十一年年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十年年度」を「昭和六
十一年年度」に改め、同表道府県の項第十一号中「昭和六十年年度」の下に「及び昭和六十一年年度」を加え、同
表市町村の項第九号中「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」を「昭和五十二年度から昭和六十一年
年度まで」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十一年年度」を「昭和五十二年年度」に、「昭和六十年年度
」を「昭和六十一年年度」に改め、同表市町村の項第十一号中「昭和六十年年度」を「昭和六十一年年度」に改め、
同表市町村の項第十二号中「昭和六十年年度」の下に「及び昭和六十一年年度」を加え、同条第二項の表第三
十六号中「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」を「昭和五十二年度から昭和六十一年年度まで」に改
め、同表第三十七号を次のように改める。

十七年度から昭和五十六年度までの間及び昭和五十八年度から昭和六十年年度までの間各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円
一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十二年から昭和五十六年度まで及び昭和五十八年度から昭和六十年年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円

第十二条第二項の表第三十八号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表第三十九号中「昭和六十年度」の下に「及び昭和六十一年度」を、「(昭和六十年法律第三十七号)」の下に「又は国の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和六十一年法律第四十六号)」を加える。

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 地方交付税法の一部を改正する法律案

○六号」を「第三二〇四・二一号、第三二〇四・二九号、第三二〇五・一〇号又は第三二〇五・

九〇号の二に、「ジン、ラム」を「ラム若しくは
タフィア、ジン若しくはジュネヴァ」に、「第二

二・〇九号の一の(ニ)若しくは(四)又は二の(一)を
 「第三二〇八・四〇号、第三二〇八・五〇号又は
 第三二〇八・九〇号の一の(ニ)若しくは二の(一)

に、「第二三・〇三号」を「第二三・〇三・〇〇号」に改める。

第八條を削る。

第十三条第五項の表中

入 補てん償還 費	九 財源対策償 還費	十 地域財政特 例対策償還 費
地方税の減収補てんのため昭和五十一年度から昭和六十年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度に於ける財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から昭和六十年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
種別補正	種別補正	種別補正

を

入 補てん償償還 費	九 財源対策償 償還費	十 地域財政特 例対策償償還 費	十一 臨時財政 特例償償還費
地方税の減収補てんのため昭和五十二年 度から昭和六十一年度までの各年度に おいて特別に発行を許可された地方 債の額	昭和五十二年 度から昭和五 十六年度まで 及び昭和五十 八年年度から 昭和六十一年 度までの各年 度の財源対策 のため当該各 年度において 発行を許可さ れた地方債の 額	地域財政特例 対策のため昭 和五十七年度 から昭和六十 一年度までの 各年度におい て特別に発行 を許可された 地方債の額	臨時財政特例 対策のため昭 和六十一年度 及び昭和六十 一年度において 特別に発行を 許可された地 方債の額
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

に改める。

に改める。

[illegible]

附則第八條第二項中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に改め、同條第三項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年度分」に改め、同條第四項中「昭和六十年度分」を「昭和六十一年度分」に改める。別表を次のように改める。

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方交付税法の一部を改正する法律案

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用	
一 警察費	二 土木費	1 警察費	警察職員数	一人につき	七、二五三、〇〇〇円	
		1 道路橋りよう費	(1) 經常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇
			(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	四、九二〇、〇〇〇
		2 河川費	(1) 經常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八七、〇〇〇
			(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	四六八、〇〇〇
		3 港湾費	(1) 經常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、三〇〇
			(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、三五〇
		4 その他の土木費	(1) 經常経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三四〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	七一
		三 教育費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、七〇〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	七一
		1 小学校費	教職員数	一人につき	三、五七二、〇〇〇	
			2 中学校費	教職員数	一人につき	三、六二七、〇〇〇
		3 高等学校費	(1) 經常経費	教職員数	一人につき	五、六四六、〇〇〇
			(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三八、七〇〇
4 特殊教育諸学校費	(1) 經常経費	生徒数	一人につき	三六、三〇〇		
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三六、三〇〇		

一 産業経済費	二 労働費	1 産業行政費	農家数	一戸につき	六二、四〇〇	
		(1) 經常経費	(1) 經常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	三三、〇〇〇
			(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、八五〇
		2 林野行政費	(1) 經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	三、八二〇
			(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一五五、〇〇〇
		3 水産行政費	(1) 經常経費	水産業者数	一人につき	四三、七〇〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇
		4 商工行政費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇
		5 その他の行政費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇
		6 徴税費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇
		7 恩給費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇
8 厚生労働費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
9 生活保護費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
10 社会福祉費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
11 衛生費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
12 労働費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
13 失業者数	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
14 児童及び生徒の数	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
15 児童及び生徒の数	(1) 經常経費	人口	一人につき	一、四〇〇		
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四〇〇		

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方交付税法の一部を改正する法律案

市町村	一 消防費	人口	一人につき	六、四六〇円
	二 土木費	人口	一人につき	六、四六〇円
	三 その他の諸費	人口	一人につき	三、八八〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、六五〇
	(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	一、二五二、〇〇〇
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
	八 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十二年及び昭和六十一年度から昭和六十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三二
	九 財源対策償還費	昭和五十二年及び昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度に於ける財源対策のたてつけに当り、昭和六十一年度までの各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	一六二
	十 地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三七
	十一 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十一年度及び昭和六十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六八
	三 教育費	人口	一人につき	二八、七〇〇
	1 小学校費	児童数	一人につき	五五〇、〇〇〇
	(1) 経常経費	学級数	一校につき	五、四〇四、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	八五四
	6 その他の土木費	人口	一人につき	八五六
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一四六
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一五一
	5 下水道費	人口	一人につき	一四六
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一四六
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一五一
	4 公園費	人口	一人につき	三五六
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一五一
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三五六
	3 都市計画費	人口	一人につき	六二五
	(1) 経常経費	人口	一人につき	六二五
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	六二五
	2 港湾費	人口	一人につき	六二五
	(1) 経常経費	人口	一人につき	六二五
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	六二五
	1 道路橋りょう費	人口	一人につき	六二五
	(1) 経常経費	人口	一人につき	六二五
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	六二五

2	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	三七九、〇〇〇
	(1) 經常経費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇
2	(1) 經常経費	学級数	一学級につき	七〇四、〇〇〇
	(2) 投資的経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇
3	(1) 經常経費	学級数	一学級につき	三七九、〇〇〇
	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	三七九、〇〇〇
3	(1) 經常経費	教職員数	一人につき	五、七七五、〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三八、〇〇〇
4	(1) 經常経費	生徒数	一人につき	二一、八〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二一、八〇〇
4	(1) 經常経費	人口	一人につき	四、九四〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一九六
4	(1) 經常経費	人口	一人につき	六、二五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、二二〇
4	(1) 經常経費	人口	一人につき	四六八
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、四四〇
4	(1) 經常経費	人口	一人につき	四、三四〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	五三七
5	(1) 經常経費	失業者数	一人につき	九八一、〇〇〇
	(2) 投資的経費	失業者数	一人につき	九八一、〇〇〇
5	(1) 經常経費	農家数	一戸につき	三三、六〇〇
	(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	一一、〇〇〇
2	(1) 經常経費	人口	一人につき	六六八
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	六六八

3	(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二七、一〇〇
	(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二九、〇〇〇
6	(1) 經常経費	世帯数	一世帯につき	八、四八〇
	(2) 投資的経費	世帯数	一世帯につき	三、九〇〇
2	(1) 經常経費	人口	一人につき	九、四六〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	八九六、〇〇〇
2	(1) 經常経費	面積	一平方キロメートルにつき	一、九〇〇
	(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	三九二、〇〇〇
7	(1) 經常経費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
	(2) 投資的経費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
8	(1) 經常経費	地方税の減取補てんのための昭和五十二年及び昭和六十一年度の各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三三
	(2) 投資的経費	地方税の減取補てんのための昭和五十二年及び昭和六十一年度の各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三三

十 財源対策債償還	千円につき	一六二
十一 地域財政特例 対策債償還費	千円につき	一三七
十二 臨時財政特例 債償還費	千円につき	六八

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年分等の地方交付税から適用する。

2 地方財政法昭和二十三年法律第九号の一部を次のように改正する。

第三十三條及び第三十三條の二を次のように改める。

第三十三條及び第三十三條の二 削除

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三條中「譲与金をいう。」の下に「並びにこれらに関する諸費」を加える。

附則第六條中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年分」に改める。

附則第七條を次のように改める。

（一般会計からの繰入金）

第七條 第四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和六十二年分にあつては地方交付税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十三号）による改正後の地方交付税法附則第四條第一項第一号に規定する額に三千三百七十七億八千万円を加算した額とし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつては第四條の規定により算定した額にそれぞれ千六百六十億円を加算した額とし、昭和六十八年度にあつては同条の規定により算定した額に千七百七十五億円を加算した額とする。

（小字及びハは衆議院修正）

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五條」を「第六十五條の二」に、

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

「第四目 犯則取締（第七十一條、第七十一條の二）」を

下に「第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。

イ この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十三條第一項に規定する利子等（租税特別措置法第四條の四第一項の規定により所得税法第二十三條第一項に規定する利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益を含み、ハ及びニに掲げる利子、収益の分配又は差益、同法第九條の二第一項の規定の適用を受ける利子、同法第十條第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四條第一項の規定の適用を受ける利子並びに政令で定めるものの適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益、同法第四條の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び

ロ 租税特別措置法第三條の三第一項に規定する国外公社債等の利子等と同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五條の二第三項及び第七十一條の八において「国外公社債等の利子等」という。）

ハ 租税特別措置法第四條の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益

ニ 租税特別措置法第四條の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益

ホ この法律の施行地において支払を受ける

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

四四六

べき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等証券投資信託の収益の分配に係るもの(ハ及びニに掲げる収益の分配並びに同法第十条第一項の規定の適用を受ける収益の分配)に係るものを除く。第二項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配及び同法第四号の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配

一 租税特別措置法第八号の三第一項に規定する国外証券投資信託の配当等で同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの(第二十五条の二第三項及び第七十一条の八において「国外証券投資信託の配当等」という。)

ト この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

第二十三条第四項中「第二款第三目」を「第十四号、第二十五条の二並びに第二款第三目及び第四款」に改める。

第二十四条第一項中「均等割額によつて」の下に「第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて」を加え、「管理人の定め」を「管理人の定め」に、「第五十三号第五項」を「第五十三号第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

第二十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

八 第一項第五号の営業所等とは、利子等の支払をする者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので利子等の支払の事務(利子等の支払に関連する事務を含む)で政令で定めるものを行うもの(利子等の支払の取扱いをする者で

政令で定めるものがある場合に於ては、その者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので利子等の支払の取扱の事務のうち政令で定めるものを行うもの)をいう。

第二十四条の五第一項中「道府県民税」の下に「均等割及び所得割」を加える。

第二十五条第一項中「道府県民税」の下に「均等割及び法人税割」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(利子等に係る道府県民税の非課税の範囲)

第二十五条の二 道府県は、所得税法第二号第一項第五号に規定する非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等については、利子割を課することができない。

2 道府県は、所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける利子等で、同法第十一条第一項の規定の適用を受けるもの、租税特別措置法第三号の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のものは第二十三条第一項第十四号に掲げるものについては、利子割を課することができない。

3 道府県は、所得税法第七十六号第一項に規定する信託会社が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは国外証券投資信託の配当等で政令で定めるもの、租税特別措置法第八号第一項に規定する金融機関が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のものと及び同法第八号第二項に規定する証券業者等が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のものは、利子割を課することができない。

第二十六条の見出し中「法人等の」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「定」を「定め」に改

め、「道府県民税」の下に「並びに利子等に係る道府県民税」を加え、「左に」を「次に」に改め、「第一号の下に」若しくは「第二号」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特別徴収義務者

第二十六条第二項中「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「法人等の」を削り、「第六十八号第六項の下に」又は第七十一条の十九第六項」を加える。

第二十七条の見出し中「法人等の」を削り、同条第一項中「左の」を「次の」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第二項中「定」を「定め」に、「並びに第七十号第二項」を「第七十号第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十四第四項並びに第七十一条の二十二第二項」に改め、「同じ」又は「下の」に「法人若しくは人の」を、「その法人」の下に「又は人」を加え、「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「管理人の定め」を「管理人の定め」に改める。

第三十二条第三項中「及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 六十万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十五万円

第三十二条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 前年の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七号の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八号第二項に規定する給与所得控除額を超える場合には、本項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五号の二第二項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の自治省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七号の二第二項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

第三十四条第一項第二号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第七号中「二十四万円」を「四十八万円」に改め、同項第十号中「二十六万円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 自己と生計を一にする配偶者(他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもの)と同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。を有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が八百万円以下であるもの(その配偶者が本号の規定の適用を受けている者を除く。次に掲げるその配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額がない者 十四万円

ロ 前年の所得の全部が第二十三条第一項第七号ロに規定する給与所得等(以下本号において「給与所得等」という。)である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三十三分の十四に相当する金額(その金額に一万円未満の端数があると

きは、その端数金額又はその全額はない

き、又はその全額が一万円未満であると

ものとする。(3)及び(4)において同じ。)を控除した金額

(3) 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額

(4) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその他の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍に相当する金額との合計額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額

控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の所得の全部が給与所得等である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十三万円を超える部分の金額(当該金額が十六万五千円を超えるときは、十六万五千円とする。)(2)及び(3)において同じ。)(三十三分の二十八に相当する金額(その金額が一万円未満の端数があるときは、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその金額はないものとする。)(2)及び(3)において同じ。))を控除した金額

(2) 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額のうち三十三万円を超える部分の金額の三十三分の二十八に相当する金額を控除した金額

(3) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその他の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍

に相当する金額との合計額のうち三十三万円を超える部分の金額の三十三分の二十八に相当する金額を控除した金額

第三十四条第一項第十一号中「二十六万円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、同条第二項中「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第三項中「三十四万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同条第五項中「配偶者控除額」との下に、「第一項第十号の二の規定によつて控除すべき金額を配偶者特別控除額」とを加え、「第一項第十一号」を「同項第十一号」に改め、同条第六項中「その他の控除対象配偶者」の下に「若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者」を加え、「同項」を「第三項」に改め、同条第八項中「控除対象配偶者及び」の下に「第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに」を加え、同条第九項中「配偶者控除額」の下に「配偶者特別控除額」を加える。

百三十万円以下の金額	百分の二
百三十万円を超える金額	百分の三
三百万円を超える金額	百分の四

第三十六条第二項中「百五十万円以下である」を「所得割の最も低い税率の適用される区分に属する」に改める。

第三十七条の二中「道府県民税」の下に「所得割及び利子割」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第三十七条の三を削る。

え、「年金、恩給(一時恩給を除く。))」を削り、「総称する。))」の下に「又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下本条において「公的年金等」という。))」を、「の所得」の下に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、同項第五号中「配偶者控除額」の下に「配偶者特別控除額」を加え、同条第二項中「の給与支払報告書」の下に「又は同条第三項の公的年金等支払報告書」を加え、「同項」を「これらに改め、」によつて給与支払報告書の下に「又は公的年金等支払報告書」を、「現在において給与の下に」又は公的年金等所得以外の所得」を加え、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「第三百七条の六第一項」の下に「又は第三項」を、「給与支払報告書」の下に「又は公的年金等支払報告書」を、「現在において給与の下に」又は公的年金等所得の下に「又は公的年金等所得以外の所得」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

百三十万円以下の金額	百分の二
百三十万円を超える金額	百分の三
三百万円を超える金額	百分の四

第五十三条第一項中「第九項」を「第十項」に改め、「算定した法人税割額」の下に「(同法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))又は同法第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下本条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。))にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。))」を加え、「本項」を「本条」に、「すでに」を「既に」に改め、

「(当該申告書に係る法人税割額の計算について同条第二項及び第三項の規定を適用すべきものを除く。))」を削り、「第十一項」を「第十八項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第七十一条第一項」の下に「(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))」を加え、「前三項」を「前二項、第七項又は第八項」に、「又は第六十三条第一項」を、「第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「基いて」を「基づいて」に、「道府県民税の中間納付額」という。以下本項及び第五十五条第五項において同じ。))」を「(予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額。以下本項及び第五十五条第五項において「道府県民税の中間納付額」という。))」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十三条第十五項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第十五項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項中「前二項」を「第九項から第十一項まで」に、「第八項」を「第九項」に、「した後に」において、前項の規定による」を「し、次に第十項の規定による控除及び第十一項の規定による控除の順序に」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の法人(法人税法第七十四条第一項、第二百二条第一項(同法第十九条の規定の適用がある場合に限る。))又は第四百四十一条の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。))の法人税割額の計算上控除しきれなかつた

金額の記載が第十三項の申告書にあるときは、道府県は、政令で定めるところにより、当該法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

17 第十一項の規定による控除又は前項の規定による還付を受ける法人は、控除又は還付を受けべき額を証明する書類又は帳簿を、自治省令で定めるところにより、保存するとともに、道府県知事の請求があつたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

第五十三条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11 道府県(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人については、主たる事務所又は事業所の所在する道府県)は、法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)、第七十四条第一項、第二百二条第一項又は第二百四条第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人が当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間において、その支払を受ける利子等につき第四款の規定により利子割額(他の道府県において課されたものを含む。)を課されたときは、政令で定めるところにより、当該利子割額を当該法人が第一項、第二項、第七項又は第八項の規定により申告納付すべき当該算定期間に係る法人税割額から控除するものとする。

12 前項の規定は、法人税法第二条第六号の公益法人等及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが支払を受ける利子等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき第四款の規定により課される利子割額については、適用しない。

18 第十一項の規定は、法人の道府県民税の申告書に同項の規定により控除されるべき額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、当該控除されるべき額に相当する利子割額の都道府県別の明細を記載した自治省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除されるべき額は、当該控除されるべき額として記載された金額を限度とする。

14 道府県知事は、第十一項に規定する利子割額の全部又は一部につき前項の記載又は添付がない法人の道府県民税の申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、その記載又は添付がなかつた金額につき第十一項の規定を適用することができる。

第五十三条第八項中「道府県民税」の下に「の法人税割及び利子割」を加え、「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項(予定申告法人に係るものを除く。)」に、「第三項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を、「第二項、第四項及び第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項、第二項、第四項、前項若しくは本項の規定によつて申告書を提出した法人又は第十五条の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号の一に該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式によつて、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された第二十条の九の第三項五項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した道府県民税額を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された道府県民税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

三 先の申告書に納付すべき道府県民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき道府県民税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき道府県民税額があるとき。

8 第一項又は第二項の法人が法人税に係る修正申告書の提出又は法人税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号の一に該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

第五十三条の二中「から第三項まで」を、「第二項又は第七項」に改める。

第五十五条第一項中「法人税割額と異なることを発見したとき」の下に「当該申告に係る予定申告に係る法人税割額が同条第一項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき」を加え、「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額若しくは還付すべき額がその調査したところと異なることを発見したときは」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「又は当該申告に係る」を「当該」に改め、同条第四項中「又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額若しくは還付すべき額がその調査したところと異なることを発見したときは」に改め、同条第五項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第二項又は第三項」を「から第三項まで」に改める。

第五十六條第一項中「因る」を「よる」に、「をい」を「以下第二項」を「をい、利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む。次項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項の規定による申告」を「同条第八項の申告納付」に改め、同条第三項中「第五項」を「第四項」に改める。

第五十七條第一項中「有する法人」の下に「(予定申告法人を除く。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十二條第一項中「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」を削り、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第六十四條第一項中「第五項」を「第四項」に、

「同条第三項」を「同条第七項」に、「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「第五十三条第三項」を「第五十三条第七項」に、「(当該)」を「(同条第八項の規定の適用がある場合で当該)」に、「提出された場合には」を「提出されたときは」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「当該申告書を提出した日(当該)」を「当該申告書を提出した日(第五十三条第八項の規定の適用がある場合で当該)」に、「提出された場合には、当該申告書の提出期限まで」を「提出されたときは、当該申告書の提出期限まで」に改める。

第二章第一節第三款第二目中第六十五条の次の一条を加える。

(控除した利子割額に相当する金額の請求等)
第六十五条の二 道府県は、第五十三条第十一項の規定により控除し、又は同条第十六項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額を、当該他の道府県に請求するものとする。

2 前項の請求に係る金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3 第一項の請求を受けた道府県知事は、当該請求に関し必要があるときは、当該請求に係る道府県に対し、参考となるべき資料の閲覧又は提供を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その施行のために必要な事項は、自治省令で定める。
第二章第一節に次の一款を加える。

第四款 利子等に係る道府県民税

第一目 課税標準及び税率

(利子割の課税標準)

第七十一条の五 利子割の課税標準は、支払を受けるべき利子等の額とする。

2 前項の利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。(利子割の税率)

第七十一条の六 利子割の税率は、百分の五とする。ただし、第二十三条第一項第十四号ハ及びニに掲げる利子、収益の分配又は差益については、百分の一・二五とする。

2 租税特別措置法第四十条の二第十項又は第四十条の三第十一項の規定によりこれらの規定に規定する事実が生じた日においてその支払があつたものとみなされる利子、収益の分配又は差益に対する利子割の税率は、百分の三・七五とする。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第七十一条の七 信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)がその引き受けた合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、政令で定めるところにより、前二条の規定を適用した場合の当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。

2 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について徴収された

利子割の額は、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

(国外公社債等の利子等に係る外国税額控除)
第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外公社債等の利子等又は国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税(政令で定めるものを含む。)を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者(個人に限る。)に対する第三十七条の二及び第三十四条の七の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

第二目 徴収

(利子割の徴収の方法)

第七十一条の九 利子割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(利子割の特別徴収の手続)

第七十一条の十 利子割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、利子等の支払又はその取扱いをする者で道府県内に第二十四条第八項に規定する営業所等を有するものを当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収せなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、利子等の支払の際(特別徴収義務者が利子等の支払を取り扱う者

である場合には、当該取扱いに係る利子等の交付の際、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき利子割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。この場合において、道府県知事に提出すべき納入申告書には、自治省令で定める計算書を添付しなければならない。

(利子割に係る更正又は決定)
第七十一条の十一 道府県知事は、前条第二項の規定による納入申告書(以下本款において「納入申告書」という。)の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(利子割に係る不足金額及びその延滞金の徴収)
第七十一条の十二 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による

納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本款において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第七十一条の十第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間の日数に及び、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する利子割に係る納入金の延滞金)
第七十一条の十三 利子割の特別徴収義務者は、第七十一条の十第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に及び、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が第七十一条の十第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認

める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。
(利子割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の十四 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下本項において同じ。)において、第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額(以下本項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額が当該更正前にその更正に係る利子割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該利子割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超

える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十一条の十一第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十一条の十一第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る利子割の額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合に

は、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(利子割に係る納入金の重加算金)

第七十一条の十五 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合に

は、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならぬ。

(利子割の脱税に関する罪)

第七十一条の十六 第七十一条の第二項の規定によつて徴収して納入すべき利子割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三目 督促及び滞納処分

(利子割に係る督促)

第七十一条の十七 特別徴収義務者が納期限(第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十一条の十二第一項の納期限。以下本款において同じ。)までに利子割に係る地方団体の徴収金を完

納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(利子割に係る督促手数料)

第七十一条の十八 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(利子割に係る滞納処分)

第七十一条の十九 利子割に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該利子割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る利子割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに利子割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 利子割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、

道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る利子割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押さえることができる場合には、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差し押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、利子割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠べし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方とな

つた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の二十一 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

人に對し、同項の刑を科する。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四目 犯罪取締り

(利子割に係る犯罪事件に関する国税犯罪取締法の準用)

第七十一条の二十二 利子割に関する犯罪事件については、国税犯罪取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十一条の二十三 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、利子割に関する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十一条の二十四 第七十一条の二十二の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても利子割に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十一条の二十五 第七十一条の二十二の場合において、利子割に関する犯罪事件は、間接国

税以外の国税に関する犯罪事件とする。

第五目 交付

(利子割の市町村に対する交付)

第七十一条の二十六 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額から、第五十三条第十一項の規定により控除し、又は同条第十六項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に對し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。

第七十二条の三第一項中「又は法人税法」を、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「及び第二十八條の四」を、「第二十八條の四及び第二十八條の五」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該事業を行う個人の配偶者である事業専従者 六十万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十五

万円

第七十二条の四十六第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七十二条の四十七第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七十二条の二十三第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七十二条の二十四第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第九十八条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二百二十七条第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第二百二十八条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二百七十八条第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第二百七十九条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第三条の四第

四項」を「第三条の三第五項、第八條の三第五項」に改め、同項第五号中「(同法第二十九條において給与等とみなされる年金に係る所得を含む。)」を削り、同項第七号及び第八号中「生計を一にするもの」の下に「(第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)」を加える。

第二百九十四条第一項中「管理人の定」を「管理人の定め」に、「第三百二十一条の八第五項」を「第三百二十一条の八第四項」に改める。

第三百十三條第三項中「及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、同項第一号を次のように改める。

一次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 六十万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十五

第三百十三條第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七條の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額を超える場合には、本項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額

四五一

を記載した第三百七条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の自治省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七條の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

第三百十四條の二第一項第二号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第七号中「二十四万円」を「四十八万円」に改め、同項第十号中「二十六万円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 自己と生計を一にする配偶者（他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）を有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が八百万円以下であるもの（その配偶者が本号に規定する所得割の納税義務者として本号の規定の適用を受けている者を除く。）次に掲げるその配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額
- (1) 前年の合計所得金額がない者 十四万円
- (2) 前年の所得の全部が第二百九十二條第一項第七号ロに規定する給与所得等（以下本号において「給与所得等」という。）である者 十四万円からその者の前年の合

計所得金額の三十三分の十四に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるとき、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその金額はないものとする。）(3)及び(4)において同じ。）を控除した金額

(3) 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額

(4) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその者の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍に相当する金額との合計額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額

ロ 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の所得の全部が給与所得等である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十三万円を超える部分の金額（当該金額が十六万五千円を超えるときは、十六万五千円とする。）(2)及び(3)において同じ。）の三十三分の二十八に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるとき、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその金額はないものとする。）(2)及び(3)において同じ。）を控除した金額

(2) 前年の所得の全部が給与所得等以外の

所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額のうち三十三万円を超える部分の金額の三十三分の二十八に相当する金額を控除した金額

(3) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその者の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍に相当する金額との合計額のうち三十三万円を超える部分の金額の三十三分の二十八に相当する金額を控除した金額

第三百十四條の二第一項第十一号中「二十六万円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、同条第二項中「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第三項中「三十四万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同条第五項中「配偶者控除額」との下に「第一項第十号の二の規定によつて控除すべき金額を配偶者特別控除額」とを加え、「第一項第十一号」を「同項第十一号」に改め、同条第六項中「その他の控除対象配偶者」の下に「若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者」を加え、「同項」を「第三項」に改め、同条第八項中「控除対象配偶者及び」の下に「第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに」を加え、同条第九項中「配偶者控除額」の下に「配偶者特別控除額」を加える。

六十万円以下の金額	百分の三
六十万円を超える金額	百分の五
百三十万円を超える金額	百分の七
三百万円を超える金額	百分の八
四百五十万円を超える金額	百分の十
九百万円を超える金額	百分の十一
二千万円を超える金額	百分の十二

第三百十四條の七中「道府県民税」の下に「の所得割及び利子割」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第三百十四條の八を削る。

第三百十七條の二第一項中「次の各号」を「次に」に改め、「第三百十七條の六第一項」の下に「又は第三項」を、「給与支払報告書」の下に「又は公的年金等支払報告書」を加え、「年金、恩給（一時恩給を除く。）」を削り、「総称する。」の下に「又は所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等（以下本条及び第三百十七條の六第三項において「公的年金等」という。）を、「の所得」の下に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、同項第五号中「配偶者控除額」の下に「配偶者特別控除額」を加え、同条第二項中「の給与支払報告書」の下に「又は同条第三項の公的年金等支払報告書」を加え、「同項」を「これら」に改め、「によつて給与支払報告書」の下に「又は公的年金等支払報告書」を、「現在において給与の下に」又は「公的年金等」を、「の所得」の下に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、同条第三項中「第三百十七條の六第一項」の下に「又は第三項」を、「給与支払報告書」の下に「又は公的年金等支払報告書」を、「現

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

在において給与の下に「又は公的年金等」を、「の所得」の下に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、同条第五項中「第二百二十六条第一項の下に」又は第三項を、「給与所得の下に」又は公的年金等に係る所得を加え、「写」を「写し」に改める。

第三百七条の六に次の一項を加える。

3 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、自治省令の定めるところによつて、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

第三百七条の七第一項中「若しくは届出書」を「届出書若しくは公的年金等支払報告書」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第九項」を「第十項」に改め、「算定した法人税割額」の下に「(同法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))又は同法第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下本条及び第三百二十一条の十三第一項において「予定申告法人」という。)にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第三百二十一条の十一第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。))を加え、「すでに」を「既に」に改め、「(当該申告書に係る法人税割額の計算について同条第二項及び第三項の規定を適用すべきものを除く。))」を削り、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第七十一条第一項」の下に「(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))」を加え、「前三項」を「前二項、第七項又は第八項」に、「第一項、第二項又は前項」を「前二項、第七項又は第八項」に、「又は第六十三条第一項」を「第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「基いて」を「基ついて」に、「(市町村民税の中間納付額」という。以下本項及び第三百二十一条の十一第五項において「市町村民税の中間納付額」という。))」に改め、同項を同条第五項とする。

第三百二十一条の八第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「道府県民税」の下に「の法人税割額及び利子割を加え、第五十三条第八項を第五十三条第九項に、「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項(予定申告法人に係るものを除く。))」に、「第三項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を「第二項、第四項及び第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項、第二項、第四項、前項若しくは本項の規定によつて申告書を提出した法人又は第三百二十一条の十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号の一に該当する場合に、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式によつて、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした市町村長に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された第二十条の九の三第五項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した市町村民税額を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された市町村民税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に納付すべき市町村民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき市町村民税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき市町村民税額があるとき。

8 第一項又は第二項の法人が法人税に係る修正申告書の提出又は法人税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号の一に該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

第三百二十一条の八の二中「から第三項まで」を「第二項又は第七項」に改める。

八条の規定による法人税に係る申告書」を削り、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三百二十一条の十一第一項中「法人税割額と異なることを発見したとき」の下に「当該申告に係る予定申告に係る法人税割額が同条第一項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき」を加え、「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したとき」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「又は当該」を「当該」に、「ときは」を「とき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したとき」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「第二項又は第三項」を「から第三項まで」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項の規定による申告」を「同条第八項の申告納付」に改め、同条第三項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三百二十一条の十三第一項中「有する法人」の下に「(予定申告法人を除く。))」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百二十四条第一項中「又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」を削り、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三百二十六条第一項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「第三百二十一条の八第三項」を「第三百二十一条の八第七項」に、「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「(当該)」を「(同条第八項の規定の適用がある場合で当該に、提出された場合には)」を「提出されたときは」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「当該申告書を提出した日(当該)」を「当該申告書を提出した日(第三百二十一条の八第八項の規定の適用がある場合で当該に、提出された場合には)」を「当該申告書の提出期限)まで」を「提出されたときは、当該申告書の提出期限)まで」に改める。

第三百二十八条の三の表を次のように改める。

六十万円以下の金額	百分の三
六十万円を超える金額	百分の五
百三十万円を超える金額	百分の七
三百万円を超える金額	百分の八
四百五十万円を超える金額	百分の十
九百万円を超える金額	百分の十一
二千万円を超える金額	百分の十二

第三百二十八条の十一第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第三百二十八条の十二第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第四百八十三条第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中

「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第四百八十四条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第四百九十八条第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第四百九十九条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第五百三十六条第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第五百三十七条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第五百六十七条第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第五百六十八条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第六百一十二条第一項第一号中「第二十八条の四第三項第一号」を「第二十八条の四第四項第一号」に改める。

第六百九条第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第六百十條第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百

分の四十」に改める。

第六百八十八条第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第六百八十九条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第六百九十条の二十一第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第六百九十一条の二十二第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七百零一条の三十三第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七百零二条の三十四第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七百零三条の三十五第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七百零四条の三十六第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七百零五条の三十七第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七百零六条の三十八第一項中「(という)」に百分の五を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

を「(という)」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七百二十二条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七百三十四条第二項第一号中「課するもの」の下に「(利子等に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「課するもの」の下に「(利子等に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの

第七百三十四条第三項中「法人等に対して課する道府県民税」を「法人等の道府県民税及び利子等に係る道府県民税」に改め、「準用するもの」とし、下に「同項第二号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(個人の道府県民税及び法人等の道府県民税に関する部分の規定を除く。及び第四款の規定を準用するもの」としを加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「個人に対して課する市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「(除く。)」の規定を「(除く。及び第二章第一節第三款(第五十三

条第七項、第八項及び第十一項から第十七項まで、第五十五條、第五十六條、第六十四條並びに第六十五條の二の規定に限る。の規定」に改め、同項の表中「第二章第一節第一款及び第二款」を「第二章第一節に、「第三百二十一条の八第八項」を「第三百二十一条の八第九項」に、「第五十三條第八項」を「第五十三條第九項」に改める。

第七百三十六條第三項中「法人等に対して課する市町村民税」を「法人等の市町村民税」に改める。

附則第六條第二項中「第三十七條の三」を「第三

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

十七条の二に改め、同条第六項中「第三百十四
条の七及び第三百十四条の八」を「及び第三百十四
条の七に改め、同条第七項中「附則第三十三條の
二第七項」を「附則第三十三條の二第六項」に改め
る。

附則第八條第三項、第八條の二第二項及び第八
條の三、第五十三條第四項又は第三百二十一条
の八第四項を「第五十三條第三項又は第三百二十
一条の八第三項」に改める。

附則第十二條の二及び第三十條の三中「昭和六
十二年十二月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一
日」に改める。

附則第三十一條中「昭和六十二年十二月三十一
日」を「昭和六十五年五月三十一日」に改める。

附則第三十三條の二第一項中「第三十七條の三」
を「第三十七條の二」に改め、同条第三項第二号中
「過大報酬額」を「過大報酬等の額」に改め、同条第
四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第
六項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十七
條の三」を「第三十七條の二」に、「第三百十四
條の七及び第三百十四條の八」を「及び第三百十四
條の七」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第三十三條の三第一項に次のただし書を加
える。

ただし、次条第一項の規定の適用がある事業
所得及び雑所得については、この限りでない。

附則第三十三條の三第二項中「同条第三項各号」
を「同条第四項各号」に改め、同条第三項第一号中
「第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに」を
「第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び」
に改め、同項第二号中「第二十八條の四第五項第
二号」を「第二十八條の四第六項第二号」に改め、
同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七
号を第六号とし、同条第四項中「第三十四條第一

項第十号及び第十一号並びに」を「第三十四條第一
項第十号から第十一号まで及び」に、「第三百十四
條の二第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三
百十四條の二第一項第十号から第十一号まで及
び」に改め、「第三十七條の三第一項」とあるのは
「第三百十四條の八第一項」とを削り、同条の
次に次の一条を加える。

(超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に
係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三條の四 昭和六十三年年度から昭和六十
六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限
り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措
置法第二十八條の五第一項に規定する事業所得
又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及
び雑所得については、第三十二條第一項及び第
二項、第三十五條並びに第三十七條の規定にか
かわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事
業所得及び雑所得の金額として政令で定めると
ころにより計算した金額(以下本項において「超
短期所有土地等に係る事業所得等の金額」とい
う。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか
多い金額に相当する道府県民税の所得割を課す
る。

一 超短期所有土地等に係る事業所得等の金額

(第三項において準用する前条第三項第三号
の規定により適用される第三十四條の規定の
適用がある場合には、その適用後の金額。次
号において「超短期所有土地等に係る課税事
業所得等の金額」という。)の百分の四に相当
する金額

二 超短期所有土地等に係る課税事業所得等の
金額につき本項の規定の適用がないものとし
た場合に算出される道府県民税の所得割の額
として政令で定めるところにより計算した金

額の百分の百二十に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は
雑所得で、その基因となる超短期所有土地の譲
渡等(租税特別措置法第二十八條の五第一項に
規定する超短期所有土地の譲渡等をいう。)が同
条第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつ
き自治省令で定めるところにより証明がされた
ものについては、適用しない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用が
ある場合について準用する。この場合におい
て、前条第三項中「附則第三十三條の三第一項」
とあるのは「附則第三十三條の四第一項」と、
「土地等」とあるのは「超短期所有土地等」と、
「第二十八條の四第六項第二号」とあるのは「第
二十八條の五第三項によつて準用される同法第
二十八條の四第六項第二号」と読み替えるもの
とする。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について
準用する。この場合において、第一項中「道府
県」とあるのは「市町村」と、「第三十二條第一
項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條」と
あるのは「第三十三條第一項及び第二項、第
三十四條の三並びに第三百十四條の五」と、
「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」
と、「百分の四」とあるのは「百分の十一」と読み
替えるものとする。

附則第三十四條第三項第一号中「第三十四條第
一項第十号及び第十一号並びに」を「第三十四條第
一項第十号から第十一号まで及び」に改め、同項
第二号中「第三十一條第四項第二号」を「第三十一
條第五項第二号」に改め、同項中第五号を削り、
第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条
第四項中「第三十四條第一項第十号及び第十一号
並びに」を「第三十四條第一項第十号から第十一号

まで及び」に、「第三百十四條の二第一項第十号及
び第十一号並びに」を「第三百十四條の二第一項第
十号から第十一号まで及び」に改め、「第三十七
條の三第一項」とあるのは「第三百十四條の八第一
項」とを削る。

附則第三十四條の二第一項及び第二項並びに第
三十四條の三第一項中「昭和六十一年度から昭和
六十三年度まで」を「昭和六十三年年度から昭和六十
六年度まで」に改める。

附則第三十五條第一項第二号中「第三十一條第
二項」を「第三十一條第三項」に改め、同条第三項
中「第二十八條の四第三項第一号から第三号まで」
を「第二十八條の四第四項第一号から第三号まで」
に改め、同条第四項中「(第五号を除く。)」を削り、
同条第五項を次のように改める。

5 租税特別措置法第三十二條第三項に規定する
譲渡所得については、第一項中「十年以下」とあ
るのは、「五年以下」として、同項の規定を適用
する。

附則第三十五條第六項中「前項中「第三十七條
の三第一項」とあるのは「第三百十四條の八第一
項」とを削る。

附則第三十五條の四に次の一項を加える。

2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する
国民健康保険の被保険者が附則第三十三條の四第
一項の事業所得又は雑所得を有する場合につい
て準用する。この場合において、前項中「附則
第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る
事業所得等の金額」とあるのは、「附則第三十三
條の四第一項に規定する超短期所有土地等に係
る事業所得等の金額」と読み替えるものとす
る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	円未満		0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100			
8,000	12,000		0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200			
12,000	16,000		100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200			
16,000	20,000		100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300			
				116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400			
20,000	24,000		100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400			
24,000	28,000		200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500			
28,000	32,000		200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600			
32,000	36,000		200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700			
36,000	40,000		300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700			
40,000	44,000		300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800			
44,000	48,000		300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900			
48,000	52,000		400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900			
52,000	56,000		400	152,000	156,000	1,300	252,000	256,000	2,200	452,000	460,000	4,000			
56,000	60,000		500	156,000	160,000	1,400	256,000	260,000	2,300	460,000	468,000	4,100			
60,000	64,000		500	160,000	164,000	1,400	260,000	264,000	2,400	468,000	476,000	4,200			
64,000	68,000		500	164,000	168,000	1,400	264,000	268,000	2,400	476,000	484,000	4,200			
68,000	72,000		600	168,000	172,000	1,500	268,000	272,000	2,500	484,000	492,000	4,300			
72,000	76,000		600	172,000	176,000	1,500	272,000	276,000	2,600	492,000	500,000	4,400			
76,000	80,000		600	176,000	180,000	1,500	276,000	280,000	2,700	500,000	508,000	4,500			
80,000	84,000		700	180,000	184,000	1,600	280,000	284,000	2,700	508,000	516,000	4,500			
84,000	88,000		700	184,000	188,000	1,600	284,000	288,000	2,800	516,000	524,000	4,600			
88,000	92,000		700	188,000	192,000	1,600	288,000	292,000	2,800	524,000	532,000	4,700			
92,000	96,000		800	192,000	196,000	1,700	292,000	296,000	2,900	532,000	540,000	4,700			
96,000	100,000		800	196,000	200,000	1,700	296,000	300,000	3,000	540,000	548,000	4,800			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000		4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900			
556,000	564,000		5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000			
564,000	572,000		5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200			
572,000	580,000		5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300			
580,000	588,000		5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400			
588,000	596,000		5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500			
596,000	604,000		5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600			
604,000	612,000		5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700			
612,000	620,000		5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800			
620,000	628,000		5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900			
628,000	636,000		5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000			
636,000	644,000		5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100			
644,000	652,000		5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200			
652,000	660,000		5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300			
660,000	668,000		5,900	900,000	912,000	8,000	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500			
668,000	676,000		6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600			
676,000	684,000		6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700			
684,000	692,000		6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800			
692,000	700,000		6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900			
700,000	708,000		6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,572,000	14,000			
708,000	716,000		6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,572,000	1,584,000	14,100			
716,000	724,000		6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,584,000	1,596,000	14,200			
724,000	732,000		6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,596,000	1,608,000	14,300			
732,000	740,000		6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,608,000	1,620,000	14,400			
740,000	748,000		6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,620,000	1,632,000	14,500			

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
1,656,000	1,672,000	14,900		2,056,000	2,072,000	18,500		2,456,000	2,472,000	22,100		2,820,000	2,840,000	27,700	
1,672,000	1,688,000	15,000		2,072,000	2,088,000	18,600		2,472,000	2,488,000	22,200		2,840,000	2,860,000	27,900	
1,688,000	1,704,000	15,100		2,088,000	2,104,000	18,700		2,488,000	2,504,000	22,300		2,860,000	2,880,000	28,200	
1,704,000	1,720,000	15,300		2,104,000	2,120,000	18,900		2,504,000	2,520,000	22,500		2,880,000	3,000,000	28,500	
1,720,000	1,736,000	15,400		2,120,000	2,136,000	19,000		2,520,000	2,536,000	22,600		3,000,000	3,020,000	28,800	
1,736,000	1,752,000	15,600		2,136,000	2,152,000	19,200		2,536,000	2,552,000	22,800		3,020,000	3,040,000	29,000	
1,752,000	1,768,000	15,700		2,152,000	2,168,000	19,300		2,552,000	2,568,000	22,900		3,040,000	3,060,000	29,300	
1,768,000	1,784,000	15,900		2,168,000	2,184,000	19,500		2,568,000	2,584,000	23,100		3,060,000	3,080,000	29,600	
1,784,000	1,800,000	16,000		2,184,000	2,200,000	19,600		2,584,000	2,600,000	23,200		3,080,000	3,100,000	29,800	
1,800,000	1,816,000	16,200		2,200,000	2,216,000	19,800		2,600,000	2,620,000	23,400		3,100,000	3,120,000	30,100	
1,816,000	1,832,000	16,300		2,216,000	2,232,000	19,900		2,620,000	2,640,000	23,600		3,120,000	3,140,000	30,400	
1,832,000	1,848,000	16,400		2,232,000	2,248,000	20,000		2,640,000	2,660,000	23,900		3,140,000	3,160,000	30,600	
1,848,000	1,864,000	16,600		2,248,000	2,264,000	20,200		2,660,000	2,680,000	24,200		3,160,000	3,180,000	30,900	
1,864,000	1,880,000	16,700		2,264,000	2,280,000	20,300		2,680,000	2,700,000	24,400		3,180,000	3,200,000	31,200	
1,880,000	1,896,000	16,900		2,280,000	2,296,000	20,500		2,700,000	2,720,000	24,700		3,200,000	3,220,000	31,500	
1,896,000	1,912,000	17,000		2,296,000	2,312,000	20,600		2,720,000	2,740,000	25,000		3,220,000	3,240,000	31,700	
1,912,000	1,928,000	17,200		2,312,000	2,328,000	20,800		2,740,000	2,760,000	25,200		3,240,000	3,260,000	32,000	
1,928,000	1,944,000	17,300		2,328,000	2,344,000	20,900		2,760,000	2,780,000	25,500		3,260,000	3,280,000	32,300	
1,944,000	1,960,000	17,400		2,344,000	2,360,000	21,000		2,780,000	2,800,000	25,800		3,280,000	3,300,000	32,500	
1,960,000	1,976,000	17,600		2,360,000	2,376,000	21,200		2,800,000	2,820,000	26,100		3,300,000	3,320,000	32,800	
1,976,000	1,992,000	17,700		2,376,000	2,392,000	21,300		2,820,000	2,840,000	26,300		3,320,000	3,340,000	33,100	
1,992,000	2,008,000	17,900		2,392,000	2,408,000	21,500		2,840,000	2,860,000	26,600		3,340,000	3,360,000	33,300	
2,008,000	2,024,000	18,000		2,408,000	2,424,000	21,600		2,860,000	2,880,000	26,900		3,360,000	3,380,000	33,600	
2,024,000	2,040,000	18,200		2,424,000	2,440,000	21,800		2,880,000	2,900,000	27,100		3,380,000	3,400,000	33,900	
2,040,000	2,056,000	18,300		2,440,000	2,456,000	21,900		2,900,000	2,920,000	27,400		3,400,000	3,420,000	34,200	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
3,420,000	3,440,000	34,400		3,920,000	3,940,000	41,200		4,420,000	4,440,000	47,900		4,920,000	4,940,000	54,700	
3,440,000	3,460,000	34,700		3,940,000	3,960,000	41,400		4,440,000	4,460,000	48,200		4,940,000	4,960,000	54,900	
3,460,000	3,480,000	35,000		3,960,000	3,980,000	41,700		4,460,000	4,480,000	48,500		4,960,000	4,980,000	55,200	
3,480,000	3,500,000	35,200		3,980,000	4,000,000	42,000		4,480,000	4,500,000	48,700		4,980,000	5,000,000	55,500	
3,500,000	3,520,000	35,500		4,000,000	4,020,000	42,300		4,500,000	4,520,000	49,000		5,000,000	5,020,000	55,800	
3,520,000	3,540,000	35,800		4,020,000	4,040,000	42,500		4,520,000	4,540,000	49,300		5,020,000	5,040,000	56,000	
3,540,000	3,560,000	36,000		4,040,000	4,060,000	42,800		4,540,000	4,560,000	49,500		5,040,000	5,060,000	56,300	
3,560,000	3,580,000	36,300		4,060,000	4,080,000	43,100		4,560,000	4,580,000	49,800		5,060,000	5,080,000	56,600	
3,580,000	3,600,000	36,600		4,080,000	4,100,000	43,300		4,580,000	4,600,000	50,100		5,080,000	5,100,000	56,800	
3,600,000	3,620,000	36,900		4,100,000	4,120,000	43,600		4,600,000	4,620,000	50,400		5,100,000	5,120,000	57,100	
3,620,000	3,640,000	37,100		4,120,000	4,140,000	43,900		4,620,000	4,640,000	50,700		5,120,000	5,140,000	57,400	
3,640,000	3,660,000	37,400		4,140,000	4,160,000	44,100		4,640,000	4,660,000	50,900		5,140,000	5,160,000	57,600	
3,660,000	3,680,000	37,700		4,160,000	4,180,000	44,400		4,660,000	4,680,000	51,200		5,160,000	5,180,000	57,900	
3,680,000	3,700,000	37,900		4,180,000	4,200,000	44,700		4,680,000	4,700,000	51,400		5,180,000	5,200,000	58,200	
3,700,000	3,720,000	38,200		4,200,000	4,220,000	45,000		4,700,000	4,720,000	51,700		5,200,000	5,220,000	58,500	
3,720,000	3,740,000	38,500		4,220,000	4,240,000	45,200		4,720,000	4,740,000	52,000		5,220,000	5,240,000	58,700	
3,740,000	3,760,000	38,700		4,240,000	4,260,000	45,500		4,740,000	4,760,000	52,200		5,240,000	5,260,000	59,000	
3,760,000	3,780,000	39,000		4,260,000	4,280,000	45,800		4,760,000	4,780,000	52,500		5,260,000	5,280,000	59,300	
3,780,000	3,800,000	39,300		4,280,000	4,300,000	46,000		4,780,000	4,800,000	52,800		5,280,000	5,300,000	59,500	
3,800,000	3,820,000	39,600		4,300,000	4,320,000	46,300		4,800,000	4,820,000	53,100		5,300,000	5,320,000	59,800	
3,820,000	3,840,000	39,900		4,320,000	4,340,000	46,600		4,820,000	4,840,000	53,400		5,320,000	5,340,000	60,100	
3,840,000	3,860,000	40,100		4,340,000	4,360,000	46,800		4,840,000	4,860,000	53,600		5,340,000	5,360,000	60,300	
3,860,000	3,880,000	40,400		4,360,000	4,380,000	47,100		4,860,000	4,880,000	53,900		5,360,000	5,380,000	60,600	
3,880,000	3,900,000	40,600		4,380,000	4,400,000	47,400		4,880,000	4,900,000	54,100		5,380,000	5,400,000	60,900	
3,900,000	3,920,000	40,900		4,400,000	4,420,000	47,700		4,900,000	4,920,000	54,400		5,400,000	5,420,000	61,200	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		
以	上	未	税	以	上	未	税	以	上	未	税
満	満	額	満	満	額	満	額	満	満	額	満
5,420,000	5,440,000	61,400	5,920,000	5,940,000	68,200	6,420,000	6,440,000	76,800	6,920,000	6,940,000	85,800
5,440,000	5,460,000	61,700	5,940,000	5,960,000	68,400	6,440,000	6,460,000	77,200	6,940,000	6,960,000	86,200
5,460,000	5,480,000	62,000	5,960,000	5,980,000	68,700	6,460,000	6,480,000	77,500	6,960,000	6,980,000	86,500
5,480,000	5,500,000	62,200	5,980,000	6,000,000	69,000	6,480,000	6,500,000	77,900	6,980,000	7,000,000	86,900
5,500,000	5,520,000	62,500	6,000,000	6,020,000	69,300	6,500,000	6,520,000	78,200	7,000,000	7,020,000	87,300
5,520,000	5,540,000	62,800	6,020,000	6,040,000	69,600	6,520,000	6,540,000	78,600	7,020,000	7,040,000	87,600
5,540,000	5,560,000	63,000	6,040,000	6,060,000	70,000	6,540,000	6,560,000	79,000	7,040,000	7,060,000	88,000
5,560,000	5,580,000	63,300	6,060,000	6,080,000	70,300	6,560,000	6,580,000	79,300	7,060,000	7,080,000	88,300
5,580,000	5,600,000	63,600	6,080,000	6,100,000	70,700	6,580,000	6,600,000	79,700	7,080,000	7,100,000	88,700
5,600,000	5,620,000	63,900	6,100,000	6,120,000	71,100	6,600,000	6,620,000	80,100	7,100,000	7,120,000	89,100
5,620,000	5,640,000	64,100	6,120,000	6,140,000	71,400	6,620,000	6,640,000	80,400	7,120,000	7,140,000	89,400
5,640,000	5,660,000	64,400	6,140,000	6,160,000	71,800	6,640,000	6,660,000	80,800	7,140,000	7,160,000	89,800
5,660,000	5,680,000	64,700	6,160,000	6,180,000	72,100	6,660,000	6,680,000	81,100	7,160,000	7,180,000	90,100
5,680,000	5,700,000	64,900	6,180,000	6,200,000	72,500	6,680,000	6,700,000	81,500	7,180,000	7,200,000	90,500
5,700,000	5,720,000	65,200	6,200,000	6,220,000	72,900	6,700,000	6,720,000	81,900	7,200,000	7,220,000	90,900
5,720,000	5,740,000	65,500	6,220,000	6,240,000	73,200	6,720,000	6,740,000	82,200	7,220,000	7,240,000	91,200
5,740,000	5,760,000	65,700	6,240,000	6,260,000	73,600	6,740,000	6,760,000	82,600	7,240,000	7,260,000	91,600
5,760,000	5,780,000	66,000	6,260,000	6,280,000	73,900	6,760,000	6,780,000	82,900	7,260,000	7,280,000	91,900
5,780,000	5,800,000	66,300	6,280,000	6,300,000	74,300	6,780,000	6,800,000	83,300	7,280,000	7,300,000	92,300
5,800,000	5,820,000	66,600	6,300,000	6,320,000	74,700	6,800,000	6,820,000	83,700	7,300,000	7,320,000	92,700
5,820,000	5,840,000	66,800	6,320,000	6,340,000	75,000	6,820,000	6,840,000	84,000	7,320,000	7,340,000	93,000
5,840,000	5,860,000	67,100	6,340,000	6,360,000	75,400	6,840,000	6,860,000	84,400	7,340,000	7,360,000	93,400
5,860,000	5,880,000	67,400	6,360,000	6,380,000	75,700	6,860,000	6,880,000	84,700	7,360,000	7,380,000	93,700
5,880,000	5,900,000	67,600	6,380,000	6,400,000	76,100	6,880,000	6,900,000	85,100	7,380,000	7,400,000	94,100
5,900,000	5,920,000	67,900	6,400,000	6,420,000	76,500	6,900,000	6,920,000	85,500	7,400,000	7,420,000	94,500

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		
以	上	未	税	以	上	未	税	以	上	未	税
満	満	額	満	満	額	満	額	満	満	額	満
7,420,000	7,440,000	94,800	7,620,000	7,640,000	98,400	7,820,000	7,840,000	102,000	8,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.9%を乗じて算出した金額から28,700円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	95,200	7,640,000	7,660,000	98,800	7,840,000	7,860,000	102,400			
7,460,000	7,480,000	95,500	7,660,000	7,680,000	99,100	7,860,000	7,880,000	102,700			
7,480,000	7,500,000	95,900	7,680,000	7,700,000	99,500	7,880,000	7,900,000	103,100			
7,500,000	7,520,000	96,300	7,700,000	7,720,000	99,900	7,900,000	7,920,000	103,500			
7,520,000	7,540,000	96,600	7,720,000	7,740,000	100,200	7,920,000	7,940,000	103,800			
7,540,000	7,560,000	97,000	7,740,000	7,760,000	100,600	7,940,000	7,960,000	104,200			
7,560,000	7,580,000	97,300	7,760,000	7,780,000	100,900	7,960,000	7,980,000	104,500			
7,580,000	7,600,000	97,700	7,780,000	7,800,000	101,300	7,980,000	8,000,000	104,900			
7,600,000	7,620,000	98,100	7,800,000	7,820,000	101,700						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満		
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
8,000	円未満			0		100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,600									
8,000	12,000			100		104,000	108,000	1,400	204,000	208,000	2,700	356,000	364,000	4,800									
12,000	16,000			100		112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000									
16,000	20,000			200		116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100									
20,000	24,000			200		120,000	124,000	1,600	220,000	224,000	2,900	388,000	396,000	5,200									
24,000	28,000			300		124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	396,000	404,000	5,300									
28,000	32,000			300		128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,400									
32,000	36,000			400		132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,500									
36,000	40,000			400		136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,600									
40,000	44,000			500		140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,700									
44,000	48,000			500		144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,800									
48,000	52,000			600		148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,900									
52,000	56,000			700		152,000	156,000	2,000	252,000	260,000	3,400	452,000	460,000	6,100									
56,000	60,000			700		156,000	160,000	2,100	260,000	268,000	3,500	460,000	468,000	6,200									
60,000	64,000			800		160,000	164,000	2,100	268,000	276,000	3,600	468,000	476,000	6,300									
64,000	68,000			800		164,000	168,000	2,200	276,000	284,000	3,700	476,000	484,000	6,400									
68,000	72,000			900		168,000	172,000	2,200	284,000	292,000	3,800	484,000	492,000	6,500									
72,000	76,000			900		172,000	176,000	2,300	292,000	300,000	3,900	492,000	500,000	6,600									
76,000	80,000			1,000		176,000	180,000	2,300	300,000	308,000	4,000	500,000	508,000	6,700									
80,000	84,000			1,000		180,000	184,000	2,400	308,000	316,000	4,100	508,000	516,000	6,800									
84,000	88,000			1,100		184,000	188,000	2,400	316,000	324,000	4,200	516,000	524,000	6,900									
88,000	92,000			1,100		188,000	192,000	2,500	324,000	332,000	4,300	524,000	532,000	7,000									
92,000	96,000			1,200		192,000	196,000	2,500	332,000	340,000	4,400	532,000	540,000	7,100									
96,000	100,000			1,200		196,000	200,000	2,600	340,000	348,000	4,500	540,000	548,000	7,200									

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満		
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
548,000	556,000			7,300		748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	19,100									
556,000	564,000			7,500		756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	19,400									
564,000	572,000			7,600		764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	19,700									
572,000	580,000			7,700		772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	19,900									
580,000	588,000			7,800		780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	20,200									
588,000	596,000			7,900		792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,500									
596,000	604,000			8,000		804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	20,700									
604,000	612,000			8,100		816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	21,000									
612,000	620,000			8,200		828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	21,300									
620,000	628,000			8,300		840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	21,600									
628,000	636,000			8,400		852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	21,800									
636,000	644,000			8,500		864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	22,100									
644,000	652,000			8,600		876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	22,400									
652,000	660,000			8,800		888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	22,600									
660,000	668,000			8,900		900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	22,900									
668,000	676,000			9,000		912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,400	1,512,000	1,524,000	23,200									
676,000	684,000			9,100		924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,700	1,524,000	1,536,000	23,400									
684,000	692,000			9,200		936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	17,000	1,536,000	1,548,000	23,700									
692,000	700,000			9,300		948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	17,200	1,548,000	1,560,000	24,000									
700,000	708,000			9,400		960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,500	1,560,000	1,572,000	24,300									
708,000	716,000			9,500		972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,800	1,572,000	1,584,000	24,600									
716,000	724,000			9,600		984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	18,000	1,584,000	1,600,000	25,000									
724,000	732,000			9,700		996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	18,300	1,600,000	1,624,000	25,300									
732,000	740,000			9,800		1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	18,600	1,624,000	1,640,000	25,700									
740,000	748,000			9,900		1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	18,900	1,640,000	1,656,000	26,100									

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
1,656,000	1,672,000	26,400		2,056,000	2,072,000	36,400		2,456,000	2,472,000	44,400		2,920,000	2,940,000	57,700	
1,672,000	1,688,000	26,800		2,072,000	2,088,000	36,800		2,472,000	2,488,000	44,800		2,940,000	2,960,000	58,400	
1,688,000	1,704,000	27,100		2,088,000	2,104,000	36,100		2,488,000	2,504,000	45,100		2,960,000	2,980,000	59,000	
1,704,000	1,720,000	27,500		2,104,000	2,120,000	36,500		2,504,000	2,520,000	45,500		2,980,000	3,000,000	59,600	
1,720,000	1,736,000	27,900		2,120,000	2,136,000	36,900		2,520,000	2,536,000	45,900		3,000,000	3,020,000	60,300	
1,736,000	1,752,000	28,200		2,136,000	2,152,000	37,200		2,536,000	2,552,000	46,200		3,020,000	3,040,000	60,900	
1,752,000	1,768,000	28,600		2,152,000	2,168,000	37,600		2,552,000	2,568,000	46,600		3,040,000	3,060,000	61,500	
1,768,000	1,784,000	28,900		2,168,000	2,184,000	37,900		2,568,000	2,584,000	46,900		3,060,000	3,080,000	62,100	
1,784,000	1,800,000	29,300		2,184,000	2,200,000	38,300		2,584,000	2,600,000	47,300		3,080,000	3,100,000	62,800	
1,800,000	1,816,000	29,700		2,200,000	2,216,000	38,700		2,600,000	2,620,000	47,700		3,100,000	3,120,000	63,400	
1,816,000	1,832,000	30,000		2,216,000	2,232,000	39,000		2,620,000	2,640,000	48,300		3,120,000	3,140,000	64,000	
1,832,000	1,848,000	30,400		2,232,000	2,248,000	39,400		2,640,000	2,660,000	48,900		3,140,000	3,160,000	64,700	
1,848,000	1,864,000	30,700		2,248,000	2,264,000	39,700		2,660,000	2,680,000	49,500		3,160,000	3,180,000	65,300	
1,864,000	1,880,000	31,100		2,264,000	2,280,000	40,100		2,680,000	2,700,000	50,200		3,180,000	3,200,000	65,900	
1,880,000	1,896,000	31,500		2,280,000	2,296,000	40,500		2,700,000	2,720,000	50,800		3,200,000	3,220,000	66,600	
1,896,000	1,912,000	31,800		2,296,000	2,312,000	40,800		2,720,000	2,740,000	51,400		3,220,000	3,240,000	67,200	
1,912,000	1,928,000	32,200		2,312,000	2,328,000	41,200		2,740,000	2,760,000	52,100		3,240,000	3,260,000	67,800	
1,928,000	1,944,000	32,500		2,328,000	2,344,000	41,500		2,760,000	2,780,000	52,700		3,260,000	3,280,000	68,400	
1,944,000	1,960,000	32,900		2,344,000	2,360,000	41,900		2,780,000	2,800,000	53,300		3,280,000	3,300,000	69,100	
1,960,000	1,976,000	33,300		2,360,000	2,376,000	42,300		2,800,000	2,820,000	54,000		3,300,000	3,320,000	69,700	
1,976,000	1,992,000	33,600		2,376,000	2,392,000	42,600		2,820,000	2,840,000	54,600		3,320,000	3,340,000	70,300	
1,992,000	2,008,000	34,000		2,392,000	2,408,000	43,000		2,840,000	2,860,000	55,200		3,340,000	3,360,000	71,000	
2,008,000	2,024,000	34,300		2,408,000	2,424,000	43,300		2,860,000	2,880,000	55,800		3,360,000	3,380,000	71,600	
2,024,000	2,040,000	34,700		2,424,000	2,440,000	43,700		2,880,000	2,900,000	56,500		3,380,000	3,400,000	72,200	
2,040,000	2,056,000	35,100		2,440,000	2,456,000	44,100		2,900,000	2,920,000	57,100		3,400,000	3,420,000	72,900	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
3,420,000	3,440,000	73,500		3,920,000	3,940,000	89,200		4,420,000	4,440,000	105,000		4,920,000	4,940,000	120,700	
3,440,000	3,460,000	74,100		3,940,000	3,960,000	89,800		4,440,000	4,460,000	105,600		4,940,000	4,960,000	121,400	
3,460,000	3,480,000	74,700		3,960,000	3,980,000	90,500		4,460,000	4,480,000	106,200		4,960,000	4,980,000	122,000	
3,480,000	3,500,000	75,400		3,980,000	4,000,000	91,100		4,480,000	4,500,000	106,900		4,980,000	5,000,000	122,600	
3,500,000	3,520,000	76,000		4,000,000	4,020,000	91,800		4,500,000	4,520,000	107,500		5,000,000	5,020,000	123,300	
3,520,000	3,540,000	76,600		4,020,000	4,040,000	92,400		4,520,000	4,540,000	108,100		5,020,000	5,040,000	123,900	
3,540,000	3,560,000	77,300		4,040,000	4,060,000	93,000		4,540,000	4,560,000	108,800		5,040,000	5,060,000	124,500	
3,560,000	3,580,000	77,900		4,060,000	4,080,000	93,600		4,560,000	4,580,000	109,400		5,060,000	5,080,000	125,100	
3,580,000	3,600,000	78,500		4,080,000	4,100,000	94,300		4,580,000	4,600,000	110,000		5,080,000	5,100,000	125,800	
3,600,000	3,620,000	79,200		4,100,000	4,120,000	94,900		4,600,000	4,620,000	110,700		5,100,000	5,120,000	126,400	
3,620,000	3,640,000	79,800		4,120,000	4,140,000	95,500		4,620,000	4,640,000	111,300		5,120,000	5,140,000	127,000	
3,640,000	3,660,000	80,400		4,140,000	4,160,000	96,200		4,640,000	4,660,000	111,900		5,140,000	5,160,000	127,700	
3,660,000	3,680,000	81,000		4,160,000	4,180,000	96,800		4,660,000	4,680,000	112,500		5,160,000	5,180,000	128,300	
3,680,000	3,700,000	81,700		4,180,000	4,200,000	97,400		4,680,000	4,700,000	113,200		5,180,000	5,200,000	128,900	
3,700,000	3,720,000	82,300		4,200,000	4,220,000	98,100		4,700,000	4,720,000	113,800		5,200,000	5,220,000	129,600	
3,720,000	3,740,000	82,900		4,220,000	4,240,000	98,700		4,720,000	4,740,000	114,400		5,220,000	5,240,000	130,200	
3,740,000	3,760,000	83,600		4,240,000	4,260,000	99,300		4,740,000	4,760,000	115,100		5,240,000	5,260,000	130,800	
3,760,000	3,780,000	84,200		4,260,000	4,280,000	99,900		4,760,000	4,780,000	115,700		5,260,000	5,280,000	131,400	
3,780,000	3,800,000	84,800		4,280,000	4,300,000	100,600		4,780,000	4,800,000	116,300		5,280,000	5,300,000	132,100	
3,800,000	3,820,000	85,500		4,300,000	4,320,000	101,200		4,800,000	4,820,000	117,000		5,300,000	5,320,000	132,700	
3,820,000	3,840,000	86,100		4,320,000	4,340,000	101,800		4,820,000	4,840,000	117,600		5,320,000	5,340,000	133,300	
3,840,000	3,860,000	86,700		4,340,000	4,360,000	102,500		4,840,000	4,860,000	118,200		5,340,000	5,360,000	134,000	
3,860,000	3,880,000	87,300		4,360,000	4,380,000	103,100		4,860,000	4,880,000	118,800		5,360,000	5,380,000	134,600	
3,880,000	3,900,000	88,000		4,380,000	4,400,000	103,700		4,880,000	4,900,000	119,500		5,380,000	5,400,000	135,200	
3,900,000	3,920,000	88,600		4,400,000	4,420,000	104,400		4,900,000	4,920,000	120,100		5,400,000	5,420,000	135,900	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
5,420,000	5,440,000	136,500		5,920,000	5,940,000	152,200		6,420,000	6,440,000	169,900		6,920,000	6,940,000	187,900	
5,440,000	5,460,000	137,100		5,940,000	5,960,000	152,900		6,440,000	6,460,000	170,600		6,940,000	6,960,000	188,600	
5,460,000	5,480,000	137,700		5,960,000	5,980,000	153,500		6,460,000	6,480,000	171,300		6,960,000	6,980,000	189,300	
5,480,000	5,500,000	138,400		5,980,000	6,000,000	154,100		6,480,000	6,500,000	172,000		6,980,000	7,000,000	190,000	
5,500,000	5,520,000	139,000		6,000,000	6,020,000	154,800		6,500,000	6,520,000	172,800		7,000,000	7,020,000	190,800	
5,520,000	5,540,000	139,600		6,020,000	6,040,000	155,500		6,520,000	6,540,000	173,500		7,020,000	7,040,000	191,500	
5,540,000	5,560,000	140,300		6,040,000	6,060,000	156,200		6,540,000	6,560,000	174,200		7,040,000	7,060,000	192,200	
5,560,000	5,580,000	140,900		6,060,000	6,080,000	156,900		6,560,000	6,580,000	174,900		7,060,000	7,080,000	192,900	
5,580,000	5,600,000	141,500		6,080,000	6,100,000	157,600		6,580,000	6,600,000	175,600		7,080,000	7,100,000	193,600	
5,600,000	5,620,000	142,200		6,100,000	6,120,000	158,300		6,600,000	6,620,000	176,400		7,100,000	7,120,000	194,400	
5,620,000	5,640,000	142,800		6,120,000	6,140,000	159,100		6,620,000	6,640,000	177,100		7,120,000	7,140,000	195,100	
5,640,000	5,660,000	143,400		6,140,000	6,160,000	159,800		6,640,000	6,660,000	177,800		7,140,000	7,160,000	195,800	
5,660,000	5,680,000	144,000		6,160,000	6,180,000	160,500		6,660,000	6,680,000	178,500		7,160,000	7,180,000	196,500	
5,680,000	5,700,000	144,700		6,180,000	6,200,000	161,200		6,680,000	6,700,000	179,200		7,180,000	7,200,000	197,200	
5,700,000	5,720,000	145,300		6,200,000	6,220,000	162,000		6,700,000	6,720,000	180,000		7,200,000	7,220,000	198,000	
5,720,000	5,740,000	145,900		6,220,000	6,240,000	162,700		6,720,000	6,740,000	180,700		7,220,000	7,240,000	198,700	
5,740,000	5,760,000	146,600		6,240,000	6,260,000	163,400		6,740,000	6,760,000	181,400		7,240,000	7,260,000	199,400	
5,760,000	5,780,000	147,200		6,260,000	6,280,000	164,100		6,760,000	6,780,000	182,100		7,260,000	7,280,000	200,100	
5,780,000	5,800,000	147,800		6,280,000	6,300,000	164,800		6,780,000	6,800,000	182,800		7,280,000	7,300,000	200,800	
5,800,000	5,820,000	148,500		6,300,000	6,320,000	165,600		6,800,000	6,820,000	183,600		7,300,000	7,320,000	201,600	
5,820,000	5,840,000	149,100		6,320,000	6,340,000	166,300		6,820,000	6,840,000	184,300		7,320,000	7,340,000	202,300	
5,840,000	5,860,000	149,700		6,340,000	6,360,000	167,000		6,840,000	6,860,000	185,000		7,340,000	7,360,000	203,000	
5,860,000	5,880,000	150,300		6,360,000	6,380,000	167,700		6,860,000	6,880,000	185,700		7,360,000	7,380,000	203,700	
5,880,000	5,900,000	151,000		6,380,000	6,400,000	168,400		6,880,000	6,900,000	186,400		7,380,000	7,400,000	204,400	
5,900,000	5,920,000	151,600		6,400,000	6,420,000	169,200		6,900,000	6,920,000	187,200		7,400,000	7,420,000	205,200	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円		円	円	円		円	円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.6%を乗じて算出した金額から61,200円を控除した金額		40,000,000 円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から408,200円を控除した金額		
7,420,000	7,440,000	205,900		7,720,000	7,740,000	216,700		8,000,000	9,000,000						
7,440,000	7,460,000	206,500		7,740,000	7,760,000	217,400									
7,460,000	7,480,000	207,300		7,760,000	7,780,000	218,100									
7,480,000	7,500,000	208,000		7,780,000	7,800,000	218,800									
7,500,000	7,520,000	208,800		7,800,000	7,820,000	219,600									
7,520,000	7,540,000	209,500		7,820,000	7,840,000	220,300		9,000,000	18,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.5%を乗じて算出した金額から142,300円を控除した金額					
7,540,000	7,560,000	210,200		7,840,000	7,860,000	221,000									
7,560,000	7,580,000	210,900		7,860,000	7,880,000	221,700									
7,580,000	7,600,000	211,600		7,880,000	7,900,000	222,400									
7,600,000	7,620,000	212,400		7,900,000	7,920,000	223,200									
7,620,000	7,640,000	213,100		7,920,000	7,940,000	223,900		18,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.6%を乗じて算出した金額から226,500円を控除した金額					
7,640,000	7,660,000	213,800		7,940,000	7,960,000	224,600									
7,660,000	7,680,000	214,500		7,960,000	7,980,000	225,300									
7,680,000	7,700,000	215,200		7,980,000	8,000,000	226,000									
7,700,000	7,720,000	216,000													

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の増減があるときは、その増減の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の増減があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附
則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第十条及び第十一条の規定
公布の日

二、目次の改正規定、第十五条の四第一項第一号及び第十七条の四第一項第一号の改正規定、第二十三条第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第二十四条、第二十四条の五第一項及び第二十五条第一項の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第二十六条、

第二十七条、第三十七条の二及び第五十条の

四の改正規定、第五十三條の改正規定（同條第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項を、第六十三條第一項又は第六十三條の第二項」に改める部分を除く。）、第五十三條の二から第五十七條まで、第六十二條第一項及び第六十四條の改正規定、第六十五條の次に一條を加える改正規定、第二章第一節に一款を加える改正規定、第二百九十二條第一項第四号、第二百九十四條第一項第四号及び第三百十四條の七の改正規定、第三百二十一條の八の改正規定（同條第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項を、第六十三條第一項又は第六十三條の二第二項」に改める部分を除く。）、並びに第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の九第一項、第三百二十一條の十一

から第三百二十一条の十三まで、第三百二十四条第一項、第三百二十六条、第三百二十八条の三、第七百三十四条第二項及び第三項、第七百三十六条第三項、附則第八条から第八条の三まで、別表第一^{及び}に別表第二の改正規定並びに附則第四条第三項、^{及び}第四項、第七項及び第九項から第十二項まで、^{及び}第六条第三項、^{及び}第四項、第七項、第九項及び第十項並びに附則別表第一^{並びに}及び附則別表第二の規定 昭和六十三年一月一日

13

条の四第一項第一号及び
 ○第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号、
 ○の改正規定、同項に一号を加え
 ○第七号及び第八号○、第三十二条並びに第
 九項及び第二十五条第一項の改正規定、第二十五條の次に
 三十四條第一項第十号の改正規定、同号の次に
 一条を加える改正規定、第二十六條、第二十七條
 に一号を加える改正規定、同項第十一号、同
 条第二項から第六項まで、第八項及び第九
 項、第三十五條第一項並びに第三十六條第二
 項○並びに第三十七條の二
 項○の改正規定、第三十七條の三を削る改正
 規定、第四十五條の二第一項各号列記以外のの
 部分、第二項及び第三項、
 並びに
 第四十七條第一
 項○の改正規定、第五十三條の改正規定（同条第四項の改
 正規定中又は第六十三條第一項を、第六十三條第一項又は
 は第六十三條の二第一項に改める部分を除く）、
 第九十二條第一項○第七号及び第八号、○第三十三
 條の二から第五十七條まで、第六十二條第一項及び第六十七
 九十四條第一項第五十七條、
 第四條の改正規定、第六十五條の次に一条を加える改正規定、

百三十三條並びに第三百十四條の二第一項第十
第二章第一節に一數を加える改正規定

号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第三百十四条の三第一項〇の改正規定、第三百十四条の八

〇並びに第三百十四条の七

を削る改正規定、第三百十七条の二第二項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項の改正規定、第三百十七条の六に一項を加える改正規定、第三百十七条の七第一項及び

規定、第三百一十一條の八の改正規定（同条第四項の改正規定）並びに第八條から第八條の改正規定、附則第六條の改正規定、附則第三十三條の改正規定（同条第三項第二號の改正規定）及び第六十三條第一項と「第六十三條第一項又は第六十三條第二項」を「第六十三條第一項又は第六十三條第二項又は第六十三條第三項」に改める部分を除く。附則第三十三條の改正規定を除く。」

衆の八の二、第三百二十一条の九第一項、第三百二十二条
 附則第三十三條の三の次に一條を加える改正
 の十一、附則第三十二條の十三まで、第三百二十四條第
 規定、附則第三十四條から第三十五條までの
 一項、第三百二十六條、第三百三十四條第三項及び第三項、
 改正規定並びに附則第三十五條の四に一項を

第七百三十六条第三項、
加える改正規定並びに次条の規定、附則第四
条第二項、第五項及び第六項の規定（新法第
三十二条第十一項並びに第四十五条の二第一
項各号別記以外の部分、第二項及び第三項に

係る部分に限る。）、附則〇第五条第二項の規定、附則第六条第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三百十三條第十一項、第三百十

七条の二第一項各号列記以外の部分、第二
項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第
三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部
分

○第六條第七項、第九項及び第十條並
びに第十一條並びに第十二條

和六十三月四月一日

第二十三條第一項第五号、第三十四條第一項第二号及び第七号、第二百九十二條第一項第五号、第三百十四條の二第一項第二号及び第七号並びに附則第三十三條の二第三項第二

号の改正規定並びに附則第四条第六項の規定
(新法第三十二条第十一項並びに第四十五条
の二第二項各号列記以外の部分、第二項及び
第三項に係る部分を除く。)及び附則第六条第
三項の見定(新法第三十三條第十一項、第

ナ項の規定（新法第三百十三條第一項、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第三百十七條の二第二項各号列記以外の部分、第三百十七條の三第一項各号列記以外の部分、第三百十七條の四第一項各号列記以外の部分を除く。）昭和六十四年四月一日

地方税の確定金額等の端数計算に関する経過措置）

二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十条の四の二第三項及び第六項の規定は昭和

昭和六十六年四月一日以後に確定する地方税について、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金、同日以後に確定す

過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金又は同日以後に還付のためその支出を決定し、若しくは充当する過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金に

過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に關する経過措置）

二条 新法第七十二条の四十六第一項及び第二

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

七十四条の二十三第二項及び第二項、第七十四
条の二十四第一項及び第二項、第九十七条第一
項及び第二項、第九十八条第一項及び第二項、
第二百二十七条第一項及び第二項、第二百十八
条第一項及び第二項、第二百七十八條第一項及び

る地方税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

二十八条の十二第二項及び第二項、第四百八十三條第一項及び第二項、第四百八十四條第一項及び第二項、第四百九十八條第一項及び第二項、第四百九十九條第一項及び第二項、第五百

定中個人の道府県民税に關する部分は、昭和六十三年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十二年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

三十六條第一項及び第二項、第五百三十七條第一項及び第二項、第五百六十七條第一項及び第二項、第五百六十八條第一項及び第二項、第六百九條第一項及び第二項、第六百十條第一項及

2 新法第三十五条第一項の規定の適用については、昭和六十三年度分の個人の道府県民税に限り、同項の表中「三百万円」とあるのは、「二百六十万円」とする。

び第二項、第六百八十八條第一項及び第二項、第六百八十九條第一項及び第二項、第六百九十条の二十一第一項及び第二項、第六百九十条の二十二第一項及び第二項、第七百条の三十

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係

三第一項及び第二項、第七百条の三十四第一項及び第二項、第七百一条の十二第一項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百一条の六十一第一項及び第二項、第七百一条

る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第五十条の四並びに新法附則第七条第二

の六十二第一項及び第二項、第七百二十一條第一項及び第二項並びに第七百二十二條第一項及び第二項の規定は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来す

項及び第三項の規定の適用については、昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割に限り、新法第五十条の四の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、新法附則第七条第二項

及び第三項中「別表第一」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第○号）附則別表第一」とする。

改正前の地方税法(以下「旧法」という。第三十七條の三及び第四十七條第一項の規定は、昭和六十二年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

新法第二十三条第一項第五号、第三十二条第十一項、第三十四条第一項第二号及び第七号並びに第四十五条の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに新法附則第三十三

条の二第三項第二号の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
法人の道府県民税に関する部分は、昭和六十三年^四一月一日以後に終了する事業年度分の法人の
道府県民税について適用し、同日前に終了した

事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第五十三条第三項（租税特別措置法第六十三条の二第二項の規定に関する部分に限る。）

の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第五十三条第一項及び第三項の規定（租

税特別措置法第六十三條の二第一項の規定に關する部分を除く。並びに新法第五十三條第五項及び第九項並びに第五十七條第一項の規定は、昭和六十三年^四一月一日以後に開始する事業年度の法人の道府県民税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

10 旧法第五十七条第二項の規定は、昭和六十三年^四一月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なおその効力を有する。

11 新法の規定中利子等に係る道府県民税に関する

る部分は、昭和六十三年^四一月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの）（以下「普通預金等」という。）にあつては、政令（以下「政令」）で定めるところ）以後に支払を受けるべき新去第二

十三條第一項第十四号イ、ロ又はホからトまで^ホに掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益又は差益(以下この項において「利子配

以後に所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）及び同年一月一日当分の補てん金等」という。）及び同年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）及び同年一月一日

る預入等をする新法第二十三条第一項第十四号ハ又はニに規定する財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄（所得税法等改正法附則第四十二条第三項又は第四項の規定により同日において預入等をしたものとみなされるもの及び同条第

五項の規定の適用を受けるものを含む。に係る
 利子、収益の分配又は差益について適用し、

同年四

昭和六十三年一月一日（普通預金等）にあつて
 は、政令で定める日）前に支払を受けるべき利

子配当給付補てん金等及び同年一月一日前に支

払を受けるべき所得税法等改正法附則第四十二

条第二項に規定する財産形成貯蓄又は財産形成

年金貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益につ

いては、なお従前の例による。ただし、同条第

五項ただし書の規定の適用を受ける利子等のう

ち、同年一月一日から同項本文の締結したとみ

なされる日の前日までの期間に対応するものの

額として政令で定めるところにより計算した金

額に相当する部分の利子、収益の分配又は差益

については、新法第七十一条の六第一項ただし

書の規定は、適用しない。

12 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべ

き新法第二十三条第一項第十四号イ、ロ、ホ若

しくはへに掲げる利子等若しくは配当等（普通

預金等に係るものを除く。以下この項において

「利子配当等」という。で同日を含む利子配当等

の計算期間に対応するもの、所得税法等改正法

附則第四十二条第二項に規定する財産形成貯蓄

若しくは財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の

分配若しくは差益（以下この項において「財産形

成貯蓄利子等」という。）で同日を含む財産形成
 貯蓄利子等の計算期間、保険期間若しくは共済
 期間に対応するもの又は同日以後に支払を受け
 るべき同号トに掲げる給付補てん金、利息、利
 益若しくは差益（以下この項において「給付補て
 ん金等」という。）で同日を含む給付補てん金等
 の計算期間として政令で定める期間に対応する
 もののうち、その利子配当等、財産形成貯蓄利
 子等又は給付補てん金等の計算期間、保険期間
 又は共済期間の初日から昭和六十三年十二月三
 十一日までの期間に対応するものの額として政
 令で定めるところにより計算した金額に相当す
 る部分の利子配当等、財産形成貯蓄利子等又は
 給付補てん金等については、なお従前の例によ
 る。

13

所得税法等改正法附則第四十二条第三項の規定の適用を受け
 る同項の財産形成年金貯蓄、同条第四項の規定の適用を受ける
 同項の旧財産形成貯蓄又は同条第五項の規定の適用を受ける同
 項の旧財産形成貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益は、新法

第二十三条第一項第十四号イの規定の適用については、同号イ又
 はハの財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄に係る利子、収

益の分配又は差益とみなす。ただし、所得税法等改正法附則第
 四十二条第五項ただし書の規定の適用を受ける利子等のうち、

昭和六十三年四月一日から同項本文の締結したとみなされる日
 の前日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところ

により計算した金額に相当する部分の利子、収益の分配又は
 差益については、この限りでない。

（事業税に関する経過措置）

第五条 新法第七十二条の十七第一項ただし書の
 規定は、昭和六十二年分以後の年度分の個人の

の事業税について適用し、昭和六十一年度分ま

での個人の事業税については、なお従前の例に
 よる。

2 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定
 は、昭和六十三年分以後の年度分の個人の事業

税について適用し、昭和六十二年分までの個
 人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の三第一項の規定は、施行日
 以後に終了する事業年度分の法人の事業税につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の
 法人の事業税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
 定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六
 十三年分以後の年度分の個人の市町村民税につ
 いて適用し、昭和六十二年分までの個人の市
 町村民税については、なお従前の例による。

2

新法第三百十四条の三第一項の規定の適用に
 ついては、昭和六十三年分個人の市町村民

税に限り、同項の表中「三百万円」とあるのは
 「二百六十万円」と、「四百五十万円」とあるのは

「四百六十万円」と、「九百万円」とあるのは「九
 百五十万円」と、「二千万円」とあるのは「千九百

万円」とする。

3 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定
 は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退

職手当等（新法第三百二十八条に規定する退職
 手当等をいう。以下この項及び次項において同

じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支
 払うべき退職手当等に係る所得割については、

なお従前の例による。

4 新法第三百二十八条の三並びに新法附則第七
 条第五項及び第七項の規定の適用については、

昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日
 までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割

に限り、新法第三百二十八条の三の表中「三百
 万円」とあるのは「二百六十万円」と、「四百五

十万円」とあるのは「四百六十万円」と、「九百万
 円」とあるのは「九百五十万円」と、「二千万円」

とあるのは「千九百五十万円」と、新法附則第七
 条第五項及び第七項中「別表第二」とあるのは「地方

税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律
 第 号）附則別表第二」とする。

5

旧法第三百十四条の八の規定は、昭和六十二
 年度分までの個人の市町村民税については、な

おその効力を有する。

6 新法第二百九十二条第一項第五号、第三百十
 三条第十一項、第三百十四条の二第一項第二号

及び第七号、第三百十七号の二第一項各号列記
 以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三

百十七号の六第三項並びに第三百十七号の七第
 一項の規定並びに新法附則第三十三条の二第六

項において準用する同条第三項第二号の規定
 は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町

村民税について適用し、昭和六十三年分分まで

の個人の市町村民税については、なお従前の例に
 よる。

7 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定
 は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退

職手当等（新法第三百二十八条に規定する退職
 手当等をいう。以下この項及び次項において同

じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支
 払うべき退職手当等に係る所得割については、

なお従前の例による。

8 新法第三百二十八条の三並びに新法附則第七
 条第五項及び第七項の規定の適用については、

昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日
 までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割

に限り、新法第三百二十八条の三の表中「三百
 万円」とあるのは「二百六十万円」と、「四百五

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

四六六

の個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、昭和六十三年一月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第三百二十一条の八第三項(租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百二十一条の八第一項及び第三項の規定(租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定に関する部分を除く。)並びに新法第三百二十一条の八第五項及び第九項並びに第三百二十一条の十三第一項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

10 旧法第三百二十一条の十三第二項の規定は、昭和六十三年一月一日前に開始した事業年度分

の法人の市町村民税については、なおその効力を有する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第七条 新法附則第三十五条の四第二項の規定は、昭和六十三年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(見直し)

第十条 利子所得に対する地方税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第十〇条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「軽油引取税の収入見込額(の下に)利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、」を加え、「(昭和二十五年法律第二百二十六号)を削り、「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(の下に)当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額を、」当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(の下に)当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加え、同条第三項の表道府県の項第一号中

3 法人税割

3 法人税割

4 利子割

当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度の課税標準等の額

は事業所

に改め、同表市町村の項中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一

ずつ繰り下げ、第十号の次に次のように加える。

十一 利子割交付 前年度の利子割交付金の交付額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の

地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

4 利子割

前年度の利子割の課税標準等の額

額

「とあるのは」

4 利子割 当該年度の利子割の課税標準等の額とし、同表市町村の項中

十一 利子割

交付金

当該年度の利子割交付金の交付見込額としてとする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				税 額
以	上	未	満		以	上	未	満		以	上	未	満		以	上	未	満	
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
8,000	円未満			0	100,000	104,000		900	200,000	204,000		1,800	348,000	356,000		3,100			
8,000	12,000			0	104,000	108,000		900	204,000	208,000		1,800	356,000	364,000		3,200			
12,000	16,000			100	108,000	112,000		900	208,000	212,000		1,800	364,000	372,000		3,200			
16,000	20,000			100	112,000	116,000		1,000	212,000	216,000		1,900	372,000	380,000		3,300			
					116,000	120,000		1,000	216,000	220,000		1,900	380,000	388,000		3,400			
20,000	24,000			100	120,000	124,000		1,000	220,000	224,000		1,900	388,000	396,000		3,400			
24,000	28,000			200	124,000	128,000		1,100	224,000	228,000		2,000	396,000	404,000		3,500			
28,000	32,000			200	128,000	132,000		1,100	228,000	232,000		2,000	404,000	412,000		3,600			
32,000	36,000			200	132,000	136,000		1,100	232,000	236,000		2,000	412,000	420,000		3,700			
36,000	40,000			300	136,000	140,000		1,200	236,000	240,000		2,100	420,000	428,000		3,700			
40,000	44,000			300	140,000	144,000		1,200	240,000	244,000		2,100	428,000	436,000		3,800			
44,000	48,000			300	144,000	148,000		1,200	244,000	248,000		2,100	436,000	444,000		3,900			
48,000	52,000			400	148,000	152,000		1,300	248,000	252,000		2,200	444,000	452,000		3,900			
52,000	56,000			400	152,000	156,000		1,300	252,000	256,000		2,200	452,000	460,000		4,000			
56,000	60,000			500	156,000	160,000		1,400	256,000	260,000		2,300	460,000	468,000		4,100			
60,000	64,000			500	160,000	164,000		1,400	260,000	264,000		2,400	468,000	476,000		4,200			
64,000	68,000			500	164,000	168,000		1,400	264,000	268,000		2,400	476,000	484,000		4,200			
68,000	72,000			600	168,000	172,000		1,500	268,000	272,000		2,500	484,000	492,000		4,300			
72,000	76,000			600	172,000	176,000		1,500	272,000	276,000		2,500	492,000	500,000		4,400			
76,000	80,000			600	176,000	180,000		1,500	276,000	280,000		2,600	500,000	508,000		4,500			
80,000	84,000			700	180,000	184,000		1,600	280,000	284,000		2,700	508,000	516,000		4,500			
84,000	88,000			700	184,000	188,000		1,600	284,000	288,000		2,800	516,000	524,000		4,600			
88,000	92,000			700	188,000	192,000		1,600	288,000	292,000		2,900	524,000	532,000		4,700			
92,000	96,000			800	192,000	196,000		1,700	292,000	296,000		2,900	532,000	540,000		4,700			
96,000	100,000			800	196,000	200,000		1,700	296,000	300,000		3,000	540,000	548,000		4,800			

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			
税 額		税 額		税 額		税 額		税 額		税 額		税 額			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900				
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000				
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200				
572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300				
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400				
588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500				
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600				
604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700				
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800				
620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900				
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000				
636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100				
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200				
652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300				
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500				
668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600				
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700				
684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800				
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900				
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000				
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100				
716,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300				
724,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400				
732,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600				
740,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700				

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
1,656,000	1,672,000	14,900		2,056,000	2,072,000	18,500		2,456,000	2,472,000	22,100		2,920,000	2,940,000	27,700	
1,672,000	1,688,000	15,000		2,072,000	2,088,000	18,600		2,472,000	2,488,000	22,200		2,940,000	2,960,000	27,900	
1,688,000	1,704,000	15,100		2,088,000	2,104,000	18,700		2,488,000	2,504,000	22,300		2,960,000	2,980,000	28,200	
1,704,000	1,720,000	15,300		2,104,000	2,120,000	18,900		2,504,000	2,520,000	22,500		2,980,000	3,000,000	28,500	
1,720,000	1,736,000	15,400		2,120,000	2,136,000	19,000		2,520,000	2,536,000	22,600		3,000,000	3,020,000	28,800	
1,736,000	1,752,000	15,600		2,136,000	2,152,000	19,200		2,536,000	2,552,000	22,800		3,020,000	3,040,000	29,000	
1,752,000	1,768,000	15,700		2,152,000	2,168,000	19,300		2,552,000	2,568,000	22,900		3,040,000	3,060,000	29,200	
1,768,000	1,784,000	15,900		2,168,000	2,184,000	19,500		2,568,000	2,584,000	23,100		3,060,000	3,080,000	29,600	
1,784,000	1,800,000	16,000		2,184,000	2,200,000	19,600		2,584,000	2,600,000	23,200		3,080,000	3,100,000	29,800	
1,800,000	1,816,000	16,200		2,200,000	2,216,000	19,800		2,600,000	2,620,000	23,400		3,100,000	3,120,000	30,100	
1,816,000	1,832,000	16,300		2,216,000	2,232,000	19,900		2,620,000	2,640,000	23,600		3,120,000	3,140,000	30,400	
1,832,000	1,848,000	16,400		2,232,000	2,248,000	20,000		2,640,000	2,660,000	23,800		3,140,000	3,160,000	30,600	
1,848,000	1,864,000	16,600		2,248,000	2,264,000	20,200		2,660,000	2,680,000	24,200		3,160,000	3,180,000	30,800	
1,864,000	1,880,000	16,700		2,264,000	2,280,000	20,300		2,680,000	2,700,000	24,400		3,180,000	3,200,000	31,200	
1,880,000	1,896,000	16,900		2,280,000	2,296,000	20,500		2,700,000	2,720,000	24,700		3,200,000	3,220,000	31,500	
1,896,000	1,912,000	17,000		2,296,000	2,312,000	20,600		2,720,000	2,740,000	25,000		3,220,000	3,240,000	31,700	
1,912,000	1,928,000	17,200		2,312,000	2,328,000	20,800		2,740,000	2,760,000	25,200		3,240,000	3,260,000	32,000	
1,928,000	1,944,000	17,300		2,328,000	2,344,000	20,900		2,760,000	2,780,000	25,500		3,260,000	3,280,000	32,300	
1,944,000	1,960,000	17,400		2,344,000	2,360,000	21,000		2,780,000	2,800,000	25,800		3,280,000	3,300,000	32,500	
1,960,000	1,976,000	17,600		2,360,000	2,376,000	21,200		2,800,000	2,820,000	26,100		3,300,000	3,320,000	32,800	
1,976,000	1,992,000	17,700		2,376,000	2,392,000	21,300		2,820,000	2,840,000	26,300		3,320,000	3,340,000	33,100	
1,992,000	2,008,000	17,900		2,392,000	2,408,000	21,500		2,840,000	2,860,000	26,600		3,340,000	3,360,000	33,300	
2,008,000	2,024,000	18,000		2,408,000	2,424,000	21,600		2,860,000	2,880,000	26,900		3,360,000	3,380,000	33,600	
2,024,000	2,040,000	18,200		2,424,000	2,440,000	21,800		2,880,000	2,900,000	27,100		3,380,000	3,400,000	33,900	
2,040,000	2,056,000	18,300		2,440,000	2,456,000	21,900		2,900,000	2,920,000	27,400		3,400,000	3,420,000	34,200	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
3,420,000	3,440,000	34,400		3,920,000	3,940,000	41,200		4,420,000	4,440,000	47,900		4,920,000	4,940,000	54,700	
3,440,000	3,460,000	34,700		3,940,000	3,960,000	41,400		4,440,000	4,460,000	48,200		4,940,000	4,960,000	54,900	
3,460,000	3,480,000	35,000		3,960,000	3,980,000	41,700		4,460,000	4,480,000	48,500		4,960,000	4,980,000	55,200	
3,480,000	3,500,000	35,200		3,980,000	4,000,000	42,000		4,480,000	4,500,000	48,700		4,980,000	5,000,000	55,500	
3,500,000	3,520,000	35,500		4,000,000	4,020,000	42,300		4,500,000	4,520,000	49,000		5,000,000	5,020,000	55,800	
3,520,000	3,540,000	35,800		4,020,000	4,040,000	42,500		4,520,000	4,540,000	49,300		5,020,000	5,040,000	56,000	
3,540,000	3,560,000	36,000		4,040,000	4,060,000	42,800		4,540,000	4,560,000	49,500		5,040,000	5,060,000	56,300	
3,560,000	3,580,000	36,300		4,060,000	4,080,000	43,100		4,560,000	4,580,000	49,800		5,060,000	5,080,000	56,600	
3,580,000	3,600,000	36,600		4,080,000	4,100,000	43,300		4,580,000	4,600,000	50,100		5,080,000	5,100,000	56,800	
3,600,000	3,620,000	36,900		4,100,000	4,120,000	43,600		4,600,000	4,620,000	50,400		5,100,000	5,120,000	57,100	
3,620,000	3,640,000	37,100		4,120,000	4,140,000	43,900		4,620,000	4,640,000	50,600		5,120,000	5,140,000	57,400	
3,640,000	3,660,000	37,400		4,140,000	4,160,000	44,100		4,640,000	4,660,000	50,900		5,140,000	5,160,000	57,600	
3,660,000	3,680,000	37,700		4,160,000	4,180,000	44,400		4,660,000	4,680,000	51,200		5,160,000	5,180,000	57,900	
3,680,000	3,700,000	37,900		4,180,000	4,200,000	44,700		4,680,000	4,700,000	51,400		5,180,000	5,200,000	58,200	
3,700,000	3,720,000	38,200		4,200,000	4,220,000	45,000		4,700,000	4,720,000	51,700		5,200,000	5,220,000	58,500	
3,720,000	3,740,000	38,500		4,220,000	4,240,000	45,200		4,720,000	4,740,000	52,000		5,220,000	5,240,000	58,800	
3,740,000	3,760,000	38,700		4,240,000	4,260,000	45,500		4,740,000	4,760,000	52,200		5,240,000	5,260,000	59,200	
3,760,000	3,780,000	38,900		4,260,000	4,280,000	45,800		4,760,000	4,780,000	52,500		5,260,000	5,280,000	59,500	
3,780,000	3,800,000	39,300		4,280,000	4,300,000	46,000		4,780,000	4,800,000	52,800		5,280,000	5,300,000	59,900	
3,800,000	3,820,000	39,600		4,300,000	4,320,000	46,300		4,800,000	4,820,000	53,100		5,300,000	5,320,000	60,300	
3,820,000	3,840,000	39,800		4,320,000	4,340,000	46,600		4,820,000	4,840,000	53,300		5,320,000	5,340,000	60,600	
3,840,000	3,860,000	40,100		4,340,000	4,360,000	46,800		4,840,000	4,860,000	53,600		5,340,000	5,360,000	61,000	
3,860,000	3,880,000	40,400		4,360,000	4,380,000	47,100		4,860,000	4,880,000	53,900		5,360,000	5,380,000	61,300	
3,880,000	3,900,000	40,600		4,380,000	4,400,000	47,400		4,880,000	4,900,000	54,100		5,380,000	5,400,000	61,700	
3,900,000	3,920,000	40,900		4,400,000	4,420,000	47,700		4,900,000	4,920,000	54,400		5,400,000	5,420,000	62,100	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
5,420,000	5,440,000	62,400		5,920,000	5,940,000	71,400		6,420,000	6,440,000	80,400		6,920,000	6,940,000	89,400	
5,440,000	5,460,000	62,800		5,940,000	5,960,000	71,800		6,440,000	6,460,000	80,800		6,940,000	6,960,000	89,800	
5,460,000	5,480,000	63,100		5,960,000	5,980,000	72,100		6,460,000	6,480,000	81,100		6,960,000	6,980,000	90,100	
5,480,000	5,500,000	63,500		5,980,000	6,000,000	72,500		6,480,000	6,500,000	81,500		6,980,000	7,000,000	90,500	
5,500,000	5,520,000	63,900		6,000,000	6,020,000	72,900		6,500,000	6,520,000	81,900		7,000,000	7,020,000	90,900	
5,520,000	5,540,000	64,200		6,020,000	6,040,000	73,200		6,520,000	6,540,000	82,200		7,020,000	7,040,000	91,200	
5,540,000	5,560,000	64,600		6,040,000	6,060,000	73,600		6,540,000	6,560,000	82,600		7,040,000	7,060,000	91,600	
5,560,000	5,580,000	64,900		6,060,000	6,080,000	73,900		6,560,000	6,580,000	82,900		7,060,000	7,080,000	91,900	
5,580,000	5,600,000	65,300		6,080,000	6,100,000	74,300		6,580,000	6,600,000	83,300		7,080,000	7,100,000	92,300	
5,600,000	5,620,000	65,700		6,100,000	6,120,000	74,700		6,600,000	6,620,000	83,700		7,100,000	7,120,000	92,700	
5,620,000	5,640,000	66,000		6,120,000	6,140,000	75,000		6,620,000	6,640,000	84,000		7,120,000	7,140,000	93,000	
5,640,000	5,660,000	66,400		6,140,000	6,160,000	75,400		6,640,000	6,660,000	84,400		7,140,000	7,160,000	93,400	
5,660,000	5,680,000	66,700		6,160,000	6,180,000	75,700		6,660,000	6,680,000	84,700		7,160,000	7,180,000	93,700	
5,680,000	5,700,000	67,100		6,180,000	6,200,000	76,100		6,680,000	6,700,000	85,100		7,180,000	7,200,000	94,100	
5,700,000	5,720,000	67,500		6,200,000	6,220,000	76,500		6,700,000	6,720,000	85,500		7,200,000	7,220,000	94,500	
5,720,000	5,740,000	67,800		6,220,000	6,240,000	76,800		6,720,000	6,740,000	85,800		7,220,000	7,240,000	94,800	
5,740,000	5,760,000	68,200		6,240,000	6,260,000	77,200		6,740,000	6,760,000	86,200		7,240,000	7,260,000	95,200	
5,760,000	5,780,000	68,500		6,260,000	6,280,000	77,500		6,760,000	6,780,000	86,500		7,260,000	7,280,000	95,500	
5,780,000	5,800,000	68,900		6,280,000	6,300,000	77,900		6,780,000	6,800,000	86,900		7,280,000	7,300,000	95,900	
5,800,000	5,820,000	69,300		6,300,000	6,320,000	78,300		6,800,000	6,820,000	87,300		7,300,000	7,320,000	96,300	
5,820,000	5,840,000	69,600		6,320,000	6,340,000	78,600		6,820,000	6,840,000	87,600		7,320,000	7,340,000	96,600	
5,840,000	5,860,000	70,000		6,340,000	6,360,000	79,000		6,840,000	6,860,000	88,000		7,340,000	7,360,000	97,000	
5,860,000	5,880,000	70,300		6,360,000	6,380,000	79,300		6,860,000	6,880,000	88,300		7,360,000	7,380,000	97,300	
5,880,000	5,900,000	70,700		6,380,000	6,400,000	79,700		6,880,000	6,900,000	88,700		7,380,000	7,400,000	97,700	
5,900,000	5,920,000	71,100		6,400,000	6,420,000	80,100		6,900,000	6,920,000	89,100		7,400,000	7,420,000	98,100	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
7,420,000	7,440,000	98,400		7,620,000	7,640,000	102,000		7,820,000	7,840,000	106,000		8,000,000円以上			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から35,100円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	98,800		7,640,000	7,660,000	102,400		7,840,000	7,860,000	106,400					
7,460,000	7,480,000	99,100		7,660,000	7,680,000	102,700		7,860,000	7,880,000	106,700					
7,480,000	7,500,000	99,500		7,680,000	7,700,000	103,100		7,880,000	7,900,000	107,100					
7,500,000	7,520,000	99,900		7,700,000	7,720,000	103,500		7,900,000	7,920,000	107,500					
7,520,000	7,540,000	100,200		7,720,000	7,740,000	103,800		7,920,000	7,940,000	107,800		8,000,000円以上			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から35,100円を控除した金額
7,540,000	7,560,000	100,600		7,740,000	7,760,000	104,200		7,940,000	7,960,000	108,100					
7,560,000	7,580,000	100,900		7,760,000	7,780,000	104,500		7,960,000	7,980,000	108,400					
7,580,000	7,600,000	101,300		7,780,000	7,800,000	104,900		7,980,000	8,000,000	108,800					
7,600,000	7,620,000	101,700		7,800,000	7,820,000	105,300		8,000,000							

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	8,000	円未満	0	100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,600			
	8,000	12,000	100	108,000	112,000	1,400	208,000	212,000	2,800	364,000	372,000	4,900			
	12,000	16,000	100	112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000			
	16,000	20,000	200	116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100			
	20,000	24,000	200	120,000	124,000	1,600	220,000	224,000	2,900	388,000	396,000	5,200			
	24,000	28,000	300	124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	396,000	404,000	5,300			
	28,000	32,000	300	128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,400			
	32,000	36,000	400	132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,500			
	36,000	40,000	400	136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,600			
	40,000	44,000	500	140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,700			
	44,000	48,000	500	144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,800			
	48,000	52,000	600	148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,900			
	52,000	56,000	700	152,000	156,000	2,000	252,000	256,000	3,400	452,000	460,000	6,100			
	56,000	60,000	700	156,000	160,000	2,100	256,000	260,000	3,500	460,000	468,000	6,200			
	60,000	64,000	800	160,000	164,000	2,100	260,000	264,000	3,600	468,000	476,000	6,300			
	64,000	68,000	800	164,000	168,000	2,200	264,000	268,000	3,700	476,000	484,000	6,400			
	68,000	72,000	900	168,000	172,000	2,200	268,000	272,000	3,800	484,000	492,000	6,500			
	72,000	76,000	900	172,000	176,000	2,300	272,000	276,000	3,900	492,000	500,000	6,600			
	76,000	80,000	1,000	176,000	180,000	2,300	276,000	280,000	4,000	500,000	508,000	6,700			
	80,000	84,000	1,000	180,000	184,000	2,400	280,000	284,000	4,100	508,000	516,000	6,800			
	84,000	88,000	1,100	184,000	188,000	2,400	284,000	288,000	4,200	516,000	524,000	6,900			
	88,000	92,000	1,100	188,000	192,000	2,500	288,000	292,000	4,300	524,000	532,000	7,000			
	92,000	96,000	1,200	192,000	196,000	2,500	292,000	296,000	4,400	532,000	540,000	7,100			
	96,000	100,000	1,200	196,000	200,000	2,600	296,000	300,000	4,500	540,000	548,000	7,200			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,082,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	19,100	556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	19,400
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	19,700	572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	19,900
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	20,200	588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,500
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	20,700	604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	21,000
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	21,300	620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	21,600
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	21,800	636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	22,100
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	22,400	652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	22,600
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	22,900	668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,400	1,512,000	1,524,000	23,200
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,700	1,524,000	1,536,000	23,400	684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	17,000	1,536,000	1,548,000	23,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	17,200	1,548,000	1,560,000	24,000	700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,500	1,560,000	1,576,000	24,300
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,800	1,576,000	1,592,000	24,600	716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	18,000	1,592,000	1,608,000	25,000
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	18,300	1,608,000	1,624,000	25,300	732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	18,600	1,624,000	1,640,000	25,700
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	18,900	1,640,000	1,656,000	26,100												

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

昭和六十二年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
1,656,000	1,672,000	26,400		2,056,000	2,072,000	35,400		2,456,000	2,472,000	44,400		2,920,000	2,940,000	57,700	
1,672,000	1,688,000	26,800		2,072,000	2,088,000	35,800		2,472,000	2,488,000	44,800		2,940,000	2,960,000	58,400	
1,688,000	1,704,000	27,100		2,088,000	2,104,000	36,100		2,488,000	2,504,000	45,100		2,960,000	2,980,000	59,000	
1,704,000	1,720,000	27,500		2,104,000	2,120,000	36,500		2,504,000	2,520,000	45,500		2,980,000	3,000,000	59,600	
1,720,000	1,736,000	27,900		2,120,000	2,136,000	36,900		2,520,000	2,536,000	45,900		3,000,000	3,020,000	60,300	
1,736,000	1,752,000	28,200		2,136,000	2,152,000	37,200		2,536,000	2,552,000	46,200		3,020,000	3,040,000	60,900	
1,752,000	1,768,000	28,600		2,152,000	2,168,000	37,600		2,552,000	2,568,000	46,600		3,040,000	3,060,000	61,500	
1,768,000	1,784,000	28,900		2,168,000	2,184,000	37,900		2,568,000	2,584,000	46,900		3,060,000	3,080,000	62,100	
1,784,000	1,800,000	29,300		2,184,000	2,200,000	38,300		2,584,000	2,600,000	47,300		3,080,000	3,100,000	62,800	
1,800,000	1,816,000	29,700		2,200,000	2,216,000	38,700		2,600,000	2,620,000	47,700		3,100,000	3,120,000	63,400	
1,816,000	1,832,000	30,000		2,216,000	2,232,000	39,000		2,620,000	2,640,000	48,300		3,120,000	3,140,000	64,000	
1,832,000	1,848,000	30,400		2,232,000	2,248,000	39,400		2,640,000	2,660,000	48,900		3,140,000	3,160,000	64,700	
1,848,000	1,864,000	30,700		2,248,000	2,264,000	39,700		2,660,000	2,680,000	49,500		3,160,000	3,180,000	65,300	
1,864,000	1,880,000	31,100		2,264,000	2,280,000	40,100		2,680,000	2,700,000	50,200		3,180,000	3,200,000	65,900	
1,880,000	1,896,000	31,500		2,280,000	2,296,000	40,500		2,700,000	2,720,000	50,800		3,200,000	3,220,000	66,600	
1,896,000	1,912,000	31,800		2,296,000	2,312,000	40,800		2,720,000	2,740,000	51,400		3,220,000	3,240,000	67,200	
1,912,000	1,928,000	32,200		2,312,000	2,328,000	41,200		2,740,000	2,760,000	52,100		3,240,000	3,260,000	67,800	
1,928,000	1,944,000	32,500		2,328,000	2,344,000	41,500		2,760,000	2,780,000	52,700		3,260,000	3,280,000	68,400	
1,944,000	1,960,000	32,900		2,344,000	2,360,000	41,900		2,780,000	2,800,000	53,300		3,280,000	3,300,000	69,100	
1,960,000	1,976,000	33,300		2,360,000	2,376,000	42,300		2,800,000	2,820,000	54,000		3,300,000	3,320,000	69,700	
1,976,000	1,992,000	33,600		2,376,000	2,392,000	42,600		2,820,000	2,840,000	54,600		3,320,000	3,340,000	70,300	
1,992,000	2,008,000	34,000		2,392,000	2,408,000	43,000		2,840,000	2,860,000	55,200		3,340,000	3,360,000	71,000	
2,008,000	2,024,000	34,300		2,408,000	2,424,000	43,300		2,860,000	2,880,000	55,800		3,360,000	3,380,000	71,600	
2,024,000	2,040,000	34,700		2,424,000	2,440,000	43,700		2,880,000	2,900,000	56,500		3,380,000	3,400,000	72,200	
2,040,000	2,056,000	35,100		2,440,000	2,456,000	44,100		2,900,000	2,920,000	57,100		3,400,000	3,420,000	72,900	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
3,420,000	3,440,000	73,500		3,920,000	3,940,000	89,200		4,420,000	4,440,000	105,000		4,920,000	4,940,000	120,700	
3,440,000	3,460,000	74,100		3,940,000	3,960,000	89,900		4,440,000	4,460,000	105,600		4,940,000	4,960,000	121,400	
3,460,000	3,480,000	74,700		3,960,000	3,980,000	90,500		4,460,000	4,480,000	106,200		4,960,000	4,980,000	122,000	
3,480,000	3,500,000	75,400		3,980,000	4,000,000	91,100		4,480,000	4,500,000	106,900		4,980,000	5,000,000	122,600	
3,500,000	3,520,000	76,000		4,000,000	4,020,000	91,800		4,500,000	4,520,000	107,500		5,000,000	5,020,000	123,300	
3,520,000	3,540,000	76,600		4,020,000	4,040,000	92,400		4,520,000	4,540,000	108,100		5,020,000	5,040,000	123,900	
3,540,000	3,560,000	77,300		4,040,000	4,060,000	93,000		4,540,000	4,560,000	108,800		5,040,000	5,060,000	124,500	
3,560,000	3,580,000	77,900		4,060,000	4,080,000	93,600		4,560,000	4,580,000	109,400		5,060,000	5,080,000	125,100	
3,580,000	3,600,000	78,500		4,080,000	4,100,000	94,300		4,580,000	4,600,000	110,000		5,080,000	5,100,000	125,800	
3,600,000	3,620,000	79,200		4,100,000	4,120,000	94,900		4,600,000	4,620,000	110,700		5,100,000	5,120,000	126,400	
3,620,000	3,640,000	79,800		4,120,000	4,140,000	95,500		4,620,000	4,640,000	111,300		5,120,000	5,140,000	127,000	
3,640,000	3,660,000	80,400		4,140,000	4,160,000	96,200		4,640,000	4,660,000	111,900		5,140,000	5,160,000	127,700	
3,660,000	3,680,000	81,000		4,160,000	4,180,000	96,800		4,660,000	4,680,000	112,500		5,160,000	5,180,000	128,300	
3,680,000	3,700,000	81,700		4,180,000	4,200,000	97,400		4,680,000	4,700,000	113,200		5,180,000	5,200,000	128,900	
3,700,000	3,720,000	82,300		4,200,000	4,220,000	98,100		4,700,000	4,720,000	113,800		5,200,000	5,220,000	129,600	
3,720,000	3,740,000	82,900		4,220,000	4,240,000	98,700		4,720,000	4,740,000	114,400		5,220,000	5,240,000	130,300	
3,740,000	3,760,000	83,600		4,240,000	4,260,000	99,300		4,740,000	4,760,000	115,100		5,240,000	5,260,000	131,000	
3,760,000	3,780,000	84,200		4,260,000	4,280,000	99,900		4,760,000	4,780,000	115,700		5,260,000	5,280,000	131,700	
3,780,000	3,800,000	84,900		4,280,000	4,300,000	100,600		4,780,000	4,800,000	116,300		5,280,000	5,300,000	132,400	
3,800,000	3,820,000	85,500		4,300,000	4,320,000	101,200		4,800,000	4,820,000	117,000		5,300,000	5,320,000	133,200	
3,820,000	3,840,000	86,100		4,320,000	4,340,000	101,800		4,820,000	4,840,000	117,600		5,320,000	5,340,000	133,900	
3,840,000	3,860,000	86,700		4,340,000	4,360,000	102,500		4,840,000	4,860,000	118,200		5,340,000	5,360,000	134,600	
3,860,000	3,880,000	87,300		4,360,000	4,380,000	103,100		4,860,000	4,880,000	118,800		5,360,000	5,380,000	135,300	
3,880,000	3,900,000	88,000		4,380,000	4,400,000	103,700		4,880,000	4,900,000	119,500		5,380,000	5,400,000	136,000	
3,900,000	3,920,000	88,600		4,400,000	4,420,000	104,400		4,900,000	4,920,000	120,100		5,400,000	5,420,000	136,800	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
5,420,000	5,440,000	137,500		5,920,000	5,940,000	155,500		6,420,000	6,440,000	173,500		6,920,000	6,940,000	191,500	
5,440,000	5,460,000	138,200		5,940,000	5,960,000	156,200		6,440,000	6,460,000	174,200		6,940,000	6,960,000	192,200	
5,460,000	5,480,000	138,900		5,960,000	5,980,000	156,900		6,460,000	6,480,000	174,900		6,960,000	6,980,000	192,900	
5,480,000	5,500,000	139,600		5,980,000	6,000,000	157,600		6,480,000	6,500,000	175,600		6,980,000	7,000,000	193,600	
5,500,000	5,520,000	140,400		6,000,000	6,020,000	158,400		6,500,000	6,520,000	176,400		7,000,000	7,020,000	194,400	
5,520,000	5,540,000	141,100		6,020,000	6,040,000	159,100		6,520,000	6,540,000	177,100		7,020,000	7,040,000	195,100	
5,540,000	5,560,000	141,800		6,040,000	6,060,000	159,800		6,540,000	6,560,000	177,800		7,040,000	7,060,000	195,800	
5,560,000	5,580,000	142,500		6,060,000	6,080,000	160,500		6,560,000	6,580,000	178,500		7,060,000	7,080,000	196,500	
5,580,000	5,600,000	143,200		6,080,000	6,100,000	161,200		6,580,000	6,600,000	179,200		7,080,000	7,100,000	197,200	
5,600,000	5,620,000	144,000		6,100,000	6,120,000	162,000		6,600,000	6,620,000	180,000		7,100,000	7,120,000	198,000	
5,620,000	5,640,000	144,700		6,120,000	6,140,000	162,700		6,620,000	6,640,000	180,700		7,120,000	7,140,000	198,700	
5,640,000	5,660,000	145,400		6,140,000	6,160,000	163,400		6,640,000	6,660,000	181,400		7,140,000	7,160,000	199,400	
5,660,000	5,680,000	146,100		6,160,000	6,180,000	164,100		6,660,000	6,680,000	182,100		7,160,000	7,180,000	200,100	
5,680,000	5,700,000	146,800		6,180,000	6,200,000	164,800		6,680,000	6,700,000	182,800		7,180,000	7,200,000	200,800	
5,700,000	5,720,000	147,600		6,200,000	6,220,000	165,600		6,700,000	6,720,000	183,600		7,200,000	7,220,000	201,600	
5,720,000	5,740,000	148,300		6,220,000	6,240,000	166,300		6,720,000	6,740,000	184,300		7,220,000	7,240,000	202,300	
5,740,000	5,760,000	149,000		6,240,000	6,260,000	167,000		6,740,000	6,760,000	185,000		7,240,000	7,260,000	203,000	
5,760,000	5,780,000	149,700		6,260,000	6,280,000	167,700		6,760,000	6,780,000	185,700		7,260,000	7,280,000	203,700	
5,780,000	5,800,000	150,400		6,280,000	6,300,000	168,400		6,780,000	6,800,000	186,400		7,280,000	7,300,000	204,400	
5,800,000	5,820,000	151,200		6,300,000	6,320,000	169,200		6,800,000	6,820,000	187,200		7,300,000	7,320,000	205,200	
5,820,000	5,840,000	151,900		6,320,000	6,340,000	169,900		6,820,000	6,840,000	187,900		7,320,000	7,340,000	205,900	
5,840,000	5,860,000	152,600		6,340,000	6,360,000	170,600		6,840,000	6,860,000	188,600		7,340,000	7,360,000	206,600	
5,860,000	5,880,000	153,300		6,360,000	6,380,000	171,300		6,860,000	6,880,000	189,300		7,360,000	7,380,000	207,300	
5,880,000	5,900,000	154,000		6,380,000	6,400,000	172,000		6,880,000	6,900,000	190,000		7,380,000	7,400,000	208,000	
5,900,000	5,920,000	154,800		6,400,000	6,420,000	172,800		6,900,000	6,920,000	190,800		7,400,000	7,420,000	208,800	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
7,420,000	7,440,000	209,500		7,720,000	7,740,000	220,300		8,000,000	9,200,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.4%を乗じて算出した金額から87,600円を控除した金額		38,000,000円以上			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.4%を乗じて算出した金額から296,800円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	210,200		7,740,000	7,760,000	221,000									
7,460,000	7,480,000	210,900		7,760,000	7,780,000	221,700									
7,480,000	7,500,000	211,600		7,780,000	7,800,000	222,400									
7,500,000	7,520,000	212,400		7,800,000	7,820,000	223,200									
7,520,000	7,540,000	213,100		7,820,000	7,840,000	223,900		9,200,000	19,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から140,400円を控除した金額					
7,540,000	7,560,000	213,800		7,840,000	7,860,000	224,600									
7,560,000	7,580,000	214,500		7,860,000	7,880,000	225,300									
7,580,000	7,600,000	215,200		7,880,000	7,900,000	226,000									
7,600,000	7,620,000	216,000		7,900,000	7,920,000	226,800									
7,620,000	7,640,000	216,700		7,920,000	7,940,000	227,500		19,000,000	38,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から226,800円を控除した金額					
7,640,000	7,660,000	217,400		7,940,000	7,960,000	228,200									
7,660,000	7,680,000	218,100		7,960,000	7,980,000	228,900									
7,680,000	7,700,000	218,800		7,980,000	8,000,000	229,600									
7,700,000	7,720,000	219,600													

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

(小字及び一は衆議院修正)

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(勤労者財産形成貯蓄契約等)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「勤労者財産形成年金貯蓄契約」の下に「又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約」を加え、同項第一号イ中「当該契約に基づき預入等が行われた預貯金等又はこれに係る利子若しくは収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行う場合における当該預入等(以下この条において「継続預入等」という。並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による)」を「次に掲げる」に改め、「この号」の下に「及び第六項を、及びロ」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同号イに次のように加える。

(1) 当該契約に基づき預入等が行われた預貯金等又はこれに係る利子若しくは収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行う場合における当該預入等(以下この条において「継続預入等」という。)

(2) 財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等

第六条第一項第一号ハ中「次項第一号ニ」の下に「及び第四項第一号ホ」を加え、同項第二号イ中「五年」を「三年」に、「被保険者又は被共済者が当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間の満了の日に生存している場合に支払われる保険金又は共済金に係る金銭、剰余金又は割戻金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の生命保険会社等に他の生命保険の保

険料又は他の生命共済の共済掛金の払込みを行う場合における当該払込み(以下この号において「継続払込み」という。))並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による保険料又は共済掛金の「次に掲げる」に改め、同号イに次のように加える。

(1) 被保険者又は被共済者が当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間の満了の日に生存している場合に支払われる保険金若しくは共済金又は剰余金若しくは割戻金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の生命保険会社等に他の生命保険の保険料又は他の生命共済の共済掛金の払込みを行う場合における当該払込み(以下この号において「継続払込み」という。)

(2) 財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

第六条第一項第二号ロ中「五年」を「三年」に改め、同号ハ中「次項第二号ハ」を以下この条に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 損害保険会社(保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国損害保険事業者をいう。以下この条及び第十二条において同じ。)を相手方とする損害保険に関する契約(以下「損害保険契約」という。)で、次の要件を満たすもの。

イ 三年以上の期間にわたって定期に、当該契約に基づく保険料の払込み(次に掲げる払込みを除く。)をするものであること。
(1) 当該契約に係る損害保険の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金又は剰余金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の損害保険会社に他の損害保険の保険料の払込みを行う場合における当該払込み(以下この号において「継続払込み」という。))

「継続払込み」という。

(2) 財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による保険料の払込み

ロ 当該契約に係る損害保険の保険期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金の支払は、被保険者が保険期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者と満期返戻金受取人とは、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剰余金の分配は、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

ヘ 当該契約に基づき分配が行われた剰余金は、当該契約に基づく保険金、満期返戻金その他政令で定める金銭の支払の日まで据え置くこととされていること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込み(継続払込みを除く。))は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

第六条第一項第三号ハ中「前号」を「第二号」に改め、同条第二項第一号ハ中「場合」の下に「及び当該勤労者が死亡した場合」を加え、同項第二号ロ中「以下」の下に「この号及び次号において」を加え、同号ニ中「共済金その他政令で定める金銭」を「又は共済金」に改め、同項に次の一号を加える。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約(年金がその者に対して支払われるものに限り、次の要件を満たすもの)。

イ 当該契約に基づく保険料の払込み(財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。ロ及び第四項第三号イにおいて同じ。))は、年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたって定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。ロ及び第四項第三号イにおいて同じ。))は、年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたって定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日以後に、五年以上の期間にわたって定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ハ 当該契約に基づく保険金、満期返戻金その他政令で定める金銭の支払は、ロに定めるところにより行われる年金の支払のほか、年金支払開始日前においてその者が死亡した場合に限り、行われるものであること。

ニ ハに定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ホ 当該契約に係る被保険者とその者が年金支払開始日において生存している場合の年金受取人とは、共にその者であること。

ヘ 当該契約に基づく剰余金の分配は、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

第六条に次の四項を加える。
4 この法律において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。
一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入

等に関する契約で、次の要件を満たすもの
イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得のための対価の全部若しくは一部の取得の時に支払われるもの(以下この項において「頭金等」という。)の全部若しくは一部の支払又は持家としての住宅の取得のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ハ ロに定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、継続預入等で政令で定める要件を満たすものとする場合及び当該勤労者が死亡した場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

ニ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、当該契約を締結した勤労者を雇用する事業主若しくは当該事業主が構成員となつて法人である事業主団体で政令で定めるもの(当該勤労者が国家公務員又は地方公務員である場合にあつては、第十五条第二項に規定する共済組合等)又は第九条第三項に規定する福利厚生会社(以下この項において「事業主等」と総称する。)から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ホ 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が

当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う資金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

二 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等で、次の要件を満たすもの
イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み(財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。)をするものであること。

ロ 当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合(重度障害の状態となつた場合を除く。)に支払われる保険金又は共済金に係る金銭及び当該契約に基づく政令で定める金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家としての住宅の取得のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ニ ハに定めるもののほか、当該契約に基づく保険金、共済金その他政令で定める金銭の支払は、当該保険期間又は共済期間中に第一項第二号ハの政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ ニに定めるところにより支払われる保険金又は共済金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の

金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ト 当該契約に係る被保険者又は被共済者とハに定める保険金、共済金その他の金銭の受取人となつ、共に当該勤労者であること。

チ 当該契約に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う資金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約で、次の要件を満たすもの
イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に係る損害保険の保険期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に基づく満期返戻金に係る金銭及び当該契約に基づく政令で定める金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家としての住宅の取得のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ニ ハに定めるもののほか、当該契約に基づく保険金その他政令で定める金銭の支払は、被保険者が保険期間中に第一項第二号の二ハの政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ ニに定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ ニに定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ト 当該契約に係る被保険者となつて定める満期返戻金その他の金銭の受取人となつ、共に当該勤労者であること。

チ 当該契約に基づく剰余金の分配は、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う資金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

5 既に勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することができない。

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等

既に勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することができない。

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等

四七五

昭和六十二年九月十九日 参議院會議録第十三号(その二) 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

た勤労者に係る損害保険の剰余金に係る保険料」を加える。

第七条の三中「及び勤労者財産形成年金貯蓄契約」を「勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約」に改める。

第七条の十九第二号中「又は生命共済に関する契約」を「生命共済に関する契約又は損害保険に関する契約」に、「又は当該契約」を「当該契約」に改め、「共済掛金」の下に「又は当該契約に基づき満期返戻金受取人となつた加入員に係る損害保険の剰余金に係る保険料」を加える。

第八条中「勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等」を「勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込み」に改め、「(昭和三十三年法律第二十六号)の下に」及び「(昭和三十三年法律第二十六号)の下に」及び「(昭和三十三年法律第二十六号)の下に」を「所得税」の下に「及び道府県民税都民税を含む。」を加える。

第十一条中「生命保険契約等」の下に「又は損害保険契約」を加える。

第十二条第一項中「又は生命保険会社等」を「生命保険会社等又は損害保険会社」に改め、同条第三項中「若しくは生命保険会社等」を「生命保険会社等若しくは損害保険会社」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(勤労者財産形成貯蓄契約に係る経過措置)

第二条 その締結の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前である契約であつて、改正後の勤労者財産形成促進法(以下「新法」という。)第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約(同項第一号及び第二号に掲げる契約に係るものに限る。)に該当するものを締結している勤労者が、次の各号に掲げる場合に依り、前

条ただし書に定める日から当該各号に定める日までの間に、同一の金融機関等(同項第一号に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)又は生命保険会社等(同項第二号に規定する生命保険会社等をいう。以下同じ。)との契約(以下「勤労者財産形成貯蓄引継ぎ契約」という。)に基づき、当該勤労者財産形成貯蓄契約に該当する契約(以下「継続勤労者財産形成貯蓄契約」という。)を新法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(第一号及び第二号を除き、以下「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に該当する契約に変更すること、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づき預貯金等(同条第一項第一号に規定する預貯金等をいう。以下同じ。)及びこれに係る利子等(同条第一項に規定する利子等をいう。以下同じ。)又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額その他政令で定める金額の金額(第二号に掲げる場合に於ては、施行日の前日における当該預貯金等及びこれに係る利子等又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額その他政令で定める金額の金額に相当する額を限度とする。)を勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当する契約に基づき預貯金等又は保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額とみなすことその他政令で定める事項を定めた場合には、同条の規定にかかわらず、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約は、政令で定めるところにより、当該金融機関等又は生命保険会社等を相手方とする勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものに変更されたものとみなす。この場合において、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当する契約が締結された日は、当該勤労者財産形成貯蓄引

継ぎ契約を締結した日(その日が施行日前の日である場合には、施行日)とする。

一 当該勤労者が当該継続勤労者財産形成貯蓄契約を新法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に該当する契約に変更しようとする場合において、施行日の前日において当該勤労者を雇用する事業主が、改正前の勤労者財産形成促進法(以下「旧法」という。)第六条第二項第一号又は第二号の規定に基づき、当該勤労者以外の勤労者(当該勤労者が雇用される事業場に雇用される者に限る。次項第一号において同じ。)との間に於いて同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号に規定する預入等をいう。又は保険料、掛金若しくは共済掛金(以下「保険料等」という。))の払込みに関し、勤労者に代わつて行う当該預入等に係る金額又は保険料等の払込みに関する契約(以下「払込代行契約」という。))を締結しているとき、昭和六十三年六月三十日及び初回預入日(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく施行日以後における最初の貯蓄契約に基づく施行日以後における最初の貯蓄契約に基づく施行日)以後に於ける最初の貯蓄契約に基づく施行日(イからハまでを除く。)に規定する預入等(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約が同号イに規定する預託による証券購入契約である場合に於ては、同号イに規定する金額の預託とする。)に係る金額の払込み又は保険料若しくは共済掛金の払込みの日をいう。以下同じ。)のうちいずれか早い日(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約が預貯金等の同号(イからハまでを除く。)に規定する預入等に関する契約である場合には、同月三十日、初回預入日及び施行日以後における最初の当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく利子等の支払の日のうちいずれか早い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 昭和六十三年六月三十日

2 継続勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者は、新法第六条第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、施行日から当該各号に定める日までの間に、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づき預貯金等及びこれに係る利子等又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額その他政令で定める金額の金額(第二号に掲げる場合に於ては、施行日の前日における当該預貯金等及びこれに係る利子等又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額その他政令で定める金額の金額に相当する額を限度とする。)の全部又は一部により、政令で定めるところにより、同一の金融機関等又は生命保険会社等に勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号に規定する預入等をいう。)に係る金額の払込み又は保険料等の払込みを行うことができる。

一 当該勤労者が当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額その他政令で定める金額の金額の全部又は一部により、新法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号に規定する預入等をいう。)に係る金額の払込み又は保険料等の払込みを行おうとする場合には、施行日の前日において当該勤労者を雇用する事業主が、旧法第六条第二項第一号又は第二号の規定に基づき、当該勤労者以外の勤労者(当該勤労者が雇用される事業場に雇用される者に限る。次項第一号において同じ。)との間に於いて同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号に規定する預入等をいう。又は保険料、掛金若しくは共済掛金(以下「保険料等」という。))の払込みに関し、勤労者に代わつて行う当該預入等に係る金額又は保険料等の払込みに関する契約(以下「払込代行契約」という。))を締結しているとき、昭和六十三年六月三十日及び初回預入日(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく施行日以後における最初の貯蓄契約に基づく施行日)以後に於ける最初の貯蓄契約に基づく施行日(イからハまでを除く。)に規定する預入等(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約が同号イに規定する預託による証券購入契約である場合に於ては、同号イに規定する金額の預託とする。)に係る金額の払込み又は保険料若しくは共済掛金の払込みの日をいう。以下同じ。)のうちいずれか早い日(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約が預貯金等の同号(イからハまでを除く。)に規定する預入等に関する契約である場合には、同月三十日、初回預入日及び施行日以後における最初の当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく利子等の支払の日のうちいずれか早い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 昭和六十三年六月三十日

約に基づく預入等（同条第一項第一号イに規定する預入等をいう。）又は保険料等の払込みに関し払込代行契約を締結しているとき 昭和六十三年^九六月三十日及び初回預入日のうちいずれか早い日（当該継続勤労者財産形成貯蓄契約が預貯金等の新法第六条第一項第一号（イ）からハまでを除く。）に規定する預入等に関する契約である場合には、同月三十日、初回預入日及び当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく利子等の支払の日のうちいずれか早い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 昭和六十三年^九六月三十日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（郵便貯金法の一部改正）

第四条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中、次項及び第三項を「及び次項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に係る貯金総額は、一の預金者ごとに、これらの郵便貯金につき五百万円、これらの郵便貯金のうち同条第二項第一号に規定する契約に係るものにつき三百五十万円を超えてはならない。

前項に規定する郵便貯金に係る貯金総額は、住宅積立郵便貯金及び同項に規定する郵便貯金に係る貯金総額を除く貯金総額が第一項に規定する制限額に満たない場合には、その差額の範囲内で、前項に規定する制限額を超えることができる。

昭和六十一年九月十九日 参議院会議録第十三号(その二)

四七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三(五七)四三三

定価
五五〇円部